

各府省の回答
(事務・権限移譲等検討シート)

平成25年5月28日

< 目 次 >

【内閣府】

沖繩総合事務局 1

【総務省】

総合通信局、沖繩総合通信事務所 16

【法務省】

法務局・地方法務局 37

【厚生労働省】

地方厚生局 43

都道府県労働局 160

【農林水産省】

地方農政局、北海道農政事務所 183

森林管理局 208

【経済産業省】

経済産業局 210

【国土交通省】

地方整備局 313

北海道開発局 330

地方運輸局 352

【環境省】

地方環境事務所 361

【内閣府】

沖縄総合事務局

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：沖縄総合事務局				No. 1
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務（総務部）					
事務・権限の概要	<p>（根拠法令） 沖縄振興特別措置法第3条の2、第4条、第5条（沖縄振興基本方針の策定、沖縄振興計画の策定等、沖縄振興計画の円滑な実施に関する援助）</p> <p>（関係する計画等） 沖縄振興基本方針（沖縄振興特別措置法第3条の2に基づくもの）</p> <p>（具体的な業務内容） ①沖縄振興審議会の現地開催時の庶務、本府との連絡調整 ②沖縄振興推進調査の実施 ③沖縄総合事務局観光振興推進本部の運営、関連調査の実施 ④その他経済動向等の調査、資料収集等</p>					
予算の状況 （単位：百万円）	平成24年度執行額：5,503百万円 予算額：10,406百万円の内数（平成25年度（組織）沖縄総合事務局の予算案計上額）					
関係職員数	92名の内数（平成25年度末定数・定員数）					
事務量（アウト プット）	予算執行状況					
	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	示達額	6,666百万 円の内数	6,295百万 円の内数	6,495百万 円の内数	6,165百万 円の内数	5,824百万 円の内数
執行額	6,332百万 円の内数	6,032百万 円の内数	5,994百万 円の内数	5,747百万 円の内数	5,503百万 円の内数	
地方側の意見	現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興の在り方と併せて検討する必要がある。（平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）					
その他各方面の意見	—					
平成21年工程表における見直しの内容	平成23年度で終了する沖縄振興計画（沖縄振興特別措置法）の見直しに当たっては、分権的視点を持って取り組む。					
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	当該事務・権限の見直しについては、改正沖縄振興特別措置法（平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところ。					
その他既往の政府方針等	—					

<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="196 244 363 383" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80px; text-align: center;">D</div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 C-c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法（平成 24 年 4 月施行。平成 34 年 3 月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：沖縄総合事務局	No. 2
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務（財務部）		
事務・権限の概要	<p>（根拠法令） 沖縄振興特別措置法第 109 条（国有財産の譲与等） 沖縄振興特別措置法施行令第 36 条（国有財産の譲与等）</p> <p>国は、沖縄振興特別措置法（以下、法と言う）第 109 条に基づき、政令（法施行令）第 36 条により当該国有財産を所管する各省各庁の長及び文部科学大臣と協議のうち、内閣総理大臣が指定する施設について、関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。</p> <p>（主な業務内容） 内閣総理大臣が指定する小中学校等敷地の用に供するための国有地の無償譲渡、減額売払又は貸し付け</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	平成 24 年度予算額：0 百万円		
関係職員数	0 名		
事務量（アウトプット）	昭和 50 年 8 月の古波蔵小学校敷地としての無償譲渡以降実績無し		
地方側の意見	現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。（平成 22 年 7 月 15 日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）		
その他各方面の意見	—		
平成 21 年工程表における見直しの内容	平成 2 3 年度で終了する沖縄振興計画（沖縄振興特別措置法）の見直しに当たっては、分権的視点を持って取り組む。		
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	当該事務・権限の見直しについては、改正沖縄振興特別措置法（平成 24 年 4 月施行。平成 34 年 3 月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところ。		
その他既往の政府方針等	—		
検討結果（事務・権限の区分）	<p>（区分の理由等）</p> <p>沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。</p>		
	<div style="border: 2px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> D </div>		

<p>(参考) 平成 22 年の検討結果 C-c</p>	<p>沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法（平成 24 年 4 月施行。平成 34 年 3 月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：沖縄総合事務局		No. 3																			
事務・権限移譲等検討シート（個票）																					
事務・権限名	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務（農林水産部）																				
事務・権限の概要	（根拠法令） 沖縄振興特別措置法第 60～62 条（農林水産業の振興） 第 105 条（国の負担又は補助の割合の特例等） （関係する計画等） 沖縄振興基本方針（沖縄振興特別措置法第 3 条の 2 に基づくもの） （具体的な業務内容） ①地域特性を生かした農林水産業の振興 ②土地改良事業等の実施																				
予算の状況 （単位：百万円）	平成 24 年度示達額：52,442 百万円の内数 予算額：10,406 百万円の内数（平成 25 年度（組織）沖縄総合事務局の予算案計上額）																				
関係職員数	248 名（平成 25 年度末定数・定員数）の内数																				
事務量（アウトプット）	予算執行状況 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>示達額</td> <td>42,660百万円 の内数</td> <td>50,799百万円 の内数</td> <td>43,813百万円 の内数</td> <td>43,963百万円 の内数</td> <td>52,442百万円 の内数</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>35,386百万円 の内数</td> <td>38,965百万円 の内数</td> <td>33,165百万円 の内数</td> <td>32,206百万円 の内数</td> <td>34,085百万円 の内数</td> </tr> </tbody> </table>			項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	示達額	42,660百万円 の内数	50,799百万円 の内数	43,813百万円 の内数	43,963百万円 の内数	52,442百万円 の内数	執行額	35,386百万円 の内数	38,965百万円 の内数	33,165百万円 の内数	32,206百万円 の内数	34,085百万円 の内数
項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																
示達額	42,660百万円 の内数	50,799百万円 の内数	43,813百万円 の内数	43,963百万円 の内数	52,442百万円 の内数																
執行額	35,386百万円 の内数	38,965百万円 の内数	33,165百万円 の内数	32,206百万円 の内数	34,085百万円 の内数																
地方側の意見	現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。（平成 22 年 7 月 15 日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）																				
その他各方面の意見	—																				
平成 21 年工程表における見直しの内容	平成 2 3 年度で終了する沖縄振興計画（沖縄振興特別措置法）の見直しに当たっては、分権的視点を持って取り組む。																				
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	当該事務・権限の見直しについては、改正沖縄振興特別措置法（平成 24 年 4 月施行。平成 34 年 3 月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところ。																				
その他既往の政府方針等	—																				
検討結果（事務・権限の区分）	（区分の理由等） 沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。																				
<div style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">D</div>																					

<p>(参考) 平成 22 年の検討結果 C-c</p>	<p>沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法（平成 24 年 4 月施行。平成 34 年 3 月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。</p>
<p>備考</p>	

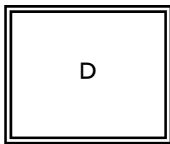
事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：沖縄総合事務局		No. 4																			
事務・権限移譲等検討シート（個票）																					
事務・権限名	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務（経済産業部）																				
事務・権限の概要	<p>（根拠法令）</p> <p>沖縄振興特別措置法第 28 条～第 34 条（情報通信産業の振興）</p> <p>第 35 条～第 40 条（産業高度化・事業革新促進計画等）</p> <p>第 42 条～第 52 条（国際物流拠点産業集積地域）</p> <p>第 63 条～第 65 条（電気の安定的かつ適正な供給の確保）</p> <p>第 66 条～第 72 条（中小企業の振興）</p> <p>（関係する計画等）</p> <p>沖縄振興基本方針（沖縄振興特別措置法第 3 条の 2 に基づくもの）</p> <p>（具体的な業務内容）</p> <p>① 情報通信産業の振興に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表彰、関連セミナー、海外調査等 ・中小企業の情報化の推進（普及・啓発事業）等 <p>② その他産業の振興に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業の高度化（沖縄地域経済産業ビジョンの推進等） ・貿易振興等、海外展開の推進 ・電気の安定供給の確保（電源立地地域対策交付金等） ・中小企業の振興（経営基盤の強化支援等） 																				
予算の状況 （単位：百万円）	平成 24 年度示達額：1,203 百万円 予算額：10,406 百万円の内数（平成 25 年度（組織）沖縄総合事務局の予算案計上額）																				
関係職員数	57 名（平成 25 年度末定数・定員数（経済産業本省定員の 1 名を含む））																				
事務量（アウト プット）	<p>予算執行状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>示達額</td> <td>2,261百万円</td> <td>2,191百万円</td> <td>2,343百万円</td> <td>1,658百万円</td> <td>1,203百万円</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>1,627百万円</td> <td>1,793百万円</td> <td>1,813百万円</td> <td>1,277百万円</td> <td>1,075百万円</td> </tr> </tbody> </table>			項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	示達額	2,261百万円	2,191百万円	2,343百万円	1,658百万円	1,203百万円	執行額	1,627百万円	1,793百万円	1,813百万円	1,277百万円	1,075百万円
項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																
示達額	2,261百万円	2,191百万円	2,343百万円	1,658百万円	1,203百万円																
執行額	1,627百万円	1,793百万円	1,813百万円	1,277百万円	1,075百万円																
地方側の意見	現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。（平成 22 年 7 月 15 日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）																				
その他各方面の 意見	—																				
平成 21 年工程表 における見直し の内容	平成 23 年度で終了する沖縄振興計画（沖縄振興特別措置法）の見直しに当たっては、分権的視点を持って取り組む。																				
平成 21 年工程表決定 又は平成 22 年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限	当該事務・権限の見直しについては、改正沖縄振興特別措置法（平成 24 年 4 月施行。平成 34 年 3 月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところ。																				

<p>の現状を的確に理解 できるような情報</p>	
<p>その他既往の政 府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事 務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 448 363 582" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">D</p> </div> <p>（参考）平成 22 年の検討結果 C－c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。</p> <p>沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法（平成 24 年 4 月施行。平成 34 年 3 月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：沖縄総合事務局		No. 5				
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務（開発建設部）					
事務・権限の概要	（根拠法令） 沖縄振興特別措置法第105条、第106条、第108条（沖縄振興の基盤の整備のための特別措置） （関係する計画等） 沖縄振興基本方針（沖縄振興特別措置法第3条の2に基づくもの） （具体的な業務内容） ①道路、港湾、空港の整備 ②県道・市町村道の直轄による工事実施 ③地方港湾の直轄による工事実施					
予算の状況 （単位：百万円）	平成24年度示達額：83,532百万円 予算額：10,406百万円の内数（平成25年度（組織）沖縄総合事務局の予算案計上額）					
関係職員数	378名の内数（平成25年度末定数・定員数）					
事務量（アウトプット）	予算執行状況					
	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	示達額	89,599百万円 の内数	82,310百万円 の内数	83,411百万円 の内数	74,706百万円 の内数	83,532百万円 の内数
	執行額	91,229百万円 の内数	80,373百万円 の内数	81,363百万円 の内数	75,502百万円 の内数	69,634百万円 の内数
地方側の意見	現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。（平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）					
その他各方面の意見	—					
平成21年工程表における見直しの内容	平成23年度で終了する沖縄振興計画（沖縄振興特別措置法）の見直しに当たっては、分権的視点を持って取り組む。					
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	当該事務・権限の見直しについては、改正沖縄振興特別措置法（平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところ。					
その他既往の政府方針等	—					
検討結果（事務・権限の区分）	（区分の理由等） 沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。 沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法（平成24年4					



<p>(参考)平成 22 年の検討結果 C-c</p>	<p>月施行。平成 34 年 3 月までの時限立法)において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：沖縄総合事務局				No. 6	
事務・権限移譲等検討シート（個票）							
事務・権限名	二級河川の改良工事、維持又は修繕及び特定多目的ダムの管理の実施						
事務・権限の概要	（根拠法令） 沖縄振興特別措置法第 107 条（沖縄の河川に係る特例） （関係する計画等） 沖縄振興基本方針（沖縄振興特別措置法第 3 条の 2 に基づくもの） （具体的な業務内容） ①二級河川の改良工事、維持又は修繕 ②国直轄建設 8 ダムの維持・管理及び当該ダムに係る河川管理 ③現在建設中の 1 ダムに係る事務						
予算の状況 （単位：百万円）	平成 24 年度示達額：83,532 百万円 予算額：10,406 百万円の内数（平成 25 年度（組織）沖縄総合事務局の予算案計上額）						
関係職員数	378 名の内数（平成 25 年度末定数・定員数）						
事務量（アウト プット）	予算執行状況						
	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	示達額	89,599百万円 の内数	82,310百万円 の内数	83,411百万円 の内数	74,706百万円 の内数	83,532百万円 の内数	
執行額	91,229百万円 の内数	80,373百万円 の内数	81,363百万円 の内数	75,502百万円 の内数	69,634百万円 の内数		
地方側の意見	現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興の在り方と併せて検討する必要がある。（平成 22 年 7 月 15 日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）						
その他各方面の意見	—						
平成 21 年工程表における見直しの内容	平成 23 年度で終了する沖縄振興特別措置法の見直しに当たっては、直轄事業とし得る要件の明確化等、国の役割を検討するものとする。						
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	二級河川の管理については河川法に基づき沖縄県知事が行うものであるが、そのうち、沖縄振興計画に基づいて行う改良工事、維持又は修繕で、沖縄の振興のため特に必要があるものについては、沖縄振興特別措置法第 107 条第 1 項及び第 2 項に基づき、沖縄県知事の申請に基づいて、国土交通大臣が行うことができるとされている。また、特定多目的ダム法の適用を受けるダムの管理については、上記の規定に加え同法第 107 条第 7 項に基づき、国土交通大臣が行うことができるとされている。沖縄県においては、二級河川の管理のうち、ダム以外の河川の管理については、全て県が行っているが、13 あるダムのうち、8 つについては、沖縄県知事の申請に基づき、国管理となっている（なお、現在、建設中の 2 ダムのうち、1 つについては、沖縄県知事の申請に基づき国が建設している）。 当該規定について、平成 24 年の沖縄振興特別措置法の改正時において検討したところ、改正後も引き続き存置することとしている。						
その他既往の政府方針等	—						

検討結果（事務・権限の区分）



（参考）平成 22
年の検討結果
C-c

（区分の理由等）

沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。

沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法（平成 24 年 4 月施行。平成 34 年 3 月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところ。当該規定は、河川法に基づき、沖縄県知事が管理等を行うとの規定を踏まえた上で、県知事の申請があった場合には、国が二級河川の改良工事や特定多目的ダムの管理等を行うことができると規定したものであり、県の主体性は確保されている。このことは、今回の法改正の、県の主体性をより尊重するとの観点に、本来的に沿っているものである。

現在、改正法に基づき、振興策を着実に実施しているところであり、今後も県の意向も踏まえながら対応していくこととする。

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：沖縄総合事務局		No. 7																			
事務・権限移譲等検討シート（個票）																					
事務・権限名	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務（運輸部）																				
事務・権限の概要	<p>（根拠法令） 沖縄振興特別措置法第6条～27条</p> <p>（関係する計画等） 沖縄振興基本方針（沖縄振興特別措置法第3条の2に基づくもの）</p> <p>（具体的な業務内容） ①観光の振興に関する事務 ②交通の確保等に関する事務</p>																				
予算の状況 （単位：百万円）	平成24年度示達額：178百万円 予算額：10,406百万円の内数（平成25年度（組織）沖縄総合事務局の予算案計上額）																				
関係職員数	83名（平成25年度末定数・定員数（国交本省定員の4名を含む））の内数																				
事務量（アウトプット）	<p>予算執行状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>示達額</td> <td>151百万円</td> <td>156百万円</td> <td>162百万円</td> <td>178百万円</td> <td>178百万円</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>140百万円</td> <td>136百万円</td> <td>138百万円</td> <td>156百万円</td> <td>124百万円</td> </tr> </tbody> </table>			項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	示達額	151百万円	156百万円	162百万円	178百万円	178百万円	執行額	140百万円	136百万円	138百万円	156百万円	124百万円
項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																
示達額	151百万円	156百万円	162百万円	178百万円	178百万円																
執行額	140百万円	136百万円	138百万円	156百万円	124百万円																
地方側の意見	現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興の在り方と併せて検討する必要がある。（平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）																				
その他各方面の意見	—																				
平成21年工程表における見直しの内容	平成23年度で終了する沖縄振興計画（沖縄振興特別措置法）の見直しに当たっては、分権的視点を持って取り組む。																				
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	当該事務・権限の見直しについては、改正沖縄振興特別措置法（平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところ。																				
その他既往の政府方針等																					
検討結果（事務・権限の区分）	<p>（区分の理由等）</p> <p>沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に</p>																				
<div style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">D</div>																					

<p>(参考) 平成 22 年の検討 結果 C-c</p>	<p>推進している。 沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法（平成 24 年 4 月施行。平成 34 年 3 月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。</p>
<p>備考</p>	

【総務省】

総合通信局

沖縄総合通信事務所

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：総合通信局・沖縄総合通信事務所	No. 1
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	無線通信等に関する一般消費者の利益の保護のための広報啓発、行政相談、指導等		
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 一般消費者の利益の保護。</p> <p>(2) 根拠法令 ① 所掌事務規定 総務省設置法第 28 条第 1 項 総務省組織規則第 273 条第 1 項第 16 号 ② 具体的事務の根拠法令 —</p> <p>(3) 出先機関が実施している具体的な業務内容 ① 無線通信等に関する広報啓発に係る事務 ② 無線通信等に関する行政相談及び指導等に係る事務</p>		
予算の状況	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所(11局所)の経費のうち一般財源(7,830百万円)の内数(平成25年度予算計上額:支出負担行為ベース)</p> <p>(北海道局676百万円、東北局817百万円、関東局1,428百万円、信越局493百万円、北陸局452百万円、東海局820百万円、近畿局940百万円、中国局666百万円、四国局498百万円、九州局795百万円、沖縄事務所244百万円)</p>		
関係職員数	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所(11局所)の定員(1,295人(平成25年度見込み))の内数</p> <p>(北海道局116人、東北局122人、関東局270人、信越局74人、北陸局65人、東海局131人、近畿局157人、中国局105人、四国局81人、九州局135人、沖縄事務所39人)</p>		
事務量(アウトプット)	<p>行政相談受付件数 平成21年度 約3万8千件 平成22年度 約3万6千件 平成23年度 約4万5千件 (関係課直接対応を含む。)</p>		
地方側の意見	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日) 「地方移管」</p>		
その他各方面の意見	なし		
平成21年工程表における見直しの内容	該当なし		
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p><input type="checkbox"/> 平成22年見直し以後、当該事務・権限に係る地方側からの要望はなかった。</p> <p><input type="checkbox"/> ICT分野の急速な技術革新と規制改革による競争の進展や、放送のデジタル化によりデータ放送や端末向け放送も可能になったことを背景に、スマートフォンをはじめとした高度化・多様化した情報通信機器・サービスが広く普及してきている。それに伴い、情報通信行政に関する相談・要望等の内容も、制度内容から個々の事業者に関する事項など多様化・複雑化してきており、こうした状況に的確に対応するには情報通信行政に関する専門的知識・経験を有する必要があるため、引き続き長年の経験ある再任用職員を含め、総合通信局・沖縄総合通信事</p>		

	務所の職員による適切な対応が必要である。
その他既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会「第二次勧告」（平成20年12月8日） （総合通信局）「組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。」
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">A - b</div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>総合通信局・沖縄総合通信事務所では、一般消費者から寄せられる電話などによる相談・問い合わせ等に対し、関係課へ直接入るもの以外に、全般相談として総合通信相談所という窓口において対応（総務部門の職員が他の業務と併行して実施）を行っている。相談・問い合わせ内容の多くは受信障害や無線局免許等の申請に係るものなど、電波監理に関するものが多く、特に高度な専門性が求められる内容に対して、迅速、効率的かつ的確に対処するためには、電波監理の専門部門において対応することが一般消費者の利益に合致すると考えられる。</p> <p>一方、消費者にとっては、国民サービスに関する問い合わせ先が集約され、専門的な対応が可能な関係機関と連携した上で、省庁横断的な相談窓口が行政区域単位に存在することの利便性もある。このため、このような行政区域単位の横断的窓口が消費者のために設けられる場合に、問い合わせ窓口に係る事務を個々の地方自治体の発意に応じ、他分野の権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、選択的に移譲することは可能。</p>
備考	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：総合通信局・沖縄総合通信事務所	No. 2
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	情報通信技術（ICT）に関する産学官連携（民間に対する助成）に関する事務		
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 地域における情報通信技術の振興強化を図るため、地域の大学、企業、自治体等からなる産学官の体制により、最先端の情報通信技術分野における研究開発や活用方策等の検討を行い、その成果を広く展開することを目的として実施する。</p> <p>(2) 根拠法令 ①所掌事務規定 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第274条 ②具体的事務の根拠法令 総務省組織規則第283条の2第1号 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策のうち情報の電磁的流通を促進するための国、独立行政法人、地方公共団体、大学、民間等の連携に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務内容 ① 調査の実施 地域における最先端の情報通信技術に対する固有ニーズ、技術開発のシーズ等についての現状調査 等 ② 検討会の開催 ・地域におけるニーズとシーズのマッチング ・地域内研究開発連携の在り方 ・実証実験プロジェクトの実施体制 等を検討 ③ 成果の周知 最先端の情報通信技術の活用方策等についてセミナーなどで周知 なお、民間に対する助成は現在行っていないことから、情報通信技術の産学官連携に関する事務のうち、助成に関する具体的事務は現在実施していない。</p>		
予算の状況	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所（11局所）の経費のうち一般財源（7,830百万円）の内数（平成25年度予算計上額：支出負担行為ベース） （北海道局676百万円、東北局817百万円、関東局1,428百万円、信越局493百万円、北陸局452百万円、東海局820百万円、近畿局940百万円、中国局666百万円、四国局498百万円、九州局795百万円、沖縄事務所244百万円）</p>		
関係職員数	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所（11局所）の定員（1,295人（平成25年度見込み））の内数 （北海道局116人、東北局122人、関東局270人、信越局74人、北陸局65人、東海局131人、近畿局157人、中国局105人、四国局81人、九州局135人、沖縄事務所39人）</p>		
事務量（アウトプット）	なし		

地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 「地方移管」
その他各方面の意見	なし
平成21年工程表における見直しの内容	該当なし
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<input type="checkbox"/> 平成22年見直し以後、当該事務・権限に係る地方公共団体からの要望はなかった。 <input type="checkbox"/> 情報通信技術の産学官連携に関する事務のうち、民間に対する助成事務は現在実施していない。
その他既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会「第二次勧告」（平成20年12月8日） （総合通信局）「組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。」
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">A - b</div>	(区分の理由等) 地域における情報通信技術の振興強化を図るためには、地域の大学、企業、自治体等からなる産学官の体制により、最先端の情報通信技術の研究開発や活用方策等の検討を行うとともに、その成果を広く展開する取組が有効と考えられる。 総合通信局・沖縄総合通信事務所では、これまで地域における最先端技術に対する固有のニーズや技術開発のシーズ等についての把握や、連携のための関係者間との連絡調整、地域の実情に適した研究開発テーマや情報通信技術の活用方策等のほか、セミナー等を通じた周知などにも取り組んでいる。 しかし、地域の課題解決を目指し、地域における情報通信分野の研究テーマの発掘や研究開発、地元の大学、企業等が参画する実験プロジェクトや連携体制の強化の取組については、地域におけるニーズやシーズを踏まえ、地方自治体で実施することでその成果・効果が高まることも考えられるため、地域内での産学官連携推進の取組について、個々の地方自治体の発意があれば、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、移譲することが可能と考えられる。 なお、情報通信技術の産学官連携に関する事務のうち、民間に対する助成事務は現在実施していない。
備考	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：総合通信局・沖縄総合通信事務所		No. 3
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	情報通信技術（ICT）に関する研究開発（国の委託研究）に関する事務	
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 最先端の情報通信技術分野における基礎的でハイリスクな技術の研究開発を国が推進することで、イノベーションの源泉となる ICT 分野の基盤となる技術を確立し、我が国が抱える社会的課題の解決や我が国の国際競争力の強化に資すること。</p> <p>(2) 根拠法令 ①所掌事務規定 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第274条 ②具体的事務の根拠法令 総務省組織規則第283条の2第2号 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務内容 総合通信局・沖縄総合通信事務所においては、本省での研究開発課題採択の決定に基づき、以下の庶務的事務を実施。 ア 地域の企業・大学等からの提案受付・相談事務 イ 地域の企業・大学等との契約書類（研究計画を含む）・相談事務 ウ 委託契約に係る経理検査事務（会計検査院対応を含む） エ 公募説明会・成果発表会の開催に係る事務 等</p>	
予算の状況	総合通信局・沖縄総合通信事務所（11局所）の経費のうち一般財源（7,830百万円）の内数（平成25年度予算計上額：支出負担行為ベース） （北海道局676百万円、東北局817百万円、関東局1,428百万円、信越局493百万円、北陸局452百万円、東海局820百万円、近畿局940百万円、中国局666百万円、四国局498百万円、九州局795百万円、沖縄事務所244百万円）	
関係職員数	総合通信局・沖縄総合通信事務所（11局所）の定員（1,295人（平成25年度見込み））の内数 （北海道局116人、東北局122人、関東局270人、信越局74人、北陸局65人、東海局131人、近畿局157人、中国局105人、四国局81人、九州局135人、沖縄事務所39人）	
事務量（アウトプット）	各事務量は全国合計で以下のとおり。（平成21、22、23、24年） ア 提案書類の件数：21年640件程度、22年630件程度、23年560件程度、24年620件程度 イ 委託契約の件数：21年310件程度、22年250件程度、23年225件程度、24年280件程度 ウ 委託契約に係る実地検査の件数：21年90件程度、22年60件程度、23年50件程度、24年50件程度	

	エ 公募説明会の開催件数 : 21年 50件程度、22年 35件程度、23年 35件程度、 24年 35件程度
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 「地方移管」
その他各方面の意見	なし
平成21年工程表における見直しの内容	該当なし
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<input type="checkbox"/> 平成22年見直し以後、当該事務・権限に係る地方側からの要望は無かった。 <input type="checkbox"/> 近年のICT分野の急速な技術革新を背景に、高度化・多様化した研究開発を国が行っている。こうした状況のもと、国と委託事業者との委託契約の締結にあたり、研究計画の確認や経理検査時における研究実施内容と経費支出の整合性の確認等の庶務的業務を行う際には、最先端のICT分野の技術に精通した専門知識・経験が必要である。そのような要件を満たす職員を総合通信局・沖縄総合通信事務所に配置し、適切に対応している。
その他既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会「第二次勧告」（平成20年12月8日） （総合通信局）「組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。」
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">A - b</div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>本委託研究は、情報通信技術分野の戦略的な研究開発テーマに関し、国際競争力の強化や国民の安心・安全の確保、若手研究者の育成などへの貢献が期待される獨創性、新規性の高い研究開発のうち、特に、地域固有の課題解決や地場産業の振興・創出など地域活性化のために、地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等の研究開発を支援するものである。</p> <p>委託研究テーマは、全国各地の企業・大学等からの研究開発提案を外部有識者の意見も参照しつつ、国として実施すべきICT分野の基盤となる技術を確立するために必要な研究開発課題として選定される。その際、総合通信局・沖縄総合通信事務所においては、地域の企業・大学等の利便性を確保するとともに、研究開発執行業務の効率化を図るため、本省が行う研究開発課題の採択結果に従い、委託先となる大学、民間企業等との委託契約や窓口業務に関し、庶務的業務のみを実施している。</p> <p>なお、契約等にあたっての庶務的業務においては、委託契約にあたっての研究計画の確認や経理検査時における研究実施内容と経費支出の整合性の確認等の際、最先端のICT分野の技術に精通した専門知識を有する職員の配置が不可欠である。</p> <p>こうした専門的知識を有する職員が自治体に配置されることを前提に、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、これら庶務的業務について自治体の発意に応じて移譲することが可能である。</p>
備考	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：総合通信局・沖縄総合通信事務所	No. 4
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	情報通信による地域振興等（地方自治体に対する助成）		
事務・権限の概要	<p>（１）目的 情報通信基盤の整備及び公共分野における ICT 利活用の促進を支援することにより、住民利便の向上、地域の諸課題の解決、地域経済社会の活性化等を図る。</p> <p>（２）根拠法令 ・総務省設置法第 28 条第 1 項 ・総務省組織規則第 274 条</p> <p>（３）関係する計画・通知等 ・新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） 「光の道」構想（2015 年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用）の実現が目標とされている。</p> <p>（４）出先機関が実施している具体的な業務内容 ① 情報通信基盤の整備及び公共分野における ICT 利活用の促進の実施に際しての申請書類の受付・形式審査 例：申請書の受理、形式審査（記載内容の不備の確認、積算金額の確認、添付書類の確認等）、本省進達 ② 複数の市町村域・県域にまたがる ICT 利活用を推進するための、ICT 導入の標準仕様策定に向けた支援事務（事業主体に対する効果検証・分析調査に必要な基礎データ収集、学識者、ICT 関係事業者等との連絡調整・協議） ③ これまでの事業主体に対する会計検査院の現地検査対応（現地での立ち会い、現地検査のための各事業主体の事業進捗状況の把握や取得財産処分に係る相談・質問対応）</p>		
予算の状況	総合通信局・沖縄総合通信事務所（11 局所）の経費のうち一般財源（7,830 百万円）の内数（平成 25 年度予算計上額：支出負担行為ベース） （北海道局 676 百万円、東北局 817 百万円、関東局 1,428 百万円、信越局 493 百万円、北陸局 452 百万円、東海局 820 百万円、近畿局 940 百万円、中国局 666 百万円、四国局 498 百万円、九州局 795 百万円、沖縄事務所 244 百万円）		
関係職員数	総合通信局・沖縄総合通信事務所（11 局所）の定員（1,295 人（平成 25 年度見込み））の内数 （北海道局 116 人、東北局 122 人、関東局 270 人、信越局 74 人、北陸局 65 人、東海局 131 人、近畿局 157 人、中国局 105 人、四国局 81 人、九州局 135 人、沖縄事務所 39 人）		
事務量（アウトプット）	平成 22 年度 ・地域 ICT 利活用広域連携事業（契約数） 97 件 ・地域雇用創造 ICT 絆プロジェクト（採択数） 72 件（平成 22 年度予備費） 平成 23 年度 ・地域 ICT 利活用広域連携事業（契約数） 26 件 ・情報通信利用環境整備推進事業（採択数） 6 件 平成 24 年度 ・情報通信利用環境整備推進事業（採択数） 8 件		
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日）		

	「廃止・民営化等」
その他各方面の意見	なし
平成21年工程表における見直しの内容	該当なし
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>□ 平成22年見直し以後、当該事務・権限に係る地方側からの要望はなかった。</p> <p>□ 情報通信による地域振興等（地方自治体に対する助成）に係る情報通信基盤の整備は、平成21年度予算に係る事業をもって廃止したところ。</p> <p>□ 平成22年度及び23年度には、地域ICT人材の育成・活用やICTの利活用による地域課題の解決を図る取組に関する委託事業を実施し、終了した。</p> <p>□ なお、超高速ブロードバンド基盤については平成23年3月末時点で約390万世帯が利用できない状況であり、このような格差是正に資するため、平成23年度より、地理的な制約から民間事業者の投資による超高速ブロードバンド基盤の整備が困難な市町村等に対し、経費の一部を支援（情報通信利用環境整備推進交付金）している。</p>
その他既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会「第二次勧告」（平成20年12月8日） （総合通信局）「組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。」
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> A－b (※) </div> (※) 詳細については、右記参照	<p>(区分の理由等)</p> <p>上記①及び②の事務に係る助成事業は、いずれも本省の予算により実施しており、かつ①の事務に係る助成のうち情報通信基盤の整備は平成21年度予算に係る事業をもって廃止された。</p> <p>他方、知事会PTからは「情報通信による地域振興等（地方自治体に対する助成）」については、廃止・民営化すべきとの要望がなされており、その要望内容を具体的に精査する必要があるものの、出先機関が担っている事務を整理すると次のとおりである。</p> <p>(総論)</p> <p>○ ブロードバンド整備とその利活用の促進は、他の主要国と同様、国において推進すべきものである。</p> <p>○ また、広域におけるICT利活用標準仕様等の全国普及を図るに当たっては、活用可能な事業者のネットワークや電波事情等を熟知しつつ、ICTを通じた地域の課題解決の在り方とともに全国のICT利活用事例を把握している国が関与することが適当。</p> <p>(個別事務に関する補足)</p> <p>① 情報通信基盤の整備及び公共分野におけるICT利活用の促進の実施に際しての申請書類の受付・形式審査</p> <p>本事務は、国が先進的ICTの導入・利活用に係る委託事業等を実施するにあたって、国と事業主体の間での委託契約を締結等する際の申請・提案書類等の窓口での受付や書類具備・金額計算の確認といった形式審査の事務であり、事務内容は定型的で、かつ事務量が微少である。</p> <p>また、本事務の内容は定型的なものであるが、形式審査のために必要な要綱を本省において策定しており、審査事務に当たる担当者は、要綱の内容を網羅的に</p>

	<p>把握しておくことが必要となる。</p> <p>したがって、当該事務への対応のために、各地方自治体それぞれに所要の執行体制を整備することは、行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。</p> <p>② 複数の市町村域・県域にまたがる ICT 利活用を推進するための、ICT 導入の標準仕様策定に向けた支援事務</p> <p>本事務は、国が効果的・効率的な ICT 利活用の普及拡大の観点から、複数の市町村域・県域にまたがった広域連携による ICT 導入に係る標準仕様（有効性・安全性を含めた最適な ICT 関連機器・システムの導入手法等）を策定するにあたって必要となる、事業主体への効果検証・分析調査に係る基礎的データの収集事務、学識者、ICT 関係事業者等幅広い主体から ICT 技術面・人材面での意見・アドバイス等を聴取する際の連絡事務である。</p> <p>事務内容は定型的で、かつ事務量が微少であるため、当該事務への対応のために、各地方それぞれに所要の執行体制を整備することは、行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。</p> <p>③ これまでの事業主体に対する会計検査院の現地検査対応</p> <p>本事務は、これまでの国の事業に係る会計検査の対応であり、場合によっては補助金の返還（行政処分）や委託金の減額にも及ぶ可能性もあることから、事業主体に対して、ICT 機器・システムの調達方法、財産管理・処分方法など、補助金適正化法やこれまでの会計検査院の指摘事項などを踏まえた専門的なアドバイス・フォローが必要となる。</p> <p>また、先進的 ICT の導入に係る事業が検査対象となる場合、会計検査院の質問も専門領域に及ぶことが考えられ、これに対応するためには、ICT 専門家・事業者等と迅速かつ適切な情報共有・相談などを行える、ICT 機器・システムの機能・特性を熟知した専門人材が不可欠である。</p> <p>以上のことから、当該会計検査に備えて、各地方自治体それぞれに所要の執行体制を整備することは行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。</p>
備考	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：総合通信局・沖縄総合通信事務所	No. 5
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対民間）		
事務・権限の概要	<p>（１）目的 地域が必要としている ICT に関する情報を提供、あるいは相談に応じることにより地域における ICT の導入・利活用の促進を図り、地域経済社会の活性化を図る。</p> <p>（２）根拠法令 ・総務省設置法第 28 条第 1 項 ・総務省組織規則第 274 条</p> <p>（３）関係する計画・通知等 ・新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） 情報通信技術の利活用による国民生活の利便性の向上等が唱われている。 ・原口ビジョンⅡ（ICT 維新ビジョン 2.0）（平成 22 年 5 月 6 日 総務省） 地域における ICT 利活用の促進（2013 年までに、「地域の ICT 利活用率」を倍増）が盛り込まれている。</p> <p>（４）出先機関が実施している具体的な業務 ① 一般的な ICT 導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策、国が既に公表した優良事例等の各ブロック内民間団体への更なる周知・啓発 ② 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的な ICT 導入に係る相談・アドバイス</p>		
予算の状況	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所（11 局所）の経費のうち一般財源（7,830 百万円）の内数（平成 25 年度予算計上額：支出負担行為ベース） （北海道局 676 百万円、東北局 817 百万円、関東局 1,428 百万円、信越局 493 百万円、北陸局 452 百万円、東海局 820 百万円、近畿局 940 百万円、中国局 666 百万円、四国局 498 百万円、九州局 795 百万円、沖縄事務所 244 百万円）</p>		
関係職員数	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所（11 局所）の定員（1,295 人（平成 25 年度見込み））の内数 （北海道局 116 人、東北局 122 人、関東局 270 人、信越局 74 人、北陸局 65 人、東海局 131 人、近畿局 157 人、中国局 105 人、四国局 81 人、九州局 135 人、沖縄事務所 39 人）</p>		
事務量（アウトプット）	<p>セミナー、シンポジウム等の開催件数（民間団体への訪問件数を含む。） 平成 22 年度：796 件※ 平成 23 年度：1,019 件※ 平成 24 年度：1,037 件※ ※上記件数については、別添調書（対地方自治体）と重複しているもの。 予算執行額：総合通信局・沖縄総合通信事務所の経費のうち一般財源（8,292 百万円）の内数</p>		
地方側の意見	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日） 「地方移管」</p>		
その他各方面の意見	なし		
平成 21 年工程表における見直しの内容	該当なし		

<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>□ 平成22年見直し以後、当該事務・権限に係る地方側からの要望はなかった。</p> <p>□ 平成22年度以降も引き続き、一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発については、地方自治体が独自に取り組んでいるものと認識しているところ。</p> <p>□ 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等について、情報通信分野の技術革新は著しく、特に電子政府・電子自治体、セキュリティ・安心・安全分野は国民の生命・財産に直結することから、最新の動向に関する周知・啓発については、国において行うことが適切。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>地方分権改革推進委員会「第二次勧告」（平成20年12月8日） （総合通信局）「組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。」</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>A-b (※)</p> </div> <p>(※) 詳細については、右記参照</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>民間向けの情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）については、一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発については自治体が担い、国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等に関するものは国自らが周知する必要があると考えられる。その理由は次のとおりである。</p> <p>① 一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内民間団体への更なる周知・啓発</p> <p>その有効性・安全性が十分に確立されている一般的ICTを中心として、その導入が十分に進んでいない民間団体に対する、相談・アドバイス、国から入手したICT利活用に関する公表情報（支援策、優良事例等）の更なる周知・啓発（セミナー・シンポジウム等）の実施については、積極的・先端的にICT利活用に取り組んで成果を上げている地方自治体において実施することが適切。</p> <p>② 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等</p> <p>技術革新の著しい情報通信分野に関しては、最新の動向をフォローすることが重要であり、例えば、電子政府・電子自治体、セキュリティ・安心・安全分野、先進的なICTの利活用等に関する国による最新の施策については、国において周知・啓発を行うことが適切。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：総合通信局・沖縄総合通信事務所	No. 6
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対地方自治体）		
事務・権限の概要	<p>（１）目的 地域が必要としている ICT に関する情報を提供、あるいは相談に応じることにより地域における ICT の導入・利活用の促進を図り、地域経済社会の活性化を図る。</p> <p>（２）根拠法令 ・総務省設置法第 28 条第 1 項 ・総務省組織規則第 274 条</p> <p>（３）関係する計画・通知等 ・新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） 情報通信技術の利活用による国民生活の利便性の向上等が唱われている。 ・原口ビジョンⅡ（ICT 維新ビジョン 2.0）（平成 22 年 5 月 6 日 総務省） 地域における ICT 利活用の促進（2013 年までに、「地域の ICT 利活用率」を倍増）が盛り込まれている。</p> <p>（４）出先機関が実施している具体的な業務 ① 一般的な ICT 導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発 ② 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的な ICT 導入に係る相談・アドバイス</p>		
予算の状況	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所（11 局所）の経費のうち一般財源（7,830 百万円）の内数（平成 25 年度予算計上額：支出負担行為ベース） （北海道局 676 百万円、東北局 817 百万円、関東局 1,428 百万円、信越局 493 百万円、北陸局 452 百万円、東海局 820 百万円、近畿局 940 百万円、中国局 666 百万円、四国局 498 百万円、九州局 795 百万円、沖縄事務所 244 百万円）</p>		
関係職員数	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所（11 局所）の定員（1,295 人（平成 25 年度見込み））の内数 （北海道局 116 人、東北局 122 人、関東局 270 人、信越局 74 人、北陸局 65 人、東海局 131 人、近畿局 157 人、中国局 105 人、四国局 81 人、九州局 135 人、沖縄事務所 39 人）</p>		
事務量（アウトプット）	<p>セミナー、シンポジウム等の開催件数（地方自治体への訪問件数を含む。） 平成 22 年度：796 件※ 平成 23 年度：1,019 件※ 平成 24 年度：1,037 件※ ※上記件数については、別添調書（対民間）と重複しているもの。 予算執行額：総合通信局・沖縄総合通信事務所の経費のうち一般財源（8,292 百万円）の内数</p>		
地方側の意見	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日） 「廃止・民営化等」</p>		
その他各方面の意見	なし		
平成 21 年工程表における見直しの内容	該当なし		

<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>□ 平成22年見直し以後、当該事務・権限に係る地方側からの要望はなかった。</p> <p>□ 平成22年度以降も引き続き、一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発については、地方自治体が独自に取り組んでいるものと認識しているところ。</p> <p>□ 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等について、情報通信分野の技術革新は著しく、特に電子政府・電子自治体、セキュリティ・安心・安全分野は国民の生命・財産に直結することから、最新の動向に関する周知・啓発については、国において行うことが適切。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>地方分権改革推進委員会「第二次勧告」（平成20年12月8日） （総合通信局）「組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。」</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">A-b (※)</p> </div> <p>(※) 詳細については、右記参照</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>自治体向けの情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）については、一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発については自治体が担い、国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等に関するものは国自らが自治体に周知する必要があると考えられる。その理由は次のとおりである。</p> <p>① 一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発</p> <p>その有効性・安全性が十分に確立されている一般的ICTを中心として、その導入が十分に進んでいない地方自治体に対する、相談・アドバイス、国から入手したICT利活用に関する公表情報（支援策、優良事例等）の更なる周知・啓発（セミナー・シンポジウム等）の実施については、積極的・先端的にICT利活用に取り組んで成果を上げている地方自治体において実施することが適切。</p> <p>② 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等</p> <p>技術革新の著しい情報通信分野に関しては、最新の動向をフォローすることが重要であり、例えば、電子政府・電子自治体、セキュリティ・安心・安全分野、先進的なICTの利活用等に関する国による最新の施策については、国で周知・啓発を行うのが適切。</p> <p>仮に、地方自治体ごとに情報通信分野の動向の把握度合いが異なり、その対応に相違が生じた場合、地域によっては、安全水準が異なる事態を招きかねないことから、国による最新の施策については、国において周知・啓発を行うことが適切。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：総合通信局・沖縄総合通信事務所	No. 7
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	ケーブルテレビ等の許認可等		
事務・権限の概要	<p>「ケーブルテレビ等の許認可等」のうち、「小規模共聴施設（～500端子。区域外再放送を行う場合を除く。）」に係る届出等の事務</p> <p>(1) 目的 放送法に基づき、有線一般放送等の受信者の利益を保護するとともに、有線一般放送等の健全な発達を図ること。</p> <p>(2) 根拠法令 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第275条</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 —</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務</p> <p>①業務の届出（放送法第133条第1項）： 一般放送の業務を行おうとする者の届出受理</p> <p>②承継の届出（放送法第134条第2項）： 一般放送事業者の地位を承継した者の届出受理</p> <p>③業務廃止届出（放送法第135条第1項）： 一般放送事業者の業務廃止の届出受理</p> <p>④小規模共聴施設に係る相談事務</p> <p>⑤有料放送の業務改善命令（放送法第156条第2項）： 不当な差別的取扱いを行っている場合、料金が受信者の利益を阻害している場合、業務改善命令</p> <p>⑥有料放送の説明義務違反に対する違反是正命令（放送法第156条第3項）： 有料放送事業者が提供条件の説明義務に違反した場合、違反是正命令</p> <p>⑦業務停止命令（放送法第174条）： 法令違反の場合、業務停止の命令</p> <p>⑧報告徴収（放送法第145条第4項）： 道路法の許可に関する報告の徴収</p> <p>⑨資料の提出（放送法第175条）： 資料の提出請求</p> <p>※ ⑤から⑨の事務については、国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、国民が等しく視聴機会を得られるようにすることに国が一定の役割を果たすことが必要であると考えられるため、移譲のあり方について検討が必要。</p>		
予算の状況	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所（11局所）の経費のうち一般財源（7,830百万円）の内数（平成25年度予算計上額：支出負担行為ベース）</p> <p>（北海道局676百万円、東北局817百万円、関東局1,428百万円、信越局493百万円、北陸局452百万円、東海局820百万円、近畿局940百万円、中国局666百万円、四国局498百万円、九州局795百万円、沖縄事務所244百万円）</p>		
関係職員数	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所（11局所）の定員（1,295人（平成25年度見込み））の内数</p> <p>（北海道局116人、東北局122人、関東局270人、信越局74人、北陸局65人、東海局131人、近畿局157人、中国局105人、四国局81人、九州局135人、沖縄事務所39人）</p>		
事務量（アウトプット）	<p>届出件数（※ケーブルテレビ等の許認可等のうち、小規模共聴施設（～500端子。区域外再放送を行う場合を除く。）に係る主な出先機関の事務に係るものについて全局合計。局毎の件数は別紙のとおり。）</p> <p>平成21年度 13,735件</p>		

	平成22年度 16,665件 平成23年度 23,256件
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 「地方移管」
その他各方面の意見	なし
平成21年工程表における見直しの内容	該当なし
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<input type="checkbox"/> 平成22年見直し以後、当該事務・権限に係る地方側からの要望はなかった。 <input type="checkbox"/> 小規模共聴施設（～500端子。区域外再放送を行う場合を除く。）に関し、無届けのまま不適切な事業が行われること等を防ぐため、きめ細かな周知・指導等能動的な対応を行っている。また、新たな建築物の構築等に伴う新たな難視についても、届出事務の前段として、難視を解消する手段等専門性を要する総合的な相談に対し、職員が蓄積したノウハウを前提にきめ細かな対応を図る必要があるため、受信者保護に十分留意しつつ、総合通信局・沖縄総合通信事務所において、引き続き当該事務に鋭意取り組んでいるところ。
その他既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会「第二次勧告」（平成20年12月8日） （総合通信局）「組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。」
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> A - b (※) </div> (※) 詳細については、右記参照	(区分の理由等) 1 ケーブルテレビ等に関する事務は、近年特に通信・放送の技術・制度に精通した専門性が必要となっている。その業務は引き続き本省指揮の下、国による一様の規律を要する事務である。 2 しかしながら、地域の実情や住民のニーズ等を反映し得る「ケーブルテレビ等の許認可等」の事務の一部については、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、国による統一的判断基準等を策定するなどして、地方自治体に監督権限を委ねられるのではないかと考える。 3 具体的には「ケーブルテレビ等の許認可等」のうち、「小規模共聴施設（～500端子。区域外再放送を行う場合を除く。）」については、技術基準適合維持の義務がなく立入検査が不要なことなどから、地方自治体に移譲することが可能であると考える。 なお、国民が等しく視聴機会を得られるようにすることに国が一定の役割を果たす必要があるかどうか等について、法令上の検討がさらに必要であると考えている。 また、事故発生時の迅速な対応を確保するためには、応急対応や再発防止・停止命令等に国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、地方分権と齟齬を来さないようにしながらも国に一定の権限を留保すること等については、法令上の検討がさらに必要であると考えている。
備考	移譲するとした事務・権限について以上のとおり検討したが、「小規模共聴施設（～500端子。区域外再放送を行う場合を除く。）」について、 ・届け出られた業務について、届出内容の変更が適時適切になされるよう管理するとともに、無届けのまま不適切な事業が行われないよう、きめ細かな周知・指導を行っていくなど、常に能動的対応が必要であること。 ・新たな建築物の構築等に伴う新たな難視について、届出事務の前段として小規模共聴施設を構築するか、高性能アンテナで対応するか、既存ケーブルテレビ事業者にサービス提供を求めるといった専門性を要する総合的な相談が寄せられことが多いため、職員がノウハウを習得し、きめ細かく対応する必要があること。 等も含め、受信者保護に十分留意されたい。

	業務指標	22年度	23年度	24年度
北海道	届出件数	491 件	747 件	1,837 件
東北	届出件数	1,235 件	1,358 件	1,344 件
関東	届出件数	2,731 件	4,448 件	5,652 件
信越	届出件数	567 件	696 件	774 件
北陸	届出件数	332 件	370 件	615 件
東海	届出件数	1,621 件	1,623 件	2,288 件
近畿	届出件数	3,210 件	3,710 件	5,165 件
中国	届出件数	1,198 件	1,148 件	1,717 件
四国	届出件数	830 件	838 件	1,046 件
九州	届出件数	1,492 件	1,695 件	2,751 件
沖縄	届出件数	28 件	32 件	67 件
合計	届出件数	13,735 件	16,665 件	23,256 件

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：総合通信局・沖縄総合通信事務所	No. 8																								
事務・権限移譲等検討シート（個票）																											
事務・権限名	信書便事業の監督																										
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に基づき、郵便法（昭和22年法律第165号）と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図る。</p> <p>(2) 根拠法令 ①所掌事務に関する規定 ・総務省設置法（平成11年法律第91号）第28条第1項 ・総務省組織規則（平成12年総務省令第1号）第298条の3 ②具体的事務の根拠法令 ・民間事業者による信書の送達に関する法律</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 —</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務内容 ・特定信書便事業に関する許認可（例：事業許可、信書便約款・管理規程の認可）等（二以上の総合通信局・沖縄総合通信事務所の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を提供するものを除く。） ・特定信書便事業者に対する検査等</p>																										
予算の状況	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所（11局所）の経費のうち一般財源（7,830百万円）の内数（平成25年度予算計上額：支出負担行為ベース） （北海道局676百万円、東北局817百万円、関東局1,428百万円、信越局493百万円、北陸局452百万円、東海局820百万円、近畿局940百万円、中国局666百万円、四国局498百万円、九州局795百万円、沖縄事務所244百万円）</p>																										
関係職員数	<p>総合通信局・沖縄総合通信事務所（11局所）の定員（1,295人（平成25年度見込み））の内数 （北海道局116人、東北局122人、関東局270人、信越局74人、北陸局65人、東海局131人、近畿局157人、中国局105人、四国局81人、九州局135人、沖縄事務所39人）</p>																										
事務量（アウトプット）	<p>（本省処理案件）許認可については、総合通信局・沖縄総合通信事務所の経由事務あり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許認可件数</td> <td>38件</td> <td>28件</td> <td>45件</td> </tr> <tr> <td>検査実施件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> <p>（総合通信局・沖縄総合通信事務所の実績）全体では以下のとおり。局所毎の実績は別紙のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許認可件数</td> <td>136件</td> <td>107件</td> <td>106件</td> </tr> <tr> <td>検査実施件数</td> <td>64件</td> <td>64件</td> <td>76件</td> </tr> </tbody> </table>			業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度	許認可件数	38件	28件	45件	検査実施件数	0件	0件	0件	業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度	許認可件数	136件	107件	106件	検査実施件数	64件	64件	76件
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度																								
許認可件数	38件	28件	45件																								
検査実施件数	0件	0件	0件																								
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度																								
許認可件数	136件	107件	106件																								
検査実施件数	64件	64件	76件																								

地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 「地方移管」
その他各方面の意見	なし
平成21年工程表における見直しの内容	該当なし
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>□ 平成22年度見直し以後、当該事務・権限に係る地方側からの要望はなかった。</p> <p>□ 信書便制度は、憲法第21条第2項後段に基づく信書の秘密の保護と通信手段の国民へのあまねく公平な提供、すなわちユニバーサルサービスの提供確保を前提に、郵便法と相まって民間事業者に信書の送達を認めている制度であり、平成15年4月の創設後10年が経過した。これまで全国で400者近い事業者が参入しているが、顧客のニーズに対応すべく、自らの送達手段の運用又は事業協定や業務委託の認可を通じて提供区域を都道府県内から広域に拡大する事業者も増え、個々の事業者の事業形態も多様化・複雑化している。</p> <p>□ これらの状況に的確に対応するためには信書便行政に関する専門知識・経験を有する必要があるため、信書の秘密の確保とユニバーサルサービスの提供確保は国に課せられた義務であり、信書便制度の維持のためには、国の機関である総合通信局・沖縄総合通信事務所の職員による適切な対応が必要であるため、総合通信局・沖縄総合通信事務所の職員において対応している。</p>
その他既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会「第二次勧告」（平成20年12月8日） （総合通信局）「組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。」
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">A－b (※)</p> </div> <p>(※) 詳細については、右記参照</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>1 信書便事業は、国が確保すべき責務を負う郵便のユニバーサルサービスの提供を確保しつつ、憲法に規定する「信書の秘密」を保障し、信書送達分野に民間事業者を参入させるものであることから、その監督に係る制度設計は、郵便のユニバーサルサービスの提供確保と一体的に国が行うことが妥当であり、その業務は引き続き本省指揮の下、国による一様の規律を要する事務である。</p> <p>2 しかしながら、地域密着型の事業展開（例えば、バイクや自転車のみを送達手段として3時間勤務で展開する、地元自治体の公文書集配業務の受託のみを行う）の事業者に対する「信書便事業の許認可等」の事務の一部については、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、国による統一的な判断基準を策定する等して、地方自治体に監督権限を委ねられるのではないかと考える。</p> <p>大型信書便役務や高付加価値役務を提供する者にとっては、提供区域に法的な規制を設けていないことから、顧客のニーズに対応すべく、送達手段の追加や他の信書便事業者や運送事業者との事業協定・業務委託を通じて柔軟に広域・全国規模の配送網を構築することが可能である。したがって、都道府県単位での監督が容易ではないことと、信書便物の紛失・き損・誤配等の重大事故への迅速な対応のためには、信書の秘密の確保と郵便のユニバーサルサービス確保を一体的に国が行うという責務があることから、国が関与した方が合理的な場合があり得る</p>

	<p>ことに留意する必要がある。</p> <p>このため、地方分権と齟齬を来さないようにしながらも、国に一定の権限を留保すること等について、法令上の検討がさらに必要であるとする。</p>
備考	

	業務指標	22年度	23年度	24年度
本省	許認可件数	38	28	45
	検査実施件数	0	0	0
北海道	許認可件数	34	1	0
	検査実施件数	3	3	3
東北	許認可件数	3	10	6
	検査実施件数	2	1	1
関東	許認可件数	35	26	24
	検査実施件数	27	20	21
信越	許認可件数	5	7	4
	検査実施件数	1	3	1
北陸	許認可件数	9	14	8
	検査実施件数	2	3	4
東海	許認可件数	3	0	1
	検査実施件数	6	6	8
近畿	許認可件数	16	14	19
	検査実施件数	9	11	12
中国	許認可件数	6	19	12
	検査実施件数	5	5	6
四国	許認可件数	0	5	3
	検査実施件数	0	0	4
九州	許認可件数	20	11	20
	検査実施件数	7	10	16
沖縄	許認可件数	5	0	9
	検査実施件数	2	2	0
地方局計	許認可件数	136	107	106
	検査実施件数	64	64	76
合計	許認可件数	174	135	151
	検査実施件数	64	64	76

【法務省】

法務局・地方法務局

事務・権限移譲等検討シート

事務・権限移譲等検討シート（個票）							
出先機関名：法務局・地方法務局	No. 1						
事務・権限名	司法書士試験の実施						
事務・権限の概要	<p>【目的】 司法書士となる資格を有する者は、主に司法書士試験に合格した者であるため、法務大臣は、毎年1回、司法書士試験を実施している。</p> <p>【根拠法令】 司法書士法、司法書士法施行規則</p> <p>【関係する計画・通知等】</p> <p>【具体的な業務内容】 試験申込受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務（全国50会場）</p>						
予算の状況 （単位：百万円）	52百万円						
関係職員数	50局×2人（担当課長及び担当官）＝100人 （ただし、他の業務も兼務している。また、試験当日の職員数は含まない。）						
事務量（アウトプット）	<p>○ 出願者数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33,166</td> <td>31,228</td> <td>29,379</td> </tr> </tbody> </table>	平成22年度	平成23年度	平成24年度	33,166	31,228	29,379
平成22年度	平成23年度	平成24年度					
33,166	31,228	29,379					
地方側の意見	【全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（H22.7.15）】（要旨） 法務局・地方法務局が所管する司法書士試験等に関する事務については、廃止・民営化等。						
その他各方面の意見	該当なし						
平成21年工程表における見直しの内容	該当なし						
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	該当なし						
その他既往の政府方針等	平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、「市場化テストの実施を検討する。」とされたが、平成25年3月15日に実施された内閣府官民競争入札等監理委員会施設・研修等分科会ヒアリングにおいて、市場化として切り出すにはボリュームに欠け、経費削減を図ることができないことなどから、市場化になじむものではない旨の説明を行い、了承されている。						
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px 0;">A - a</div> （参考） 平成22年の検討結果 A - a	司法書士試験は、国家試験であるため、問題作成及び採点（試験委員の選任を含む。）、合格者の決定、受験手数料の額の決定等は、法務本省等において行う必要があるところ、試験申込受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務は、各法務局において行っているが、各地方自治体において試験実施業務を行うことができれば、試験会場数の増加（現在、司法書士試験については、筆記試験は全国50会場、口述試験は全国8会場で実施）により、受験者の利便性が格段に向上するほか、地方自治体が所有する施設等を試験会場とすれば、会場借料も不要になり、経費も削減できることが期待できる。						
備考	当該業務の移譲に当たっては、国家試験としての公平性を確保する観点から、現在行っている障害者等に対する特別措置、遅刻した受験者への対応、時間延長の措置等に関して全国統一した運用を確保することを条件とする。						

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：法務局・地方法務局	No. 2						
事務・権限移譲等検討シート（個票）									
事務・権限名	土地家屋調査士試験の実施								
事務・権限の概要	<p>【目的】 土地家屋調査士となる資格を有する者は、主に土地家屋調査士試験に合格した者であるため、法務大臣は、毎年1回、土地家屋調査士試験を実施している。</p> <p>【根拠法令】 土地家屋調査士法、土地家屋調査士法施行規則</p> <p>【関係する計画・通知等】</p> <p>【具体的な業務内容】 試験申込受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務（全国9会場）</p>								
予算の状況 （単位：百万円）	13百万円								
関係職員数	50局×2人（担当課長及び担当官）＝100人 （ただし、他の業務も兼務している。また、試験当日の職員数は含まない。）								
事務量（アウトプット）	<p>○ 出願者数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,739</td> <td>6,310</td> <td>6,136</td> </tr> </tbody> </table>			平成22年度	平成23年度	平成24年度	6,739	6,310	6,136
平成22年度	平成23年度	平成24年度							
6,739	6,310	6,136							
地方側の意見	【全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（H22.7.15）】（要旨） 法務局・地方法務局が所管する土地家屋調査士試験等に関する事務については、廃止・民営化等。								
その他各方面の意見	該当なし								
平成21年工程表における見直しの内容	該当なし								
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	該当なし								
その他既往の政府方針等	平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、「市場化テストの実施を検討する。」とされたが、平成25年3月15日に実施された内閣府官民競争入札等監視委員会施設・研修等分科会ヒアリングにおいて、市場化として切り出すにはボリュームに欠け、経費削減を図ることができないことなどから、市場化になじむものではない旨の説明を行い、了承されている。								
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px 0;">A-a</div> （参考） 平成22年の検討結果 A-a	土地家屋調査士試験は、国家試験であるため、問題作成及び採点（試験委員の選任を含む）、合格者の決定、受験手数料の額の決定等は、法務本省等において行う必要があるところ、試験申込受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務は、各法務局において行っているが、各地方自治体において試験実施業務を行うことができれば、試験会場数の増加（現在、土地家屋調査士試験については、筆記試験は全国9会場、口述試験は全国8会場で実施）により、受験者の利便性が格段に向上するほか、地方自治体が所有する施設等を試験会場とすれば、会場借料も不要になり、経費も削減できることが期待できる。								
備考	当該業務の移譲に当たっては、国家試験としての公平性を確保する観点から、現在行っている障害者等に対する特別措置、遅刻した受験者への対応、時間延長の措置等に関して全国統一した運用を確保することを条件とする。								

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：法務局・地方法務局		No. 3
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	1 人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務 2 人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務	
事務・権限の概要	<p>【目的】 我が国の人権擁護制度は、基本的人権の保障を重要な柱とする日本国憲法が昭和22年に施行されたのを受けて、人権の尊重を基本とした平和で豊かな社会の実現を目指して、昭和23年に創設された。</p> <p>国民の基本的人権を擁護する事務を所掌する国の機関としては、法務省人権擁護局並びにその下部機関である法務局・地方法務局及びその支局が設置され、また、法務大臣が委嘱する人権擁護委員が全国に配置されており、人権侵害事件の調査救済活動、人権相談、人権啓発活動等の事務に当たっている。</p> <p>【根拠法令等】 日本国憲法、法務省設置法、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権擁護委員法等</p> <p>【関係する計画・通知等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について（平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申） ・人権救済制度の在り方について（平成13年5月25日人権擁護推進審議会答申） ・人権擁護委員制度の改革について（平成13年12月21日人権擁護推進審議会答申） ・人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更） <p>【具体的な業務内容】</p> <p>1 人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務 人権擁護委員は、各市町村長の推薦を経て、都道府県内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いた上で、法務大臣が委嘱することとされており、以下ア、イの事務を法務局・地方法務局が実施している。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 都道府県内弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会に対する意見の提出依頼 イ 法務大臣への推薦の上申手続</p> <p>2 人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務 国民の人権を擁護することは憲法上の要請であり、さらに国自らが人権擁護を行うことは国際的要請でもある。このことから、国は、基本的人権尊重の理念を国民一人一人に浸透させ、その理念を普及させるために人権啓発活動を実施しているところ、国が行うべき人権啓発活動の一部については、都道府県及び政令指定都市等へ委託して実施している（これを「人権啓発活動地方委託事業」という。）。</p> <p>人権啓発活動地方委託事業は、(a)ネットワーク事業（法務局、地方法務局、都道府県、市区町村、公益法人等が各地で横断的なネットワークを形成し、構成員による効果的な共同啓発活動となるよう、ネットワークの中で国が直接マネージメントを行い全国的に一定水準の人権啓発活動を確保するもの）と、(b)非ネットワーク事業（地方自治体が各地域の実情を反映させるなど独自性を活かして実施するもの）に分類される。</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	1 予算措置なし 2 651百万円	
関係職員数	50局×2人（担当課長及び担当官）＝100人 （ただし、法務局・地方法務局においては、上記1、2の事務を行うための専任の職員は配置されておらず、担当者は他の業務も兼務している。）	

<p>事務量（アウトプット）</p>	<p>1 年間委嘱職員数</p> <table border="1" data-bbox="461 215 1283 311"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成21年</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委嘱数</td> <td>4,693</td> <td>4,729</td> <td>4,475</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 委託先及び執行金額</p> <table border="1" data-bbox="461 369 1283 562"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成21年</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方自治体数</td> <td>511</td> <td>490</td> <td>499</td> </tr> <tr> <td>執行金額 (百万円)</td> <td>937</td> <td>870</td> <td>746</td> </tr> </tbody> </table>	年	平成21年	平成22年	平成23年	委嘱数	4,693	4,729	4,475	年度	平成21年	平成22年	平成23年	地方自治体数	511	490	499	執行金額 (百万円)	937	870	746
年	平成21年	平成22年	平成23年																		
委嘱数	4,693	4,729	4,475																		
年度	平成21年	平成22年	平成23年																		
地方自治体数	511	490	499																		
執行金額 (百万円)	937	870	746																		
<p>地方側の意見</p>	<p>【全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(H22.7.15)】(要旨) 法務局・地方法務局が所管する人権擁護に関する事務は、地方移管。ただし、移管先は市町村が想定されることから、最終的には市町村の意見に留意する必要がある。</p> <p>【全国市長会「出先機関改革に係る意見について(回答)」(H22.7.22)】(要旨) 法務局・地方法務局が所管する人権擁護に関する事務は、組織のスリム化・統合をした上で、市町村(広域連携を含む。)に移譲するという意見と、引き続き国において実施すべきという意見があることから、今後更なる検討が必要。ただし、指定都市はやることが可能。</p> <p>【全国町村会「出先機関改革に係る意見照会の回答について」(H22.7.23)】(抜粋) 法務局・地方法務局が所管する人権擁護に関する事務は、「市町村単位での処理となった場合、管轄範囲の縮小により、総体的に従来よりもコスト増が見込まれる。」といった慎重意見や、「全国統一的な処理が整然と行わなければならないが、それを担うのは国ではなく都道府県でもよい。」というような意見があることから、今後更なる検討が必要。</p> <p>【指定都市市長会「国の出先機関の原則廃止(抜本的な改革)に対する指定都市市長の提案」(H22.10)】(要旨) 人権擁護委員の委嘱に関する事務等は、国の出先機関の事務・権限を原則引き継いで実施。人権侵害事件に係る調査・救済・予防等は、地域の実情に合わせて指定都市の同種取組を拡充強化(国は事業を廃止し、指定都市へ税源移譲)。</p>																				
<p>その他各方面の意見</p>	<p>該当なし</p>																				
<p>平成21年工程表における見直しの内容</p>	<p>該当なし</p>																				
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>該当なし</p>																				
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、法務局については、「現行の組織を残す。」とされた。</p>																				

<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;">A - a</div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 A - a</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>1 人権擁護委員の活動が各地方自治体との有機的連携をもって行われることは、重要なことであり、そのため、人権擁護委員法では、人権擁護委員は、各市町村長の推薦を経て、都道府県内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いた上で、法務大臣が委嘱することとされている。これによって、人権擁護委員の活動が、全国的見地からの活動とそれぞれの地域の実情に即した活動となることを可能としている。以上の手続において、法務局は、都道府県内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会に対して意見を求めるなどの事務を行っているが、これらの事務を市町村に移譲することにより、市町村が、全国的見地からの活動と地域の実情に即した活動を行うにふさわしい候補者を推薦するため、自ら候補者に関するより多くの情報を収集・蓄積することが可能となることから、これら人権擁護委員の委嘱に関する事務については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲する事務と整理した。</p> <p>ただし、法務大臣による委嘱に当たって適切な判断がされ、適任者を確保できるようにするため、十分な判断資料の提供等がされる仕組みと併せて検討する必要がある。</p> <p>2 人権啓発活動地方委託事業は、全国的に一定水準の啓発活動を確保しつつも、各地域における実情を反映させ、より国民の共感を得られる効果的な啓発活動を行うための仕組みである。この人権啓発活動地方委託事業は、ネットワーク事業と非ネットワーク事業に大別されるが、ネットワーク事業については、国が全国的に一定水準の啓発活動を展開するに当たって、国と地方自治体とが、協力・連携関係のもと、より効果的・効率的な人権啓発活動を行うために非常に有効なものであり、引き続き、国の事業として行っていくべきものと考えられる。</p> <p>これに対して、非ネットワーク事業は、地方自治体がそれぞれの地域の実情に応じて企画を行い、全国的な一定水準の確保という観点から法務局が査定を行った上、各地方自治体に実施を申し入れているものであるが、地域の実情や特性に合わせた効果的な啓発活動が何であるかは各地方自治体が最も良く知るところであって、各地方自治体はその判断と責任において事業を行うことが地方分権の趣旨に沿うものであることからすれば、人権啓発活動地方委託事業のうち非ネットワーク事業については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲する事務と整理した。</p> <p>ただし、非ネットワーク事業についても、一定水準の啓発活動が行われるよう国が地方自治体に委託して実施しているものであり、地方自治体に移譲したものの、何らの人権啓発活動がなされないというような事態は避けなければならない、人権啓発活動を確保するための何らかの方策と併せて検討する必要がある。</p>
<p>備考</p>	<p>人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務について</p> <p>国が都道府県及び政令指定都市に対し委託を行い、都道府県が必要に応じて、市町村に再委託を行っているが、事業を移譲するに当たって、財源の移譲の仕方（補助金とするのか、地方交付税とするのか、又はその他の方法とするのか、移譲先を都道府県及び政令指定都市のみとするのか、各市町村にも移譲するのか等）について地方自治体や関係省庁と十分な協議・検討を行い、移譲の方法を確定する必要がある。</p> <p>そして、移譲のための条件として提示した人権啓発活動が確保されるために採り得る方策として何が相当であるのかについては、財源の移譲方法とも併せて検討する必要がある。</p> <p>すなわち、現在の委託の仕組み（地方自治体から事業計画の提出を受け審査をした上で委託を行い、人権啓発活動実施後も報告を受けて確認している。）に替わる人権啓発活動の確保のための方策の一つとして、地方自治体が実施した人権啓発活動について何らかの報告を求め、それによって事後的な確認をするということが考えられるが、財源の移譲方法いかんによって、どのような仕組みの中でこれが実現可能か、また、これ以外に人権啓発活動の確保のための方策があり得るかについて、地方自治体と協議を行い検討する必要がある。</p>

【厚生労働省】

地方厚生局

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生（支）局	No. 1																																																																																																																																																																																																
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																																																																																																																																																			
事務・権限名	医療法人（広域）等の監督																																																																																																																																																																																																		
事務・権限の概要	<p>【目的】 2以上の都道府県の区域において医療機関を開設する医療法人の設立認可及びその運営に係る指導監督等については、国が一元的に行うことにより、医療法人の本部とその開設するすべての病院等の実態を総合的に把握し、医療法人の病院等の運営状況の確認等をするもの。</p> <p>【根拠法令】 医療法第68条の2（同条の規定により読み替えて適用される医療法第42条の2第1項及び第2項等）</p> <p>【関係する計画・通知等】 ・医療法人制度について（平成19年3月20日医政発0330049号） ・医療法人における事業報告書等の様式について（平成19年3月30日医政指発0330003号）等</p> <p>【具体的な業務内容】 ・医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可に関する事項 ・事業報告書等の届出に関する事項 ・医療法人からの報告聴取、立入検査に関する事項 ・医療法人の法令等の違反に対する措置命令に関する事項 ・社会医療法人の認定等</p>																																																																																																																																																																																																		
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等経費 61百万円の内数（平成25年度予算）																																																																																																																																																																																																		
関係職員数	22人の内数（平成25年4月1日現在）																																																																																																																																																																																																		
事務量（アウト プット）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">（全国）</th> </tr> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管医療法人数</td> <td>783</td> <td>813</td> <td>865</td> <td>893</td> <td>920</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定款変更認可件数</td> <td>642</td> <td>364</td> <td>416</td> <td>451</td> <td>462</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別代理人の選任認可件数</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業報告書等の受理及び審査件数</td> <td>728</td> <td>828</td> <td>840</td> <td>861</td> <td>908</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役員変更届の受理および審査件数</td> <td>676</td> <td>667</td> <td>758</td> <td>747</td> <td>949</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登記届の受理及び審査件数</td> <td>679</td> <td>803</td> <td>898</td> <td>983</td> <td>1036</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数（医療法人（広域）以外も含む）</td> <td>459</td> <td>445</td> <td>422</td> <td>431</td> <td>424</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">（北海道厚生局）</th> </tr> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管医療法人数</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定款変更認可件数</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別代理人の選任認可件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業報告書等の受理及び審査件数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役員変更届の受理および審査件数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登記届の受理及び審査件数</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数（医療法人（広域）以外も含む）</td> <td>35</td> <td>31</td> <td>37</td> <td>31</td> <td>29</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">（東北厚生局）</th> </tr> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管医療法人数</td> <td>27</td> <td>27</td> <td>29</td> <td>29</td> <td>27</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定款変更認可件数</td> <td>29</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>19</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別代理人の選任認可件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業報告書等の受理及び審査件数</td> <td>29</td> <td>24</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>28</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						（全国）							業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		所管医療法人数	783	813	865	893	920		定款変更認可件数	642	364	416	451	462		非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数	1	4	1	4	3		特別代理人の選任認可件数	8	9	21	18	20		事業報告書等の受理及び審査件数	728	828	840	861	908		役員変更届の受理および審査件数	676	667	758	747	949		登記届の受理及び審査件数	679	803	898	983	1036		特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数（医療法人（広域）以外も含む）	459	445	422	431	424		（北海道厚生局）							業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		所管医療法人数	5	6	6	6	7		定款変更認可件数	8	3	2	3	4		非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数	0	0	0	0	0		特別代理人の選任認可件数	0	0	1	0	0		事業報告書等の受理及び審査件数	4	4	5	7	7		役員変更届の受理および審査件数	3	3	2	4	4		登記届の受理及び審査件数	3	2	1	1	0		特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数（医療法人（広域）以外も含む）	35	31	37	31	29		（東北厚生局）							業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		所管医療法人数	27	27	29	29	27		定款変更認可件数	29	15	20	19	20		非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数	0	0	0	0	0		特別代理人の選任認可件数	0	0	1	0	1		事業報告書等の受理及び審査件数	29	24	28	29	28	
（全国）																																																																																																																																																																																																			
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																																																														
所管医療法人数	783	813	865	893	920																																																																																																																																																																																														
定款変更認可件数	642	364	416	451	462																																																																																																																																																																																														
非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数	1	4	1	4	3																																																																																																																																																																																														
特別代理人の選任認可件数	8	9	21	18	20																																																																																																																																																																																														
事業報告書等の受理及び審査件数	728	828	840	861	908																																																																																																																																																																																														
役員変更届の受理および審査件数	676	667	758	747	949																																																																																																																																																																																														
登記届の受理及び審査件数	679	803	898	983	1036																																																																																																																																																																																														
特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数（医療法人（広域）以外も含む）	459	445	422	431	424																																																																																																																																																																																														
（北海道厚生局）																																																																																																																																																																																																			
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																																																														
所管医療法人数	5	6	6	6	7																																																																																																																																																																																														
定款変更認可件数	8	3	2	3	4																																																																																																																																																																																														
非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																														
特別代理人の選任認可件数	0	0	1	0	0																																																																																																																																																																																														
事業報告書等の受理及び審査件数	4	4	5	7	7																																																																																																																																																																																														
役員変更届の受理および審査件数	3	3	2	4	4																																																																																																																																																																																														
登記届の受理及び審査件数	3	2	1	1	0																																																																																																																																																																																														
特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数（医療法人（広域）以外も含む）	35	31	37	31	29																																																																																																																																																																																														
（東北厚生局）																																																																																																																																																																																																			
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																																																														
所管医療法人数	27	27	29	29	27																																																																																																																																																																																														
定款変更認可件数	29	15	20	19	20																																																																																																																																																																																														
非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																														
特別代理人の選任認可件数	0	0	1	0	1																																																																																																																																																																																														
事業報告書等の受理及び審査件数	29	24	28	29	28																																																																																																																																																																																														

役員変更届の受理および審査件数	25	20	25	28	26
登記届の受理及び審査件数	41	34	34	38	37
特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数（医療法人（広域）以外も含む）	28	24	24	26	23
（関東信越厚生局）					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
所管医療法人数	487	494	518	544	566
定款変更認可件数	367	198	239	267	269
非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数	1	2	1	1	1
特別代理人の選任認可件数	4	4	15	10	10
事業報告書等の受理及び審査件数	448	524	539	525	548
役員変更届の受理および審査件数	438	397	473	477	599
登記届の受理及び審査件数	393	467	540	554	601
特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数（医療法人（広域）以外も含む）	106	110	102	100	102
（東海北陸厚生局）					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
所管医療法人数	72	72	78	81	85
定款変更認可件数	78	35	33	38	49
非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数	0	0	0	1	0
特別代理人の選任認可件数	2	1	0	0	4
事業報告書等の受理及び審査件数	72	77	67	78	87
役員変更届の受理および審査件数	51	49	62	74	112
登記届の受理及び審査件数	79	90	92	111	121
特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数（医療法人（広域）以外も含む）	50	46	46	49	54
（近畿厚生局）					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
所管医療法人数			107	119	129
定款変更認可件数	94	61	70	76	64
非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数	0	0	0	0	1
特別代理人の選任認可件数	1	2	1	3	0
事業報告書等の受理及び審査件数	87	100	107	125	130
役員変更届の受理および審査件数	77	102	111	93	105
登記届の受理及び審査件数	81	98	108	135	142
特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数（医療法人（広域）以外も含む）	76	72	66	70	70
（中国四国厚生局）					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
所管医療法人数	20	18	21	22	21
定款変更認可件数	3	11	5	12	13
非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数	0	0	0	0	1
特別代理人の選任認可件数	1	1	0	1	0
事業報告書等の受理及び審査件数	19	20	17	20	24
役員変更届の受理および審査件数	10	25	16	11	25
登記届の受理及び審査件数	19	19	19	27	35
特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数（医療法人（広域）以外も含む）	69	66	58	62	57
（四国厚生支局）					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
所管医療法人数	16	17	18	19	19
定款変更認可件数	4	6	10	6	6
非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数	0	0	0	0	0
特別代理人の選任認可件数	0	0	1	1	0
事業報告書等の受理及び審査件数	14	17	16	17	19
役員変更届の受理および審査件数	5	11	10	15	16
登記届の受理及び審査件数	6	10	20	30	20
特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数（医療法人（広域）以外も含む）	0	0	0	0	0
（九州厚生局）					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
所管医療法人数	63	69	69	62	66
定款変更認可件数	59	35	37	30	37
非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数	0	2	0	2	0
特別代理人の選任認可件数	0	1	2	3	5
事業報告書等の受理及び審査件数	55	62	61	60	65
役員変更届の受理および審査件数	67	60	59	45	62
登記届の受理及び審査件数	57	83	84	87	80

	特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数（医療法人（広域）以外も含む）	95	96	89	93	89
地方側の意見	・ 全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲					
その他各方面の意見	—					
平成21年工程表における見直しの内容						
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報						
その他既往の政府方針等						
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">A - a</div> （参考） 平成22年の検討結果 A - a	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人は、医療機関を開設する法人であるため、利用者に悪影響を及ぼさないよう、法人の指導監督は、確実に、適正に行われなければならない。 ・ このため、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある医療法人の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。 ・ なお、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の監督を都道府県に移譲する場合には、当該医療法人について、設立の認可や社会医療法人の認定も都道府県が行うこととなる。 <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>					
備考						

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生（支）局			No. 2	
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	国開設病院等の監督					
事務・権限の概要	<p>【目的】 国開設病院について、医療法及び関連法令に基づき、開設の承認を行うこと、当該医療機関が医療法等に規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、不適正な場合は申出等を通じ改善を図ることにより、良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとし、国開設病院等の設立趣旨にかなったものとする。</p> <p>【根拠法令】 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条、第 7 条第 1 項及び第 3 項、第 12 条第 2 項、第 24 条第 1 項、第 27 条、第 28 条 医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 1 条から第 3 条、第 4 条の 5</p> <p>【関係する計画・通知等】 昭和 39 年 3 月 19 日閣議決定「医療法の一部を改正する法律の施行に伴う国の開設する病院の取扱いについて」</p> <p>【具体的な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の開設する病院等についての開設承認等並びに管理者の管理等の承認に関する事項で重要なもの ・ 国の開設する病院等についての使用承認に関する事項 ・ 国の開設する病院等の開設承認事項の変更の承認に関する事項 ・ 国の開設する病院等についての施設の使用制限等並びに管理者の変更の申出に関する事項 ・ 国の開設する診療所の通知等に関する事項 					
予算の状況 （単位： 百万円）	合計： 国立医療機関使用前検査実施経費 3 百万円（平成 25 年度予算）					
関係職員数	85 人の内数（平成 25 年 4 月 1 日現在）					
事務 量 （アウト プット）	【例】（全国）					
	業務指標	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
	許認可件数	770	934	1175	1279	1178
通知	382	408	403	442	562	

処 理 件 数					
(北海道局)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
許認可件数	—	—	54	48	65
通知処理件数	—	—	19	17	19
(東北局)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
許認可件数	76	100	96	110	118
通知処理件数	8	33	17	23	26
(関東局)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
許認可件数	174	205	236	221	213
通知処理件数	183	186	201	226	320
(東海局)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
許認可件数	—	—	84	114	121
通知処理件数	—	—	—	—	—
(近畿局)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
許認可件数	175	240	264	268	169
通知処理件数	72	62	58	65	50
(四国局)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
許認可件数	—	—	82	102	82
通知処理件数	—	—	—	—	—
(九州局)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
許認可件数	345	389	359	416	410
通知処理件数	119	127	108	111	147

地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲
その他各方面の意見	—
平成 21 年工程表における見直しの内容	
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	
その他既往の政府方針等	
検討結果（事務・権限の区分） A-a (参考) 平成 22 年の検討結果 A-a	<p>国の開設する病院等は、主に地域医療を担う一般の医療機関とは異なり、高度又は先駆的な医療の提供や最先端の医療の研究開発等の政策目的を達成するためのものである。このため、当該政策目的を達成するために、本事務・権限は国の医療政策の一環として行われるのが適当であると考えられる。</p> <p>しかし、例えば国が精神疾患専門の病院を開設する場合や触法病棟に係る病床の増設、ハンセン病療養所の減床等を行う場合等について、都道府県知事等の承認等が得られず政策医療の提供に支障をきたすことがないよう、あらかじめ国が承認等の基準を定める等何らかの方策を講じることとした上で、都道府県等に委譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	<p>国の開設する病院等としては、国立ハンセン病療養所、(独) 国立高度専門医療センター、(独) 国立病院機構の開設する病院等がある。また、各省庁が開設者となっている病院等の他、国とみなす国立大学法人、独立行政法人が開設者となっている病院等がある。</p> <p>【関東信越厚生局管内 → 病院：67施設、診療所：170施設】</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生（支）局	No. 3																																																																																																															
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																																																																		
事務・権限名	指定医療機関等の指定 ・「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定																																																																																																																	
事務・権限の概要	<p>【根拠法令】 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」</p> <p>【具体的な業務】 ・「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、原爆症認定患者に対する医療について、国の責任において適正な医療の水準や内容を担保するため、原爆症認定を受けた被爆者に対して、医療の給付を行う医療機関の指定等を行う。</p> <p>〈主な業務〉 ①指定医療機関の指定 ②指定医療機関の指定の取消 ③指定医療機関に係る報告徴収 等</p>																																																																																																																	
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 25 年度予算）																																																																																																																	
関係職員数	16 人の内数（平成 25 年 4 月 1 日現在）																																																																																																																	
事務量（アウトプット）	<p>・ 原子爆弾被爆者に対する指定医療機関の指定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>北海道厚生局</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 指定医療機関数</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>(2) 指定件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>(3) 指定の取消し件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>(4) 変更届等の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(5) 指定の辞退の申し出の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>東北厚生局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>東北厚生局</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 指定医療機関数</td> <td>35</td> <td>41</td> <td>41</td> <td>41</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>(2) 指定件数</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(3) 指定の取消し件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>(4) 変更届等の受理件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>(5) 指定の辞退の申し出の受理件数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>関東信越厚生局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関東信越厚生局</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 指定医療機関数</td> <td>133</td> <td>170</td> <td>176</td> <td>196</td> <td>204</td> </tr> <tr> <td>(2) 指定件数</td> <td>46</td> <td>37</td> <td>10</td> <td>21</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>(3) 指定の取消し件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>(4) 変更届等の受理件数</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>20</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>(5) 指定の辞退の申し出の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>						北海道厚生局	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	(1) 指定医療機関数	14	13	15	15	14	(2) 指定件数	1	0	1	0	0	(3) 指定の取消し件数	0	0	0	0	0	(4) 変更届等の受理件数	0	0	0	0	2	(5) 指定の辞退の申し出の受理件数	0	0	0	0	1	東北厚生局	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	(1) 指定医療機関数	35	41	41	41	43	(2) 指定件数	3	7	0	2	2	(3) 指定の取消し件数	0	0	0	0	0	(4) 変更届等の受理件数	1	0	0	0	3	(5) 指定の辞退の申し出の受理件数	0	1	0	2	0	関東信越厚生局	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	(1) 指定医療機関数	133	170	176	196	204	(2) 指定件数	46	37	10	21	12	(3) 指定の取消し件数	0	0	0	0	0	(4) 変更届等の受理件数	5	2	20	5	5	(5) 指定の辞退の申し出の受理件数	0	0	3	1	4
北海道厚生局	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度																																																																																																													
(1) 指定医療機関数	14	13	15	15	14																																																																																																													
(2) 指定件数	1	0	1	0	0																																																																																																													
(3) 指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																																																																																													
(4) 変更届等の受理件数	0	0	0	0	2																																																																																																													
(5) 指定の辞退の申し出の受理件数	0	0	0	0	1																																																																																																													
東北厚生局	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度																																																																																																													
(1) 指定医療機関数	35	41	41	41	43																																																																																																													
(2) 指定件数	3	7	0	2	2																																																																																																													
(3) 指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																																																																																													
(4) 変更届等の受理件数	1	0	0	0	3																																																																																																													
(5) 指定の辞退の申し出の受理件数	0	1	0	2	0																																																																																																													
関東信越厚生局	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度																																																																																																													
(1) 指定医療機関数	133	170	176	196	204																																																																																																													
(2) 指定件数	46	37	10	21	12																																																																																																													
(3) 指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																																																																																													
(4) 変更届等の受理件数	5	2	20	5	5																																																																																																													
(5) 指定の辞退の申し出の受理件数	0	0	3	1	4																																																																																																													

	<p>東海北陸厚生局</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 指定医療機関数</td><td>55</td><td>82</td><td>97</td><td>107</td><td>129</td></tr> <tr><td>(2) 指定件数</td><td>17</td><td>27</td><td>16</td><td>16</td><td>24</td></tr> <tr><td>(3) 指定の取消し件数</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>(4) 変更届等の受理件数</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>(5) 指定の辞退の申し出の受理件数</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>7</td><td>1</td></tr> </table> <p>近畿厚生局</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 指定医療機関数</td><td>122</td><td>127</td><td>128</td><td>130</td><td>130</td></tr> <tr><td>(2) 指定件数</td><td>2</td><td>5</td><td>2</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>(3) 指定の取消し件数</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>(4) 変更届等の受理件数</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>(5) 指定の辞退の申し出の受理件数</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table> <p>中国四国厚生局</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 指定医療機関数</td><td>491</td><td>638</td><td>693</td><td>751</td><td>794</td></tr> <tr><td>(2) 指定件数</td><td>60</td><td>174</td><td>74</td><td>75</td><td>68</td></tr> <tr><td>(3) 指定の取消し件数</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>(4) 変更届等の受理件数</td><td>33</td><td>16</td><td>42</td><td>21</td><td>17</td></tr> <tr><td>(5) 指定の辞退の申し出の受理件数</td><td>3</td><td>33</td><td>6</td><td>27</td><td>25</td></tr> </table> <p>九州厚生局</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 指定医療機関数</td><td>198</td><td>332</td><td>408</td><td>454</td><td>499</td></tr> <tr><td>(2) 指定件数</td><td>51</td><td>144</td><td>81</td><td>54</td><td>58</td></tr> <tr><td>(3) 指定の取消し件数</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>(4) 変更届等の受理件数</td><td>3</td><td>3</td><td>4</td><td>2</td><td>9</td></tr> <tr><td>(5) 指定の辞退の申し出の受理件数</td><td>8</td><td>2</td><td>5</td><td>8</td><td>13</td></tr> </table> <p>合計</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 指定医療機関数</td><td>1,048</td><td>1,413</td><td>1,558</td><td>1,694</td><td>1,813</td></tr> <tr><td>(2) 指定件数</td><td>180</td><td>394</td><td>184</td><td>170</td><td>164</td></tr> <tr><td>(3) 指定の取消し件数</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>(4) 変更届等の受理件数</td><td>44</td><td>22</td><td>67</td><td>32</td><td>37</td></tr> <tr><td>(5) 指定の辞退の申し出の受理件数</td><td>12</td><td>36</td><td>16</td><td>45</td><td>44</td></tr> </table>	(1) 指定医療機関数	55	82	97	107	129	(2) 指定件数	17	27	16	16	24	(3) 指定の取消し件数	0	0	0	0	0	(4) 変更届等の受理件数	0	0	0	2	1	(5) 指定の辞退の申し出の受理件数	0	0	1	7	1	(1) 指定医療機関数	122	127	128	130	130	(2) 指定件数	2	5	2	2	0	(3) 指定の取消し件数	0	0	0	0	0	(4) 変更届等の受理件数	2	1	1	2	0	(5) 指定の辞退の申し出の受理件数	1	0	1	0	0	(1) 指定医療機関数	491	638	693	751	794	(2) 指定件数	60	174	74	75	68	(3) 指定の取消し件数	0	0	0	0	0	(4) 変更届等の受理件数	33	16	42	21	17	(5) 指定の辞退の申し出の受理件数	3	33	6	27	25	(1) 指定医療機関数	198	332	408	454	499	(2) 指定件数	51	144	81	54	58	(3) 指定の取消し件数	0	0	0	0	0	(4) 変更届等の受理件数	3	3	4	2	9	(5) 指定の辞退の申し出の受理件数	8	2	5	8	13	(1) 指定医療機関数	1,048	1,413	1,558	1,694	1,813	(2) 指定件数	180	394	184	170	164	(3) 指定の取消し件数	0	0	0	0	0	(4) 変更届等の受理件数	44	22	67	32	37	(5) 指定の辞退の申し出の受理件数	12	36	16	45	44
(1) 指定医療機関数	55	82	97	107	129																																																																																																																																																		
(2) 指定件数	17	27	16	16	24																																																																																																																																																		
(3) 指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																		
(4) 変更届等の受理件数	0	0	0	2	1																																																																																																																																																		
(5) 指定の辞退の申し出の受理件数	0	0	1	7	1																																																																																																																																																		
(1) 指定医療機関数	122	127	128	130	130																																																																																																																																																		
(2) 指定件数	2	5	2	2	0																																																																																																																																																		
(3) 指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																		
(4) 変更届等の受理件数	2	1	1	2	0																																																																																																																																																		
(5) 指定の辞退の申し出の受理件数	1	0	1	0	0																																																																																																																																																		
(1) 指定医療機関数	491	638	693	751	794																																																																																																																																																		
(2) 指定件数	60	174	74	75	68																																																																																																																																																		
(3) 指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																		
(4) 変更届等の受理件数	33	16	42	21	17																																																																																																																																																		
(5) 指定の辞退の申し出の受理件数	3	33	6	27	25																																																																																																																																																		
(1) 指定医療機関数	198	332	408	454	499																																																																																																																																																		
(2) 指定件数	51	144	81	54	58																																																																																																																																																		
(3) 指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																		
(4) 変更届等の受理件数	3	3	4	2	9																																																																																																																																																		
(5) 指定の辞退の申し出の受理件数	8	2	5	8	13																																																																																																																																																		
(1) 指定医療機関数	1,048	1,413	1,558	1,694	1,813																																																																																																																																																		
(2) 指定件数	180	394	184	170	164																																																																																																																																																		
(3) 指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																		
(4) 変更届等の受理件数	44	22	67	32	37																																																																																																																																																		
(5) 指定の辞退の申し出の受理件数	12	36	16	45	44																																																																																																																																																		
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲																																																																																																																																																						
その他各方面の意見	—																																																																																																																																																						
平成21年工程表における見直しの内容	児童福祉法や母子保健法、生活保護法に基づく指定養育医療機関等に関する事務・権限は、都道府県等に移譲する。																																																																																																																																																						
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い	—																																																																																																																																																						

<p>将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;"> <p>A - a</p> </div> <p>(参考) 平成 22 年の検討結果 A - a</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>被爆者対策については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」前文において、国の責任により、被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護施策を講じることとされている。</p> <p>なかでも、原爆症認定患者に対する医療については、国の責任において、国が医療費全額を負担しており、国が負担者の立場から、当該医療を担当する指定医療機関の指定から監督（指定の取り消しを含む）までを一貫して行っているため、引き続き実施するのが適当であると考ええる。</p> <p>しかし、必ずしも国の機関だけが行うことのできる事務・権限ではなく、的確な執行体制の整備がなされれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>一方で、都道府県への権限を移譲することとした際には、人員配置等、都道府県に大きな負担を強いることとなるため、都道府県の理解が不可欠である。</p> <p>※当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。</p> <p>さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生（支）局			No. 4																																									
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																														
事務・権限名	指定医療機関等の指定 ・特定感染症指定医療機関からの報告徴収等																																													
事務・権限の概要	<p>【根拠法令】 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」</p> <p>【具体的な業務】 特定感染症指定医療機関からの報告徴収等 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第43条第1項（報告の請求及び検査）に基づき、都道府県知事（特定感染症指定医療機関にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事とする。）は、第37条第1項及び第37条の2第1項に規定する費用の負担を適正なものとするため必要があると認めるときは、感染症指定医療機関の管理者に対して必要な報告、又は診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。</p>																																													
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成25年度予算）																																													
関係職員数	23人の内数（平成25年4月1日現在）																																													
事務量（アウト プット）	<p>・特定感染症医療機関からの報告聴取等 （関東信越厚生局）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">業務指標</th> <th style="width: 15%;">21年度</th> <th style="width: 15%;">22年度</th> <th style="width: 15%;">23年度</th> <th style="width: 15%;">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（1）指定医療機関数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>（2）病床数</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>（3）報告の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（近畿厚生局）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">業務指標</th> <th style="width: 15%;">21年度</th> <th style="width: 15%;">22年度</th> <th style="width: 15%;">23年度</th> <th style="width: 15%;">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（1）指定医療機関数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>（2）病床数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>（3）報告の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>						業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度	（1）指定医療機関数	2	2	2	2	（2）病床数	6	6	6	6	（3）報告の受理件数	0	0	0	0	業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度	（1）指定医療機関数	1	1	1	1	（2）病床数	2	2	2	2	（3）報告の受理件数	0	0	0	0
業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度																																										
（1）指定医療機関数	2	2	2	2																																										
（2）病床数	6	6	6	6																																										
（3）報告の受理件数	0	0	0	0																																										
業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度																																										
（1）指定医療機関数	1	1	1	1																																										
（2）病床数	2	2	2	2																																										
（3）報告の受理件数	0	0	0	0																																										
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止PT 最終報告：地方へ移譲																																													
その他各方面の 意見	—																																													
平成21年工程表 における見直し の内容	—																																													
平成21年工程表決定 又は平成22年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	—																																													

<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="193 353 360 495" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>A-a</p> </div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 A-a</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>特定感染症指定医療機関は、重篤で未知の感染症であり、そのまん延が広範囲にわたり、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新感染症の患者を受け入れる機関であることから、国が当該指定医療機関の指定を行っている。また、その指定を行った医療機関の適正な運営確保の観点から、国が地方厚生局に委任して、報告徴収を行っている。</p> <p>しかし、必ずしも国の機関だけが行うことのできる事務・権限ではなく、法律上も都道府県知事が実施できることとされているため、的確な執行体制や法体系の整備等がなされれば、例えば、地方が法定受託事務の形で行うことも可能である。</p> <p>また、都道府県に権限を移譲することとした場合には、特定感染症指定医療機関の指定は国が行っていることから、都道府県の理解が不可欠である。</p>
<p>備考</p>	<p>当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生（支）局					No. 5																																				
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																											
事務・権限名		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定医療機関等の指定等 「児童福祉法」に規定する指定療育医療機関の指定等 「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等 																																									
事務・権限の概要		<p>○「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定等</p> <p>目的 結核に罹患している児童に対する療育の給付を行う指定療育機関のうち、国の開設した病院について指定等の事務を行う。</p> <p>根拠法令 児童福祉法第 20 条第 5 項及び第 8 項、第 21 条の 4 並びに第 59 条の 5 第 1 項</p> <p>関係する告示、通知等 指定療育機関医療担当規定（昭和 34 年厚生省告示第 260 号） 結核にかかっている児童に対する療育の給付について（昭和 36 年 8 月 9 日児発第 826 号）</p> <p>○「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等</p> <p>目的 未熟児に対する養育医療の給付を行う指定療育機関のうち、国の開設した病院等について指定等の事務を行う。</p> <p>根拠法令 母子保健法第 20 条第 5 項及び第 7 項（児童福祉法第 20 条第 8 項及び第 21 条の 4 の準用）並びに第 27 条第 1 項</p> <p>関係する告示、通知等 指定養育医療機関医療担当規定（昭和 40 年厚生省告示第 573 号） 未熟児養育事業の実施について（昭和 62 年 7 月 31 日児発第 573 号）</p>																																									
予算の状況 （単位：百万円）		共通経費等の内数（平成 25 年度予算）																																									
関係職員数		16 人の内数（平成 25 年 4 月 1 日現在）																																									
事務量（アウト プット）		1. 児童福祉法に規定する指定療育機関の指定（全国）																																									
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業務指標</th> <th style="text-align: center;">20年度</th> <th style="text-align: center;">21年度</th> <th style="text-align: center;">22年度</th> <th style="text-align: center;">23年度</th> <th style="text-align: center;">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定医療機関数</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">51</td> </tr> <tr> <td>指定件数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>指定の取消し件数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>変更届の受理件数</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>指定の辞退の申出の受理件数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>						業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指定医療機関数	51	51	51	51	51	指定件数	0	0	0	0	0	指定の取消し件数	0	0	0	0	0	変更届の受理件数	3	2	0	1	0	指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																						
指定医療機関数	51	51	51	51	51																																						
指定件数	0	0	0	0	0																																						
指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																						
変更届の受理件数	3	2	0	1	0																																						
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0																																						
		<p style="text-align: center;">（北海道局）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業務指標</th> <th style="text-align: center;">20年度</th> <th style="text-align: center;">21年度</th> <th style="text-align: center;">22年度</th> <th style="text-align: center;">23年度</th> <th style="text-align: center;">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定医療機関数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>指定件数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>指定の取消し件数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>変更届の受理件数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>指定の辞退の申出の受理件数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>						業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指定医療機関数	0	0	0	0	0	指定件数	0	0	0	0	0	指定の取消し件数	0	0	0	0	0	変更届の受理件数	0	0	0	0	0	指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																						
指定医療機関数	0	0	0	0	0																																						
指定件数	0	0	0	0	0																																						
指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																						
変更届の受理件数	0	0	0	0	0																																						
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0																																						
		<p style="text-align: center;">（東北局）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業務指標</th> <th style="text-align: center;">20年度</th> <th style="text-align: center;">21年度</th> <th style="text-align: center;">22年度</th> <th style="text-align: center;">23年度</th> <th style="text-align: center;">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定医療機関数</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td>指定件数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>指定の取消し件数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>変更届の受理件数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>指定の辞退の申出の受理件数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>						業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指定医療機関数	7	7	7	7	7	指定件数	0	0	0	0	0	指定の取消し件数	0	0	0	0	0	変更届の受理件数	0	0	0	0	0	指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																						
指定医療機関数	7	7	7	7	7																																						
指定件数	0	0	0	0	0																																						
指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																						
変更届の受理件数	0	0	0	0	0																																						
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0																																						

(関東信越局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
指定医療機関数	20	20	20	20	20
指定件数	0	0	0	0	0
指定の取消し件数	0	0	0	0	0
変更届の受理件数	2	1	0	0	0
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0

(東海北陸局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
指定医療機関数	4	4	4	4	4
指定件数	0	0	0	0	0
指定の取消し件数	0	0	0	0	0
変更届の受理件数	0	0	0	0	0
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0

(近畿局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
指定医療機関数	4	4	4	4	4
指定件数	0	0	0	0	0
指定の取消し件数	0	0	0	0	0
変更届の受理件数	0	0	0	0	0
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0

(中国四国局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
指定医療機関数	8	8	8	8	8
指定件数	0	0	0	0	0
指定の取消し件数	0	0	0	0	0
変更届の受理件数	1	1	0	1	0
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0

(九州局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
指定医療機関数	8	8	8	8	8
指定件数	0	0	0	0	0
指定の取消し件数	0	0	0	0	0
変更届の受理件数	0	0	0	0	0
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0

2. 母子保健法に規定する指定養育医療機関の指定

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
指定医療機関数	113	113	113	113	113
指定件数	0	2	0	1	0
指定の取消し件数	0	0	0	0	0
変更届の受理件数	4	4	7	2	3
指定の辞退の申出の受理件数	0	2	0	0	0

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
指定医療機関数	0	0	0	0	0
指定件数	0	0	0	0	0
指定の取消し件数	0	0	0	0	0
変更届の受理件数	0	0	0	0	0
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0

	(東北局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	指定医療機関数	9	9	9	9	9
	指定件数	0	0	0	0	0
	指定の取消し件数	0	0	0	0	0
	変更届の受理件数	0	0	0	0	0
	指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0
	(関東信越局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	指定医療機関数	32	32	32	32	32
	指定件数	0	0	0	0	0
	指定の取消し件数	0	0	0	0	0
	変更届の受理件数	4	2	4	0	0
	指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0
	(東海北陸局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	指定医療機関数	12	12	12	12	12
	指定件数	0	0	0	0	0
	指定の取消し件数	0	0	0	0	0
	変更届の受理件数	0	0	0	0	0
	指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0
	(近畿局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	指定医療機関数	17	17	17	17	17
	指定件数	0	0	0	0	0
	指定の取消し件数	0	0	0	0	0
	変更届の受理件数	0	0	1	0	0
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0	
(中国四国局)						
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
指定医療機関数	23	23	23	24	24	
指定件数	0	2	0	1	0	
指定の取消し件数	0	0	0	0	0	
変更届の受理件数	0	2	2	2	3	
指定の辞退の申出の受理件数	0	2	0	0	0	
(九州局)						
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
指定医療機関数	20	20	20	19	19	
指定件数	0	0	0	0	0	
指定の取消し件数	0	0	0	0	0	
変更届の受理件数	0	0	0	0	0	
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0	
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止 PT の最終通告：地方へ移譲					

その他各方面の意見	地方分権改革推進委員会第2次勧告：地方へ移譲
平成21年工程表における見直しの内容	児童福祉法や母子保健法、生活保護法に基づく指定養育医療機関等に関する事務・権限は、都道府県等に移譲する。
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—
その他既往の政府方針等	
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A-a</div> （参考） 平成22年の検討結果 A-a	（区分の理由等） 現行の規定では、国が開設した病院等については厚生労働大臣が、そのほかの病院等については都道府県知事が、それぞれ指定等の事務を行うこととされているが、その指定基準等は、病院等の設置主体にかかわらず同一であることから、国が開設した病院等についてのみ指定等の事務を国が行う必要性に乏しいため。 ※当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。
備考	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生（支）局					No. 6																																																																																																																																																																																																																			
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																																																																																																																																																																										
事務・権限名	「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定等																																																																																																																																																																																																																									
事務・権限の概要	<p>目的 生活保護受給者に対して医療を提供する指定医療機関のうち、国の開設した病院等について指定等の事務を行う。</p> <p>根拠法令 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条、第 50 条の 2、第 51 条第 2 項、第 54 条</p> <p>関係する告示、通知等 生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号）</p>																																																																																																																																																																																																																									
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 25 年度予算）																																																																																																																																																																																																																									
関係職員数	16 人の内数（平成 25 年 4 月 1 日現在）																																																																																																																																																																																																																									
事務量（アウト プット）	<p>（全国）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定医療機関数</td> <td>245</td> <td>244</td> <td>244</td> <td>244</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td>指定件数</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の取消し件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>変更届の受理件数</td> <td>14</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>指定の辞退の申出の受理件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（北海道局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定医療機関数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の取消し件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>変更届の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の辞退の申出の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（東北局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定医療機関数</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>指定件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の取消し件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>変更届の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の辞退の申出の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（関東信越局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定医療機関数</td> <td>62</td> <td>62</td> <td>62</td> <td>62</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>指定件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の取消し件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>変更届の受理件数</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の辞退の申出の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（東海北陸局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定医療機関数</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>指定件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の取消し件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>変更届の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の辞退の申出の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（近畿局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定医療機関数</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>指定件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の取消し件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>変更届の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>								業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指定医療機関数	245	244	244	244	244	指定件数	0	2	0	0	0	指定の取消し件数	0	0	0	0	0	変更届の受理件数	14	6	10	6	4	指定の辞退の申出の受理件数	1	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指定医療機関数	0	0	0	0	0	指定件数	0	0	0	0	0	指定の取消し件数	0	0	0	0	0	変更届の受理件数	0	0	0	0	0	指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指定医療機関数	27	26	26	26	26	指定件数	0	0	0	0	0	指定の取消し件数	0	0	0	0	0	変更届の受理件数	0	0	0	0	0	指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指定医療機関数	62	62	62	62	61	指定件数	0	0	0	0	0	指定の取消し件数	0	0	0	0	0	変更届の受理件数	10	1	7	0	0	指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指定医療機関数	33	33	33	33	33	指定件数	0	0	0	0	0	指定の取消し件数	0	0	0	0	0	変更届の受理件数	0	0	1	0	0	指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指定医療機関数	31	31	31	31	31	指定件数	0	0	0	0	0	指定の取消し件数	0	0	0	0	0	変更届の受理件数	0	0	1	1	0
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																																																																																					
指定医療機関数	245	244	244	244	244																																																																																																																																																																																																																					
指定件数	0	2	0	0	0																																																																																																																																																																																																																					
指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																					
変更届の受理件数	14	6	10	6	4																																																																																																																																																																																																																					
指定の辞退の申出の受理件数	1	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																																																																																					
指定医療機関数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																					
指定件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																					
指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																					
変更届の受理件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																					
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																																																																																					
指定医療機関数	27	26	26	26	26																																																																																																																																																																																																																					
指定件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																					
指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																					
変更届の受理件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																					
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																																																																																					
指定医療機関数	62	62	62	62	61																																																																																																																																																																																																																					
指定件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																					
指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																					
変更届の受理件数	10	1	7	0	0																																																																																																																																																																																																																					
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																																																																																					
指定医療機関数	33	33	33	33	33																																																																																																																																																																																																																					
指定件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																					
指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																					
変更届の受理件数	0	0	1	0	0																																																																																																																																																																																																																					
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																																																																																					
指定医療機関数	31	31	31	31	31																																																																																																																																																																																																																					
指定件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																					
指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																					
変更届の受理件数	0	0	1	1	0																																																																																																																																																																																																																					

	<table border="1"> <tr> <td>指定の辞退の申出の受理件数 (中国四国局)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>業務指標</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> </tr> <tr> <td>指定医療機関数</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>指定件数</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の取消し件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>変更届の受理件数</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>指定の辞退の申出の受理件数 (九州局)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>業務指標</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> </tr> <tr> <td>指定医療機関数</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>指定件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の取消し件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>変更届の受理件数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の辞退の申出の受理件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	指定の辞退の申出の受理件数 (中国四国局)	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指定医療機関数	44	44	44	44	44	指定件数	0	2	0	0	0	指定の取消し件数	0	0	0	0	0	変更届の受理件数	2	3	1	4	4	指定の辞退の申出の受理件数 (九州局)	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指定医療機関数	48	48	48	48	48	指定件数	0	0	0	0	0	指定の取消し件数	0	0	0	0	0	変更届の受理件数	2	2	0	1	0	指定の辞退の申出の受理件数	1	0	0	0	0
指定の辞退の申出の受理件数 (中国四国局)	0	0	0	0	0																																																																										
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																										
指定医療機関数	44	44	44	44	44																																																																										
指定件数	0	2	0	0	0																																																																										
指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																																																										
変更届の受理件数	2	3	1	4	4																																																																										
指定の辞退の申出の受理件数 (九州局)	0	0	0	0	0																																																																										
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																										
指定医療機関数	48	48	48	48	48																																																																										
指定件数	0	0	0	0	0																																																																										
指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																																																										
変更届の受理件数	2	2	0	1	0																																																																										
指定の辞退の申出の受理件数	1	0	0	0	0																																																																										
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止 PT の最終通告：地方へ移譲																																																																														
その他各方面の意見	地方分権改革推進委員会第2次勧告：地方へ移譲																																																																														
平成21年工程表における見直しの内容	児童福祉法や母子保健法、生活保護法に基づく指定養育医療機関等に関する事務・権限は、都道府県等に移譲する。																																																																														
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—																																																																														
その他既往の政府方針等																																																																															
検討結果（事務・権限の区分）  （参考） 平成22年の検討結果 A-a	（区分の理由等） 生活保護制度の見直しの検討の場である「生活保護制度に関する国と地方の協議」の中間とりまとめ（平成23年12月12日）においては、「指定医療機関における国（地方厚生局）と地方自治体との連携規定の創設」をすることとされており、また、地方自治体の首長も含めて参加した「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書（平成25年1月25日）においても、国（地方厚生局）による直接指導を行えるようにすることが求められるなど、国（地方厚生局）の積極的な関与が期待されている。こうした地方自治体からの意見等を踏まえ、今回、生活保護法を改正して指定医療機関制度を見直し、国の関与を強めることとしていることを考慮すると、当該事務については、国（地方厚生局）において引き続き実施すべきである。																																																																														
備考																																																																															

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生（支）局	No. 7																																						
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																									
事務・権限名	指定医療機関等の指定等																																								
事務・権限の概要	・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定 戦傷病者特別援護法に基づき、戦傷病者の先の大戦における公務上の傷病に関し、必要な療養の給付を行うため、療養を行う医療機関の指定等を行うもの。 【主な業務内容】 （１）指定医療機関の指定（法第12条） （２）指定医療機関が療養を行うについての指導（法第13条第2項） （３）指定医療機関に対する報告要求、立入検査、診療報酬の支払いの一時差止め（法第16条第1項及び第2項） （４）指定医療機関以外の医療機関に対する報告要求等（法第17条第3項）																																								
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成25年度予算）																																								
関係職員数	16人の内数（平成25年4月1日現在）																																								
事務量（アウトプット）	・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定 （全国）																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定医療機関数</td> <td>171</td> <td>170</td> <td>170</td> <td>171</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>指定件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の取消し件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>変更届の受理件数</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>指定の辞退の申出の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> （北海道局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指定医療機関数	171	170	170	171	171	指定件数	0	0	0	0	0	指定の取消し件数	0	0	0	0	0	変更届の受理件数	13	14	15	6	7	指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																				
指定医療機関数	171	170	170	171	171																																				
指定件数	0	0	0	0	0																																				
指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																				
変更届の受理件数	13	14	15	6	7																																				
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定医療機関数</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>指定件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の取消し件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>変更届の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の辞退の申出の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> （東北局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指定医療機関数	7	6	6	6	6	指定件数	0	0	0	0	0	指定の取消し件数	0	0	0	0	0	変更届の受理件数	0	0	0	0	0	指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																				
指定医療機関数	7	6	6	6	6																																				
指定件数	0	0	0	0	0																																				
指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																				
変更届の受理件数	0	0	0	0	0																																				
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定医療機関数</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>指定件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の取消し件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>変更届の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の辞退の申出の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> （関東信越局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指定医療機関数	20	20	20	20	20	指定件数	0	0	0	0	0	指定の取消し件数	0	0	0	0	0	変更届の受理件数	0	0	0	0	0	指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																				
指定医療機関数	20	20	20	20	20																																				
指定件数	0	0	0	0	0																																				
指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																				
変更届の受理件数	0	0	0	0	0																																				
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定医療機関数</td> <td>42</td> <td>42</td> <td>42</td> <td>42</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>指定件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の取消し件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>変更届の受理件数</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の辞退の申出の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> （東海北陸局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指定医療機関数	42	42	42	42	42	指定件数	0	0	0	0	0	指定の取消し件数	1	0	0	0	0	変更届の受理件数	7	9	5	0	0	指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																				
指定医療機関数	42	42	42	42	42																																				
指定件数	0	0	0	0	0																																				
指定の取消し件数	1	0	0	0	0																																				
変更届の受理件数	7	9	5	0	0																																				
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定医療機関数</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>指定件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の取消し件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>変更届の受理件数</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>指定の辞退の申出の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指定医療機関数	21	21	21	21	21	指定件数	0	0	0	0	0	指定の取消し件数	0	0	0	0	0	変更届の受理件数	3	2	9	1	4	指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																				
指定医療機関数	21	21	21	21	21																																				
指定件数	0	0	0	0	0																																				
指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																				
変更届の受理件数	3	2	9	1	4																																				
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0																																				

	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">(近畿局)</th> </tr> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定医療機関数</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>指定件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の取消し件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>変更届の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の辞退の申出の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">(中国四国局)</th> </tr> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定医療機関数</td> <td>27</td> <td>27</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>指定件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の取消し件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>変更届の受理件数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>指定の辞退の申出の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">(九州局)</th> </tr> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定医療機関数</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>指定件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の取消し件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>変更届の受理件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定の辞退の申出の受理件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	(近畿局)						業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指定医療機関数	21	21	21	21	21	指定件数	0	0	0	0	0	指定の取消し件数	0	0	0	0	0	変更届の受理件数	0	0	1	1	0	指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0	(中国四国局)						業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指定医療機関数	27	27	27	28	28	指定件数	0	0	0	1	0	指定の取消し件数	0	0	0	0	0	変更届の受理件数	2	2	0	4	3	指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0	(九州局)						業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指定医療機関数	33	33	33	33	33	指定件数	0	0	0	0	0	指定の取消し件数	0	0	0	0	0	変更届の受理件数	1	1	0	0	0	指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0
(近畿局)																																																																																																																															
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																										
指定医療機関数	21	21	21	21	21																																																																																																																										
指定件数	0	0	0	0	0																																																																																																																										
指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																																																																																																										
変更届の受理件数	0	0	1	1	0																																																																																																																										
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0																																																																																																																										
(中国四国局)																																																																																																																															
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																										
指定医療機関数	27	27	27	28	28																																																																																																																										
指定件数	0	0	0	1	0																																																																																																																										
指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																																																																																																										
変更届の受理件数	2	2	0	4	3																																																																																																																										
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0																																																																																																																										
(九州局)																																																																																																																															
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																										
指定医療機関数	33	33	33	33	33																																																																																																																										
指定件数	0	0	0	0	0																																																																																																																										
指定の取消し件数	0	0	0	0	0																																																																																																																										
変更届の受理件数	1	1	0	0	0																																																																																																																										
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0	0	0																																																																																																																										
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲																																																																																																																														
その他各方面の意見	—																																																																																																																														
平成21年工程表における見直しの内容	—																																																																																																																														
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—																																																																																																																														
その他既往の政府方針等	<p><出先機関改革に係る公開討議(平成22年5月12日 厚生労働省)における方針></p> <p>戦傷病者特別援護法による療養の給付は、「軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の観点に基づき」(同法第1条)行うものであり、これに要する費用についても全額国の負担により行われている。</p> <p>したがって、当該事務は国の責任によって統一的に実施する必要があるとあり、引き続き、国の事務としつつ、本省よりも実情を把握しやすい地方厚生局において担当することが、効果的・効率的であると考えます。</p>																																																																																																																														
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px auto;">A-a</div> （参考） 平成22年の検討結果 A-a	(区分の理由等) 戦傷病者特別援護法による療養の給付は、「軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の観点に基づき」(同法第1条)行うものであり、これに要する費用についても全額国の負担により行われている。 指定医療機関等の指定等の事務は国が適正な水準、内容の医療を確保する義務を負っているが、考え方は既に法令等で定めているため、都道府県がそれに従って当該業務を実施することは可能と考える。 なお、当該事務を都道府県への移管にすることとした場合、法令上の手当を行うことが必要となる。																																																																																																																														
備考	※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。																																																																																																																														

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方厚生（支）局	No. 8
----------------	-------

事務・権限移譲等検討シート（個票）																															
事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> ・養成施設等の指定及び監督 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、児童福祉司、児童福祉施設の職員、児童自立支援専門員、社会福祉主事、精神保健福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、理容師、美容師、食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、栄養士、調理師、製菓衛生師																														
事務・権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会の指定・登録 食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生管理者資格取得講習会																														
事務・権限の概要	<p>【目的】</p> 国家試験の受験資格等を得るため、各医療保健関係職種として必要な知識及び技能を修得させる養成を実施する。 <p>【根拠法令】</p> 保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、視能訓練士法、臨床工学技士法、義肢装具士法、救急救命士法、言語聴覚士法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科衛生士法、歯科技工士法、理容師法、美容師法、栄養士法、調理師法、食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、児童福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、社会福祉法、精神保健福祉士法及び製菓衛生師法 <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成施設の指定に関する事項 ・養成施設の指定内容変更の承認に関する事項 ・養成施設の指定内容変更の届出に関する事項 ・養成施設の設置等計画者に対する申請書提出の指示に関する事項 ・養成施設の実地調査に関する事項 ・養成施設の指定の取消しに関する事項 ・養成施設の年次報告に関する事項 ・養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項 ・講習会の指定・登録に関する事項 等 																														
予算の状況 （単位：百万円）	各種養成施設監査指導経費 42百万円の内数（平成25年度予算）																														
関係職員数	26人の内数（平成25年4月1日現在）																														
事務量（アウトプット） ※厚生局ごとの事務量については別添を参照。	<ul style="list-style-type: none"> ・養成施設等の指定及び監督 1. 理容師養成施設 （全国）																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 課程数</td> <td>213</td> <td>213</td> <td>207</td> <td>189</td> <td>184</td> </tr> <tr> <td>(2) 新規指定数</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(3) 取消数</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(4) 指定内容の変更承認数</td> <td>54</td> <td>41</td> <td>13</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	(1) 課程数	213	213	207	189	184	(2) 新規指定数	2	0	0	1	2	(3) 取消数	8	6	11	8	2	(4) 指定内容の変更承認数	54	41	13	9	10
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																										
(1) 課程数	213	213	207	189	184																										
(2) 新規指定数	2	0	0	1	2																										
(3) 取消数	8	6	11	8	2																										
(4) 指定内容の変更承認数	54	41	13	9	10																										

(5) 指定内容の変更届出数	195	181	163	155	129
(6) 指導調査実施数	31	22	17	12	13

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	17	15	13	11	11
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	2	2	2	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	7	1	2	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	18	13	8	6	9
(6) 指導調査実施数	5	1	0	2	0

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	32	29	29	29	27
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	3	0	0	2	0
(4) 指定内容の変更承認数	18	10	0	1	0
(5) 指定内容の変更届出数	14	31	23	24	20
(6) 指導調査実施数	8	1	0	0	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	48	48	48	41	41
(2) 新規指定数	0	0	0	1	0
(3) 取消数	1	0	0	3	0
(4) 指定内容の変更承認数	1	1	4	2	4
(5) 指定内容の変更届出数	47	39	42	30	30
(6) 指導調査実施数	3	4	1	1	1

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	29	29	27	25	23
(2) 新規指定数	0	0	0	0	2
(3) 取消数	0	2	2	2	0
(4) 指定内容の変更承認数	1	10	3	1	2
(5) 指定内容の変更届出数	30	20	23	20	13
(6) 指導調査実施数	6	4	8	2	6

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	31	30	30	30	30
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	1	0	0	0	2
(4) 指定内容の変更承認数	2	9	1	1	0
(5) 指定内容の変更届出数	19	19	19	23	16
(6) 指導調査実施数	4	3	1	2	1

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	17	18	16	16	15
(2) 新規指定数	1	0	0	0	0
(3) 取消数	0	2	0	1	0

(4) 指定内容の変更承認数	12	0	0	2	1
(5) 指定内容の変更届出数	33	21	12	16	9
(6) 指導調査実施数	2	4	3	3	2

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	14	14	14	12	12
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	2	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	11	3	0	1	3
(5) 指定内容の変更届出数	8	15	11	17	15
(6) 指導調査実施数	1	2	1	0	2

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	30	30	30	25	25
(2) 新規指定数	1	0	0	0	0
(3) 取消数	1	0	5	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	2	7	3	1	0
(5) 指定内容の変更届出数	26	23	25	19	17
(6) 指導調査実施数	2	3	3	2	1

2. 美容師養成施設

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	516	513	514	511	509
(2) 新規指定数	8	10	7	6	9
(3) 取消数	11	7	13	6	6
(4) 指定内容の変更承認数	136	65	47	19	32
(5) 指定内容の変更届出数	527	475	411	413	400
(6) 指導調査実施数	61	46	41	30	37

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	29	27	25	19	18
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	2	2	6	1	0
(4) 指定内容の変更承認数	13	0	10	1	0
(5) 指定内容の変更届出数	33	23	9	9	13
(6) 指導調査実施数	8	3	0	2	1

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	43	42	42	43	43
(2) 新規指定数	1	0	1	0	0
(3) 取消数	2	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	25	11	3	2	0
(5) 指定内容の変更届出数	28	47	23	39	40
(6) 指導調査実施数	15	3	0	0	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	159	159	159	160	160
(2) 新規指定数	3	4	1	2	2
(3) 取消数	3	2	2	1	2
(4) 指定内容の変更承認数	7	10	10	7	13
(5) 指定内容の変更届出数	196	129	132	104	116
(6) 指導調査実施数	6	4	1	2	3

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	71	70	73	76	76
(2) 新規指定数	0	3	2	2	5
(3) 取消数	1	0	0	2	0
(4) 指定内容の変更承認数	46	15	9	2	7
(5) 指定内容の変更届出数	79	88	79	78	72
(6) 指導調査実施数	10	16	24	12	17

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	78	76	78	79	81
(2) 新規指定数	1	2	1	2	1
(3) 取消数	3	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	5	14	6	1	1
(5) 指定内容の変更届出数	55	55	58	64	45
(6) 指導調査実施数	8	8	2	2	2

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	35	35	34	32	32
(2) 新規指定数	0	0	0	0	1
(3) 取消数	0	1	2	0	1
(4) 指定内容の変更承認数	21	2	2	1	5
(5) 指定内容の変更届出数	53	40	26	28	30
(6) 指導調査実施数	5	2	6	3	4

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	24	24	23	22	21
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	1	1	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	14	6	1	0	3
(5) 指定内容の変更届出数	16	28	21	22	30
(6) 指導調査実施数	2	5	3	0	3

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	77	80	80	80	78
(2) 新規指定数	3	1	2	0	0
(3) 取消数	0	1	2	2	3
(4) 指定内容の変更承認数	5	7	6	5	3
(5) 指定内容の変更届出数	67	65	63	69	54
(6) 指導調査実施数	7	5	5	9	7

3. 食品衛生管理者養成施設

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	208	214	256	257	261
(2) 新規指定数	11	16	6	7	16
(3) 取消数	1	2	2	3	1
(4) 指定内容の変更承認数	4	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	119	112	134	130	112
(6) 指導調査実施数	32	22	24	16	5

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	9	10	10	10	11
(2) 新規指定数	1	0	0	1	1
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	4	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	1	0	1	5	4
(6) 指導調査実施数	1	3	1	1	1

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	21	22	25	25	24
(2) 新規指定数	1	3	1	0	0
(3) 取消数	0	0	1	1	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	10	1	14	18	9
(6) 指導調査実施数	3	1	2	6	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	62	62	70	71	72
(2) 新規指定数	4	7	2	2	6
(3) 取消数	0	0	0	0	1
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	63	55	54	56	47
(6) 指導調査実施数	4	2	6	1	1

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	26	26	54	52	52
(2) 新規指定数	0	1	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	1	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	13	4	6	2	13
(6) 指導調査実施数	3	2	0	0	0

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	36	37	36	37	38
(2) 新規指定数	1	1	1	2	2
(3) 取消数	0	2	0	1	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0

(5) 指定内容の変更届出数	10	15	18	17	14
(6) 指導調査実施数	10	5	4	0	0

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	21	22	22	23	24
(2) 新規指定数	2	0	1	1	4
(3) 取消数	1	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	11	20	24	18	8
(6) 指導調査実施数	2	4	4	5	3

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	7	7	7	7	7
(2) 新規指定数	0	0	0	0	1
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	3	5	5	2	2
(6) 指導調査実施数	1	3	4	0	0

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	26	28	32	32	33
(2) 新規指定数	2	4	1	1	2
(3) 取消数	0	0	1	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	8	12	12	12	15
(6) 指導調査実施数	8	2	3	3	0

4. 指定保育士養成施設

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	571	584	583	579	598
(2) 新規指定数	33	12	13	22	21
(3) 取消数	13	10	12	14	12
(4) 指定内容の変更承認数	153	327	572	92	129
(5) 指定内容の変更届出数	125	125	199	64	115
(6) 指導調査実施数	60	89	66	35	31

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	23	25	25	25	25
(2) 新規指定数	3	1	1	0	1
(3) 取消数	1	1	1	0	1
(4) 指定内容の変更承認数	13	15	25	3	6
(5) 指定内容の変更届出数	11	6	5	7	9
(6) 指導調査実施数	8	7	5	2	1

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	38	39	42	41	42
(2) 新規指定数	1	3	0	1	2

(3) 取消数	0	0	1	0	2
(4) 指定内容の変更承認数	10	17	42	6	6
(5) 指定内容の変更届出数	7	5	9	3	13
(6) 指導調査実施数	3	4	7	0	3

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	195	195	189	184	190
(2) 新規指定数	12	3	5	6	6
(3) 取消数	5	9	2	8	4
(4) 指定内容の変更承認数	33	115	179	35	30
(5) 指定内容の変更届出数	50	44	38	21	41
(6) 指導調査実施数	9	6	2	2	3

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	77	78	80	80	82
(2) 新規指定数	2	2	1	4	4
(3) 取消数	1	0	1	2	2
(4) 指定内容の変更承認数	27	48	77	11	26
(5) 指定内容の変更届出数	21	13	17	8	9
(6) 指導調査実施数	10	19	16	11	8

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	112	118	119	122	128
(2) 新規指定数	9	1	5	6	4
(3) 取消数	3	0	2	2	2
(4) 指定内容の変更承認数	34	67	118	19	26
(5) 指定内容の変更届出数	11	12	119	9	16
(6) 指導調査実施数	4	13	4	1	2

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	46	47	48	47	48
(2) 新規指定数	2	1	1	2	1
(3) 取消数	1	0	2	1	1
(4) 指定内容の変更承認数	17	19	46	10	16
(5) 指定内容の変更届出数	9	19	3	3	11
(6) 指導調査実施数	10	12	10	7	9

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	18	19	19	18	19
(2) 新規指定数	1	0	0	1	1
(3) 取消数	0	0	1	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	3	16	20	0	9
(5) 指定内容の変更届出数	4	11	0	5	6
(6) 指導調査実施数	9	7	7	8	3

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	62	63	61	62	64

(2) 新規指定数	3	1	0	2	2
(3) 取消数	2	0	2	1	0
(4) 指定内容の変更承認数	16	30	65	8	10
(5) 指定内容の変更届出数	12	15	8	8	10
(6) 指導調査実施数	7	21	15	4	2

5. 社会福祉士養成施設

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	66	67	70	69	73
(2) 新規指定数	7	4	2	4	3
(3) 取消数	6	1	3	0	1
(4) 指定内容の変更承認数	23	9	16	15	11
(5) 指定内容の変更届出数	57	77	104	131	163
(6) 指導調査実施数	4	11	10	5	3

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	2	3	3	3	4
(2) 新規指定数	1	0	0	1	0
(3) 取消数	0	0	0	0	1
(4) 指定内容の変更承認数	4	0	0	1	1
(5) 指定内容の変更届出数	1	3	5	14	17
(6) 指導調査実施数	0	2	1	0	0

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	1
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	25	25	27	28	30
(2) 新規指定数	4	3	2	2	1
(3) 取消数	4	1	1	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	6	4	11	10	7
(5) 指定内容の変更届出数	28	31	58	47	57
(6) 指導調査実施数	0	3	1	0	1

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	6	6	6	6	6
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	8	1	1	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	7	4	3	10	13
(6) 指導調査実施数	3	2	0	0	0

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	15	15	16	14	15
(2) 新規指定数	2	1	0	1	1
(3) 取消数	2	0	2	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	2	1	1	2
(5) 指定内容の変更届出数	0	7	13	24	36
(6) 指導調査実施数	0	1	2	1	1

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	6	6	6	6	6
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	1	0	0	1
(5) 指定内容の変更届出数	6	16	6	7	9
(6) 指導調査実施数	0	1	1	3	1

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	2	2	2	2	2
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	1	1	0	1	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	6	3	5	9
(6) 指導調査実施数	1	1	0	0	0

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	10	10	10	10	10
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	4	0	3	2	0
(5) 指定内容の変更届出数	15	10	16	24	22
(6) 指導調査実施数	0	1	5	1	0

6. 介護福祉士養成施設

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	505	487	451	433	415
(2) 新規指定数	11	11	6	5	4
(3) 取消数	31	46	24	23	5
(4) 指定内容の変更承認数	128	55	46	44	32
(5) 指定内容の変更届出数	496	295	508	529	546
(6) 指導調査実施数	26	75	49	20	24

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	33	32	30	30	29
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	1	2	0	1	1
(4) 指定内容の変更承認数	12	7	2	5	11
(5) 指定内容の変更届出数	44	23	47	66	46
(6) 指導調査実施数	3	11	6	3	1

施数					
----	--	--	--	--	--

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	42	43	41	39	38
(2) 新規指定数	1	0	0	1	2
(3) 取消数	0	2	2	2	0
(4) 指定内容の変更承認数	8	2	7	2	1
(5) 指定内容の変更届出数	45	35	51	36	42
(6) 指導調査実施数	0	1	5	0	1

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	154	154	145	139	133
(2) 新規指定数	6	6	3	1	2
(3) 取消数	8	15	9	7	3
(4) 指定内容の変更承認数	39	22	11	5	8
(5) 指定内容の変更届出数	169	87	152	144	149
(6) 指導調査実施数	6	7	4	2	1

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	63	59	56	54	51
(2) 新規指定数	3	0	0	1	0
(3) 取消数	7	3	2	4	0
(4) 指定内容の変更承認数	24	11	6	9	5
(5) 指定内容の変更届出数	78	22	80	74	109
(6) 指導調査実施数	10	17	5	5	12

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	74	71	65	61	56
(2) 新規指定数	0	0	1	0	0
(3) 取消数	3	6	5	5	0
(4) 指定内容の変更承認数	12	8	5	14	2
(5) 指定内容の変更届出数	0	54	61	60	52
(6) 指導調査実施数	0	6	3	1	1

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	47	45	40	37	37
(2) 新規指定数	1	2	0	2	0
(3) 取消数	3	7	3	2	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	5	3	3
(5) 指定内容の変更届出数	38	27	57	51	61
(6) 指導調査実施数	0	17	10	7	5

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	21	19	17	17	16
(2) 新規指定数	0	2	0	0	0
(3) 取消数	2	3	0	1	0
(4) 指定内容の変更承認数	9	1	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	31	21	16	24	23

(6) 指導調査実施数	7	7	5	2	2
-------------	---	---	---	---	---

7. 福祉系高等学校

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	29	157	166	170	171
(2) 新規指定数	157	4	13	5	0
(3) 取消数	0	1	0	2	4
(4) 指定内容の変更承認数	0	8	17	13	13
(5) 指定内容の変更届出数	0	87	212	215	243
(6) 指導調査実施数	0	4	19	49	9

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	9	9	9	9
(2) 新規指定数	9	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	6	10	18	18
(6) 指導調査実施数	0	0	0	2	2

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	14	15	16	17
(2) 新規指定数	14	1	1	2	0
(3) 取消数	0	0	0	1	1
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	7	10	8	21
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	2

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	29	29	29	29	29
(2) 新規指定数	29	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	1	4	3	2
(5) 指定内容の変更届出数	0	10	46	38	51
(6) 指導調査実施数	0	0	1	1	0

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	28	28	28	29
(2) 新規指定数	28	0	0	1	0
(3) 取消数	0	0	0	0	1
(4) 指定内容の変更承認数	0	4	2	2	1
(5) 指定内容の変更届出数	0	16	42	40	34
(6) 指導調査実施数	0	0	7	11	0

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	19	19	20	20
(2) 新規指定数	19	0	1	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	1
(4) 指定内容の	0	0	1	0	0

変更承認数					
(5) 指定内容の変更届出数	0	11	22	24	31
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	11	11	11	10
(2) 新規指定数	11	1	1	0	0
(3) 取消数	0	1	0	1	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	2	0	0	1
(5) 指定内容の変更届出数	0	2	9	8	9
(6) 指導調査実施数	0	4	3	0	0

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	3	10	11	11
(2) 新規指定数	3	1	10	1	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	2	0	1
(5) 指定内容の変更届出数	0	1	9	9	13
(6) 指導調査実施数	0	0	1	2	1

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	44	45	46	46
(2) 新規指定数	44	1	0	1	0
(3) 取消数	0	0	0	0	1
(4) 指定内容の変更承認数	0	1	8	8	8
(5) 指定内容の変更届出数	0	34	64	70	66
(6) 指導調査実施数	0	0	7	33	4

8. 実務者養成施設

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	1	39
(2) 新規指定数	0	0	0	7	80
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	1
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	7
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	1	6
(2) 新規指定数	0	0	0	1	6
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0

(2) 新規指定数	0	0	0	0	5
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	1
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	1
(2) 新規指定数	0	0	0	1	24
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	1
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	2
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	1
(2) 新規指定数	0	0	0	1	11
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	16
(2) 新規指定数	0	0	0	0	16
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	1
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	2
(2) 新規指定数	0	0	0	0	8
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	2
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	4
(2) 新規指定数	0	0	0	4	1
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	1
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
------	------	------	------	------	------

(1) 課程数	0	0	0	0	9
(2) 新規指定数	0	0	0	0	9
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

9. 社会福祉主事養成機関

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	87	73	65	58	52
(2) 新規指定数	0	2	1	1	0
(3) 取消数	17	11	7	7	5
(4) 指定内容の変更承認数	33	12	7	11	7
(5) 指定内容の変更届出数	29	31	43	41	41
(6) 指導調査実施数	5	11	7	2	1

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	16	13	11	9	9
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	3	2	1	0	3
(4) 指定内容の変更承認数	13	1	1	5	2
(5) 指定内容の変更届出数	3	6	9	4	6
(6) 指導調査実施数	3	2	3	1	0

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	4	4	5	6	4
(2) 新規指定数	0	1	1	0	0
(3) 取消数	0	0	0	2	0
(4) 指定内容の変更承認数	1	1	1	0	1
(5) 指定内容の変更届出数	2	1	6	3	7
(6) 指導調査実施数	0	1	1	1	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	24	24	22	19	17
(2) 新規指定数	0	1	0	1	0
(3) 取消数	3	4	3	3	0
(4) 指定内容の変更承認数	11	6	1	4	1
(5) 指定内容の変更届出数	11	3	8	12	5
(6) 指導調査実施数	1	2	1	0	1

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	3	2	1	1	1
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	1	1	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	1	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	1	0	0	1	0
(6) 指導調査実施数	0	2	0	0	0

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	17	13	13	12	11
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	4	0	1	1	2
(4) 指定内容の変更承認数	0	1	0	1	1
(5) 指定内容の変更届出数	2	11	9	7	16
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	6	4	4	2	2
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	2	0	2	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	1	1	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	3	3	1	3
(6) 指導調査実施数	0	1	1	0	0

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	1	1	1	1	1
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	1	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	1	1	1
(6) 指導調査実施数	1	0	0	0	0

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	16	12	8	8	7
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	4	4	0	1	0
(4) 指定内容の変更承認数	7	1	3	1	2
(5) 指定内容の変更届出数	10	7	7	12	3
(6) 指導調査実施数	0	3	1	0	0

10. 精神保健福祉士養成施設

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	68	65	62	64	62
(2) 新規指定数	5	1	5	2	0
(3) 取消数	8	4	3	4	1
(4) 指定内容の変更承認数	79	30	30	34	4
(5) 指定内容の変更届出数	20	13	23	49	117
(6) 指導調査実施数	7	3	12	5	2

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	3	4	3	3	3
(2) 新規指定数	1	0	0	0	0
(3) 取消数	0	1	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	7	3	9	7	0

(5) 指定内容の変更届出数	1	0	0	6	11
(6) 指導調査実施数	1	0	1	1	0

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	24	24	23	25	23
(2) 新規指定数	2	1	2	1	0
(3) 取消数	2	2	0	3	1
(4) 指定内容の変更承認数	23	3	4	11	0
(5) 指定内容の変更届出数	5	5	6	4	46
(6) 指導調査実施数	3	2	1	0	1

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	9	7	7	6	6
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	2	0	1	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	19	5	8	7	0
(5) 指定内容の変更届出数	8	1	0	6	2
(6) 指導調査実施数	2	1	2	0	0

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	11	10	10	11	11
(2) 新規指定数	0	0	1	0	0
(3) 取消数	1	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	15	8	3	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	2	3	10	13	17
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	1

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	8	6	5	5	5
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	2	1	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	4	3	3	3
(5) 指定内容の変更届出数	0	2	1	6	4
(6) 指導調査実施数	0	0	3	0	0

(四国厚生支局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	2	2	2	4	4
(2) 新規指定数	0	0	2	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の	2	3	2	5	0

変更承認数					
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	4	16
(6) 指導調査実施数	1	0	0	4	0

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	11	12	12	10	10
(2) 新規指定数	2	0	0	1	0
(3) 取消数	1	0	2	1	0
(4) 指定内容の変更承認数	13	4	1	1	1
(5) 指定内容の変更届出数	4	2	6	10	21
(6) 指導調査実施数	0	0	5	0	0

11. 児童福祉司養成施設

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	3	3	3	3	3
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	3	3	3	3	3
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0

(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

12. 児童福祉施設職員養成施設

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	4	4	4	4	4
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	1	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	1	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	4	4	4	4	4
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	1	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	1	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

施数					
(四国厚生局)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(九州厚生局)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

13. 児童自立支援施設職員養成施設

(全国)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	1	1	1	1	1
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(北海道局)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(東北厚生局)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(関東信越厚生局)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	1	1	1	1	1
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0

(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

14. 知的障害者福祉司養成施設

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
------	------	------	------	------	------

(1) 課程数	1	1	1	1	1
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	1	1	1	1	1
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

15. 救急救命士養成所

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	42	41	43	44	44
(2) 新規指定数	3	2	1	0	0
(3) 取消数	1	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	15	23	33	25	27
(5) 指定内容の変更届出数	11	8	9	9	9
(6) 指導調査実施数	7	4	3	3	1

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	3	3	3	3	3
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	3	4	3	2	2
(5) 指定内容の変更届出数	3	1	1	2	3
(6) 指導調査実施数	1	1	0	0	0

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	1	1	1	2	2
(2) 新規指定数	0	0	1	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	1	0	0	3
(5) 指定内容の変更届出数	0	1	0	0	0

(6) 指導調査実施数	0	1	0	1	0
-------------	---	---	---	---	---

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	17	17	18	18	18
(2) 新規指定数	3	1	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	3	7	9	4	6
(5) 指定内容の変更届出数	1	5	2	4	4
(6) 指導調査実施数	1	1	0	0	1

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	7	6	6	6	6
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	1	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	2	4	7	7	5
(5) 指定内容の変更届出数	6	1	2	2	2
(6) 指導調査実施数	0	1	3	3	0

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	9	9	9	9	9
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	4	2	3	3	1
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	1	1	0
(6) 指導調査実施数	4	0	0	0	0

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	1	1	1	1	1
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	1	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	1	0	0	0	0

(四厚生支局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	4	4	5	5	5
(2) 新規指定数	0	1	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	3	5	11	10	10
(5) 指定内容の	0	0	3	2	0

変更届出数					
(6) 指導調査実施数	0	0	0	2	0

16. 診療放射線技師養成所

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	18	18	18	17	17
(2) 新規指定数	0	0	1	0	0
(3) 取消数	1	0	2	0	1
(4) 指定内容の変更承認数	11	10	13	9	19
(5) 指定内容の変更届出数	4	3	2	4	2
(6) 指導調査実施数	1	0	4	0	0

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	2	2	2	2	2
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	5	5	7	2	6
(5) 指定内容の変更届出数	0	1	0	1	1
(6) 指導調査実施数	0	0	2	0	0

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	7	7	7	6	6
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	1	0	1	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	1	2	3	1	3
(5) 指定内容の変更届出数	1	0	0	1	0
(6) 指導調査実施数	0	0	1	0	0

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	1	1	1	1	1
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	2
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	1	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	6	6	6	5	5
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	1	0	1

(4) 指定内容の変更承認数	1	1	2	2	1
(5) 指定内容の変更届出数	1	1	1	2	1
(6) 指導調査実施数	1	0	1	0	0

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	2	2	2	3	3
(2) 新規指定数	0	0	1	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	4	2	1	4	7
(5) 指定内容の変更届出数	2	1	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

17. 臨床検査技師養成所

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	26	25	24	24	24
(2) 新規指定数	0	0	0	1	0
(3) 取消数	2	1	0	1	0
(4) 指定内容の変更承認数	16	12	17	14	14
(5) 指定内容の変更届出数	6	10	6	3	3
(6) 指導調査実施数	0	2	3	0	0

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	3	3	3	3	2
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	1	0
(4) 指定内容の変更承認数	1	2	2	3	2
(5) 指定内容の変更届出数	1	2	2	1	0
(6) 指導調査実施数	0	2	0	0	0

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
------	------	------	------	------	------

(1) 課程数	1	1	1	1	1
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	1	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	1	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	11	11	10	10	11
(2) 新規指定数	0	0	0	1	0
(3) 取消数	1	1	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	7	5	8	4	9
(5) 指定内容の変更届出数	0	3	3	1	0
(6) 指導調査実施数	0	0	1	0	0

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	6	6	6	6	6
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	1	2	4	4	1
(5) 指定内容の変更届出数	1	1	1	1	1
(6) 指導調査実施数	0	0	2	0	0

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	1	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	1	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	4	4	4	4	4
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	7	2	3	3	2
(5) 指定内容の変更届出数	3	4	0	0	2
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

18. 理学・作業療法士養成施設

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	368	369	361	347	335
(2) 新規指定数	3	0	2	2	4
(3) 取消数	4	8	15	18	12
(4) 指定内容の変更承認数	393	344	391	414	394
(5) 指定内容の変更届出数	97	80	73	87	55
(6) 指導調査実施数	40	74	41	34	19

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	14	15	15	15	15
(2) 新規指定数	1	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	33	29	33	30	35
(5) 指定内容の変更届出数	0	5	2	7	2
(6) 指導調査実施数	4	6	0	3	2

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	21	21	21	21	22
(2) 新規指定数	0	0	1	1	0
(3) 取消数	0	0	1	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	17	18	19	19	17
(5) 指定内容の変更届出数	6	2	2	2	1
(6) 指導調査実施数	4	6	0	1	3

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	92	92	89	81	79
(2) 新規指定数	2	0	0	0	0
(3) 取消数	4	3	8	2	4
(4) 指定内容の変更承認数	87	52	52	62	62
(5) 指定内容の変更届出数	33	26	14	20	8
(6) 指導調査実施数	8	9	2	4	2

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	51	51	48	44	38
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	3	4	6	0
(4) 指定内容の変更承認数	57	74	91	88	65
(5) 指定内容の変更届出数	11	13	6	15	7

(6) 指導調査実施数	6	5	6	10	3
-------------	---	---	---	----	---

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	55	55	55	53	53
(2) 新規指定数	0	0	0	1	1
(3) 取消数	0	0	1	5	3
(4) 指定内容の変更承認数	42	40	46	46	59
(5) 指定内容の変更届出数	11	11	10	13	11
(6) 指導調査実施数	4	3	5	1	3

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	33	33	31	30	29
(2) 新規指定数	0	0	0	0	1
(3) 取消数	0	2	1	1	1
(4) 指定内容の変更承認数	47	25	29	27	25
(5) 指定内容の変更届出数	16	10	12	10	4
(6) 指導調査実施数	2	14	8	4	2

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	20	20	20	20	19
(2) 新規指定数	0	0	0	0	1
(3) 取消数	0	0	0	1	0
(4) 指定内容の変更承認数	19	25	21	22	19
(5) 指定内容の変更届出数	4	5	5	4	3
(6) 指導調査実施数	6	10	6	7	2

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	82	82	82	83	80
(2) 新規指定数	0	0	1	0	1
(3) 取消数	0	0	0	3	4
(4) 指定内容の変更承認数	91	81	100	120	112
(5) 指定内容の変更届出数	16	8	22	16	19
(6) 指導調査実施数	6	21	14	4	2

19. 視能訓練士養成所

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	24	23	23	28	27
(2) 新規指定数	1	1	4	2	0
(3) 取消数	1	1	0	2	0
(4) 指定内容の変更承認数	14	12	20	29	26
(5) 指定内容の変更届出数	10	15	8	7	7
(6) 指導調査実施数	2	3	1	4	4

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	2	2	2	2	2
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の	4	2	6	3	2

変更承認数					
(5) 指定内容の変更届出数	3	1	1	2	3
(6) 指導調査実施数	0	1	0	0	0

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	1	1	1	2	2
(2) 新規指定数	0	0	1	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	1	1	1	2	1
(5) 指定内容の変更届出数	1	4	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	1	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	6	6	7	7	8
(2) 新規指定数	1	1	0	1	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	3	3	4	7
(5) 指定内容の変更届出数	1	3	2	2	1
(6) 指導調査実施数	1	0	1	0	1

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	5	5	5	6	4
(2) 新規指定数	0	0	1	0	0
(3) 取消数	0	0	0	2	0
(4) 指定内容の変更承認数	5	1	5	16	5
(5) 指定内容の変更届出数	1	4	2	0	0
(6) 指導調査実施数	1	0	0	2	3

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	7	6	5	7	7
(2) 新規指定数	0	0	1	1	0
(3) 取消数	1	1	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	2	2	2	2	6
(5) 指定内容の変更届出数	1	1	1	0	1
(6) 指導調査実施数	0	0	0	1	0

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	1	1	1	1	1
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	1	2	0	1
(5) 指定内容の変更届出数	1	1	1	2	1
(6) 指導調査実施数	0	1	0	0	0

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0

(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	2	2	2	3	3
(2) 新規指定数	0	0	1	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	2	2	1	2	4
(5) 指定内容の変更届出数	2	1	1	1	1
(6) 指導調査実施数	0	1	0	0	0

20. 臨床工学技士養成所

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	45	39	46	46	45
(2) 新規指定数	1	2	3	0	1
(3) 取消数	0	0	3	1	1
(4) 指定内容の変更承認数	22	23	24	42	35
(5) 指定内容の変更届出数	24	17	16	12	15
(6) 指導調査実施数	4	4	2	10	5

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	3	3	3	3	3
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	6	1	5	4	4
(5) 指定内容の変更届出数	3	1	3	2	3
(6) 指導調査実施数	0	1	0	1	0

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	2	2	2	2	2
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	1	2	2	0	2
(5) 指定内容の変更届出数	0	3	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	1	0	0	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	15	15	14	14	13
(2) 新規指定数	1	0	1	0	0
(3) 取消数	0	0	1	1	0
(4) 指定内容の変更承認数	6	12	3	10	11
(5) 指定内容の変更届出数	11	7	7	5	6
(6) 指導調査実施数	1	1	0	1	1

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
------	------	------	------	------	------

(1) 課程数	6	6	7	6	6
(2) 新規指定数	0	1	1	0	0
(3) 取消数	0	0	2	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	2	2	9	20	11
(5) 指定内容の変更届出数	2	4	3	1	2
(6) 指導調査実施数	0	1	0	3	3

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	12	6	12	13	13
(2) 新規指定数	0	0	1	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	1
(4) 指定内容の変更承認数	3	3	3	3	3
(5) 指定内容の変更届出数	1	1	1	2	1
(6) 指導調査実施数	0	0	1	3	0

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	1	1	1	1	1
(2) 新規指定数	0	0	0	0	1
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	1	0
(5) 指定内容の変更届出数	1	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	1	0

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	2	2	3	3	3
(2) 新規指定数	0	1	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	1	1
(5) 指定内容の変更届出数	1	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	1	0	1	1	1

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	4	4	4	4	4
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	4	3	2	3	3
(5) 指定内容の変更届出数	5	1	2	2	3
(6) 指導調査実施数	2	0	0	0	0

21. 義肢装具士養成所

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	8	8	8	7	7
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	1	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	6	6	8	3	5
(5) 指定内容の変更届出数	4	2	4	2	4
(6) 指導調査実施数	2	0	0	1	0

施数					
(北海道局)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	1	1	1	1	1
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	1	2	0	1	0
(5) 指定内容の変更届出数	2	1	0	0	3
(6) 指導調査実施数	1	0	0	0	0

(東北厚生局)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(関東信越厚生局)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	3	3	3	2	2
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	1	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	3	2	4	2	1
(5) 指定内容の変更届出数	2	1	3	0	1
(6) 指導調査実施数	1	0	0	1	0

(東海北陸厚生局)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	1	1	1	1	1
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	1	1	1	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(近畿厚生局)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	2	2	2	2	2
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	2
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	2	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(中国四国厚生局)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0

(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0
-------------	---	---	---	---	---

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	0	0	0	0	0
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	1	1	1	1	1
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	1	1	3	0	2
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	1	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

22. 言語聴覚士養成所

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	53	53	53	53	54
(2) 新規指定数	2	1	1	2	2
(3) 取消数	1	1	2	1	2
(4) 指定内容の変更承認数	87	85	77	76	61
(5) 指定内容の変更届出数	28	18	22	13	16
(6) 指導調査実施数	5	10	6	1	1

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	2	2	2	2	2
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	4	5	7	5	3
(5) 指定内容の変更届出数	1	1	3	0	0
(6) 指導調査実施数	1	0	1	0	0

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	3	3	3	2	2
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	1	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	10	11	4	5	5
(5) 指定内容の変更届出数	3	1	0	0	1
(6) 指導調査実施数	0	1	0	0	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	15	15	15	14	15
(2) 新規指定数	1	0	0	1	1
(3) 取消数	0	0	1	1	1
(4) 指定内容の	17	21	13	14	13

変更承認数					
(5) 指定内容の変更届出数	9	7	7	4	7
(6) 指導調査実施数	1	2	0	0	0

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	8	8	8	8	8
(2) 新規指定数	1	0	0	0	0
(3) 取消数	1	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	13	15	24	23	14
(5) 指定内容の変更届出数	1	2	2	0	0
(6) 指導調査実施数	0	2	3	0	0

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	9	9	9	11	11
(2) 新規指定数	0	1	1	1	0
(3) 取消数	0	1	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	12	11	5	5	5
(5) 指定内容の変更届出数	1	1	4	3	1
(6) 指導調査実施数	0	0	1	0	1

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	3	3	3	3	3
(2) 新規指定数	0	0	0	0	1
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	9	3	5	3	4
(5) 指定内容の変更届出数	3	2	2	3	1
(6) 指導調査実施数	0	2	1	0	0

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	3	3	3	3	3
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	3	3	4	3	4
(5) 指定内容の変更届出数	1	1	1	0	0
(6) 指導調査実施数	2	1	0	1	0

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	10	10	10	10	10
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	1
(4) 指定内容の変更承認数	19	16	15	18	13
(5) 指定内容の変更届出数	9	3	3	3	6
(6) 指導調査実施数	1	2	0	0	0

23. あ・は・き師等養成施設

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	181	190	182	183	178

(2) 新規指定数	12	3	4	0	4
(3) 取消数	6	8	2	6	8
(4) 指定内容の変更承認数	60	52	59	40	40
(5) 指定内容の変更届出数	63	40	59	39	41
(6) 指導調査実施数	20	17	17	10	13

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	9	9	9	9	9
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	1
(4) 指定内容の変更承認数	2	3	0	1	3
(5) 指定内容の変更届出数	5	2	3	3	6
(6) 指導調査実施数	2	3	1	1	0

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	9	10	9	8	8
(2) 新規指定数	1	0	0	0	0
(3) 取消数	0	1	1	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	5	2	2	2	1
(5) 指定内容の変更届出数	3	1	2	2	2
(6) 指導調査実施数	2	1	0	0	1

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	78	79	79	78	78
(2) 新規指定数	4	2	0	0	2
(3) 取消数	3	2	1	0	4
(4) 指定内容の変更承認数	26	22	25	12	14
(5) 指定内容の変更届出数	38	14	35	15	11
(6) 指導調査実施数	4	4	3	0	4

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	19	20	20	21	20
(2) 新規指定数	2	0	1	0	0
(3) 取消数	1	0	0	1	0
(4) 指定内容の変更承認数	3	4	14	8	6
(5) 指定内容の変更届出数	1	9	6	9	10
(6) 指導調査実施数	2	4	5	4	5

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	41	46	38	38	38
(2) 新規指定数	4	0	1	0	1
(3) 取消数	2	5	0	1	2
(4) 指定内容の変更承認数	12	9	8	8	4
(5) 指定内容の変更届出数	4	4	5	3	4
(6) 指導調査実施数	5	4	5	1	2

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
------	------	------	------	------	------

(1) 課程数	7	7	7	7	5
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	2	0
(4) 指定内容の変更承認数	3	1	1	3	1
(5) 指定内容の変更届出数	4	3	1	1	0
(6) 指導調査実施数	0	1	0	2	1

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	1	2	2	2	2
(2) 新規指定数	1	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	2	0	2	1	0
(5) 指定内容の変更届出数	1	4	2	2	1
(6) 指導調査実施数	0	0	1	0	0

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	17	17	18	20	18
(2) 新規指定数	0	1	2	0	1
(3) 取消数	0	0	0	2	1
(4) 指定内容の変更承認数	7	11	7	5	11
(5) 指定内容の変更届出数	7	3	5	4	7
(6) 指導調査実施数	5	0	2	2	0

24. 柔道整備師養成施設

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	171	173	171	167	163
(2) 新規指定数	10	1	2	0	3
(3) 取消数	3	7	2	4	5
(4) 指定内容の変更承認数	59	53	51	37	34
(5) 指定内容の変更届出数	32	34	52	35	22
(6) 指導調査実施数	30	25	21	12	14

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	7	7	7	7	7
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	2	1	1	0	2
(5) 指定内容の変更届出数	2	2	1	1	5
(6) 指導調査実施数	1	3	1	1	0

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	14	14	13	13	13
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	1	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	4	4	2	1	4
(5) 指定内容の変更届出数	2	1	2	2	2
(6) 指導調査実施数	5	4	0	0	2

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	65	63	62	63	61
(2) 新規指定数	5	1	2	0	2
(3) 取消数	2	2	1	1	4
(4) 指定内容の変更承認数	16	14	17	12	12
(5) 指定内容の変更届出数	15	10	24	14	4
(6) 指導調査実施数	5	1	3	1	1

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	20	21	21	20	18
(2) 新規指定数	1	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	1	2	0
(4) 指定内容の変更承認数	5	7	8	8	3
(5) 指定内容の変更届出数	4	10	6	8	5
(6) 指導調査実施数	7	10	9	3	4

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	38	39	39	35	35
(2) 新規指定数	2	0	0	0	0
(3) 取消数	1	4	0	1	1
(4) 指定内容の変更承認数	12	14	6	6	6
(5) 指定内容の変更届出数	1	1	8	4	1
(6) 指導調査実施数	6	6	1	3	5

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	7	7	7	7	7
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	1	0	3	1	0
(5) 指定内容の変更届出数	4	3	1	1	0
(6) 指導調査実施数	0	0	1	2	0

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	2	2	2	2	2
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	3	2	1	1	0
(5) 指定内容の変更届出数	1	4	2	2	1
(6) 指導調査実施数	0	1	0	0	2

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	18	20	20	20	20
(2) 新規指定数	2	0	0	0	1
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	16	11	13	8	7
(5) 指定内容の変更届出数	3	3	8	3	4
(6) 指導調査実施数	6	0	6	2	0

施数					
----	--	--	--	--	--

25. 歯科衛生士養成所

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	141	139	140	134	136
(2) 新規指定数	3	6	1	2	6
(3) 取消数	5	6	6	0	4
(4) 指定内容の変更承認数	92	114	86	104	111
(5) 指定内容の変更届出数	38	23	30	41	42
(6) 指導調査実施数	12	11	18	14	13

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	11	11	13	11	11
(2) 新規指定数	0	1	0	0	0
(3) 取消数	0	0	1	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	11	19	11	12	10
(5) 指定内容の変更届出数	4	3	5	3	6
(6) 指導調査実施数	2	1	3	2	1

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	11	12	10	10	10
(2) 新規指定数	1	0	0	0	0
(3) 取消数	0	2	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	11	10	12	9	12
(5) 指定内容の変更届出数	2	1	1	1	2
(6) 指導調査実施数	0	2	1	0	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	9	9	9	9	9
(2) 新規指定数	0	1	0	0	0
(3) 取消数	0	1	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	1	1	3	1	0
(5) 指定内容の変更届出数	4	0	6	0	3
(6) 指導調査実施数	0	1	1	0	0

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	19	19	19	16	16
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	3	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	7	16	9	17	20

(5) 指定内容の変更届出数	7	2	6	9	9
(6) 指導調査実施数	0	0	2	3	5

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	22	19	18	18	18
(2) 新規指定数	0	0	0	0	3
(3) 取消数	3	1	0	0	1
(4) 指定内容の変更承認数	9	17	4	4	15
(5) 指定内容の変更届出数	2	2	2	6	3
(6) 指導調査実施数	0	0	4	1	1

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	11	11	10	10	10
(2) 新規指定数	1	0	0	0	1
(3) 取消数	1	1	0	0	1
(4) 指定内容の変更承認数	10	10	7	9	11
(5) 指定内容の変更届出数	5	6	2	4	1
(6) 指導調査実施数	3	1	3	2	3

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	8	8	8	8	8
(2) 新規指定数	0	1	0	0	0
(3) 取消数	0	1	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	6	6	6	9	9
(5) 指定内容の変更届出数	3	2	4	3	2
(6) 指導調査実施数	4	2	2	2	2

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	21	21	21	21	21
(2) 新規指定数	0	0	1	0	0
(3) 取消数	0	0	1	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	20	20	21	21	15
(5) 指定内容の変更届出数	7	5	3	6	6
(6) 指導調査実施数	3	5	3	3	1

26. 歯科技工士養成所

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	51	51	47	45	44
(2) 新規指定数	0	4	1	0	1

(3) 取消数	0	4	1	1	1
(4) 指定内容の変更承認数	8	6	11	4	2
(5) 指定内容の変更届出数	18	6	20	8	11
(6) 指導調査実施数	10	2	7	2	6

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	3	3	3	3	3
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	1	0	1	1	0
(5) 指定内容の変更届出数	2	0	3	3	0
(6) 指導調査実施数	0	1	1	0	0

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	5	5	4	4	4
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	1	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	1	1	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	2	0	1	0	1
(6) 指導調査実施数	0	0	0	0	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	9	9	9	9	9
(2) 新規指定数	0	1	0	0	0
(3) 取消数	0	1	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	1	1	3	1	0
(5) 指定内容の変更届出数	4	0	6	0	3
(6) 指導調査実施数	0	1	1	0	0

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	7	7	6	6	5
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	1	0	1	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	4	1	2
(5) 指定内容の変更届出数	7	2	3	3	0
(6) 指導調査実施数	1	0	0	1	1

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	9	9	7	6	6
(2) 新規指定数	0	2	1	0	1

(3) 取消数	0	0	0	0	1
(4) 指定内容の変更承認数	3	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	1	0	1	0	0

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	6	6	6	6	6
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	0	2	1	0	2
(6) 指導調査実施数	4	0	2	0	3

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	4	4	4	3	3
(2) 新規指定数	0	1	0	0	0
(3) 取消数	0	1	1	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	1	1	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	1	1	2	1	1
(6) 指導調査実施数	3	0	0	1	1

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	8	8	8	8	8
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	2	3	2	1	0
(5) 指定内容の変更届出数	2	1	4	1	4
(6) 指導調査実施数	1	0	2	0	1

27. 保健師助産師看護師養成所

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	766	765	764	755	754
(2) 新規指定数	23	21	16	11	15
(3) 取消数	17	14	19	14	12
(4) 指定内容の変更承認数	786	475	376	466	399
(5) 指定内容の変更届出数	215	243	191	201	218
(6) 指導調査実施数	99	113	109	104	87

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
------	------	------	------	------	------

(1) 課程数	50	52	52	51	50
(2) 新規指定数	2	2	0	1	1
(3) 取消数	0	0	1	2	1
(4) 指定内容の変更承認数	52	35	29	38	23
(5) 指定内容の変更届出数	68	59	40	59	41
(6) 指導調査実施数	8	13	10	9	3

(東北厚生局)

業務指標	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
(1) 課程数	61	61	61	61	61
(2) 新規指定数	1	2	0	0	1
(3) 取消数	1	2	0	0	1
(4) 指定内容の変更承認数	50	32	14	24	18
(5) 指定内容の変更届出数	21	24	14	9	8
(6) 指導調査実施数	6	10	4	5	5

(関東信越厚生局)

業務指標	20 年度	21 年度	22 年度	平 23 年度	24 年度
(1) 課程数	223	223	219	213	212
(2) 新規指定数	10	5	2	3	7
(3) 取消数	5	7	7	5	3
(4) 指定内容の変更承認数	151	148	93	121	94
(5) 指定内容の変更届出数	41	32	45	30	54
(6) 指導調査実施数	7	14	13	10	9

(東海北陸厚生局)

業務指標	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
(1) 課程数	108	106	110	107	109
(2) 新規指定数	1	5	1	3	0
(3) 取消数	3	1	2	1	1
(4) 指定内容の変更承認数	176	63	70	97	101
(5) 指定内容の変更届出数	20	29	20	31	23
(6) 指導調査実施数	14	15	27	24	31

(近畿厚生局)

業務指標	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
(1) 課程数	134	133	132	130	130
(2) 新規指定数	2	1	1	1	2
(3) 取消数	3	2	3	1	2
(4) 指定内容の変更承認数	169	84	88	93	67
(5) 指定内容の変更届出数	18	36	26	29	25
(6) 指導調査実施数	21	19	25	20	23

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	55	54	57	58	56
(2) 新規指定数	0	3	3	0	1
(3) 取消数	1	0	2	3	1
(4) 指定内容の変更承認数	46	26	23	23	20
(5) 指定内容の変更届出数	11	18	4	16	9
(6) 指導調査実施数	18	12	9	11	7

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	30	28	28	27	27
(2) 新規指定数	0	0	1	0	2
(3) 取消数	2	1	0	0	2
(4) 指定内容の変更承認数	28	20	13	7	11
(5) 指定内容の変更届出数	12	14	9	6	7
(6) 指導調査実施数	6	11	6	6	6

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	105	108	105	108	109
(2) 新規指定数	7	3	8	3	1
(3) 取消数	2	1	4	2	1
(4) 指定内容の変更承認数	114	67	46	63	65
(5) 指定内容の変更届出数	24	31	33	21	51
(6) 指導調査実施数	19	19	15	19	3

28. 栄養士養成施設

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	188	189	176	173	172
(2) 新規指定数	7	2	1	1	3
(3) 取消数	5	7	13	3	2
(4) 指定内容の変更承認数	63	47	57	36	45
(5) 指定内容の変更届出数	55	39	55	37	26
(6) 指導調査実施数	37	22	24	22	19

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	5	5	5	5	5
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	1	1	2	1	0
(5) 指定内容の変更届出数	2	2	2	2	4
(6) 指導調査実施数	4	3	2	1	1

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	16	17	17	16	16
(2) 新規指定数	1	0	0	0	1
(3) 取消数	0	0	1	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	6	4	6	6	2
(5) 指定内容の変更届出数	5	2	5	3	1
(6) 指導調査実施数	0	2	1	0	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	59	59	51	53	53
(2) 新規指定数	4	2	0	1	2
(3) 取消数	2	4	6	1	2
(4) 指定内容の変更承認数	24	13	10	11	16
(5) 指定内容の変更届出数	20	12	20	3	2
(6) 指導調査実施数	8	6	4	6	5

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	26	25	24	22	21
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	1	1	2	1	0
(4) 指定内容の変更承認数	5	6	11	1	7
(5) 指定内容の変更届出数	4	4	6	11	4
(6) 指導調査実施数	7	2	5	3	3

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	24	25	24	24	24
(2) 新規指定数	2	0	0	0	0
(3) 取消数	1	1	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	12	10	8	4	6
(5) 指定内容の変更届出数	9	9	11	11	4
(6) 指導調査実施数	4	1	4	4	3

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	11	11	11	11	11
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	1	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	4	3	9	4	9
(5) 指定内容の変更届出数	11	3	2	4	6
(6) 指導調査実施数	4	2	2	3	3

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	9	9	7	7	7
(2) 新規指定数	0	0	1	0	0
(3) 取消数	0	0	2	1	0
(4) 指定内容の変更承認数	3	4	3	1	0
(5) 指定内容の変更届出数	1	2	4	0	1
(6) 指導調査実施数	5	2	1	2	2

施数					
(九州厚生局)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	38	38	37	35	35
(2) 新規指定数	0	0	0	0	0
(3) 取消数	0	1	2	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	8	6	8	8	5
(5) 指定内容の変更届出数	3	5	5	3	4
(6) 指導調査実施数	5	4	5	3	2

29. 調理師養成施設

(全国)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	432	429	424	421	422
(2) 新規指定数	5	6	7	4	6
(3) 取消数	9	8	7	4	4
(4) 指定内容の変更承認数	26	15	19	15	20
(5) 指定内容の変更届出数	29	28	19	11	8
(6) 指導調査実施数	32	28	35	29	36

(北海道局) ※実績なし(北海道庁において実施のため)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	-	-	-	-	-
(2) 新規指定数	-	-	-	-	-
(3) 取消数	-	-	-	-	-
(4) 指定内容の変更承認数	-	-	-	-	-
(5) 指定内容の変更届出数	-	-	-	-	-
(6) 指導調査実施数	-	-	-	-	-

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	35	37	37	38	38
(2) 新規指定数	2	0	1	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	2	2	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	2	5	5	0	2
(6) 指導調査実施数	6	3	1	0	1

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	160	160	157	156	157
(2) 新規指定数	0	2	2	1	2
(3) 取消数	0	2	1	1	0
(4) 指定内容の変更承認数	14	4	6	6	5
(5) 指定内容の変更届出数	10	4	7	6	0
(6) 指導調査実施数	4	5	4	3	2

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	73	67	68	67	66
(2) 新規指定数	0	2	0	0	1
(3) 取消数	6	1	1	1	0
(4) 指定内容の	2	6	5	1	1

変更承認数					
(5) 指定内容の変更届出数	9	9	0	0	0
(6) 指導調査実施数	5	9	13	5	13

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	55	54	50	49	51
(2) 新規指定数	0	0	2	2	1
(3) 取消数	1	4	3	0	2
(4) 指定内容の変更承認数	5	3	4	2	4
(5) 指定内容の変更届出数	3	3	2	5	1
(6) 指導調査実施数	7	3	2	0	8

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	21	21	22	21	20
(2) 新規指定数	0	1	1	0	0
(3) 取消数	1	0	1	1	1
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	3	3	3
(5) 指定内容の変更届出数	2	6	1	0	1
(6) 指導調査実施数	5	3	5	2	4

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	18	19	19	19	19
(2) 新規指定数	1	0	0	0	1
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	0	1	2
(5) 指定内容の変更届出数	0	0	0	0	0
(6) 指導調査実施数	0	0	3	5	3

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	70	71	71	71	71
(2) 新規指定数	2	1	1	1	1
(3) 取消数	1	1	1	1	1
(4) 指定内容の変更承認数	3	0	1	2	5
(5) 指定内容の変更届出数	3	1	4	0	4
(6) 指導調査実施数	5	5	7	14	5

30. 製菓衛生師養成施設

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	180	188	190	193	199
(2) 新規指定数	15	8	5	6	3
(3) 取消数	4	5	2	1	5
(4) 指定内容の変更承認数	17	8	12	12	4
(5) 指定内容の変更届出数	81	51	62	36	42
(6) 指導調査実施数	42	23	21	20	25

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
------	------	------	------	------	------

(1) 課程数	10	12	12	12	13
(2) 新規指定数	2	0	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	3	0	0	1	1
(5) 指定内容の変更届出数	3	0	1	1	2
(6) 指導調査実施数	3	1	2	1	0

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	8	10	10	10	12
(2) 新規指定数	2	0	0	2	1
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	1	0	0	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	11	3	8	2	1
(6) 指導調査実施数	1	3	0	0	10

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	39	39	41	43	44
(2) 新規指定数	3	4	0	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	3	4	1	2	0
(5) 指定内容の変更届出数	11	4	11	3	3
(6) 指導調査実施数	7	1	2	1	1

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	36	35	35	33	33
(2) 新規指定数	0	2	0	1	0
(3) 取消数	1	2	2	1	0
(4) 指定内容の変更承認数	3	2	4	1	1
(5) 指定内容の変更届出数	9	8	8	2	9
(6) 指導調査実施数	6	2	6	6	8

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	42	43	40	41	43
(2) 新規指定数	3	0	1	2	2
(3) 取消数	2	3	0	0	4
(4) 指定内容の変更承認数	5	1	5	4	1
(5) 指定内容の変更届出数	35	19	22	22	12
(6) 指導調査実施数	19	8	5	1	2

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	13	13	14	14	15
(2) 新規指定数	0	1	0	1	0
(3) 取消数	0	0	0	0	1
(4) 指定内容の変更承認数	0	0	1	0	0
(5) 指定内容の変更届出数	5	9	3	1	6
(6) 指導調査実施数	2	2	2	3	4

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	6	7	9	9	8
(2) 新規指定数	1	1	2	0	0
(3) 取消数	0	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	0	1	0	1	1
(5) 指定内容の変更届出数	0	3	1	3	2
(6) 指導調査実施数	1	3	1	2	0

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 課程数	26	29	29	31	31
(2) 新規指定数	4	0	2	0	0
(3) 取消数	1	0	0	0	0
(4) 指定内容の変更承認数	2	0	1	3	0
(5) 指定内容の変更届出数	7	5	8	2	7
(6) 指導調査実施数	3	3	3	6	0

・講習会の指定・登録

1. 食品衛生管理者資格認定講習会の登録数

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	1	1	1

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	1	1	1

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

2. 食鳥処理衛生管理者資格取得講習会の登録数

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	1	1	1	1

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	1	1	1	1

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

3. 介護技術講習会等に係る実施報告の受理数

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	1051	1031	1060	1130	1186

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	126	119	133	173	131

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	113	100	102	122	109

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	236	216	239	284	283

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	184	180	194	192	221

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	33	35	30	31	33

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	106	111	117	76	65

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	52	50	14	14	12

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	201	220	231	238	332

4. 社会福祉主事資格認定講習会の事業報告書の受理数

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	5	4	5	6	3

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	1	1	1	1	1

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	1	1	1	1	1

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	2	2	2	2	0

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	1	2	1

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	1	0	0	0	0

5. 児童福祉司資格認定講習会の事業報告書の受理数

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	1	1	1	1	1

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数					

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数					

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	1	1	1	1	1

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数					

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数					

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数					

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数					

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数					

6. 社会福祉士実習演習担当教員講習会実施届の受理数

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	2	0	2	4

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	1

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	1	0	1	2

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	1	0	0	0

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	1	0

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	1

7. 社会福祉士実習指導者講習会実施届けの受理数

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	6	6	12	32

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	1

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	1	2	3	5

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	3	3	6	8

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	2	6

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	2	0	0	4

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	1

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	1	1	1

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	6

8. 介護教員講習会実施届の受理数

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	1	3	0	1	2

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	1	1

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	1	3	0	0	1

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

9. 介護福祉士実習指導者講習会実施届の受理数

(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	4	13	9	7	7

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	4	6	4	4	3

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	1	0	0	0

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	5	4	2	1

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	1	0	0	1

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	1	1	2

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	0

10. 介護福祉士における実務者研修教員講習会実施届出の受理数
(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	2	85

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	4

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	3

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	20

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	11

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	2	20

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	8

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	2

(九州厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	17

11. 医療的ケア教員講習会実施届出の受理数
(全国)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	6	90

(北海道局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	6

(東北厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	1

(関東信越厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	5	29

(東海北陸厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	8

(近畿厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	1	21

(中国四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	7

(四国厚生局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	0	0	0	0	2

	(九州厚生局)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	登録数	0	0	0	0	16
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度								
登録数	0	0	0	0	16								
地方側の意見	・全国知事会 出先機関原則廃止P Tの最終報告：地方へ移譲												
その他各方面の意見	—												
平成 21 年工程表における見直しの内容	都道府県知事資格とされている栄養士、調理師、製菓衛生師に係る養成施設に関する事務・権限は、都道府県に移譲する方向で検討する。												
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—												
その他既往の政府方針等	—												
検討結果(事務・権限の区分) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;">A - a</div> (参考) 平成 22 年の検討結果 A - a	(区分の理由等) ・養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。 ・しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。 ・なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。												
備考	—												

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生（支）局					No. 9																																																																																																																																																																							
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																																																																																																																														
事務・権限名	生活衛生同業組合振興計画の認定																																																																																																																																																																													
事務・権限の概要	<p>【目的】 生活衛生関係営業の振興を計画的に推進し、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資するため</p> <p>【根拠法令】生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3</p>																																																																																																																																																																													
予算の状況 （単位：百万円）	—																																																																																																																																																																													
関係職員数	16人の内数（平成25年4月1日現在）																																																																																																																																																																													
事務量（アウト プット）	<p>・生活衛生同業組合振興計画の認定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">北海道厚生局</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)生活衛生同業組合振興計画の認定件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>(2)生活衛生同業組合振興計画の変更認定件数</td> <td>5件</td> <td>3件</td> <td>1件</td> <td>4件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>(3)生活衛生同業組合振興計画の実施状況報告受理件数</td> <td>13件</td> <td>13件</td> <td>13件</td> <td>13件</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">東北厚生局</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> <tr> <td>(1)生活衛生同業組合振興計画の認定件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>(2)生活衛生同業組合振興計画の変更認定件数</td> <td>29件</td> <td>12件</td> <td>5件</td> <td>19件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>(3)生活衛生同業組合振興計画の実施状況報告受理件数</td> <td>68件</td> <td>67件</td> <td>68件</td> <td>67件</td> <td>66件</td> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">関東信越厚生局</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> <tr> <td>(1)生活衛生同業組合振興計画の認定件数</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>(2)生活衛生同業組合振興計画の変更認定件数</td> <td>47件</td> <td>0件</td> <td>24件</td> <td>13件</td> <td>29件</td> </tr> <tr> <td>(3)生活衛生同業組合振興計画の実施状況報告受理件数</td> <td>119件</td> <td>120件</td> <td>120件</td> <td>119件</td> <td>119件</td> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">東海北陸厚生局</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> <tr> <td>(1)生活衛生同業組合振興計画の認定件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>(2)生活衛生同業組合振興計画の変更認定件数</td> <td>26件</td> <td>15件</td> <td>5件</td> <td>25件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>(3)生活衛生同業組合振興計画の実施状況報告受理件数</td> <td>73件</td> <td>73件</td> <td>74件</td> <td>74件</td> <td>74件</td> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">近畿厚生局</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> <tr> <td>(1)生活衛生同業組合振興計画の認定件数</td> <td>0件</td> <td>2件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>(2)生活衛生同業組合振興計画の変更認定件数</td> <td>40件</td> <td>28件</td> <td>15件</td> <td>8件</td> <td>23件</td> </tr> <tr> <td>(3)生活衛生同業組合振興計画の実施状況報告受理件数</td> <td>72件</td> <td>41件</td> <td>74件</td> <td>74件</td> <td>75件</td> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">中国四国厚生局</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> <tr> <td>(1)生活衛生同業組合振興計画の認定件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>(2)生活衛生同業組合振興計画の変更認定件数</td> <td>5件</td> <td>40件</td> <td>14件</td> <td>8件</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>(3)生活衛生同業組合振興計画の実施状況報告受理件数</td> <td>91件</td> <td>92件</td> <td>92件</td> <td>92件</td> <td>91件</td> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">九州厚生局</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> <tr> <td>(1)生活衛生同業組合振興計画の認定件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>(2)生活衛生同業組合振興計画の変更認定件数</td> <td>2件</td> <td>30件</td> <td>8件</td> <td>7件</td> <td>22件</td> </tr> <tr> <td>(3)生活衛生同業組合振興計画の実施状況報告受理件数</td> <td>40件</td> <td>68件</td> <td>69件</td> <td>64件</td> <td>64件</td> </tr> </tbody> </table>						北海道厚生局	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	(1)生活衛生同業組合振興計画の認定件数	0件	0件	0件	0件	0件	(2)生活衛生同業組合振興計画の変更認定件数	5件	3件	1件	4件	0件	(3)生活衛生同業組合振興計画の実施状況報告受理件数	13件	13件	13件	13件	13件	東北厚生局	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	(1)生活衛生同業組合振興計画の認定件数	0件	0件	0件	0件	1件	(2)生活衛生同業組合振興計画の変更認定件数	29件	12件	5件	19件	1件	(3)生活衛生同業組合振興計画の実施状況報告受理件数	68件	67件	68件	67件	66件	関東信越厚生局	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	(1)生活衛生同業組合振興計画の認定件数	1件	0件	0件	1件	1件	(2)生活衛生同業組合振興計画の変更認定件数	47件	0件	24件	13件	29件	(3)生活衛生同業組合振興計画の実施状況報告受理件数	119件	120件	120件	119件	119件	東海北陸厚生局	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	(1)生活衛生同業組合振興計画の認定件数	0件	0件	1件	0件	1件	(2)生活衛生同業組合振興計画の変更認定件数	26件	15件	5件	25件	3件	(3)生活衛生同業組合振興計画の実施状況報告受理件数	73件	73件	74件	74件	74件	近畿厚生局	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	(1)生活衛生同業組合振興計画の認定件数	0件	2件	0件	1件	0件	(2)生活衛生同業組合振興計画の変更認定件数	40件	28件	15件	8件	23件	(3)生活衛生同業組合振興計画の実施状況報告受理件数	72件	41件	74件	74件	75件	中国四国厚生局	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	(1)生活衛生同業組合振興計画の認定件数	0件	0件	0件	0件	0件	(2)生活衛生同業組合振興計画の変更認定件数	5件	40件	14件	8件	24件	(3)生活衛生同業組合振興計画の実施状況報告受理件数	91件	92件	92件	92件	91件	九州厚生局	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	(1)生活衛生同業組合振興計画の認定件数	0件	0件	0件	0件	1件	(2)生活衛生同業組合振興計画の変更認定件数	2件	30件	8件	7件	22件	(3)生活衛生同業組合振興計画の実施状況報告受理件数	40件	68件	69件	64件	64件
北海道厚生局	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																																																																																																																																																									
(1)生活衛生同業組合振興計画の認定件数	0件	0件	0件	0件	0件																																																																																																																																																																									
(2)生活衛生同業組合振興計画の変更認定件数	5件	3件	1件	4件	0件																																																																																																																																																																									
(3)生活衛生同業組合振興計画の実施状況報告受理件数	13件	13件	13件	13件	13件																																																																																																																																																																									
東北厚生局	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																																																																																																																																																									
(1)生活衛生同業組合振興計画の認定件数	0件	0件	0件	0件	1件																																																																																																																																																																									
(2)生活衛生同業組合振興計画の変更認定件数	29件	12件	5件	19件	1件																																																																																																																																																																									
(3)生活衛生同業組合振興計画の実施状況報告受理件数	68件	67件	68件	67件	66件																																																																																																																																																																									
関東信越厚生局	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																																																																																																																																																									
(1)生活衛生同業組合振興計画の認定件数	1件	0件	0件	1件	1件																																																																																																																																																																									
(2)生活衛生同業組合振興計画の変更認定件数	47件	0件	24件	13件	29件																																																																																																																																																																									
(3)生活衛生同業組合振興計画の実施状況報告受理件数	119件	120件	120件	119件	119件																																																																																																																																																																									
東海北陸厚生局	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																																																																																																																																																									
(1)生活衛生同業組合振興計画の認定件数	0件	0件	1件	0件	1件																																																																																																																																																																									
(2)生活衛生同業組合振興計画の変更認定件数	26件	15件	5件	25件	3件																																																																																																																																																																									
(3)生活衛生同業組合振興計画の実施状況報告受理件数	73件	73件	74件	74件	74件																																																																																																																																																																									
近畿厚生局	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																																																																																																																																																									
(1)生活衛生同業組合振興計画の認定件数	0件	2件	0件	1件	0件																																																																																																																																																																									
(2)生活衛生同業組合振興計画の変更認定件数	40件	28件	15件	8件	23件																																																																																																																																																																									
(3)生活衛生同業組合振興計画の実施状況報告受理件数	72件	41件	74件	74件	75件																																																																																																																																																																									
中国四国厚生局	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																																																																																																																																																									
(1)生活衛生同業組合振興計画の認定件数	0件	0件	0件	0件	0件																																																																																																																																																																									
(2)生活衛生同業組合振興計画の変更認定件数	5件	40件	14件	8件	24件																																																																																																																																																																									
(3)生活衛生同業組合振興計画の実施状況報告受理件数	91件	92件	92件	92件	91件																																																																																																																																																																									
九州厚生局	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																																																																																																																																																									
(1)生活衛生同業組合振興計画の認定件数	0件	0件	0件	0件	1件																																																																																																																																																																									
(2)生活衛生同業組合振興計画の変更認定件数	2件	30件	8件	7件	22件																																																																																																																																																																									
(3)生活衛生同業組合振興計画の実施状況報告受理件数	40件	68件	69件	64件	64件																																																																																																																																																																									
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方への移譲																																																																																																																																																																													
その他各方面の 意見	—																																																																																																																																																																													
平成21年工程表 における見直し の内容	—																																																																																																																																																																													

<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>平成22年見直しにおいて、生活衛生同業組合振興計画の認定に関する事務については、地方公共団体に移譲することが適当としたが、地方公共団体において当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制や広域的な連携体制の整備が十分なされたと認識していないため、現状において権限の委譲はされていない。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> A - a </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 A - a</p>	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活衛生同業組合振興計画の認定については、地域の実情を把握している地方公共団体に移譲することが適当である。
<p>備考</p>	<p>当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方厚生局 No. 10

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名	中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 ・中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査 等 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査 等																																																																																																																																																																																								
事務・権限の概要	○目的： 中小企業組合制度は、中小企業が共同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者とその営む事業の構造改善を図るために必要な組織を設け、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的としている。 ○根拠法令： 中小企業等協同組合法第27条の2第1項 等 中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項、第42条第1項 等 ○厚生局の具体的な業務概要 厚生局は、中小企業組合のうち、厚生労働省の所管に属する事業が組合員資格又は組合の行う事業となっているものの一部に係る設立認可、報告受領、立入検査等の事務を行っている。（中小企業組合の業種や地区等ごとに、所管する主務大臣又は都道府県知事を定めている。）																																																																																																																																																																																								
予算の状況 (単位:百万円)	共通経費等の内数（平成25年度予算）																																																																																																																																																																																								
関係職員数	16人の内数（平成25年4月1日現在）																																																																																																																																																																																								
事務量（アウトプット）	(全国) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管組合数</td> <td>567</td> <td>592</td> <td>627</td> <td>639</td> <td>665</td> </tr> <tr> <td>中小企業等協同組合法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 設立認可件数</td> <td>23</td> <td>16</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td> 解散届数</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td> 定款変更認可件数</td> <td>275</td> <td>262</td> <td>422</td> <td>248</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td> 立入検査件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>中小企業団体の組織に関する法律</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 定款変更認可件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> 立入検査件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> (北海道厚生局) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管組合数</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>中小企業等協同組合法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 設立認可件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 解散届数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 定款変更認可件数</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td> 立入検査件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>中小企業団体の組織に関する法律</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 定款変更認可件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 立入検査件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> (東北厚生局) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管組合数</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>中小企業等協同組合法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 設立認可件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 解散届数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 定款変更認可件数</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td> 立入検査件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中小企業団体の組織に関する法律</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 定款変更認可件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 立入検査件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>						H20	H21	H22	H23	H24	所管組合数	567	592	627	639	665	中小企業等協同組合法						設立認可件数	23	16	8	4	16	解散届数	9	11	5	9	10	定款変更認可件数	275	262	422	248	260	立入検査件数	1	1	1	0	1	中小企業団体の組織に関する法律						定款変更認可件数	0	0	2	0	2	立入検査件数	0	0	0	0	0		H20	H21	H22	H23	H24	所管組合数	9	10	11	11	11	中小企業等協同組合法						設立認可件数	0	0	1	0	0	解散届数	0	0	0	0	0	定款変更認可件数	6	4	1	1	4	立入検査件数	0	0	0	0	1	中小企業団体の組織に関する法律						定款変更認可件数	0	0	0	0	0	立入検査件数	0	0	0	0	0		H20	H21	H22	H23	H24	所管組合数	20	20	21	20	21	中小企業等協同組合法						5 設立認可件数	0	0	0	0	0	解散届数	0	0	0	0	0	定款変更認可件数	12	6	12	5	6	立入検査件数	0	0	0	0	0	中小企業団体の組織に関する法律						定款変更認可件数	0	0	1	0	1	立入検査件数	0	0	0	0	0
	H20	H21	H22	H23	H24																																																																																																																																																																																				
所管組合数	567	592	627	639	665																																																																																																																																																																																				
中小企業等協同組合法																																																																																																																																																																																									
設立認可件数	23	16	8	4	16																																																																																																																																																																																				
解散届数	9	11	5	9	10																																																																																																																																																																																				
定款変更認可件数	275	262	422	248	260																																																																																																																																																																																				
立入検査件数	1	1	1	0	1																																																																																																																																																																																				
中小企業団体の組織に関する法律																																																																																																																																																																																									
定款変更認可件数	0	0	2	0	2																																																																																																																																																																																				
立入検査件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																				
	H20	H21	H22	H23	H24																																																																																																																																																																																				
所管組合数	9	10	11	11	11																																																																																																																																																																																				
中小企業等協同組合法																																																																																																																																																																																									
設立認可件数	0	0	1	0	0																																																																																																																																																																																				
解散届数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																				
定款変更認可件数	6	4	1	1	4																																																																																																																																																																																				
立入検査件数	0	0	0	0	1																																																																																																																																																																																				
中小企業団体の組織に関する法律																																																																																																																																																																																									
定款変更認可件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																				
立入検査件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																				
	H20	H21	H22	H23	H24																																																																																																																																																																																				
所管組合数	20	20	21	20	21																																																																																																																																																																																				
中小企業等協同組合法																																																																																																																																																																																									
5 設立認可件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																				
解散届数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																				
定款変更認可件数	12	6	12	5	6																																																																																																																																																																																				
立入検査件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																				
中小企業団体の組織に関する法律																																																																																																																																																																																									
定款変更認可件数	0	0	1	0	1																																																																																																																																																																																				
立入検査件数	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																				

(関東信越厚生局)

	H20	H21	H22	H23	H24
所管組合数	196	201	213	221	234
中小企業等協同組合法					
設立認可件数	5	5	2	1	6
解散届数	3	5	1	2	2
定款変更認可件数	96	94	146	98	103
立入検査件数	0	0	0	0	0
中小企業団体の組織に関する法律					
定款変更認可件数	0	0	1	0	1
立入検査件数	0	0	0	0	0

(東海北陸厚生局)

	H20	H21	H22	H23	H24
所管組合数	76	82	82	81	88
中小企業等協同組合法					
設立認可件数	5	3	1	0	1
解散届数	1	1	1	3	1
定款変更認可件数	22	27	65	36	32
立入検査件数	1	1	1	0	0
中小企業団体の組織に関する法律					
定款変更認可件数	0	0	0	0	0
立入検査件数	0	0	0	0	0

(近畿厚生局)

	H20	H21	H22	H23	H24
所管組合数	110	112	124	126	128
中小企業等協同組合法					
設立認可件数	11	5	2	1	4
解散届数	5	3	1	3	5
定款変更認可件数	52	57	89	57	53
立入検査件数	0	0	0	0	0
中小企業団体の組織に関する法律					
定款変更認可件数	0	0	0	0	0
立入検査件数	0	0	0	0	0

(中国四国厚生局)

	H20	H21	H22	H23	H24
所管組合数	69	76	82	83	81
中小企業等協同組合法					
設立認可件数	1	1	1	1	1
解散届数	0	2	0	1	1
定款変更認可件数	51	37	63	30	37
立入検査件数	0	0	0	0	0
中小企業団体の組織に関する法律					
定款変更認可件数	0	0	0	0	0
立入検査件数	0	0	0	0	0

(四国厚生支局)

	H20	H21	H22	H23	H24
所管組合数	29	29	28	28	31
中小企業等協同組合法					
設立認可件数	1	0	1	0	4
解散届数	9	8	16	5	10
定款変更認可件数	9	8	16	5	10
立入検査件数	0	0	0	0	0
中小企業団体の組織に関する法律					
定款変更認可件数	0	0	0	0	0
立入検査件数	0	0	0	0	0

	(九州厚生局)																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管組合数</td> <td>58</td> <td>62</td> <td>66</td> <td>69</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>中小企業等協同組合法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設立認可件数</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>解散届数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>定款変更認可件数</td> <td>27</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>16</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中小企業団体の組織に関する法律</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定款変更認可件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		H20	H21	H22	H23	H24	所管組合数	58	62	66	69	71	中小企業等協同組合法						設立認可件数	0	2	0	1	0	解散届数	0	0	0	0	0	定款変更認可件数	27	29	30	16	15	立入検査件数	0	0	0	0	0	中小企業団体の組織に関する法律						定款変更認可件数	0	0	0	0	0	立入検査件数	0	0	0	0	0
	H20	H21	H22	H23	H24																																																								
所管組合数	58	62	66	69	71																																																								
中小企業等協同組合法																																																													
設立認可件数	0	2	0	1	0																																																								
解散届数	0	0	0	0	0																																																								
定款変更認可件数	27	29	30	16	15																																																								
立入検査件数	0	0	0	0	0																																																								
中小企業団体の組織に関する法律																																																													
定款変更認可件数	0	0	0	0	0																																																								
立入検査件数	0	0	0	0	0																																																								
地方側の意見	地方移譲（全国知事会見解 平成 22. 7. 15）																																																												
その他各方面の意見	－																																																												
平成 21 年工程表における見直しの内容	－																																																												
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	－																																																												
その他既往の政府方針等	－																																																												
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">A - a</div>	<p>(区分の理由等)</p> <p>一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する認可等の権限については移譲を前提として、詳細について検討。</p> <p>事業を複数の都道府県で活動する中小企業等協同組合等の場合については、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある中小企業等協同組合等の許認可等の権限を都道府県に移譲することは可能である。（移譲にあたっては、中小企業等協同組合法等の主管官庁である経済産業省との調整が必要である。）</p> <p>※当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>																																																												
備考																																																													

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生局	No. 11																																																																																	
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																																				
事務・権限名	社会福祉法人（広域）等の認可																																																																																			
事務・権限の概要	<p>二以上の都道府県の区域にわたって事業を行う社会福祉法人であって、全国を単位として行われる事業、地域を限定しないで行われる事業等以外の事業を行う法人については、地方厚生局長が所轄庁として社会福祉法人の認可等を行う。具体的には、以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の定款の認可 ・社会福祉法人の定款の変更の認可 ・社会福祉法人の解散の認可 ・社会福祉法人の合併の認可 等 <p>（関係する法令・通知）</p> <p>○社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 30 条、第 31 条、第 43 条、第 46 条、第 49 条 等</p> <p>○社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日障発第 890 号、社援発第 2618 号、老発第 794 号、雇児発第 908 号）等</p>																																																																																			
予算の状況 （単位：百万円）	社会福祉法人認可事務運営等経費 0.53 百万円の内数（平成 25 年度予算）																																																																																			
関係職員数	50 人の内数（平成 25 年 4 月 1 日現在）																																																																																			
事務量（アウトプット）	<p>1. 所管社会福祉法人数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道厚生局</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>東北厚生局</td><td>13</td><td>14</td><td>17</td></tr> <tr><td>関東信越厚生局</td><td>116</td><td>122</td><td>139</td></tr> <tr><td>東海北陸厚生局</td><td>20</td><td>21</td><td>23</td></tr> <tr><td>近畿厚生局</td><td>57</td><td>64</td><td>68</td></tr> <tr><td>中国四国厚生局</td><td>31</td><td>35</td><td>40</td></tr> <tr><td>九州厚生局</td><td>26</td><td>30</td><td>34</td></tr> <tr><td>合計</td><td>264</td><td>287</td><td>322</td></tr> </tbody> </table> <p>2. 定款変更認可件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道厚生局</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>東北厚生局</td><td>6</td><td>12</td><td>14</td></tr> <tr><td>関東信越厚生局</td><td>50</td><td>82</td><td>85</td></tr> <tr><td>東海北陸厚生局</td><td>10</td><td>16</td><td>21</td></tr> <tr><td>近畿厚生局</td><td>38</td><td>36</td><td>47</td></tr> <tr><td>中国四国厚生局</td><td>32</td><td>33</td><td>32</td></tr> <tr><td>九州厚生局</td><td>24</td><td>23</td><td>32</td></tr> <tr><td>合計</td><td>162</td><td>204</td><td>233</td></tr> </tbody> </table> <p>3. 基本財産処分の承認</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>					22 年度	23 年度	24 年度	北海道厚生局	1	1	1	東北厚生局	13	14	17	関東信越厚生局	116	122	139	東海北陸厚生局	20	21	23	近畿厚生局	57	64	68	中国四国厚生局	31	35	40	九州厚生局	26	30	34	合計	264	287	322		22 年度	23 年度	24 年度	北海道厚生局	2	2	2	東北厚生局	6	12	14	関東信越厚生局	50	82	85	東海北陸厚生局	10	16	21	近畿厚生局	38	36	47	中国四国厚生局	32	33	32	九州厚生局	24	23	32	合計	162	204	233		22 年度	23 年度	24 年度				
	22 年度	23 年度	24 年度																																																																																	
北海道厚生局	1	1	1																																																																																	
東北厚生局	13	14	17																																																																																	
関東信越厚生局	116	122	139																																																																																	
東海北陸厚生局	20	21	23																																																																																	
近畿厚生局	57	64	68																																																																																	
中国四国厚生局	31	35	40																																																																																	
九州厚生局	26	30	34																																																																																	
合計	264	287	322																																																																																	
	22 年度	23 年度	24 年度																																																																																	
北海道厚生局	2	2	2																																																																																	
東北厚生局	6	12	14																																																																																	
関東信越厚生局	50	82	85																																																																																	
東海北陸厚生局	10	16	21																																																																																	
近畿厚生局	38	36	47																																																																																	
中国四国厚生局	32	33	32																																																																																	
九州厚生局	24	23	32																																																																																	
合計	162	204	233																																																																																	
	22 年度	23 年度	24 年度																																																																																	

	<table border="1"> <tbody> <tr><td>北海道厚生局</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>東北厚生局</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr><td>関東信越厚生局</td><td>9</td><td>10</td><td>12</td></tr> <tr><td>東海北陸厚生局</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>近畿厚生局</td><td>10</td><td>7</td><td>4</td></tr> <tr><td>中国四国厚生局</td><td>4</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>九州厚生局</td><td>7</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>合計</td><td>31</td><td>28</td><td>27</td></tr> </tbody> </table>	北海道厚生局	0	0	0	東北厚生局	0	0	1	関東信越厚生局	9	10	12	東海北陸厚生局	1	1	0	近畿厚生局	10	7	4	中国四国厚生局	4	5	5	九州厚生局	7	5	5	合計	31	28	27				
北海道厚生局	0	0	0																																		
東北厚生局	0	0	1																																		
関東信越厚生局	9	10	12																																		
東海北陸厚生局	1	1	0																																		
近畿厚生局	10	7	4																																		
中国四国厚生局	4	5	5																																		
九州厚生局	7	5	5																																		
合計	31	28	27																																		
	<p>4. 基本財産担保提供の承認</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道厚生局</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>東北厚生局</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>関東信越厚生局</td><td>9</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>東海北陸厚生局</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>近畿厚生局</td><td>0</td><td>7</td><td>3</td></tr> <tr><td>中国四国厚生局</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>九州厚生局</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr><td>合計</td><td>12</td><td>20</td><td>13</td></tr> </tbody> </table>		22年度	23年度	24年度	北海道厚生局	0	2	0	東北厚生局	0	1	0	関東信越厚生局	9	6	6	東海北陸厚生局	2	2	1	近畿厚生局	0	7	3	中国四国厚生局	1	2	2	九州厚生局	0	0	1	合計	12	20	13
	22年度	23年度	24年度																																		
北海道厚生局	0	2	0																																		
東北厚生局	0	1	0																																		
関東信越厚生局	9	6	6																																		
東海北陸厚生局	2	2	1																																		
近畿厚生局	0	7	3																																		
中国四国厚生局	1	2	2																																		
九州厚生局	0	0	1																																		
合計	12	20	13																																		
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告																																				
その他各方面の意見																																					
平成21年工程表における見直しの内容																																					
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の整備に関する法律」の施行に伴う社会福祉法の一部改正により、都道府県等が処理している社会福祉法人に関する認可等については、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市の区域を超えないものに限りに、平成25年4月1日よりすべての市に移譲されたところ。																																				
その他既往の政府方針等																																					
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">A-a</div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 A-a</p>	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を複数の都道府県で展開している社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在、地方厚生局が所掌している社会福祉法人の認可に係る事務・権限について、当該法人の主たる事務所がある都道府県等に移譲することは可能である。 <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条</p>																																				

	件とする。さもないければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。
備考	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生（支）局	No. 12																																																																																																																																																
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																																																																																																			
事務・権限名	生活保護法に規定する保護施設（都道府県立）の監督																																																																																																																																																		
事務・権限の概要	<p>目的 生活保護法第 23 条第 1 項の規定に基づき、関係法令、通知による事業運営、施設運営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について助言、一般監査指導を行うことによって、適正な事業運営及び施設運営を図る。</p> <p>根拠法令 ・生活保護法（昭和 25 年第 144 号）第 23 条第 1 項</p> <p>関係する通知 ・生活保護法による保護施設に対する指導監査について（H12. 10. 25 社援第 2395 号） ・生活保護法による保護施設指導監査の実施について（H13. 3. 30 社援監発第 8 号）</p>																																																																																																																																																		
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 25 年度予算）																																																																																																																																																		
関係職員数	21 人の内数（平成 25 年 4 月 1 日現在）																																																																																																																																																		
事務量（アウト プット）	<p>（全国）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護施設数</td> <td>42</td> <td>37</td> <td>36</td> <td>35</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>指導監査件数</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>（北海道局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護施設数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>指導監査件数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（東北局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護施設数</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>指導監査件数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（関東信越局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護施設数</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>指導監査件数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（東海北陸局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護施設数</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>指導監査件数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>（近畿局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護施設数</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>指定件数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>（中国四国局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護施設数</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>指導監査件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（九州局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護施設数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>指導監査件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>			業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	保護施設数	42	37	36	35	36	指導監査件数	12	14	8	5	8	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	保護施設数	1	1	1	1	1	指導監査件数	0	1	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	保護施設数	7	4	4	3	4	指導監査件数	1	2	1	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	保護施設数	5	5	5	5	5	指導監査件数	2	2	0	0	1	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	保護施設数	11	11	11	10	10	指導監査件数	3	3	2	0	2	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	保護施設数	11	10	10	10	10	指定件数	4	4	3	3	3	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	保護施設数	4	3	3	3	3	指導監査件数	1	1	1	1	1	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	保護施設数	3	3	2	3	3	指導監査件数	1	1	1	1	1
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																														
保護施設数	42	37	36	35	36																																																																																																																																														
指導監査件数	12	14	8	5	8																																																																																																																																														
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																														
保護施設数	1	1	1	1	1																																																																																																																																														
指導監査件数	0	1	0	0	0																																																																																																																																														
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																														
保護施設数	7	4	4	3	4																																																																																																																																														
指導監査件数	1	2	1	0	0																																																																																																																																														
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																														
保護施設数	5	5	5	5	5																																																																																																																																														
指導監査件数	2	2	0	0	1																																																																																																																																														
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																														
保護施設数	11	11	11	10	10																																																																																																																																														
指導監査件数	3	3	2	0	2																																																																																																																																														
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																														
保護施設数	11	10	10	10	10																																																																																																																																														
指定件数	4	4	3	3	3																																																																																																																																														
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																														
保護施設数	4	3	3	3	3																																																																																																																																														
指導監査件数	1	1	1	1	1																																																																																																																																														
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																														
保護施設数	3	3	2	3	3																																																																																																																																														
指導監査件数	1	1	1	1	1																																																																																																																																														
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告：廃止・民営化																																																																																																																																																		
その他各方面の 意見	地方分権改革推進委員会第二次勧告：地方へ移譲																																																																																																																																																		

平成 21 年工程表における見直しの内容	生活保護法に規定する保護施設等（都道府県立等）の監督は都道府県等に移譲する。
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—
その他既往の政府方針等	
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 40px;">C</div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 C-c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>保護施設に対する指導監査については、都道府県が行っている。</p> <p>他方、国においては、都道府県等が行う生活保護の施行事務について監査を行っており、その一環として、都道府県設置の保護施設に対して監査を実施している。</p> <p>都道府県等への施行事務監査については、生活保護行政の適切な運営を図るとともに、必要な保護が国全体として実施されるよう行われているものであり、こうした観点から、当該事務については、引き続き国が実施すべきである。</p>
備考	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生（支）局		No. 13																																																									
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																													
事務・権限名	消費生活協同組合（広域）の許可、認可及び承認																																																												
事務・権限の概要	<p>具体的に業務内容は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費生活協同組合に係る許認可等 <ul style="list-style-type: none"> ・組合の設立及び解散認可 ・定款・共済事業規約等の変更認可 ・員外利用の許可 <p style="text-align: right;">等</p> <p>（関係する法令・通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号） ○消費生活協同組合模範定款例（平成 20 年 3 月 28 日社援発第 0328073 号） ○共済事業向けの総合的な監督指針の策定について（平成 20 年 3 月 31 日社援発第 0331005 号） ○貸付事業向けの総合的な監督指針の策定について（平成 19 年 12 月 18 日社援発第 1218002 号） ○消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて（平成 20 年 3 月 28 日社援地発第 0328003 号） 																																																												
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等経費 61 百万円の内数（平成 25 年度予算）																																																												
関係職員数	5 1 人の内数（平成 25 年 4 月 1 日現在）																																																												
事務量（アウト プット）	<p>（合 計）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 15%;">H22 年度</th> <th style="width: 15%;">H23 年度</th> <th style="width: 15%;">H24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管組合数</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>定款変更の認可件数</td> <td>10</td> <td>29</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>規約変更の認可件数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合併認可件数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>解散認可件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>契約者割戻準備金積立 の承認件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（東北厚生局）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 15%;">H22 年度</th> <th style="width: 15%;">H23 年度</th> <th style="width: 15%;">H24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管組合数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>定款変更の認可件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>規約変更の認可件数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合併認可件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>解散認可件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>契約者割戻準備金積 立の承認件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（関東信越厚生局）</p>						H22 年度	H23 年度	H24 年度	所管組合数	55	55	55	定款変更の認可件数	10	29	12	規約変更の認可件数	1	2	0	合併認可件数	1	2	1	解散認可件数	1	0	4	契約者割戻準備金積立 の承認件数	0	0	0		H22 年度	H23 年度	H24 年度	所管組合数	3	3	3	定款変更の認可件数	1	1	0	規約変更の認可件数	1	2	0	合併認可件数	0	0	0	解散認可件数	0	0	0	契約者割戻準備金積 立の承認件数	0	0	0
	H22 年度	H23 年度	H24 年度																																																										
所管組合数	55	55	55																																																										
定款変更の認可件数	10	29	12																																																										
規約変更の認可件数	1	2	0																																																										
合併認可件数	1	2	1																																																										
解散認可件数	1	0	4																																																										
契約者割戻準備金積立 の承認件数	0	0	0																																																										
	H22 年度	H23 年度	H24 年度																																																										
所管組合数	3	3	3																																																										
定款変更の認可件数	1	1	0																																																										
規約変更の認可件数	1	2	0																																																										
合併認可件数	0	0	0																																																										
解散認可件数	0	0	0																																																										
契約者割戻準備金積 立の承認件数	0	0	0																																																										

	H22 年度	H23 年度	H24 年度
所管組合数	28	28	28
定款変更の認可件数	2	19	3
規約変更の認可件数	0	0	0
合併認可件数	0	0	1
解散認可件数	0	0	3
契約者割戻準備金積立の承認件数	0	0	0

(東海北陸厚生局)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度
所管組合数	7	7	7
定款変更の認可件数	2	1	2
規約変更の認可件数	0	0	0
合併認可件数	0	0	0
解散認可件数	0	0	0
契約者割戻準備金積立の承認件数	0	0	0

(近畿厚生局)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度
所管組合数	10	11	10
定款変更の認可件数	4	6	3
規約変更の認可件数	0	0	0
合併認可件数	1	1	0
解散認可件数	0	0	1
契約者割戻準備金積立の承認件数	0	0	0

(中国四国厚生局)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度
所管組合数	4	4	5
定款変更の認可件数	1	2	3
規約変更の認可件数	0	0	0
合併認可件数	0	1	0
解散認可件数	0	0	0
契約者割戻準備金積立の承認件数	0	0	0

(九州厚生局)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度
所管組合数	3	2	2
定款変更の認可件数	0	0	1
規約変更の認可件数	0	0	0

	<table border="1"> <tr> <td>合併認可件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>解散認可件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>契約者割戻準備金積立の承認件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>※北海道厚生局、四国支局は所管生協なし</p>	合併認可件数	0	0	0	解散認可件数	1	0	0	契約者割戻準備金積立の承認件数	0	0	0
合併認可件数	0	0	0										
解散認可件数	1	0	0										
契約者割戻準備金積立の承認件数	0	0	0										
地方側の意見	—												
その他各方面の意見	—												
平成21年工程表における見直しの内容	—												
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—												
その他既往の政府方針等	—												
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">A-a</div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 A-a</p>	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を複数の都道府県で展開している生協の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可かつ実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある生協の許認可等の権限を都道府県に移譲することは可能である。 <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>												
備考	—												

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方厚生（支）局	No. 14
----------------	--------

事務・権限移譲等検討シート（個票）				
事務・権限名	精神保健指定医の指定に関する事務（指定証の交付等）			
事務・権限の概要	<p>精神保健指定医は、患者本人の意思によらない入院や行動制限の判定を行う者として、一定の精神科実務経験を有し、法律等に関する研修を終了した医師のうちから国がこれを指定している。（精神保健福祉法第 18 条）</p> <p>当該指定に関する業務のうち、地方厚生局においては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 都道府県を經由して提出される新規申請受付、申請書類の確認 ② 指定医証の交付、指定医証の更新に関する手続き ③ 指定医証の紛失、氏名の変更等に対する再発行の手続き ④ 死亡届、辞退届の受理及びその旨の通知 <p>等を実施している。（同法施行令第 2 条の 2、同法施行規則第 1 条）（委任規定：同法 51 条の 14、同法施行令第 15 条、同法施行規則第 41 条）</p>			
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 25 年度予算）			
関係職員数	16 人の内数（平成 25 年 4 月 1 日現在）			
事務量（アウト プット）	（全国）			
		22 年度	23 年度	24 年度
	指定医の証の発行（新規）	520 件	575 件	472 件
	指定医の証の発行（更新等）	2213 件	2280 件	2867 件
	指定医の証の再発行	77 件	87 件	95 件
	指定医の取消	0 件	1 件	2 件
	指定不適格者への通知	75 件	68 件	84 件
	辞退届・死亡届の受理	33 件	36 件	36 件
	（北海道厚生局）			
		22 年度	23 年度	24 年度
	指定医の証の発行（新規）	17 件	15 件	27 件
	指定医の証の発行（更新等）	116 件	103 件	168 件
	指定医の証の再発行	6 件	5 件	2 件
	指定医の取消	0 件	0 件	1 件
	指定不適格者への通知	14 件	8 件	7 件
	辞退届・死亡届の受理	0 件	0 件	1 件
	（東北厚生局）			
		22 年度	23 年度	24 年度
	指定医の証の発行（新規）	30 件	36 件	24 件
	指定医の証の発行（更新等）	165 件	148 件	195 件
指定医の証の再発行	0 件	7 件	5 件	
指定医の取消	0 件	0 件	0 件	
指定不適格者への通知	7 件	3 件	4 件	
辞退届・死亡届の受理	2 件	8 件	2 件	

(関東信越厚生局)

	22年度	23年度	24年度
指定医の証の発行（新規）	189件	231件	192件
指定医の証の発行（更新等）	808件	785件	1046件
指定医の証の再発行	32件	33件	55件
指定医の取消	0件	1件	1件
指定不適格者への通知	26件	16件	26件
辞退届・死亡届の受理	12件	4件	10件

(東海北陸厚生局)

	22年度	23年度	24年度
指定医の証の発行（新規）	61件	49件	42件
指定医の証の発行（更新等）	218件	241件	299件
指定医の証の再発行	9件	9件	2件
指定医の取消	0件	0件	0件
指定不適格者への通知	4件	8件	11件
辞退届・死亡届の受理	4件	6件	5件

(近畿厚生局)

	22年度	23年度	24年度
指定医の証の発行（新規）	89件	96件	84件
指定医の証の発行（更新等）	308件	342件	515件
指定医の証の再発行	12件	14件	13件
指定医の取消	0件	0件	0件
指定不適格者への通知	7件	8件	2件
辞退届・死亡届の受理	4件	10件	5件

(中国四国厚生局)

	22年度	23年度	24年度
指定医の証の発行（新規）	52件	51件	42件
指定医の証の発行（更新等）	271件	287件	234件
指定医の証の再発行	5件	5件	6件
指定医の取消	0件	0件	0件
指定不適格者への通知	6件	5件	9件
辞退届・死亡届の受理	5件	4件	8件

(九州厚生局)

	22年度	23年度	24年度
指定医の証の発行（新規）	82件	97件	61件
指定医の証の発行（更新等）	327件	374件	410件
指定医の証の再発行	13件	14件	12件
指定医の取消	0件	0件	0件
指定不適格者への通知	11件	20件	25件
辞退届・死亡届の受理	6件	4件	5件

地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止 PT の最終報告：地方に移譲
その他各方面の意見	
平成 21 年工程表における見直しの内容	
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	
その他既往の政府方針等	<p>精神保健指定医の指定に関する事務は、指定医の業務が精神障害者本人の意思によらない入院や行動制限等の判定を行う等、精神障害者の人権に関わる行政処分に関係するものであることから国の責任において実施する必要がある。</p> <p>指定に関する業務のうち、指定医証の交付等については、行政の効率化の観点から、各地方厚生局に当該事務に必要な人員を配置し、効率的な業務執行を実施している。</p>
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A-a</div> （参考） 平成 22 年の検討結果 A-a	（区分の理由等） 指定医証の交付事務等、現在地方厚生局において実施している指定権限に直接的に関わらない事務（上記①～④の事務を想定）については、指定医証の取扱いについて一定の基準を定める等の対応により、地方自治体で事務を行うことも可能であると考えられるため、移譲することとする。
備考	当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生（支）局	No. 15																																					
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																								
事務・権限名	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行																																							
事務・権限の概要	<p>特別買上償還とは、国が戦没者等の遺族に対して弔慰の意をもって発行する国債等を被交付者が生活に困窮している場合に限り、本来一定の期間をかけて償還を受けるところを一括して償還を行うもの。</p> <p>特別買上償還は、例外的な取扱いであることから、特別買上償還が必要であることについて、下記の手続を経て、地方厚生局長が証明書を発行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別買上償還を希望する者から、同人が生活困窮者である旨の証明書（福祉事務所が発行）の提出を受ける。 ・ 地方厚生局において、当該者に係る国債が現に存在することを都道府県に確認を行う。 																																							
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 25 年度予算）																																							
関係職員数	16 人の内数（平成 25 年 4 月 1 日現在）																																							
事務量（アウト プット）	<p>・ 証明書交付件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">平成 22 年度</th> <th style="width: 20%;">平成 23 年度</th> <th style="width: 20%;">平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道厚生局</td> <td style="text-align: center;">9 件</td> <td style="text-align: center;">11 件</td> <td style="text-align: center;">6 件</td> </tr> <tr> <td>東北厚生局</td> <td style="text-align: center;">44 件</td> <td style="text-align: center;">18 件</td> <td style="text-align: center;">7 件</td> </tr> <tr> <td>関東信越厚生局</td> <td style="text-align: center;">109 件</td> <td style="text-align: center;">53 件</td> <td style="text-align: center;">30 件</td> </tr> <tr> <td>東海北陸厚生局</td> <td style="text-align: center;">47 件</td> <td style="text-align: center;">26 件</td> <td style="text-align: center;">16 件</td> </tr> <tr> <td>近畿厚生局</td> <td style="text-align: center;">157 件</td> <td style="text-align: center;">84 件</td> <td style="text-align: center;">40 件</td> </tr> <tr> <td>中国四国厚生局</td> <td style="text-align: center;">77 件</td> <td style="text-align: center;">23 件</td> <td style="text-align: center;">28 件</td> </tr> <tr> <td>九州厚生局</td> <td style="text-align: center;">161 件</td> <td style="text-align: center;">74 件</td> <td style="text-align: center;">44 件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">604 件</td> <td style="text-align: center;">289 件</td> <td style="text-align: center;">171 件</td> </tr> </tbody> </table>					平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	北海道厚生局	9 件	11 件	6 件	東北厚生局	44 件	18 件	7 件	関東信越厚生局	109 件	53 件	30 件	東海北陸厚生局	47 件	26 件	16 件	近畿厚生局	157 件	84 件	40 件	中国四国厚生局	77 件	23 件	28 件	九州厚生局	161 件	74 件	44 件	合 計	604 件	289 件	171 件
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度																																					
北海道厚生局	9 件	11 件	6 件																																					
東北厚生局	44 件	18 件	7 件																																					
関東信越厚生局	109 件	53 件	30 件																																					
東海北陸厚生局	47 件	26 件	16 件																																					
近畿厚生局	157 件	84 件	40 件																																					
中国四国厚生局	77 件	23 件	28 件																																					
九州厚生局	161 件	74 件	44 件																																					
合 計	604 件	289 件	171 件																																					
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告：地方へ移譲																																							
その他各方面の 意見	—																																							
平成 21 年工程表 における見直し の内容	—																																							
平成 21 年工程表決定 又は平成 22 年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	—																																							
その他既往の政 府方針等	<p><出先機関改革に係る公開討議（平成 22 年 5 月 12 日 厚生労働省）における方針></p> <p>本事業においては、以下の事項について対応可能であれば、地方へ業務移管することが可能。</p>																																							

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の根拠規定を明確化した上で、裁定事務と同様、法定受託事務とする法令上の手当を行う。 ・ 特別買上償還の多い年度は、特別弔慰金等の裁定事務で都道府県が多忙な年度と重なるため、都道府県において、迅速な対応ができるよう体制を整える。
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A - a</div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 A-a</p>	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等は、戦没者等の遺族に対して、国として弔慰の意を表すために、支給しているものであるが、裁定等の主要な事務は、法定受託事務とし都道府県において行われているものである。 <p>今後、特別買上償還に関する証明書の発行事務についても、都道府県への移管を検討してまいりたい。</p> <p>なお、当該事務を都道府県への移管にすることとした場合、法令上の手当を行うことが必要となる。</p>
<p>備考</p>	<p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生（支）局		No. 16																					
事務・権限移譲等検討シート（個票）																									
事務・権限名		医師等の臨床研修施設等の指導監督																							
事務・権限の概要		<p>【目的】 臨床研修が必修化されたことに伴い、臨床研修病院において適正な臨床研修が実施されるようにするため指導體制、研修プログラム、研修の実施状況、病院の運営状況等について指導等実地検査を実施する。</p> <p>【根拠法令】 なし（任意の検査であり、法令等に基づき行う強制的なものではない。）</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに臨床研修施設として臨床研修を行う施設の実地調査 ・既に臨床研修施設として指定されている施設の定期的な実地調査 ・各種手続き（年次報告等）の事務処理 等 																							
予算の状況 （単位：百万円）		臨床研修病院指導等経費 5百万円の内数（平成 25 年度予算）																							
関係職員数		1 2 人の内数（平成 25 年 4 月 1 日現在）																							
事務量（アウト プット）		1. 医師 （全国）																							
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">業務指標</th> <th style="width: 15%;">22年度</th> <th style="width: 15%;">23年度</th> <th style="width: 15%;">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 実地調査実施数</td> <td style="text-align: center;">65</td> <td style="text-align: center;">47</td> <td style="text-align: center;">48</td> </tr> <tr> <td>(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">11</td> </tr> <tr> <td>(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数</td> <td style="text-align: center;">442</td> <td style="text-align: center;">424</td> <td style="text-align: center;">490</td> </tr> <tr> <td>(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数</td> <td style="text-align: center;">7, 782</td> <td style="text-align: center;">7, 861</td> <td style="text-align: center;">7, 644</td> </tr> </tbody> </table>				業務指標	22年度	23年度	24年度	(1) 実地調査実施数	65	47	48	(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	5	9	11	(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	442	424	490	(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	7, 782	7, 861	7, 644
業務指標	22年度	23年度	24年度																						
(1) 実地調査実施数	65	47	48																						
(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	5	9	11																						
(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	442	424	490																						
(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	7, 782	7, 861	7, 644																						
		（北海道局）																							
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">業務指標</th> <th style="width: 15%;">22年度</th> <th style="width: 15%;">23年度</th> <th style="width: 15%;">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 実地調査実施数</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">11</td> </tr> <tr> <td>(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">29</td> <td style="text-align: center;">45</td> </tr> <tr> <td>(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数</td> <td style="text-align: center;">294</td> <td style="text-align: center;">265</td> <td style="text-align: center;">219</td> </tr> </tbody> </table>				業務指標	22年度	23年度	24年度	(1) 実地調査実施数	15	10	11	(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	-	-	1	(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	17	29	45	(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	294	265	219
業務指標	22年度	23年度	24年度																						
(1) 実地調査実施数	15	10	11																						
(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	-	-	1																						
(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	17	29	45																						
(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	294	265	219																						
		（東北厚生局）																							
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">業務指標</th> <th style="width: 15%;">22年度</th> <th style="width: 15%;">23年度</th> <th style="width: 15%;">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 実地調査実施数</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td>(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td style="text-align: center;">32</td> </tr> <tr> <td>(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数</td> <td style="text-align: center;">454</td> <td style="text-align: center;">452</td> <td style="text-align: center;">470</td> </tr> </tbody> </table>				業務指標	22年度	23年度	24年度	(1) 実地調査実施数	21	10	9	(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	-	1	3	(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	40	34	32	(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	454	452	470
業務指標	22年度	23年度	24年度																						
(1) 実地調査実施数	21	10	9																						
(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	-	1	3																						
(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	40	34	32																						
(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	454	452	470																						

(関東信越厚生局)

業務指標	22年度	23年度	24年度
(1) 実地調査実施数	9	1	6
(2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数	2	1	2
(3) 臨床研修プログラムの変更審査件数	157	150	139
(4) 臨床研修を修了した旨の医籍への登録件数	2,972	3,175	3,026

(東海北陸厚生局)

業務指標	22年度	23年度	24年度
(1) 実地調査実施数	1	6	1
(2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数	1	2	1
(3) 臨床研修プログラムの変更審査件数	46	84	93
(4) 臨床研修を修了した旨の医籍への登録件数	965	963	1,008

(近畿厚生局)

業務指標	22年度	23年度	24年度
(1) 実地調査実施数	9	1	5
(2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数	2	2	1
(3) 臨床研修プログラムの変更審査件数	42	46	50
(4) 臨床研修を修了した旨の医籍への登録件数	1,538	1,482	1,415

(中国四国厚生局)

業務指標	22年度	23年度	24年度
(1) 実地調査実施数	8	10	10
(2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数	-	2	1
(3) 臨床研修プログラムの変更審査件数	67	42	69
(4) 臨床研修を修了した旨の医籍への登録件数	603	598	594

(九州厚生局)

業務指標	22年度	23年度	24年度
(1) 実地調査実施数	2	9	6
(2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数	-	1	2
(3) 臨床研修プログラムの変更審査件数	73	39	62

(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	956	926	912
-----------------------------	-----	-----	-----

2. 歯科医師

(全国)

業務指標	22年度	23年度	24年度
(1) 実地調査実施数	47	47	44
(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	13	10	15
(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	106	113	119
(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	2305	2341	2404

(北海道局)

業務指標	22年度	23年度	24年度
(1) 実地調査実施数	3	2	2
(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	0	1	1
(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	3	3	9
(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	105	104	101

(東北厚生局)

業務指標	22年度	23年度	24年度
(1) 実地調査実施数	2	2	2
(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	0	0	0
(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	5	7	5
(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	136	148	169

(関東信越厚生局)

業務指標	22年度	23年度	24年度
(1) 実地調査実施数	16	16	16
(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	7	3	9
(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	49	48	50
(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	1087	1077	1164

(東海北陸厚生局)

業務指標	22年度	23年度	24年度
(1) 実地調査実施数	8	9	8
(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	2	3	2

	(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	9	10	10
	(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	245	245	241
(近畿厚生局)				
	業務指標	22年度	23年度	24年度
	(1) 実地調査実施数	7	9	6
	(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	1	2	0
	(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	8	8	5
	(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	246	264	252
(中国四国厚生局)				
	業務指標	22年度	23年度	24年度
	(1) 実地調査実施数	7	4	6
	(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	2	0	3
	(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	20	20	19
	(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	188	162	157
(九州厚生局)				
	業務指標	22年度	23年度	24年度
	(1) 実地調査実施数	4	5	4
	(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	1	1	0
	(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	12	17	21
	(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	298	341	320
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲			
その他各方面の 意見	—			
平成21年工程表 における見直しの 内容	—			
平成21年工程表決定 又は平成22年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	—			

<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>A - a</p> </div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 A - a</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>臨床研修は、医師法及び歯科医師法に基づく基本的な診療能力の修得等を目的とした医師及び歯科医師養成課程の総仕上げ段階の研修事業であり、臨床研修の質が全国的に均一に確保されるよう、引き続き、全国一律の基準により、研修内容に応じてきめ細かく指導監督する必要がある。</p> <p>しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国一律の基準により研修内容に応じたきめ細かい指導監督を行うことが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	<p>都道府県へ権限を移譲することとした際には、臨床研修施設を指導するに足る医学的知見を持った者が業務を行うよう地方機関に確保してもらう必要があるため、都道府県の理解が不可欠である。</p> <p>また、病院より報告のあった情報は、厚生労働省で管理して一般に公開している「臨床研修プログラム検索サイト」に反映させることも行っており、各都道府県が報告書の受理等により検認した情報を当サイトに反映させるためのシステム改修を行う必要があり、委譲に当たっては一定の期間が必要である。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生（支）局				No. 17																																																																																					
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																																											
事務・権限名		総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等																																																																																									
事務・権限の概要		<p>【目的】 製造・加工技術、衛生管理の高度化に対応するため、厚生労働大臣による個別承認制度を設け、規制の弾力化を図ることにより、多様な食品の製造・加工を可能とすること。また、HACCP手法を取り入れていることが承認の要件となっており、我が国における食品の衛生管理の向上のため、HACCP手法の普及を推進すること。</p> <p>【根拠条文】 食品衛生法第13条、第14条</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合衛生管理製造過程による製造、加工の承認 ・ 総合衛生管理製造過程に関する変更の承認 ・ 総合衛生管理製造過程の取消に関する本省への報告 ・ 総合衛生管理製造過程の更新の承認 ・ 総合衛生管理製造過程承認施設の立入及び指導等に関する事項 																																																																																									
予算の状況 (単位:百万円)		食品衛生の試験検査等に必要経費 24百万円の内数 (平成25年度予算)																																																																																									
関係職員数		51人の内数 (平成25年4月1日現在)																																																																																									
事務量（アウトプット）		<p>(北海道局)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合衛生管理製造過程承認施設数</td> <td>57</td> <td>54</td> <td>54</td> <td>53</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>新規承認件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>変更承認件数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>更新承認件数</td> <td>20</td> <td>7</td> <td>26</td> <td>16</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>承認施設の立入調査</td> <td>37</td> <td>56</td> <td>56</td> <td>54</td> <td>56</td> </tr> </tbody> </table> <p>(東北局)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合衛生管理製造過程承認施設数</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>47</td> <td>43</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>新規承認件数</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>変更承認件数</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>更新承認件数</td> <td>16</td> <td>3</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>承認施設の立入調査</td> <td>42</td> <td>39</td> <td>47</td> <td>43</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table> <p>(関東信越局)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合衛生管理製造過程承認施設数</td> <td>168</td> <td>172</td> <td>166</td> <td>161</td> <td>162</td> </tr> </tbody> </table>						業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	総合衛生管理製造過程承認施設数	57	54	54	53	52	新規承認件数	1	1	0	5	2	変更承認件数	4	4	0	0	0	更新承認件数	20	7	26	16	7	承認施設の立入調査	37	56	56	54	56	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	総合衛生管理製造過程承認施設数	45	45	47	43	42	新規承認件数	1	5	1	0	2	変更承認件数	3	1	1	1	2	更新承認件数	16	3	19	19	4	承認施設の立入調査	42	39	47	43	42	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	総合衛生管理製造過程承認施設数	168	172	166	161	162
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																						
総合衛生管理製造過程承認施設数	57	54	54	53	52																																																																																						
新規承認件数	1	1	0	5	2																																																																																						
変更承認件数	4	4	0	0	0																																																																																						
更新承認件数	20	7	26	16	7																																																																																						
承認施設の立入調査	37	56	56	54	56																																																																																						
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																						
総合衛生管理製造過程承認施設数	45	45	47	43	42																																																																																						
新規承認件数	1	5	1	0	2																																																																																						
変更承認件数	3	1	1	1	2																																																																																						
更新承認件数	16	3	19	19	4																																																																																						
承認施設の立入調査	42	39	47	43	42																																																																																						
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																						
総合衛生管理製造過程承認施設数	168	172	166	161	162																																																																																						

施設数					
新規承認件数	5	7	1	10	12
変更承認件数	21	8	11	9	6
更新承認件数	66	24	73	57	27
承認施設の立入調査	198	182	171	189	173

(東海北陸局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
総合衛生管理製造過程承認施設数	81	87	86	83	84
新規承認件数	7	3	4	5	1
変更承認件数	9	5	5	7	6
更新承認件数	29	12	34	29	16
承認施設の立入調査	86	88	86	83	84

(近畿局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
総合衛生管理製造過程承認施設数	66	67	64	65	62
新規承認件数	2	2	2	4	3
変更承認件数	3	6	3	2	0
更新承認件数	18	9	34	15	11
承認施設の立入調査	59	61	58	58	56

(中国四国局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
総合衛生管理製造過程承認施設数	65	64	63	58	57
新規承認件数	0	0	0	1	1
変更承認件数	3	1	2	5	0
更新承認件数	30	11	22	29	6
承認施設の立入調査	46	45	43	44	44

(九州局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
総合衛生管理製造過程承認施設数	70	67	67	66	63
新規承認件数	2	1	2	2	0
変更承認件数	4	1	4	4	1
更新承認件数	20	7	24	33	8
承認施設の立入調査	36	48	26	31	42

地方側の意見

全国知事会「出先機関原則廃止P T最終報告」：地方へ移譲

「公開討議の概要」

・食品衛生業務については、農林部門との連携が必要であり、地方自治体にゆだね

	<p>ることが適切。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の問題については、都道府県に一元化した方が、相談を含めより専門的・効果的に実施できる。 ・食品の輸出入に関する事務は国に残す事務としている。
その他各方面の意見	<p>特区構想に伴う北海道からの総合衛生管理製造過程制度の知事への権限委譲の提案に対する意見（日本食品衛生協会、日本乳業協会、日本食肉加工協会）（平成17年8月3日）</p> <p>北海道知事から道州制特区構想にともなう食品衛生法第13条の総合衛生管理製造過程承認制度に関する権限委譲の提案がなされています。この提案には、総合衛生管理製造過程承認制度の対象食品のほとんどが全国的に広域流通していることから、国が責任を持って対応すべきです。</p> <p>そのためには国の機関である厚生局が全国レベルの視点に立ち、全国一律の運用により承認に関する一連の事務を実施している現行の厚生労働大臣による承認制度を維持する方が、食の安全を確保するために重要かつ必須であり、この提案に同意することはできません。</p>
平成21年工程表における見直しの内容	—
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—
その他既往の政府方針等	—
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>A - a (一部C)</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 A-a (一部C)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合衛生管理製造過程の承認等に係る業務は、次の業務を除き、地方に移譲する。 (※1) ① 海外施設の承認 輸入に関する事務であるため、国において実施する。 ② 総合衛生管理製造過程における例外承認(※2) 製造基準を定める際と同程度の内閣府食品安全委員会でのリスク評価等、科学的・技術的な審議が必要であり、これらの的確な執行体制の整備が不可欠であるため、国において実施する。(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)④に該当)なお、これらの事務については、高度な専門性を要するため、本省において実施する。 ・総合衛生管理製造過程の承認制度は我が国における食品の衛生管理の向上に加え、国際的な動向を踏まえ、HACCP手法(※3)の普及を政策的に促進する観点から導入されたものである。この趣旨を踏まえ、各自治体はその普及について積極的に促進することが求められる。 <p>※1：当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制</p>

	<p>が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。このため、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p> <p>※2：総合衛生管理製造過程の承認は、国が定める製造基準の例外を承認することが可能。</p> <p>※3：食品の原料の受入から製造・出荷までのすべての行程において危害の発生を防止するための重点ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法であり、食品の製造・加工工程における衛生管理のグローバル・スタンダードである。</p>
備考	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生（支）局				No. 18
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	指定検査機関の指定等 (食鳥検査法の指定検査機関)					
事務・権限の概要	<p>【目的】 食鳥検査法の全部又は一部を行わせる者を指定することにより、食鳥検査の適正かつ確実な実施を担保し、衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ること。</p> <p>【根拠法令】 食鳥検査の事業の実施及び食鳥検査に関する法律第 21 条～第 35 条</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定検査機関の指定 ・ 指定検査機関の役員又は検査員の解任の命令 ・ 指定検査機関の役員の選任又は解任の許可 ・ 指定検査機関の業務規定の認可 ・ 指定検査機関の業務規定の認可 ・ 指定検査機関事業計画等の認可 ・ 指定検査機関に対する監督命令 ・ 指定検査機関の業務の休廃止の許可 ・ 指定検査機関の指定の取消し及び食鳥検査業務の停止 ・ 指定検査機関の立入及び指導等 					
予算の状況 (単位:百万円)	食品衛生の試験検査等に必要経費 24 百万円の内数 (平成 25 年度予算)					
関係職員数	51 人の内数 (平成 25 年 4 月 1 日現在)					
事務量 (アウト プット)	(北海道局)					
	業務指標	H20	H21	H22	H23	H24
	指定検査機関数	0	0	0	0	0
	新規登録件数	0	0	0	0	0
	事業計画の認可件数	0	0	0	0	0
	(東北局)					
	業務指標	H20	H21	H22	H23	H24
	指定検査機関数	2	2	2	2	2
	新規登録件数	0	0	0	0	0
	事業計画の認可件数	2	2	2	2	2
	(関東信越局)					
	業務指標	H20	H21	H22	H23	H24

	指定検査機関数	0	0	0	0	0
	新規登録件数	0	0	0	0	0
	事業計画の認可件数	0	0	0	0	0
(東海北陸局)						
	業務指標	H20	H21	H22	H23	H24
	指定検査機関数	2	2	2	2	2
	新規登録件数	0	0	0	0	0
	事業計画の認可件数	2	2	2	2	2
(近畿局)						
	業務指標	H20	H21	H22	H23	H24
	指定検査機関数	5	4	4	4	4
	新規登録件数	0	0	0	0	0
	事業計画の認可件数	5	4	4	4	4
(中国四国局)						
	業務指標	H20	H21	H22	H23	H24
	指定検査機関数	5	5	5	5	4
	新規登録件数	0	0	0	0	0
	事業計画の認可件数	5	5	5	5	4
(九州局)						
	業務指標	H20	H21	H22	H23	H24
	指定検査機関数	3	3	3	3	3
	新規登録件数	0	0	0	0	0
	事業計画の認可件数	3	3	3	3	3
地方側の意見	<p>全国知事会「出先機関原則廃止PT最終報告」：地方へ移譲</p> <p>「公開討議の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生業務については、農林部門との連携が必要であり、地方自治体にゆだねることが適切。 ・食品の問題については、都道府県に一元化した方が、相談を含めより専門的・効果的に実施できる。 ・食品の輸出入に関する事務は国に残す事務としている。 					

その他各方面の意見	—
平成 21 年工程表における見直しの内容	—
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—
その他既往の政府方針等	—
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">A - a</div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 A - a</p>	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食鳥の指定検査機関は、国内に流通する食鳥の検査を行っている。その指定の基準は全国統一的に定められているため、指定権限を地方に移譲することとする。 ・ この場合、指定検査機関と食鳥処理場の管轄自治体が異なる場合があることに留意が必要であり、指定及び委任の制度の見直しを含め制度上の設計につき検討を要する。 <p>（例：指定検査機関は全国に 15 カ所しかない。そのため、指定検査機関を管轄する自治体は、域外の自治体が委任した食鳥処理場の検査についても事務（指定検査機関が検査を適正に行っているかの監督等）に当たる必要がある。）</p> <p>※当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。このため、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	

事務・権限移譲等検討シート

	出先機関名：地方厚生局	No. 19
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令	
事務・権限の概要	健康増進法においては、食品として販売に供される物に関して、健康の保持増進の効果等について、著しく事実に相違又は著しく人を誤認させる広告を禁止しており（法§32の2）、これに違反して表示した者がある場合において、国（消費者庁長官・地方厚生局長）が勧告（法§32の3(1)）、命令（法§32の3(2)）を行うことができることとされている。	
予算の状況 （単位：百万円）	食品の安全対策等に必要経費 0.48百万円の内数（平成25年度予算）	
関係職員数	51人の内数（平成25年4月1日現在）	
事務量（アウト プット）	1. 相談及び指導件数 H21 201件 H22 188件 H23 139件 2. 立入検査件数 H21 0件 H22 0件 H23 0件 3. 収去件数 H21 0件 H22 0件 H23 0件 4. 勧告件数 H21 0件 H22 0件 H23 0件	
地方側の意見	全国知事会 国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム 平成22年3月23日「国の出先機関の原則廃止に向けて 中間報告」において、「健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令」は「地方に移管」とされている。	
その他各方面の 意見	-	
平成21年工程表 における見直し の内容	「健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令」は、「一の都道府県内等 にのみ事業所等がある者に対する勧告の権限を、都道府県等に付与する。」とされている。	
平成21年工程表決定 又は平成22年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	-	
その他既往の政 府方針等	地方分権改革推進委員会 平成20年12月8日 第2次勧告において、「健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令」については、「一の都道府県内等 にのみ事業所等がある者に対する勧告の権限を、都道府県等に付与する。」とされている。	
検討結果（事 務・権限の区分）	（区分の理由等） ○ 地方厚生局が行っている当該事務・権限を地方自治体へ移譲することにより、 県域レベルの事案について、地方自治体において、より一層効果的に監視・執行 を行うことが可能となり、もって、健康食品等の虚偽・誇大広告等の適正化の推 進が図られるものと評価されることから、当該事務・権限について、全国一律・ 一斉に移譲するものとして、地方自治体へ移譲することとする。 ○ 一方で、今回の対象外とされている本府省の事務・権限に関しては、消費者の	

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">A-a</div> <p>(参考) 平成 22 年の検討 結果 A-a</p>	<p>利益の擁護や国民の健康増進に係る施策について、今後とも、国が責任を持って推進していく必要があり、消費者の利益の擁護等に関して特に必要とあると認められる場合にあつては、国が直接勧告・命令を行うことができるよう、引き続き、本府省（消費者庁長官）の権限・事務を存置する必要があると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、当該事務・権限の移譲先の実施体制として、都道府県等単位のほか、自治体間連携や広域連合などの仕組みを検討することとされている。実施体制の在り方によって、実効的な監視・執行に大きく影響を与えられることが考えられるため、実施体制の在り方の検討に当たっては、別途、意見照会を行っていただくようお願いする。 ○ 当該事務を廃止することにより国民の健康増進に大きく支障をきたすことは明らかであり、当該事務を廃止することは不可能である。また、行政処分といった公権力の行使を民営化することは全く馴染まない。 <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生（支）局				No. 20																																																																																																																									
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																																																																															
事務・権限名	医療監視（特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視）																																																																																																																														
事務・権限の概要	<p>【目的】 特定機能病院について、医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、不適正な場合は指導等を通じ改善を図ることにより、良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとする。</p> <p>また、国民の健康を守るため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合は、国において、病院等からの必要な報告徴収、立入検査等を行うことができる。</p> <p>【根拠法令】 医療法第 25 条第 3 項及び第 4 項及び第 71 条の 3</p> <p>【関係する計画・通知等】 特定機能病院の立入検査業務実施要領（医政指発 0420 第 3 号）</p> <p>【具体的な業務内容】 医療法第 25 条第 3 項に伴う立入検査業務として、①医療安全に関する事項、②院内感染対策に関する事項、③医薬品の安全管理体制に関する事項、④医療機器の保守点検・安全使用に関する事項、⑤血液製剤・輸血にかかる管理体制、⑥職員健康診断に関する事項等。</p>																																																																																																																														
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等経費の内数 6 1 百万円（平成 25 年度予算）																																																																																																																														
関係職員数	8 5 人の内数(平成 25 年 4 月 1 日現在)																																																																																																																														
事務量（アウト プット）	<p>(全国)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定機能病院数</td> <td>8 3</td> <td>8 3</td> <td>8 3</td> <td>8 4</td> <td>8 5</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td> <td>8 3</td> <td>8 3</td> <td>8 3</td> <td>8 3</td> <td>8 4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(北海道局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定機能病院数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(東北局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定機能病院数</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(関東信越局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定機能病院数</td> <td>2 8</td> <td>2 8</td> <td>2 8</td> <td>2 9</td> <td>3 0</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td> <td>2 8</td> <td>2 8</td> <td>2 8</td> <td>2 8</td> <td>2 9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(東海北陸局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定機能病院数</td> <td>1 0</td> <td>1 0</td> <td>1 0</td> <td>1 0</td> <td>1 0</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td> <td>1 0</td> <td>1 0</td> <td>1 0</td> <td>1 0</td> <td>1 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(近畿局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定機能病院数</td> <td>1 5</td> <td>1 5</td> <td>1 5</td> <td>1 5</td> <td>1 5</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td> <td>1 5</td> <td>1 5</td> <td>1 5</td> <td>1 5</td> <td>1 5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中国四国局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定機能病院数</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>							業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	特定機能病院数	8 3	8 3	8 3	8 4	8 5	立入検査実施件数	8 3	8 3	8 3	8 3	8 4	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	特定機能病院数	3	3	3	3	3	立入検査実施件数	3	3	3	3	3	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	特定機能病院数	6	6	6	6	6	立入検査実施件数	6	6	6	6	6	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	特定機能病院数	2 8	2 8	2 8	2 9	3 0	立入検査実施件数	2 8	2 8	2 8	2 8	2 9	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	特定機能病院数	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	立入検査実施件数	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	特定機能病院数	1 5	1 5	1 5	1 5	1 5	立入検査実施件数	1 5	1 5	1 5	1 5	1 5	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	特定機能病院数	6	6	6	6	6
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																										
特定機能病院数	8 3	8 3	8 3	8 4	8 5																																																																																																																										
立入検査実施件数	8 3	8 3	8 3	8 3	8 4																																																																																																																										
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																										
特定機能病院数	3	3	3	3	3																																																																																																																										
立入検査実施件数	3	3	3	3	3																																																																																																																										
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																										
特定機能病院数	6	6	6	6	6																																																																																																																										
立入検査実施件数	6	6	6	6	6																																																																																																																										
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																										
特定機能病院数	2 8	2 8	2 8	2 9	3 0																																																																																																																										
立入検査実施件数	2 8	2 8	2 8	2 8	2 9																																																																																																																										
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																										
特定機能病院数	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0																																																																																																																										
立入検査実施件数	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0																																																																																																																										
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																										
特定機能病院数	1 5	1 5	1 5	1 5	1 5																																																																																																																										
立入検査実施件数	1 5	1 5	1 5	1 5	1 5																																																																																																																										
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																										
特定機能病院数	6	6	6	6	6																																																																																																																										

	立入検査実施件数	6	6	6	6	6
	(四国支局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	特定機能病院数	4	4	4	4	4
	立入検査実施件数	4	4	4	4	4
	(九州局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	特定機能病院数	11	11	11	11	11
	立入検査実施件数	11	11	11	11	11
	地方側の意見	・ 全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲				
その他各方面の意見	—					
平成21年工程表における見直しの内容						
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報						
その他既往の政府方針等						
検討結果（事務・権限の区分）	<p>(区分の理由等)</p> <p>・ 特定機能病院に対する指導監督については、特定機能病院の特殊性にかんがみ、</p> <p>① 指導監督の実施基準は国が策定すること</p> <p>② 都道府県が実施した特定機能病院に対する指導監督に係る情報については、国に対して報告を行うこと</p> <p>③ 国は、必要があると認めるときは、都道府県に対して、特定機能病院に指導監督を行うことを指示することができること</p> <p>等により、特定機能病院に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある特定機能病院の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>・ 緊急時における病院等に対する立入検査等については、そもそも都道府県に病院等に対する立入検査等の権限がある中で、緊急時には国も立入検査等を行うことができることとするものであるが、</p> <p>① 国は、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県に対して、病院等に立入検査等を行うことを指示することができること</p> <p>② 国の指示により都道府県が実施した病院等に対する立入検査等に係る情報については、国に対して報告を行うこと</p> <p>等により、緊急時において、病院等に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある緊急時にお</p>					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">A - a</div> <p>(参考) 平成22年の検討結果 A - a</p>						

	<p>ける病院等の立入検査等の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	No. 21			
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	介護保険・サービスに関する指導					
事務・権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村（指定都市・中核市を除く。）が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督事務並びに保険事務、認定事務等に関する指導 ・市町村（指定都市・中核市を除く。）との合同による地域密着型サービス事業者等に対する実地指導 ・国民の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認める場合に行う特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設等に対する監査等 ・事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事業者からの届出の受理及び業務管理体制事務に関する指導 ・市町村が行う業務管理体制事務に関する指導 					
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等経費（平成 25 年予算） 61 百万円の内数					
関係職員数	33 人の内数（平成 25 年 4 月 1 日現在）					
事務量（アウト プット）	（全国）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	介護保険者に対する実地指導件数	191	144	98	72	102
	介護サービス事業者等に対する実地指導件数	191	144	99	74	102
	（北海道厚生局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	介護保険者に対する実地指導件数	-	-	16	11	18
	介護サービス事業者等に対する実地指導件数	-	-	16	17	18
	（東北厚生局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	介護保険者に対する実地指導件数	-	-	8	2	12
	介護サービス事業者等に対する実地指導件数	-	-	8	2	12
	（関東信越厚生局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	介護保険者に対する実地指導件数	-	-	25	7	23
	介護サービス事業者等に対する実地指導件数	-	-	25	7	23
	（東海北陸厚生局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

	介護保険者に対する実地指導件数	—	—	20	21	20
	介護サービス事業者等に対する実地指導件数	—	—	20	21	20
	(近畿厚生局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	介護保険者に対する実地指導件数	—	—	2	4	6
	介護サービス事業者等に対する実地指導件数	—	—	2	4	6
	(中四国厚生局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	介護保険者に対する実地指導件数	—	—	12	14	9
	介護サービス事業者等に対する実地指導件数	—	—	13	16	9
	(九州厚生局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	介護保険者に対する実地指導件数	—	—	15	13	14
	介護サービス事業者等に対する実地指導件数	—	—	15	13	14
地方側の意見	・全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲					
その他各方面の意見	介護事業運営の適正化に関する有識者会議（平成19年）、社会保障審議会介護給付費分科会（平成19年）、社会保障審議会介護保険部会（平成20年2月）等において、自治体を実施する実地指導・監査にバラツキが見られるため、監査・指導業務の標準化を図るよう指摘されている。					
平成21年工程表における見直しの内容	—					
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—					
その他既往の政府方針等	—					
検討結果（事務・権限の区分）	(区分の理由等) 地方厚生局が行う介護保険・サービスに関する指導に係る業務については、下記の留意点が確実に担保されるのであれば、地方自治体へ移譲（全国一律・一斉に移譲するもの）とすることは可能である。 なお、地方自治体には介護サービス事業者に対する監督権限が付与されており、					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - a</div>					

<p>(参考) 平成 22 年の検討 結果 A-a</p>	<p>国の権限を移譲しなくても、既に介護サービス事業所に対する指導・監督は自治体が行っているところである。</p> <p><留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が行う介護サービス事業所の指導監督事務等に対する指導については、適切な制度運営の観点から、都道府県において、市町村に対する適時適切な指導が実施可能となるよう、介護保険制度を熟知した人員体制及び予算を確保すること。 ○ 事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事業所からの届出の受理及び検査の実施、都道府県・市町村が行う業務管理体制事務に関する指導については、人員体制を確保するとともに、介護サービス事業所を全国展開している事業者に対して、関係都道府県の役割分担を明確にするなど緊密に連携し、支障なく適正かつ効率的に事務が実施されるようにする必要があること。 ○ 移譲にあたり各業務について、制度の適正運営及び利用者保護の観点から、緊急時又はコムスンのような全国規模の問題等が生じた場合など、国が必要と認めるときは、業務権限移譲後においても、総合調整等が実施可能となるよう関係法令に規定する必要があること。 <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方が負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生（支）局	No. 22																																
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																			
事務・権限名	消費生活協同組合の検査指導																																		
事務・権限の概要	<p>消費生活協同組合が法令等を遵守しているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、業務・会計の状況に関し、報告徴収や検査等を行うとともに、社会福祉法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、必要な措置を採るべき旨や業務の停止等を命じることができる。具体的には以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活協同組合に対する報告徴収 ・消費生活協同組合に対する資料提出の要求 ・消費生活協同組合に対する検査 ・消費生活協同組合に対する措置命令 等 <p>（関係する法令・通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）第 92 条の 2、第 93 条、第 93 条の 2、第 93 条の 3、第 94 条、第 94 条の 2、第 95 条、第 96 条等 ○消費生活協同組合に対する検査の実施について（平成 20 年 9 月 3 日社援発第 0903013 号） ○共済事業実施組合に係る検査マニュアルの策定について（平成 20 年 9 月 3 日社援発第 0903011 号） 																																		
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等経費 61 百万円の内数（平成 25 年度予算）																																		
関係職員数	5 1 人以内数（平成 25 年 4 月 1 日現在）																																		
事務量（アウト プット）	<p>・生協検査件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>関東信越</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>東海北陸</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>中国四国</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>九州</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12</td> <td>2</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※北海道厚生局、四国支局は所管生協なし</p>				H22 年度	H23 年度	H24 年度	東北	1	0	1	関東信越	6	0	2	東海北陸	1	0	2	近畿	3	1	2	中国四国	1	0	1	九州	0	1	1	合計	12	2	9
	H22 年度	H23 年度	H24 年度																																
東北	1	0	1																																
関東信越	6	0	2																																
東海北陸	1	0	2																																
近畿	3	1	2																																
中国四国	1	0	1																																
九州	0	1	1																																
合計	12	2	9																																
地方側の意見	—																																		
その他各方面の 意見	—																																		
平成 21 年工程表 における見直し の内容	—																																		

<p>平成21年工程表決定 又は平成22年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報</p>	<p>—</p>
<p>その他既往の政 府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事 務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 636 363 770" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>A - a</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討 結果 A - a</p>	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を複数の都道府県で展開している生協の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある生協の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。 <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生局	No. 23																																				
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																							
事務・権限名	社会福祉法人の指導監査																																						
事務・権限の概要	<p>二以上の都道府県の区域にわたって事業を行う社会福祉法人であって、全国を単位として行われる事業、地域を限定しないで行われる事業等以外の事業を行う法人については、地方厚生局が所轄庁として社会福祉法人の指導監査等を行う。具体的には、以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人に対する報告徴収及び検査 ・社会福祉法人に対する措置命令 ・社会福祉法人に対する業務停止命令、役員解職勧告 ・社会福祉法人に対する解散命令 ・社会福祉法人の公益事業・収益事業の停止命令 等 <p>（関係する法令・通知）</p> <p>○社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条、第 57 条</p> <p>○社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 487 号、社援発第 1274 号、老発第 273 号） 等</p>																																						
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等費 61 百万円の内数（平成 25 年度予算）																																						
関係職員数	50 人の内数（平成 25 年 4 月 1 日現在）																																						
事務量（アウト プット）	<p>・社会福祉法人に対する指導監査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道厚生局</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>東北厚生局</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>関東信越厚生局</td> <td>37</td> <td>8</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>東海北陸厚生局</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>近畿厚生局</td> <td>18</td> <td>13</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>中国四国厚生局</td> <td>13</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>九州厚生局</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>89</td> <td>47</td> <td>87</td> </tr> </tbody> </table>				22 年度	23 年度	24 年度	北海道厚生局	0	1	0	東北厚生局	4	1	4	関東信越厚生局	37	8	35	東海北陸厚生局	10	5	5	近畿厚生局	18	13	22	中国四国厚生局	13	10	11	九州厚生局	7	9	10	合計	89	47	87
	22 年度	23 年度	24 年度																																				
北海道厚生局	0	1	0																																				
東北厚生局	4	1	4																																				
関東信越厚生局	37	8	35																																				
東海北陸厚生局	10	5	5																																				
近畿厚生局	18	13	22																																				
中国四国厚生局	13	10	11																																				
九州厚生局	7	9	10																																				
合計	89	47	87																																				
地方側の意見	全国知事会 国の出先機関原則廃止 P T の最終報告																																						
その他各方面の 意見																																							
平成 21 年工程表 における見直し の内容																																							
平成 21 年工程表決定 又は平成 22 年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の整備に関する法律」の施行に伴う社会福祉法の一部改正により、都道府県等が処理している社会福祉法人に関する認可等については、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市の区域を超えないもの限り、平成 25 年 4 月 1 日よりすべての市に移譲されたところ。</p>																																						

<p>の現状を的確に理解 できるような情報</p>	
<p>その他既往の政 府方針等</p>	
<p>検討結果（事 務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 448 363 586" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>A-a</p> </div> <p>（参考） 平成 22 年の検討 結果 A-a</p>	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を複数の都道府県で展開している社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監査の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在、地方厚生局が所掌している社会福祉法人の指導監査に係る事務・権限について、当該法人の主たる事務所がある都道府県等に移譲することは可能である。 <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	

【厚生労働省】

都道府県労働局

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：都道府県労働局		No. 1		
事務・権限移譲等検討シート（個票）				
事務・権限名	個別労働関係紛争の解決の促進に関すること（相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務）			
事務・権限の概要	<p>個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）に基づき、全国の労働局及び労働基準監督署等に「総合労働相談コーナー」を設置（全国385箇所）し、民事問題、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる案件をワンストップ的に受け付け、総合労働相談を行っている。</p> <p>また、民事問題については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導やあっせんを行っている（あっせんは紛争調整委員会に委任）。</p>			
予算の状況 （単位：百万円）	1,586百万円（平成25年度予算案計上額）			
関係職員数	74人（平成25年度末定員）			
事務量（アウトプット）		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	総合労働相談件数	1,141,006	1,130,234	1,109,454
	民事上の総合労働相談件数	247,302	246,907	256,343
	助言・指導申出受理件数	7,778	7,692	9,590
	あっせん申請受理件数	7,821	6,390	6,510
地方側の意見	<p>全国知事会国出先機関原則廃止PT「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月）では「個別労働関係紛争の解決の促進に関すること」が「地方移管する事務」と整理されている。</p>			
その他各方面の意見	<p>① 労働政策審議会から、平成22年4月に厚生労働大臣あて次の意見が提出されている。</p> <p>「個別労働紛争対策については、国は労働基準監督署をはじめ労働法令の施行機関を有し、都道府県は三者構成の労働委員会を有しており、国と都道府県のそれぞれに特徴があるので、現在の複線型の仕組みを活かし、両者がそれぞれの特徴を最大限に発揮しつつ連携協力することが重要である。」</p> <p>② 連合から、平成21年6月の「政策・制度要求と提言」において権限・体制の強化が求められている。</p>			
平成21年工程表における見直しの内容	<p>都道府県の相談対応や紛争解決の取組みを促進するため、国と都道府県等の労働相談・紛争解決関係機関の連携強化を図る。</p>			
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>平成21年度から労働相談や個別労働紛争のあっせん等を行う機関・団体との相互連携を一層強化するため、個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催要綱を改正する通達を都道府県労働局長あてに発出し、参加機関、協議事項等の拡充を図った（別添参照）。</p> <p>具体的には、地域の実情に応じ、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 相談担当者のための合同研修会の実施 ② 参加機関共同での労働相談会の実施 ③ 共同でのセミナーの開催の実施 <p>等により、都道府県における相談対応や紛争解決の取組みを促進しているところ。</p>			

<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>平成20年12月、地方分権改革推進委員会第2次勧告に次のことが盛り込まれた。</p> <p>「都道府県の相談対応や紛争解決の取組みを促進するため、国と都道府県等の労働相談・紛争解決関係機関の連携強化を図る。」</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 40px;">D</div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C-c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>「工程表」に沿って、平成21年度から労働相談や個別労働紛争のあっせん等を行う機関・団体との相互連携を一層強化するため、個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催要綱を改正する通達を都道府県労働局長あてに発出し、参加機関、協議事項等の拡充を図った。具体的には、地域の実情に応じ、①相談担当者のための合同研修会の実施、②参加機関共同での労働相談会の実施、③共同でのセミナーの開催の実施等により、都道府県における相談対応や紛争解決の取組みを促進し、国と都道府県等の労働相談・紛争解決関係機関の連携強化を図ったところである。</p>
<p>備考</p>	

厚生労働省発地第 0331005 号

平成 21 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房長

(公 印 省 略)

「個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の開催について」の一部改正について

個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の開催については、平成13年9月19日付け厚生労働省発地第133号により指示しているところであるが、最近における個別労働紛争事案の増加や内容の深刻化、複雑化、多様化等にかんがみ、かつ、「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて（意見）」（平成20年4月3日国民生活審議会）及び「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）別紙も踏まえ、労働相談や個別労働紛争のあっせん等を行う機関・団体との相互連携を一層強化するため、別添1のとおり個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催要綱を改正することとしたので、関係機関・団体にその趣旨を十分説明し、協力を得られるよう万全を期されたい。

なお、都道府県知事に対しては、別添2により協力を依頼したところであるので申し添える。

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催要綱

1 目的

個別労働関係紛争の解決のための制度は、司法機関、行政機関、民間団体等において、それぞれ運用されているところであるが、個別労働紛争解決システムを全体として見た場合に、紛争当事者がより利用しやすいようにするとともに、各制度が紛争の解決のためにより有効に機能するようにするためには、これらの各制度を運用している機関・団体が相互に連携することが重要である。

このため、これら機関・団体を構成員とする連絡会議を開催し、それぞれの制度の運用状況等についての情報交換・情報共有やそれぞれの機関・団体間における円滑な連携のための方策等について話し合いを行うことにより、都道府県等地方公共団体の取組みの促進や各機関・団体との連携強化を図り、もって、個別労働関係紛争の解決の促進に資することとする。

2 構成員

(1) 協議会の構成員は、以下の機関・団体の担当職員とする。

- ・ 都道府県労働局
- ・ 都道府県労政主管部局
- ・ 都道府県労働委員会事務局（個別労働紛争解決制度を運用している場合に限る。）

(2) 裁判手続や労働審判手続、調停手続等の情報提供を得るため、地方裁判所、簡易裁判所や日本司法支援センター(法テラス)の担当者の出席を求めることができるものとする。

(3) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 16 年 12 月 1 日法律第 151 号）に基づく認証を受けて労働紛争解決制度を運営する機関・団体等の情報を得るため、弁護士会（紛争解決センター）、社労士会（労働紛争解決センター）、日本産業カウンセラー協会（ADRセンター）等の担当者の出席を求めることができるものとする。

(4) このほか、当該都道府県において労働相談、個別労働関係紛争のあっせん等を行っている機関・団体がある場合には当該機関・団体の担当者の参加を求めることができるものとする。

3 会議

(1) 協議会は、原則年 1 回又は 2 回の定例会議のほか、構成員の要望により随時臨時会議を開催する。

- (2) 協議会においては、以下の事項を中心に、情報交換・意見交換を行う。
- ・ 各機関・団体に運用している労働相談、個別労働紛争解決制度等の運用状況
 - ・ 各機関・団体が連携して行った取次ぎ事例、解決事例
 - ・ 紛争当事者に対して他機関・団体を紹介する場合における連携の方法等各機関・団体間の連携の在り方
- (3) 協議会においては、以下の事項を行うことができる。
- ・ 構成員が所属する機関・団体間で連携を図るための必要な資料等の作成
 - ・ 構成員が所属する機関・団体間の窓口担当者等のための合同研修会の実施
 - ・ 構成員が所属する機関・団体が共同で行う労働相談会の実施
 - ・ その他構成員が所属する機関・団体の相互連携の強化に資するイベント等
- (4) 協議会の庶務は、都道府県労働局において行う。

別添 2

厚生労働省発地第 0331006 号

平成 21 年 3 月 31 日

都道府県知事 殿

厚生労働省大臣官房長

個別労働紛争の解決に係る機関相互の連携強化について

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の施行に係る連携協力については、平成 13 年 9 月 19 日付け厚生労働省発地第 133 号により貴職あて通知したところであるが、最近における個別労働紛争事案の増加や内容の深刻化、複雑化、多様化、にかんがみ、かつ、「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて（意見）」（平成 20 年 4 月 3 日国民生活審議会）及び「出先機関改革に係る工程表」（平成 21 年 3 月 24 日地方分権改革推進本部決定）別紙も踏まえ、労働相談や個別労働紛争のあっせん等を行う機関・団体との相互連携を一層強化することが必要と考えており、現在貴都道府県に御参加いただいている「個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」について別添のとおり開催要綱を改正することとしたので、引き続き同協議会への参加について御理解と御協力をよろしく願います。

新	旧
<p>労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催要綱</p>	<p>個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催要綱</p>
<p>1 目的</p>	<p>1 目的</p>
<p>個別労働関係紛争の解決のための制度は、司法機関、行政機関、民間団体等において、それぞれ運用されているところであるが、個別労働紛争解決システムを全体としてみた場合に、紛争当事者がより利用しやすいようにするとともに、各制度が紛争の解決のためにより有効に機能するようにするためには、これらの各制度を運用している機関・団体が相互に連携することが重要である。</p>	<p>個別労働関係紛争の解決のための制度は、司法機関、行政機関、民間団体等において、それぞれ運用されているところであるが、個別労働紛争解決システムを全体としてみた場合に、紛争当事者がより利用しやすいようにするとともに、各制度が紛争の解決のためにより有効に機能するようにするためには、これらの各制度を運用している機関・団体が相互に連携を図ることが重要である。</p>
<p>このため、これら機関・団体を構成員とする連絡会議を開催し、それぞれの制度の運用状況等についての情報交換・情報共有やそれぞれの機関・団体間における円滑な連携のための方策等についての話し合いを行うことにより、都道府県等地方公共団体の取組みの促進や各機関・団体との連携強化を図り、もって、個別労働関係紛争の解決の促進に資することとする。</p>	<p>このため、これら機関・団体を構成員とする連絡会議を開催し、それぞれの制度の運用状況等についての情報交換を行うとともに、それぞれの機関・団体間における円滑な連携のための方策等についての話し合いを行い、もって、個別労働関係紛争の解決の促進に資することとする。</p>
<p>2 構成員</p>	<p>2 構成員</p>
<p>(1) 協議会の構成員は、以下の機関・団体の担当職員とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県労働局 ・ 都道府県労政主管部局 ・ 都道府県労働委員会事務局（個別労働紛争解決制度を運用している場合に限る。） <p>(2) 裁判手続や労働審判手続、調停手続等の情報提供を得るため、地方裁判所、簡易裁判所や日本司法支援センター（法テラス）の担当者の出席を求めることができるものとする。</p> <p>(3) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年12月1日法律第151号）に基づく認証を受けて労働紛争解決制度を運営する機関・団体等の情報を得るため、弁護士会（紛争解決センター）、社労士会（労働紛争解決センター）、日本産業カウンセラー協会（ADRセンター）等の担当者の出席を求めることができるものとする。</p> <p>(4) このほか、当該都道府県において労働相談、個別労働関係紛争のあっせん等を行っている機関・団体がある場合には当該機関・団体の担当者の参加を求めることができるものとする。</p>	<p>(1) 協議会の構成員は、以下の機関・団体の担当職員とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県労働局 ・ 都道府県労政主管部局 ・ 地方労働委員会事務局（個別労働紛争解決制度を運用している場合に限る。） <p>(2) 裁判手続や調停手続の情報提供を得るため、地方裁判所の担当者の出席を求めることができるものとする。</p> <p>(3) このほか、当該都道府県において個別労働関係紛争のあっせん等を行っている機関・団体（弁護士会等）がある場合には当該機関・団体の担当者の参加を求めることができるものとする。</p>
<p>3 会議</p>	<p>3 会議</p>
<p>(1) 協議会は、原則年1回又は2回の定例会議のほか、構成員の要望により随時臨時会議を開催する。</p> <p>(2) 協議会においては、以下の事項を中心に、情報交換・意見交換を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関・団体で運用している労働相談、個別労働紛争解決制度等の運用状況 ・ 各機関・団体が連携して行った取次ぎ事例、解決事例 ・ 紛争当事者に対して他機関・団体を紹介する場合における連携の方法等各機関・団体間の連携の在り方 <p>(3) 協議会においては、以下の事項を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員が所属する機関・団体の間で連携を図るための必要な資料等の作成 ・ 構成員が所属する機関・団体の間の窓口担当者等のための合同研修会の実施 ・ 構成員が所属する機関・団体が共同で行う労働相談会の実施 ・ その他構成員が所属する機関・団体の相互連携の強化に資するイベント等 <p>(4) 協議会の庶務は、都道府県労働局において行う。</p>	<p>(1) 協議会は、原則年1回の定例会議のほか、構成員の要望により随時臨時会議を開催する。</p> <p>(2) 協議会においては、以下の事項を中心に、情報交換・意見交換を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関・団体で運用している労働相談、個別労働紛争解決制度等の運用状況 ・ 紛争当事者に対して他機関・団体を紹介する場合における連携の方法等各機関・団体間の連携の在り方 <p>(3) 協議会の庶務は、都道府県労働局において行う。</p>

消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて(意見)

「生活安心プロジェクト(行政のあり方の総点検)」

(平成20年4月3日国民生活審議会) 抜粋

第3章 消費者・生活者の安全・安心確保に向けた実効性ある個別施策の展開

3. 働く人を大切にする社会づくりの推進

(2) 情報提供・相談体制の充実

働く人にとって施策や相談窓口の情報が、分かりやすく、利用しやすい形で提供されていないことや、各地域において、ワンストップで相談できる体制が十分に整備されていないことといった課題がある。

このため、厚生労働省において、全国レベルで、国の行政機関におけるデザイン、規格及び設置位置の統一の検討等を踏まえ、ポータルサイトの新設により必要な情報を簡単に検索できるような仕組みを整備するとともに、地域レベルにおいても、都道府県の段階において、ワンストップサービス窓口である統括情報窓口の整備及び専門相談窓口のネットワーク化による相談体制の整備を図る必要がある。

また、相談、紛争処理、訓練そのほかの支援についてノウハウの蓄積・活用を図り支援・相談体制の充実に資するため、厚生労働省において、これを有する機関や団体を中心に、国や地方公共団体の行政機関・関係団体、民間企業等が協力して、ノウハウの効率的な集積及び活用ができるような取組を進める必要がある。

出先機関改革に係る工程表（抜粋）

〔平成 21 年 3 月 24 日
地方分権改革推進本部決定案〕

国の地方支分部局（以下「出先機関」という。）について、国と地方の役割分担の観点から事務・権限を見直すとともに、地方再生と地域振興を進め、出先機関を国民の目の届くものにし、国と地方を通じた効率的かつ効果的な行政を実現する等の観点から、組織の在り方を見直す。

このため、「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）に基づき、地方分権改革推進委員会の第 2 次勧告（平成 20 年 12 月 8 日）を踏まえ、政府の他の改革と整合を図りつつ、8 府省 15 系統の機関を中心に、出先機関の改革を進めることとし、今後おおむね 3 年間の主な工程を示す計画を下記のとおり定める。

記

1 事務・権限の見直し

(1) 出先機関の事務・権限の見直し

ア 出先機関の事務・権限について、別紙のとおり見直す。

イ 別紙に掲げる事項について、法令改正を含めさらに具体的な検討や所要の調整を進め、その結果を「改革大綱」（地方分権改革推進法（平成 18 年法律第 111 号）第 8 条に基づき策定する地方分権改革推進計画のうち、出先機関の改革に関するものをいう。以下同じ。）に盛り込む。

厚生労働省 都道府県労働局		
本局等の 内部組織	関係する下部機関	見直しの内容
総務部等	—	都道府県の相談対応や紛争解決の取組みを促進するため、国と都道府県等の労働相談・紛争解決関係機関の連携強化を図る。
	事務・権限	
	個別労働関係紛争の解決の促進に関すること（相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務）	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：都道府県労働局		No. 2
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督、並びに地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督	
事務・権限の概要	<p>○国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督</p> <p><根拠法令> 職業安定法第 30 条、第 48 条の 2、労働者派遣法第 5 条、第 48 条等</p> <p><目的> 職業紹介事業・労働者派遣事業について、職業安定法及び労働者派遣法に基づき、法違反等なく適正に実施されるようにする。</p> <p><事務内容> 都道府県労働局において、派遣会社等を訪問し、派遣労働者の管理台帳や派遣契約書等を確認するなどの方法によって、職業紹介事業、労働者派遣事業が適正に実施されるための法違反等に対する指導監督業務を実施している。また、事業開始の許可申請に係る書類等の審査業務など、職業紹介事業、労働者派遣事業の許可等に関する事務を実施している。</p> <p>○地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督</p> <p><根拠法令> 職業安定法第 33 条の 4、第 48 条の 2 等</p> <p><目的> 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、法違反等なく適正に実施されるようにする。</p> <p><事務内容> 都道府県労働局において、事業所への訪問や帳簿書類の確認等の方法により、地方公共団体が行う無料職業紹介事業が適正に実施されるための法違反等に対する指導監督業務を実施している。また、届出の内容が法令等に適合するかを確認するなど、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の届出に関する事務等を実施している。</p>	
予算の状況 (単位:百万円)	7,774 百万円	
関係職員数	493 人 (平成 25 年度末定員)	
事務量 (アウト プット)	<p>【指導監督】</p> <p>職業紹介事業：3,497 件 (24 年度)</p> <p>労働者派遣事業：14,153 件 (24 年度)</p> <p>【許可等件数】</p> <p>職業紹介事業：4,055 件 (23 年度)</p> <p>労働者派遣事業：3,675 件 (23 年度)</p> <p>※職業紹介については、有料及び無料職業紹介の許可及び許可更新事業所数。派遣については、一般労働者派遣事業の許可及び許可更新事業所数。</p> <p>【事業所数】</p> <p>職業紹介事業 許可事業所数：18,390 所 (23 年度末現在)</p> <p>労働者派遣事業 許可・届出事業所数：82,658 所 (23 年度末現在)</p> <p>【無料職業紹介を行う地方自治体】</p> <p>164 団体 (42 都道府県 2 区 71 市 43 町 5 村 1 組合) が実施。(23 年度末現在)</p>	

地方側の意見	
その他各方面の意見	<p><社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書(25.1.25)></p> <p>このため、地方自治体とのワンストップ窓口を引き続き整備するとともに、地方自治体との連携体制の在り方をさらに強化するなど、地方自治体とハローワークが一体となった就労支援体制を全国的に整備の上、生活保護受給者をはじめ、就労可能な生活困窮者を広く対象として、早期のアプローチを徹底することが必要である。また、職業紹介事業を行う地方自治体が希望する場合には、ハローワークの求人情報をオンライン提供することについても検討する必要がある。</p>
平成21年工程表における見直しの内容	<p>地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。</p>
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<ul style="list-style-type: none"> ・国と地方自治体がそれぞれの役割を確実に果たし、一緒になって雇用対策を行うことが地域住民に対するサービス強化につながることから、ハローワークと地方自治体による一体的実施(希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う福祉等の業務を一体的に実施するもの)を推進中である(平成25年4月1日現在、88自治体で実施中)。特に、福祉事務所等に生活困窮者等の就職支援窓口を設置する取組は、平成25年度にさらに拡充することとしている。さらに、埼玉県及び佐賀県において、ハローワーク特区を実施中である。 ・社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書(25.1.25)を踏まえ、生活困窮者自立支援法案に、生活困窮者の雇用の機会の確保のため無料職業紹介事業を行う地方自治体(福祉事務所を設置する地方自治体)が希望する場合はハローワークの求人情報をオンライン提供する義務規定を設けており、地方自治体が自ら職業紹介等の就労支援を一貫して実施することを可能にする。 ・産業競争力会議(第4回:25.3.15、第7回:25.4.23)において、ハローワークの保有する求人情報を民間人材ビジネスや地方自治体に提供することを、厚生労働大臣より提案したところであり、その具体化について検討することとしている。
その他既往の政府方針等	<p><「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(22.12.28閣議決定)></p> <p>(3) 公共職業安定所(ハローワーク)</p> <p>利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。</p> <p>上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程にお</p>

	<p>いてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。</p> <p><第15回地域主権戦略会議了承「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」(23.12.26)> (ハローワーク)</p> <p>知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組を全国的に進める。同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う(仮称:ハローワーク特区)。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。</p>
<p>検討結果(事務・権限の区分)</p> <div data-bbox="197 860 363 994" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">B</div> <p>(参考) 平成22年の検討結果 C-c</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>地域の実情に合った雇用対策を進めていくためには、最低限のセーフティネットとして全国ネットワークの職業紹介を行うハローワークと、住民福祉等を担う地方自治体が行う各種雇用対策(無料職業紹介を含む)との一層の連携強化が必要である。</p> <p>このため、</p> <p>① 一体的実施については、平成23年度中に24自治体、平成24年度中に55自治体が開始しており、平成25年度も9自治体が開始し、これ以外にも多くの地方自治体で開始に向けて調整中である。特に、生活保護受給者等を支援対象とする一体的実施については、25年度中にさらに拡充するべく調整中である。</p> <p>ハローワーク特区については、埼玉県及び佐賀県からの提案に基づき、平成24年8月に埼玉県知事、佐賀県知事と厚生労働大臣が協定を締結し、平成24年10月から事業を開始したところである。</p> <p>② 生活困窮者自立支援法案において、生活困窮者の雇用の機会の確保に対する国及び地方自治体の役割を明確化するとともに、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を義務付ける規定を設けている。</p> <p>③ 生活困窮者以外の場合についても、無料職業紹介事業を行う地方自治体等が希望する場合に、ハローワークの求人情報ネットワークからオンラインで求人情報を提供できる仕組みを創設し、ハローワークが全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用した、多様なサービスの提供を可能とする。(これにより、地方自治体が、ハローワークによるナショナルミニマムとしてのセーフティネットへの上乗せとして、独自の雇用対策を行うための環境が整備され、各地域における雇用対策が一層充実する。)</p> <p>これらの取組を通じ、地域に密着した支援を実施する地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。</p> <p>なお、国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働</p>

	<p>者派遣事業の監督に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。</p> <p>理由は以下のとおり。</p> <p>国以外の者が行う職業紹介事業等に対する監督については、事業展開が広域化し、二重派遣など複雑な事案が発生するなど、監督業務においても都道府県域を越えた連携や高度な専門性が日常的に必要となっている。具体的には、全国展開を行う事業主の複数の都道府県の支店において同様の違反が生じた場合への対応や、一の派遣先に対して複数の都道府県の派遣元事業主から派遣労働者が派遣されている場合、さらにそれらの派遣元事業主が、別の派遣元から受け入れた労働者を派遣している場合といった複雑な違反事案への対応等、都道府県域を越えた監督業務や複雑な違法事案への対応を行うことが常態化している。</p> <p>仮に、許可等及び監督の業務を都道府県に移管した場合、こういった複雑な事案に対し、都道府県域を越えた監督を効果的・効率的に実施することが難しくなり、派遣労働者の迅速・的確な保護に欠ける恐れがあることから、許可等及び監督の業務は引き続き国が職業安定行政の一環として全国統一かつ機動的に行うことが適切である。</p> <p>地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督に係る業務についても、引き続き国が実施することが適切である。</p> <p>理由は以下のとおり。</p> <p>地方自治体の行う職業紹介に係る監督においても、職業安定法に基づく適正な運営を確保することが必要であり、民間職業紹介事業者等と守るべきルールは同じであることから、その民間職業紹介事業者等や他の地方公共団体において、同様の違法があったときの指導等について差異が生じないよう、国において全国統一かつ機動的に行うことが適切である。</p> <p>仮に、民間の職業紹介事業者の監督業務は地方自治体が行い、地方自治体が行う無料職業紹介の監督業務は国が行うこととすると、国が両者について全国統一的に監督に係る業務を行う場合に比べ、行政効率が非効率となる。</p>
備考	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：都道府県労働局		No. 3
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	
事務・権限の概要	<p><根拠法令> 厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条、 職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条等</p> <p><目的> 各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、もって職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与すること</p> <p><業務内容> 公共職業安定所（ハローワーク）において、民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとして、全国ネットワークによる求職者・求人者に対する無料職業紹介事業を雇用保険、雇用対策と一体的に実施。</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	132,640 百万円	
関係職員数	5,678 人（平成25年度末定員）	
事務量（アウト プット）	利用実績（23年度・常用） 新規求職者数：721万2千人 就職件数：195万3千件 就職率：27.1% （ハローワーク箇所数：545箇所）	
地方側の意見	<p><全国知事会「当面の地域主権改革の方向性に関する提言（24.5.7）」> 4. 国の出先機関原則廃止 ハローワークについては、ハローワーク特区（仮称）及び一体的取組を地方の提案に沿って速やかに進め、移管可能性の検証を行い、移管を実現すること。</p>	
その他各方面の 意見	<p><労働政策審議会「地方分権改革に関する意見」（21.2.5）> 1 ハローワークの縮小について ハローワークは、憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施しており、障害者、母子家庭の母、年長フリーター、中高年齢者などの就職困難な人に対する雇用の最後のセーフティネットである。ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要がある、これは先進諸国における国際標準である。</p> <p>① 都道府県域を越えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。 ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。 ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。 ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。 したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきで</p>	

なく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。なお、急速に悪化を続ける雇用情勢の下で、今まさに全国ネットワークのハローワークによる機動的かつ広域的な業務運営を通じた失業者の再就職の実現が強く求められているところであり、ハローワークの縮小や全面的な地方移管を論ずることは極めて不適切である。

一方、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。また、我が国のハローワークは主要先進国と比べても少ない組織・人員により効率的に運営しているところであるが、さらに、ハローワーク自身も雇用状況の変化に応じて、業務内容を適切に見直し、機能の強化や効率的な運営を心がけるべきである。

<労働政策審議会「出先機関改革に関する意見」(22.4.1)>

ハローワークは、憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施しており、障害者、母子家庭の母、年長フリーター、中高年齢者などの就職困難な人に対する雇用の最後のセーフティネットである。

ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要がある、これは先進諸国における国際標準である。

- ① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。
- ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。
- ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。
- ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。

したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。

一方、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。また、我が国のハローワークは主要先進国と比べても少ない組織・人員により効率的に運営しているところであるが、さらに、ハローワーク自身も雇用状況の変化に応じて、業務内容を適切に見直し、機能の強化や効率的な運営を心がけるべきである。

<社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書(25.1.25)>

このため、地方自治体とのワンストップ窓口を引き続き整備するとともに、地方自治体との連携体制の在り方をさらに強化するなど、地方自治体とハローワークが一体となった就労支援体制を全国的に整備の上、生活保護受給者をはじめ、就労可能な生活困窮者を広く対象として、早期のアプローチを徹底することが必要である。また、職業紹介事業を行う地方自治体が希望する場合には、ハローワークの求人情報をオンライン提供することについても検討する必要がある。

<p>平成 21 年工程表における見直しの内容</p>	<p>地方公共団体が行う無料職業紹介事業については、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。</p> <p>また、同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。</p>
<p>平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国と地方自治体がそれぞれの役割を確実に果たし、一緒になって雇用対策を行うことが地域住民に対するサービス強化につながることから、ハローワークと地方自治体による一体的実施（希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う福祉等の業務を一体的に実施するもの）を推進中である（平成 25 年 4 月 1 日現在、88 自治体で実施中）。特に、福祉事務所等に生活困窮者等の就職支援窓口を設置する取組は、平成 25 年度にさらに拡充することとしている。さらに、埼玉県及び佐賀県において、ハローワーク特区を実施中である。 ・社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書（25. 1. 25）を踏まえ、生活困窮者自立支援法案に、生活困窮者の雇用の機会の確保のため無料職業紹介事業を行う地方自治体（福祉事務所を設置する地方自治体）が希望する場合はハローワークの求人情報をオンライン提供する義務規定を設けており、地方自治体が自ら職業紹介等の就労支援を一貫して実施することを可能にする。 ・産業競争力会議（第 4 回：25. 3. 15、第 7 回：25. 4. 23）において、ハローワークの保有する求人情報を民間人材ビジネスや地方自治体に提供することを、厚生労働大臣より提案したところであり、その具体化について検討することとしている。
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p><「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(22. 12. 28 閣議決定)></p> <p>(3) 公共職業安定所（ハローワーク）</p> <p>利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。</p> <p>上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を 3 年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO 第 88 号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。</p> <p><第 15 回地域主権戦略会議了承「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」></p>

	<p>(H23. 12. 26) > (ハローワーク)</p> <p>知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組を全国的に進める。同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称：ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="199 537 363 672" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>B</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C-c、 一部A-b</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>地域の実情に合った雇用対策を進めていくためには、最低限のセーフティネットとして全国ネットワークの職業紹介を行うハローワークと、住民福祉等を担う地方自治体が行う各種雇用対策（無料職業紹介を含む）との一層の連携強化が必要である。</p> <p>このため、</p> <p>① 一体的実施については、平成23年度中に24自治体、平成24年度中に55自治体が開始しており、平成25年度も9自治体が開始し、これ以外にも多くの地方自治体で開始に向けて調整中である。特に、生活保護受給者等を支援対象とする一体的実施については、25年度中にさらに拡充するべく調整中である。</p> <p>ハローワーク特区については、埼玉県及び佐賀県からの提案に基づき、平成24年8月に埼玉県知事、佐賀県知事と厚生労働大臣が協定を締結し、平成24年10月から事業を開始したところである。</p> <p>② 生活困窮者自立支援法案において、生活困窮者の雇用の機会の確保に対する国及び地方自治体の役割を明確化するとともに、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を義務付ける規定を設けている。</p> <p>③ 生活困窮者以外の場合についても、無料職業紹介事業を行う地方自治体等が希望する場合に、ハローワークの求人情報ネットワークからオンラインで求人情報を提供できる仕組みを創設し、ハローワークが全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用した、多様なサービスの提供を可能とする。（これにより、地方自治体が、ハローワークによるナショナルミニマムとしてのセーフティネットへの上乗せとして、独自の雇用対策を行うための環境が整備され、各地域における雇用対策が一層充実する。）</p> <p>これらの取組を通じ、地域に密着した支援を実施する地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。</p> <p>なお、ハローワークの全国ネットワークによる無料職業紹介に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。</p> <p>地方移管が不適切な理由は以下のとおり。</p> <p>① 雇用保険の財政責任と運営主体の不一致</p> <p>雇用保険業務を地方自治体に移管した場合、財政責任を負わずに地方自治体が失業認定事務を実施することになり、失業給付の濫給、国民負担の増大（保険料の引き上げ、給付カット）につながる恐れがある。</p>

	<p>② 職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる</p> <p>求職者・求人者は、都道府県を越えて求職・募集活動を行う。ハローワークを地方移管すると、都道府県間の求人が分断され、広域的な職業紹介ができなくなるため、就職の減少、失業者の増大につながる恐れがある。</p> <p>(例) 東京のハローワークで受理した求人への就職の約4割は東京都外の求職者(平成23年度実績)</p> <p>③ 全国一斉の雇用対策が講じられなくなる</p> <p>国は都道府県に対し、雇用対策に関する指揮命令はできない。このため、ハローワークを地方移管すると、全国一斉・機動的な雇用対策ができなくなる。</p> <p>(例) リーマンショック後の急激な雇用情勢悪化への対応のため、雇用調整助成金の迅速な要件緩和、厚生労働本省の指示による労働局・ハローワークが総力を挙げた求人開拓(平成21年度は183.4万人の求人を開拓)を実施。</p> <p>④ ILO条約を守ることができなくなる</p> <p>ILO第88号条約第2条「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。」を遵守することができなくなる。</p> <p>※ ハローワークの地方移管については、利用者である労使も反対している(前述の労働政策審議会意見書(21.2.5、22.4.1)を参照)。</p>
備考	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：都道府県労働局		No. 4
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等	
事務・権限の概要	<p><根拠法令> 雇用保険法第7条、第15条、 雇用保険法施行規則第6条、第7条、第28条の2等</p> <p><目的> 労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活の安定と再就職の促進を図ること</p> <p><業務内容> 国の出先機関である公共職業安定所（ハローワーク）において、事業主が新たに労働者を雇用した時や労働者が離職した時の届出の受理、失業者に対する失業給付の受給資格決定・認定・給付等を実施している。</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	49,091 百万円	
関係職員数	2,985 人（平成25年度末定員）	
事務量（アウトプット）	<p>資格取得件数：7,393,523 件（平成23年度）</p> <p>資格喪失件数：7,047,517 件（平成23年度）</p> <p>受給資格決定件数：1,931,711 件（平成23年度）</p> <p>受給者実人員数（月平均）：624,953 人（平成23年度）</p>	
地方側の意見		
その他各方面の意見	<p><労働政策審議会「地方分権改革に関する意見」（21.2.5）>（抄）</p> <p>1 ハローワークの縮小について ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要がある、これは先進諸国における国際標準である。</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。</p> <p>④（略）</p> <p>したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。</p> <p><労働政策審議会「出先機関改革に関する意見」（22.4.1）>（抄）</p> <p>ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要がある、これは先進諸国における国際標準である。</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。</p>	

	<p>④ (略)</p> <p>したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。</p>
平成 21 年工程表における見直しの内容	<p>雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務のうち、雇用保険の受給資格決定に必要な書類の受付などの窓口業務については、地方公共団体が自ら行う無料職業紹介の窓口においても実施できるようにする。</p>
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>平成 23 年度より開始している一体的実施（希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う福祉等の業務を一体的に実施するもの）において、利用者から十分なニーズが見込める場合には、国と地方自治体が一体的実施を行う施設において、雇用保険関係業務も実施している。</p>
その他既往の政府方針等	<p><「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(22.12.28 閣議決定)></p> <p>(3) 公共職業安定所（ハローワーク）</p> <p>利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。</p> <p>上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を 3 年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO 第 88 号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。</p> <p><第 15 回地域主権戦略会議了承「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」(23.12.26)></p> <p>(ハローワーク)</p> <p>知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組を全国的に進める。同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西 1 か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称：ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。</p>
検討結果（事務・権限の区分）	<p>(区分の理由等)</p> <p>一体的実施事業（希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う福祉等の業務を一体的に実施するもの）において、利用者から十分な</p>

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-bottom: 10px;">B</div> <p>(参考) 平成 22 年の検討 結果 C - c</p>	<p>ニーズが見込める場合には、国と地方自治体が一体的実施を行う施設において、雇用保険関係業務を行うことは可能である。</p> <p>なお、雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。</p> <p>理由は以下のとおり。</p> <p>① 雇用保険業務を都道府県に移管した場合、雇用失業情勢が地域等により大きく異なり、保険料収納額と保険給付額に地域差があることから、都道府県によっては財政状況に不均衡が生じ（※）、雇用保険料の大幅な上昇を招く恐れがある。</p> <p>このため、できる限り多数の労働者を被保険者とし、保険集団をできる限り大きくしてリスク分散を図るとともに、制度の全国的運営により、地域間における保険料収納額と保険給付額との不均衡を是正し、給付に要する資金を安定的に確保する必要があることから、政府管掌保険として運営する必要がある。</p> <p>※ 都道府県別の雇用保険の収支差の格差は大きく、例えば、平成 18 年度の実績を単純に置き換えると、青森県は全国平均の 3 倍以上、東京都の 7 倍以上の保険料が必要となる。</p> <p>② また、雇用保険の適用・認定・給付等については、公平・適正な業務運営を行う観点から、全国統一した基準に基づき一元的な管理を保険者である国が行う必要がある。仮にそれらの事務のみを都道府県に移管することは、保険財政の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、失業給付の濫給の恐れがあることから不適切である。</p> <p>※ 英・米・独・仏等、先進諸国では、財政責任と運営責任の分離はない。</p> <p>③ さらに、雇用保険は、仕事を探す人に対する保険制度であり、過去にイギリスにおいて職業紹介と雇用保険の分離をしたことで雇用保険の濫給が発生したが、サッチャー政権下で 1986 年に両者を統合した結果、失業給付受給者が 1/3 減少したことからも、失業認定は職業紹介と組み合わせて実施することが先進国の国際標準である。</p> <p>④ 雇用保険の各種手続き等については、職業紹介、求人受理、雇用対策に係る助成金の申請手続き等を扱うハローワークで行うことが、利用者である求職者や事業主にとって利便性が高い。</p>
備考	

【農林水産省】

地方農政局

北海道農政事務所

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方農政局、北海道農政事務所		No. 1
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	農林物資の品質に関する表示の適正化に係る立入検査等	
事務・権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・産地偽装などの品質表示基準違反の疑義を解明するための立入検査（JAS 法第 20 条第 3 項） ・表示の適正化のための改善指示（JAS 法第 19 条の 14 第 1 項）・指導等 	
予算の状況 （単位：百万円）	—	
関係職員数	1,332 人の内数(平成 25 年度末時点)	
事務量（アウト プット）	<p>（平成 23 年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疑義を解明するための立入検査・任意調査：3,606 件の内数（数値は品質表示基準及び JAS 規格に関するものの計） ・表示の適正化のための改善指示・指導：786 件 ・一般調査（生鮮食品、加工食品を取り扱う小売店、中間流通業者（卸・製造）を計画的に巡回する調査）：39,882 か所 ・特別調査（科学的な手法を用い特定の品目に着目した調査）：2,549 か所（米穀で実施した店舗数の計） ・食品表示 110 番による情報提供受付：24,288 件の内数（数値は品質表示基準及び JAS 規格に関するものの計） ・品質表示基準制度の普及啓発（事業者向けの制度説明会等）：1,449 件の内数（数値は品質表示基準及び JAS 規格に関するものの計） 	
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日）によると、本事務は地方に移管すべき旨が記されている。	
その他各方面の 意見		
平成 21 年工程表 における見直し の内容	一の都道府県内にのみ事業所等がある事業者に対する措置命令の権限を、都道府県に移譲する。	
平成 21 年工程表決定 又は平成 22 年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	<p>消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 21 年政令第 217 号）において JAS 法施行令を改正し、平成 21 年 9 月に一の都道府県内にのみ事業所等がある事業者に対する措置命令の権限を都道府県知事に移譲。</p> <p>※複数の都道府県に事業所等がある事業者に対する措置命令の権限は、消費者庁発足（平成 21 年 9 月）以降は、農林水産大臣から消費者庁長官に移管されている。</p>	
その他既往の政 府方針等	<p>消費者基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）</p> <p>○具体的施策の施策番号 78（担当省庁等：農林水産省）</p> <p>「食品表示の信頼性を確保するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方農政局の職員による小売店舗等に対する巡回調査の充実等により、監督・指導の徹底を図ります。 ・農林水産消費安全技術センターによる DNA 分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視を行います。」 <p>○具体的施策の施策番号 79（担当省庁等：消費者庁、警察庁、農林水産省）</p> <p>「食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。」</p>	

<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; margin: 0 auto;">D</div>	<p>（区分の理由等） 出先機関改革に係る工程表で見直すとされた権限については、すでに対応済み。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方農政局、北海道農政事務所		No. 2
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた情報提供及び消費者との意見交換や消費者相談 ・食育の推進に関する事務（地方自治体に対する助成） ・同上（民間に対する広報啓発） 	
事務・権限の概要	<ol style="list-style-type: none"> ① 食品の安全性を確保するための施策に関する情報の提供（説明会）や関係者相互間の情報・意見の交換（意見交換会）等を実施（この結果を踏まえて、食品の安全性向上のための施策を策定） ② 地方農政局及び地方農政事務所に設置された消費者の部屋等（移動消費者の部屋を含む）における展示等を通じ、農林水産行政や食生活に関する情報提供を実施 ③ 消費者相談窓口として、電話対応や訪問者に対する消費者相談を実施し、必要に応じ、意見を施策へ反映 ④ 食品安全に係る緊急事案について店舗への巡回点検 ⑤ 消費・安全対策交付金についての、事業計画書の審査、承認、交付事務、事後評価 ⑥ 都道府県・市町村を含む食育関係者の広域的なネットワークを構築し、連携を促進するため、以下を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県や市町村に対する食育推進のための働きかけ、地域協議会への参加、地域の優良事例の情報収集・提供。 ・栄養バランスのよい日本型食生活の実践、食品の安全性確保対策、食料自給率の向上対策等に関し、ホームページ、講演等を通じて情報提供。 	
予算の状況 （単位：百万円）	消費・安全対策交付金 2,096 百万円の内数（平成 25 年度）	
関係職員数	927 名の内数（平成 25 年度）	
事務量（アウトプット）	<ol style="list-style-type: none"> ① 地方農政局、農政事務所における食品の安全確保のための施策等に関する意見交換会等の開催 563 回（平成 23 年度） ② 食品の安全確保のための施策等に関する民間の講演会等へのパネリスト・講師の派遣 2,096 回（平成 23 年度） ③ 消費者の部屋等における展示 809 件（平成 23 年度） ④ 地方農政局、農政事務所における消費者相談対応（平成 23 年度） 3,728 件 ⑤ 食品安全に係る緊急事案について店舗への巡回点検（中国産冷凍ギョウザによる健康被害事案） のべ 10,426 人、57,030 店舗 ⑥ 消費・安全対策交付金に係る事業計画の審査・承認、交付金の交付及び事後評価 28 件（平成 24 年度）（都道府県） 	
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日）において、本事務は地方へ移管すべき等の記載。	
その他各方面の意見	—	
平成 21 年工程表における見直しの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国の役割を、全国統一的に推進した方が効率的なもの又は地域が行うことのできない、国の施策に関わるなど全国的視点に立ったものに限定する。 ・国の役割を、全国統一的に推進した方が効率的なもの又は地域が行うことのできない全国的視点に立った先端的、モデル的なものに限定する。 	
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性を確保するための施策に関する情報の提供や食品安全に係る緊急事案についての店舗への巡回点検、都道府県・市町村を含む食育関係者の広域的なネットワーク構築など、全国的視点に立った事務に限定して国が行っているところであり、これらについては引き続き国が実施 	

<p>の現状を的確に理解 できるような情報</p>	
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号） 第 13 条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。 第 14 条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない。</p> <p>食育基本法（平成 17 年法律第 63 号） 第 9 条 国は、第 2 条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>消費者基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定） ○具体的施策の施策番号 21（担当省庁：農林水産省等） 関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。 ○具体的施策の施策番号 22（担当省庁：厚生労働省、農林水産省） 食品安全に関するリスク管理は、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を講じる必要があることから、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に反映させ、リスク管理措置を講じます。 ○具体的施策の施策番号 29（担当省庁：警察庁、関係省庁等） 流通食品への毒物混入事件について、迅速に捜査を推進し、関係行政機関と連携を取りながら被害拡大の防止に努めます。 ○具体的施策の施策番号 30（担当省庁：農林水産省） 食品安全や食生活と健康について、消費者への分かりやすい情報提供の取組を推進します。 ○具体的施策の施策番号 31（担当省庁：農林水産省） 食品関係事業者に対する消費者の信頼確保が図られるよう、食品業界の信頼性向上に向けた研修会の全国開催等を通じて、「企業行動規範」や各種マニュアルの策定や適切な運用を図ることにより、法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底を促進します。 ○具体的施策の施策番号 105（担当：消費者庁、内閣府、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省） 国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進します。 ○具体的施策の施策番号 109（担当：関係省庁等） 消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p>	<p>(区分の理由等) <u>国と地方の役割分担</u></p>

D

- 1 国が現在行っている本事務は、以下のとおり、全国統一的に推進した方が効率的なもの又は全国的視点に立ったものに限定されており、既に必要な措置が講じられているとともに、引き続き国が行う必要がある。
- 2 本事務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。
- 3 食品の安全性を確保するための施策の策定にあたっては、国民の意見を反映し公正性・透明性を確保するための関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を幅広く行う必要がある（食品安全基本法第13条）。食品安全に関する施策は、自治体毎に対応が異なると国民の健康に著しい支障を生ずるおそれがあることから、科学的根拠と国際ルールに則って国が自ら策定しており、関係者相互間の情報及び意見の交換も国が一体的に行う必要がある。
- 4 消費者相談は、農林水産行政全般に対する質問や意見を受け付け、必要に応じ農林水産省の施策に反映していくもの。とりわけ、農林水産省所管の法令等の解釈や、法令に照らした判断を要する問い合わせについては、国の責任において対応する必要がある。
- 5 食品安全に係る緊急事案における店舗への巡回点検は、食品による大規模または広域的な被害が発生（大規模または広域的な被害を発生させるおそれがあるものを含む）した場合に、県域を問わず全国規模で、当該食品の流通・販売業者を迅速に巡回点検し、商品回収の対象となっていること等の情報提供を行い、被害の拡大を防止するためのものである。
このように、本事務は、国民の健康保護を目的として全国規模で実施するものであるという性質に鑑み、国の責任において対応する必要がある。
- 6 食育の推進は食料自給率の向上等、国が全国的に進めている他の施策と一体的に推進される場合もあるため、国として実施する必要。また、食育の一環として食品安全に関する施策や情報の周知も行うため、食品安全に関する施策を策定する国が一体的に行うことが適当。更に、食育の「国民運動」としての展開を全国的・継続的に着実に推進していくためには、国においてその事務を実施することが必要である。

本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生じる理由

- 1 国として効果的な意見交換会や消費者相談を行うためには、地域の実情や実態を把握している地方農政局職員が行う必要がある。仮に全国各地で多数開催する意見交換会や懇談会等の対応を本省だけで行うとすれば、各地で開催する意見交換会等に東京から職員を派遣することとなり、迅速かつ丁寧な対応ができなくなる上に多額の旅費が必要になる。
- 2 食品安全に係る緊急事案における店舗への巡回点検は、食品による大規模または広域的な被害が発生した場合には、さらなる被害の拡大を防ぐため、全国的規模で、かつ迅速に、当該食品の流通・販売業者を対象に巡回点検を実施しなければならないが、本省だけでは現場の状況を把握し、指導等の措置をすることができない。
- 3 消費・安全対策交付金の交付にあたっては、食育推進基本計画を始めとする国の方針に沿った指導・助言の他、申請書のチェック、計画の承認、事後評価等の膨大な事務作業等があり、これらを本省のみで実施することは困難である。
- 4 食育を推進していくためには、食育活動の実践者等が相互に情報収集・提供できる場を設けて、県域を超えた関係者間の広域的な連携を促進し、地域の食育活動をコーディネートしていく必要がある。そのためには、管轄する地域の食育活動の実態を把握している地方農政局の役割が重要。仮に、地方農政局を廃止し、必要な調整を本省で行うこととした場合、地域の詳細な実情や実態の把握が困難となり、効果的なコーディネートが困難となる。

	5 以上のことから、本事務は、国に残すとともに、引き続き、地方農政局が実施する必要がある。
備考	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方農政局、北海道農政事務所

No. 3

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名	農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務																																					
事務・権限の概要	<p>【目的】 農産物検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化に寄与</p> <p>【根拠法令】 農産物検査法</p> <p>【出先機関が実施する業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農産物検査の実施の規格設定・技術指導の業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物検査規格の設定 ・ 検査規格の形質を現物で示すためのサンプル（標準品）の作製及び配布 ・ 登録検査機関に対する検査技術の程度統一等の指導業務 ○ 農産物の登録検査機関に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録検査機関の登録・更新 ・ 登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等 ○ 農産物検査の適正な実施を確保するための監視業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査、報告の徴収 																																					
予算の状況 （単位：百万円）	<p>農産物登録検査機関指導等経費及び米穀流通監視事務費のうち登録検査機関指導監督等の経費 40 百万円の内数（平成 25 年度予算計上）</p> <p>（北海道農政事務所 3 百万円、東北農政局 6 百万円、関東農政局 8 百万円、北陸農政局 3 百万円、東海農政局 3 百万円、近畿農政局 5 百万円、中国四国農政局 5 百万円、九州農政局 6 百万円）</p>																																					
関係職員数	<p>118 人の内数（平成 25 年度末定員）</p> <p>（北海道農政事務所 5 人、東北農政局 18 人、関東農政局 25 人、北陸農政局 12 人、東海農政局 11 人、近畿農政局 12 人、中国四国農政局 19 人、九州農政局 16 人）</p>																																					
事務量（アウト プット）	<p>（全国）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録検査機関数</td> <td>1,496 (1,330)</td> <td>1,536 (1,372)</td> </tr> <tr> <td>改善命令等数</td> <td>5 (5)</td> <td>6 (6)</td> </tr> <tr> <td>立入調査数</td> <td>3,544</td> <td>2,833</td> </tr> </tbody> </table> <p>（北海道農政事務所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録検査機関数</td> <td>5 (4)</td> <td>5 (4)</td> </tr> <tr> <td>改善命令等数</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入調査数</td> <td>56</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <p>（東北農政局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録検査機関数</td> <td>247 (223)</td> <td>253 (229)</td> </tr> <tr> <td>改善命令等数</td> <td>0</td> <td>2 (2)</td> </tr> <tr> <td>立入調査数</td> <td>613</td> <td>556</td> </tr> </tbody> </table>		業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度	登録検査機関数	1,496 (1,330)	1,536 (1,372)	改善命令等数	5 (5)	6 (6)	立入調査数	3,544	2,833	業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度	登録検査機関数	5 (4)	5 (4)	改善命令等数	0	0	立入調査数	56	16	業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度	登録検査機関数	247 (223)	253 (229)	改善命令等数	0	2 (2)	立入調査数	613	556
業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度																																				
登録検査機関数	1,496 (1,330)	1,536 (1,372)																																				
改善命令等数	5 (5)	6 (6)																																				
立入調査数	3,544	2,833																																				
業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度																																				
登録検査機関数	5 (4)	5 (4)																																				
改善命令等数	0	0																																				
立入調査数	56	16																																				
業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度																																				
登録検査機関数	247 (223)	253 (229)																																				
改善命令等数	0	2 (2)																																				
立入調査数	613	556																																				

	<p>(関東農政局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録検査機関数</td> <td>461 (408)</td> <td>471 (415)</td> </tr> <tr> <td>改善命令等数</td> <td>2 (2)</td> <td>2 (2)</td> </tr> <tr> <td>立入調査数</td> <td>769</td> <td>831</td> </tr> </tbody> </table> <p>(北陸農政局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録検査機関数</td> <td>156 (142)</td> <td>164 (148)</td> </tr> <tr> <td>改善命令等数</td> <td>0</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>立入調査数</td> <td>327</td> <td>159</td> </tr> </tbody> </table> <p>(東海農政局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録検査機関数</td> <td>120 (113)</td> <td>123 (116)</td> </tr> <tr> <td>改善命令等数</td> <td>1 (1)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入調査数</td> <td>250</td> <td>277</td> </tr> </tbody> </table> <p>(近畿農政局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録検査機関数</td> <td>143 (115)</td> <td>146 (119)</td> </tr> <tr> <td>改善命令等数</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入調査数</td> <td>272</td> <td>334</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中国四国農政局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録検査機関数</td> <td>170 (145)</td> <td>171 (156)</td> </tr> <tr> <td>改善命令等数</td> <td>2 (2)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入調査数</td> <td>635</td> <td>293</td> </tr> </tbody> </table> <p>(九州農政局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録検査機関数</td> <td>191 (178)</td> <td>201 (184)</td> </tr> <tr> <td>改善命令等数</td> <td>0</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>立入調査数</td> <td>622</td> <td>360</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：()内は県域の登録検査機関に係る数字。ただし、立入調査数は全体数のみ。</p>	業務指	平成 23 年度	平成 24 年度	登録検査機関数	461 (408)	471 (415)	改善命令等数	2 (2)	2 (2)	立入調査数	769	831	業務指	平成 23 年度	平成 24 年度	登録検査機関数	156 (142)	164 (148)	改善命令等数	0	1 (1)	立入調査数	327	159	業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度	登録検査機関数	120 (113)	123 (116)	改善命令等数	1 (1)	0	立入調査数	250	277	業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度	登録検査機関数	143 (115)	146 (119)	改善命令等数	0	0	立入調査数	272	334	業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度	登録検査機関数	170 (145)	171 (156)	改善命令等数	2 (2)	0	立入調査数	635	293	業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度	登録検査機関数	191 (178)	201 (184)	改善命令等数	0	1 (1)	立入調査数	622	360
業務指	平成 23 年度	平成 24 年度																																																																							
登録検査機関数	461 (408)	471 (415)																																																																							
改善命令等数	2 (2)	2 (2)																																																																							
立入調査数	769	831																																																																							
業務指	平成 23 年度	平成 24 年度																																																																							
登録検査機関数	156 (142)	164 (148)																																																																							
改善命令等数	0	1 (1)																																																																							
立入調査数	327	159																																																																							
業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度																																																																							
登録検査機関数	120 (113)	123 (116)																																																																							
改善命令等数	1 (1)	0																																																																							
立入調査数	250	277																																																																							
業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度																																																																							
登録検査機関数	143 (115)	146 (119)																																																																							
改善命令等数	0	0																																																																							
立入調査数	272	334																																																																							
業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度																																																																							
登録検査機関数	170 (145)	171 (156)																																																																							
改善命令等数	2 (2)	0																																																																							
立入調査数	635	293																																																																							
業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度																																																																							
登録検査機関数	191 (178)	201 (184)																																																																							
改善命令等数	0	1 (1)																																																																							
立入調査数	622	360																																																																							
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 地方に移管																																																																								
その他各方面の意見	なし																																																																								
平成21年工程表における見直しの内容	—																																																																								
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	なし																																																																								
その他既往の政府方針等	なし																																																																								

<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A - a</div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 A - a</p>	<p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第 1 条の 2 第 2 項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</p> <p>一方、事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関の登録や指導・監督、都道府県域内の関係業者等に対する立入検査等の業務については、都道府県に移譲をすることが可能と考えられる。</p> <p>2 具体的には、</p> <p>(1) 登録検査機関に対する登録、指導・監督等の業務</p> <p>農産物検査に関する業務のうち、事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関に対する登録、指導・監督等の業務は、一都道府県内において概ね完結するものであり、都道府県への移譲が可能。</p> <p>一方、仮に、事務所が複数の都道府県に存在する広域の登録検査機関に対する登録、指導・監督等の業務を都道府県に移譲することとした場合には、</p> <p>① 主たる事務所を管轄する都道府県は、登録・指導等の業務を行うに当たって、従たる事務所を管轄する複数の都道府県との間で恒常的な調整が必要となり、迅速な対応が困難となる</p> <p>② 主たる事務所と従たる事務所の区域を管轄する都道府県の指導の内容が異なった場合、当該登録検査機関に無用の混乱を来たすことが想定されるため、複数の都道府県域に事務所を有する登録検査機関に対する登録、指導・監督等の業務は、国が実施することが適当。</p> <p>(2) 都道府県域内の関係業者等に対する立入調査等</p> <p>農産物検査の適正な実施を確保するため、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者等に対して立入調査等を行う必要があり、都道府県域内の関係業者等に対するこれらの業務については、都道府県に移譲することが可能。</p> <p>ただし、全国広範囲に流通する農産物の実態から、都道府県域を越えて販売・在庫を確認し、必要に応じて流通指導や検査証明の抹消等を行うなど、問題となる不正事案に迅速・柔軟に対応する必要があることから、国がこれらの者への権限を行使することを妨げないこととすることが適当。</p> <p>3 移譲する具体的な業務内容</p> <p>(1) 事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関に関する登録等の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録検査機関の登録・更新（5 年ごと）、変更の登録 <p>(2) 農産物検査の適正な実施を確保するための監視業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関に対する立入調査・報告徴収、改善命令・登録の取消し等に関する業務 ・ 都道府県域内の関係業者等に対する立入調査・報告徴収
<p>備考</p>	<p>1 移譲後の国の役割</p> <p>全国的に統一が必要となる、または、都道府県だけでは円滑・迅速な対応が困難となる以下の業務については引き続き国が実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物検査規格の設定・改廃（銘柄の設定・改廃を含む） ・ 農産物検査規格の品位規格における検査標準品の作成・配布

- ・ 事務所が複数の都道府県に存在する広域の登録検査機関に係る登録等の業務
- ・ 事務所が複数の都道府県に存在する広域の登録検査機関等に係る立入調査及び報告の徴収
- ・ 事務所が複数の都道府県に存在する広域の登録検査機関等に係る指導、適合命令、改善命令、登録の取消し等に関する業務

2 業務の移管に当たっての留意点

(1) 並行権限

全国広範囲に流通する農産物の実態から、問題となる不正事案に迅速・柔軟に対応する必要があることから、都道府県域内の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等について、国の並行権限を残す。

(2) 国が実施すべき業務を地方農政局で行う理由

登録検査機関における検査行為・現物の確認や関係帳簿の確認等は、現場に赴いて事実関係を迅速に調べる必要があることから、これをすべて本省で行うこととなると非効率であり、地方農政局に必要最低限の職員を配置する必要。

また、検査規格等の基準の設定についても、実際に現地に赴き、産地・品種ごとのサンプルの入手、選別・調整等を行う必要があり、これを本省が行うこととすると非効率。

(3) 人材の整備

都道府県においては、農産物検査業務に係る関係法規や米麦等農産物検査の専門知識を要する者がいないため、人材の育成・確保が必要。

(4) 都道府県におけるその他の業務

次の事務について国に報告する。

- ・ 農産物検査の結果（定期）
- ・ 登録検査機関の登録・更新の状況（随時）
- ・ 立入調査等の結果（随時）
- ・ 登録検査機関等に対する改善命令、登録の取消し等の措置状況（随時）
- ・ 農産物検査に係る申出の措置状況（随時）

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方農政局		No. 4
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> ○園芸農産物、穀類、地域特産作物、畜産物、飲食料品、飼料、油脂等の生産、流通及び消費の増進等並びに環境保全や鳥獣被害・災害対策等に関する事務（民間に対する調整） ○同上（地方自治体に対する助成） ○同上（地方自治体による生産・流通対策等に係る調整） 	
事務・権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 需要に対応した生産の拡大、自給率の向上、国際的な飼料や資材価格の上昇等の全国的な課題に対応するため、国の直接採択事業等により新技術の導入・確立、広域的な供給体制の整備等を行う先進的な取組を支援し、取組成果の地域への普及等を行う業務 （産地活性化総合対策事業、生産環境総合対策事業 等） ○ 農畜産物の安定供給を実現するため、需要に応じた各地域の生産量の調整、高騰・下落時の緊急的な需給調整、品目別の経営安定対策による生産者に対する支援のための周知・指導、農畜産物等の円滑な処理・加工・流通体制の確保のための調整等に関する事務 （野菜価格安定・需給安定対策、肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）、養豚経営安定対策、食肉流通改善合理化支援事業 等） ○ 経営所得安定対策により水田を活用して米以外の麦、大豆、新規需要米等の生産拡大を推進し自給率の向上と米の需給調整を進めるため、米の需給調整業務と連携した現場の実状に即した対策の普及推進、市町村、協議会等の地域の推進組織との連絡・指導、地域性を配慮した支援を行うための地域の取組把握、地域の加工業者や畜産農家の大豆や飼料用米等の需要情報の提供等の業務 （経営所得安定対策 等） ○ 環境保全に効果の高い営農活動の取組を増加していくため、環境保全型農業直接支援対策により、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して行う直接支払い等の業務を実施。 （環境保全型農業直接支援対策） ○ その他、災害や鳥獣被害など県域を越えて発生する課題に対応して、広域的な対策の推進、調整、指導等の業務を実施 （鳥獣被害対策業務 等） 	
予算の状況 （単位：百万円）	<ul style="list-style-type: none"> ・産地活性化総合対策事業 2,271 ・果樹・茶支援対策事業のうち茶の改植及び未収益期間に着目した経営安定緊急対策 3,000の内数 ・生産環境総合対策事業 359 ・環境保全型農業直接支援対策 2,644 ・持続的酪農経営支援事業 6,229 ・エコフィード緊急増産対策事業のうち地域資源活用型エコフィード増産推進事業、地域未活用資源飼料化確立支援事業のうち飼料化実証試験事業 57の内数 ・飼料増産総合対策事業のうち国産粗飼料増産対策 803 ・多様な畜産・酪農推進事業のうち家畜改良推進事業の一部 556の内数 ・草地生産性向上対策事業のうち高位生産草地等への転換 610の内数 （以上、直接採択事業） 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・強い農業づくり交付金 24,422 ・鳥獣被害防止総合対策交付金 9,500 ・経営所得安定対策のうち水田活用の直接支払交付金 2,517 ・協同農業普及事業交付金 2,435 <ul style="list-style-type: none"> ・野菜価格安定対策事業（所要額）16,020 ・肉用牛肥育経営安定特別対策（所要額）86,942 ・養豚経営安定対策（所要額）9,966 ・食肉流通改善合理化支援事業（所要額）2,586
関係職員数	407名
事務量（アウトプット）	産地活性化総合対策事業等の各事業ごとに業務量を調査し、それらを合算すると1局あたりの業務量は12,359人日／年。
地方側の意見	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）</p> <p>○園芸農産物、穀類、地域特産作物、畜産物、飲食料品、飼料、油脂等の生産、流通及び消費の増進等並びに環境保全や鳥獣被害・災害対策等に関する事務（民間に対する調整）：地方移管する事務</p> <p>○同上（地方自治体に対する助成）：廃止・民営化等する事務</p> <p>○同上（地方自治体による生産・流通対策等に係る調整）：廃止・民営化等する事務</p>
その他各方面の意見	個別の指摘事項はなし
平成21年工程表における見直しの内容	<p>地方農政局で行われている業務は、「地域が行うことのできない全国的視点に立つて行うもの（以下①～④）」に限定。</p> <p>① 需要に見合った食料供給力の強化に関するもの</p> <p>② 先進的な経営体や産地の育成に関するもの</p> <p>③ 県域を越えて広域に流通する農畜産物、飼料、生産資材に関するもの</p> <p>④ 国際的な課題への対応に関するもの</p>
平成21年工程表決定又は平成22年見直し後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>平成21年工程表では、地方農政局等で行う業務は地域が行うことができない全国的視点に立つて行うものに限定することとされているところ。</p> <p>工程表の策定以降に開始した新規事業等については、国（地方農政局等）が行う事務の範囲を全国的視点に立つて行うものに限定しているところ。</p> <p>なお、平成22年見直しにおいても、「国に残すもの」と結論づけられたところである。</p>
その他既往の政府方針等	個別の指摘事項はなし
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">D</div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C-c</p>	<p>全国的視点に立つて行う事務に限定しており、既に必要な措置が取られているものである。</p> <p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1. 国が現在行っているこれらの業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）や農業の再生の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、「事務・権限の概要」で示しているとおり、需要に見合った生産調整、食料供給力の強化や品目別の経営安定対策に関するもの、新技術の導入・確立の促進等を通じた先進的な経営体や産地の育成に関するもの、県域を越えて広域に流通する農畜産物、飼料及び生産資材に関するものなどであり、いずれも全</p>

備考	<p>国的な規模や視点で行っているものである。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>1. 業務量について、 1局あたりの業務は、12,359人日/年となっており、1人あたりの年間業務日数を220日とすると、$12,359 \text{人日} / 220 \text{日} \approx 56.2$人が必要な計算になる。 したがって、7農政局分の必要人員は、$56.2 \times 7 \approx 393$人となり、地方農政局を廃止した場合、本省の人員を数倍に増員しなければ執行不能になる。</p> <p>2. また、農畜産物の需給調整は、県域を超えて生産・流通される農畜産物を消費者に安定供給し、生産者の安定経営を可能にするため必要な業務。各地域の需要や生産の実態を踏まえて生産量を調整するほか、天候等の影響で過剰生産に陥った際にタイムリーに緊急需給調整等を行うためには、生産現場の的確な状況把握が必要不可欠であり、地方農政局の役割が重要。仮に地方農政局を廃止した場合、本省に各地域を担当する人員を配置し、本省から各地域へ頻繁に出張すること等が必要となる。</p> <p>3. 農畜産物等の円滑な処理・加工・流通体制の確保のための調整についても、通常、県域を越えて行われる農畜産物等の処理・加工・流通が円滑に進むための体制を確保するために必要な業務。こうした県域を越えた各ブロック単位における農畜産物等の処理・加工・流通関係者間との調整を行うためには、地域の実情や実態を的確かつ迅速に把握できる地方農政局の役割が重要。仮に、地方農政局を廃止した場合、必要な調整を本省で行う必要があるが、地域の詳細な実情や処理・加工・流通実態の把握が困難となり、求められる調整能力が発揮できないおそれ。</p> <p>4. 各品目別の経営安定対策の円滑な推進のための周知・指導は、国として経営安定対策を実施していく上で、必要な業務。特に、事業の要件確認事務等の事業推進体制や事業に対する意見・問い合わせ対応、地域指導機関等への指導業務や関係情報の収集等について、本省において一元的に実施することは困難。 このため、地方農政局が各ブロック単位でこれら業務を積極的に実施し、円滑かつ適正な執行体制を整備する必要。</p> <p>5. 環境保全型農業の推進や鳥獣被害・災害対策に係る業務については、環境保全型農業直接支援対策にあつては、地域の農業の実情等に応じて行う「地域特認」取組の承認や農業者の加入申請審査、交付金の支払い等が、鳥獣被害や災害に係る業務にあつては、県境等行政区域を超えて発生する被害に対して、広域的対策などの効果的な取組を全国的に講じることが、それぞれ必要であることから、地域の実情や実態の的確な状況把握が必要不可欠であり、地方農政局の役割が重要。仮に、地方農政局を廃止した場合、本省に各地域を担当する人員を配置し、本省から各地域へ頻繁に出張すること等が必要となることから、これらに的確に対応でき円滑かつ適正な事務執行が確保されるような体制整備が必要となる。</p> <p>6. 直接採択事業、農畜産物の需給調整、各品目別の経営安定対策等に関する業務は、都道府県、市町村、農業関係団体等、地域で実際に事業に携わっている者との連絡調整、現地調査等が必要不可欠であり、そうした業務は本省で行うより、地域との面談等が可能で各地域の自然条件や社会条件、農業の実状等を細かく把握している地方農政局で行った方が遙かに機動的かつ効果的な事業実施を可能にする。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方農政局		No. 5、6
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	<p>食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成）</p> <p>食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する広報啓発）</p>	
事務・権限の概要	<p>容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収、立入検査等</p> <p>※ 一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与。</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>1 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等の以下の業務であって、一の都道府県内で完結する事業者に関するものを都道府県に付与する。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、国においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>○容器包装リサイクル法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収（法第 39 条） ・立入検査（法第 40 条） <p>○食品リサイクル法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収及び立入検査（法第 24 条） <p>○省エネ法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導及び助言（法第 6 条及び法第 60 条） ・報告徴収及び立入検査（法第 87 条） <p>2 具体的な業務の内容は、以下のとおり。</p> <p>○容器包装リサイクル法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律の施行に必要な限度において行うことができる、特定事業者に対する報告徴収及び事務所、工場等への立入検査。 <p>○食品リサイクル法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律の施行に必要な限度において行うことができる、食品関連事業者等に対する報告徴収及び事務所、工場等へ立入検査。 <p>○省エネ法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適確な実施を確保するため必要があると認めるときに実施できる、指導及び助言。 ・規定の施行に必要な限度で行うことができる、特定事業者等に対するエネルギーの使用状況等に関する報告徴収、工場等への立入検査。 <p>なお、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法の制度等に係る民間に対する広報啓発については、特段、事務・権限を付与しなくとも都道府県において実施し得るものである。</p> <p>【事務・権限の付与に当たっての条件等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国においても引き続き事務・権限を実施。 2 国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が 	

	整備されることが必要。 3 関係法の改正は一括法で行われる必要。																																																																						
予算の状況 (単位:百万円)	—																																																																						
関係職員数	335 人の内数																																																																						
事務量 (アウト プット)	<table border="0"> <tr> <td>容り法関係……報告徴収件数</td> <td>: 21 年度</td> <td>0</td> <td>22 年度</td> <td>407</td> <td>23 年度</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>: 21 年度</td> <td>0</td> <td>22 年度</td> <td>0</td> <td>23 年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>食り法関係……報告徴収件数</td> <td>: 21 年度</td> <td>0</td> <td>22 年度</td> <td>0</td> <td>23 年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>: 21 年度</td> <td>0</td> <td>22 年度</td> <td>0</td> <td>23 年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>省エネ法関係……指導件数</td> <td>【工場】21 年度</td> <td>46</td> <td>22 年度</td> <td>12</td> <td>23 年度</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】21 年度</td> <td>14</td> <td>22 年度</td> <td>0</td> <td>23 年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>【工場】21 年度</td> <td>46</td> <td>22 年度</td> <td>15</td> <td>23 年度</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】21 年度</td> <td>14</td> <td>22 年度</td> <td>5</td> <td>23 年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>【工場】21 年度</td> <td>16</td> <td>22 年度</td> <td>0</td> <td>23 年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】21 年度</td> <td>0</td> <td>22 年度</td> <td>0</td> <td>23 年度</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>※上記業務量については、全国の出先機関における業務量の総計であり、各都道府県における業務量は、この内数となる。</p>	容り法関係……報告徴収件数	: 21 年度	0	22 年度	407	23 年度	39	立入検査件数	: 21 年度	0	22 年度	0	23 年度	0	食り法関係……報告徴収件数	: 21 年度	0	22 年度	0	23 年度	0	立入検査件数	: 21 年度	0	22 年度	0	23 年度	0	省エネ法関係……指導件数	【工場】21 年度	46	22 年度	12	23 年度	12		【荷主】21 年度	14	22 年度	0	23 年度	1	報告徴収件数	【工場】21 年度	46	22 年度	15	23 年度	22		【荷主】21 年度	14	22 年度	5	23 年度	0	立入検査件数	【工場】21 年度	16	22 年度	0	23 年度	0		【荷主】21 年度	0	22 年度	0	23 年度	0
容り法関係……報告徴収件数	: 21 年度	0	22 年度	407	23 年度	39																																																																	
立入検査件数	: 21 年度	0	22 年度	0	23 年度	0																																																																	
食り法関係……報告徴収件数	: 21 年度	0	22 年度	0	23 年度	0																																																																	
立入検査件数	: 21 年度	0	22 年度	0	23 年度	0																																																																	
省エネ法関係……指導件数	【工場】21 年度	46	22 年度	12	23 年度	12																																																																	
	【荷主】21 年度	14	22 年度	0	23 年度	1																																																																	
報告徴収件数	【工場】21 年度	46	22 年度	15	23 年度	22																																																																	
	【荷主】21 年度	14	22 年度	5	23 年度	0																																																																	
立入検査件数	【工場】21 年度	16	22 年度	0	23 年度	0																																																																	
	【荷主】21 年度	0	22 年度	0	23 年度	0																																																																	
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成 22 年 7 月 15 日) 地方に移管																																																																						
その他各方面の 意見																																																																							
平成 21 年工程表 における見直し の内容	(民間に対する広報啓発) 国の役割を、全国統一的に推進した方が効率的なもの又は地域が行うことのでき ない全国的視点に立った先端的、モデル的なものに限定する。																																																																						
平成 21 年工程表決定 又は平成 22 年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等(近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。)当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	「自己仕分け」を行ったが、地方側が事務・権限の受入れに向けた協議に応じて いない状況。 容器包装リサイクル法及び食品リサイクル法の広報啓発については、パンフレッ ト(「食品リサイクル法における発生抑制」等)の配布、ホームページ掲載、事業者 等への巡回点検時の説明等、法令に関する国民の理解を深めることを目的とした、 全国統一的に推進した方が効率的なものに限定して実施。																																																																						
その他既往の政 府方針等																																																																							
検討結果(事 務・権限の区分)	(区分の理由等) 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収、立入 検査等について、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県 に付与(並行権限)することとし、国との連携体制の確保等を検討。ただし、国に おいても引き続き事務・権限を実施する。 容器包装リサイクル法及び食品リサイクル法の広報啓発については、パンフレッ ト(「食品リサイクル法における発生抑制」等)の配布、ホームページ掲載、事業者 等への巡回点検時の説明等、法令に関する国民の理解を深めることを目的とした、 全国統一的に推進した方が効率的なものに限定して実施。																																																																						
備考																																																																							

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方農政局	No. 7
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改進黨業等の実施（直轄事業の調査、計画等） ・ 土地その他の開発資源の調査に関する事務 ・ 直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整 ・ 土地改進黨業等の実施（直轄事業の実施） 		
事務・権限の概要	<p>我が国の優良農業地域を支える農地・農業用水は、ダムや頭首工等の水源施設から用水路、ほ場、排水施設に至るまでの一連の水利システムを形成。</p> <p>国は、地区全体の用排水計画の作成、営農・施設計画を含めたマスタープランを作成した上で、農業水利権の調整を行うとともに、大規模で高度な技術性を有する基幹的施設は国が、それ以下の末端施設は県営事業等により地方が役割分担して整備。</p> <p>国営事業については、農林水産大臣が我が国の食料供給力の確保を図るため、国内食料生産の中核を担う広域の優良農業地域を対象とした国営土地改進黨業計画を決定し、採択した事業地区に予算を割当。</p> <p>地方農政局（農村計画部、整備部、事業所等）は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①管内の土地・水資源及び国営造成施設の状況把握と事業実施に必要な基礎的調査の実施 ②国営土地改進黨業計画案（営農計画、水利計画、施設計画等）の作成 ③土地改良法に基づく開始手続き ④事業計画に基づく事業の実施 ⑤農業水利権の取得及び更新に係る協議調整 ⑥期中評価や事後評価等の実施 ⑦国営土地改良財産の管理 等の事務を執行。 		
予算の状況 （単位：百万円）	<p>93,819百万円の内数（H24年度当初予算額）</p> <p>（東北農政局 12,700百万円、関東農政局 13,515百万円、北陸農政局 17,185百万円、東海農政局 4,707百万円、近畿農政局 7,441百万円、中国四国農政局 12,171百万円、九州農政局 26,101百万円）</p>		
関係職員数	<p>2,595名の内数（H24年度末 事業所等を含む）</p> <p>（東北農政局 503名、関東農政局 402名、北陸農政局 328名、東海農政局 219名、近畿農政局 276名、中国四国農政局 340名、九州農政局 527名）</p>		
事務量（アウトプット）	<p>（調査及び計画に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎技術及び農村環境保全に関する調査：56地区（H24） ・ 地質・地下水に関する現地指導 190件（H24） ・ 新規地区に関する調査地区数 40地区（H24） <p>（整備の実施に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施地区数：77地区（H24） ・ 総受益面積：約48万ha（H24） ・ 受益者数：約70万人（H24） ・ 法手続地区数：9地区（新規着工：7、計画変更：2）（H24） （平均法手続期間：概ね9カ月） ・ 契約工事件数：679件（うち共同工事件数：29件）（H24） ・ 設計業務等件数：1,251件（H24） <p>（農業水利権の調整に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄事業の水利権取得・更新（大臣水利権 291件、総取水量 約229億m³）に係る協議調整に関する事務：54件（H24） ・ 水利用の確保等に係る他省庁から農水大臣への協議に関する事務：233件（H24） ・ 水資源開発基本計画にかかる計画策定・協議調整に関する事務：6件（H24） ・ 渇水時における利水者間の水利調整に関する事務：21件（H24） <p>（事業評価に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中再評価・事後評価地区数：13地区（H24） <p>（財産管理に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理委託協定の締結：32施設（H23） ・ 土地改良財産の他目的使用等の承認件数：663件（H23） 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良財産の改築・追加工事の承認件数：163件(H23)
<p>地方側の意見</p>	<p>【全国知事会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方移管する事務（H22.7.15 国の出先機関の原則廃止に向けて） ・ 食料安定供給は国・地方を通じた重要な事務。国は全国的な制度設計や研究開発に基づく技術指針の策定を担い、地方自治体は必要な財源と人員の移譲を受けた上で、大規模で高度な技術性を有する基幹的水利施設の整備更新を担うことにより、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保と有効利用は可能であり、当該事務は地方に移譲すべき。なお、広域的かつ大規模で真に国が責任を負うべきものについては、国の業務として引き続き実施すべきという意見があり、今後さらに検討が必要（H20.10） <p>【個別府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国営造成施設の老朽化対策については、国策で造成した施設であることに鑑み、全ての施設に対し、機能診断から対策工事まで、国が一貫して実施するよう制度を改正し、地域の負担軽減を図ること（H25.1 千葉県） ・ 国営かんがい排水事業について、事業の早期完成・早期効果発現を計るため、必要な額を確実に確保するなど、国が責任をもって整備すること（H24.11 鹿児島県） ・ 国営土地改良事業の着実な実施のための予算を確保するとともに、筑後川下流右岸（二期）地区を早期に着工すること（H24.10 佐賀県） ・ 国営事業で造成した農業水利施設の耐震対策の推進に当たっては、国営事業の受益面積に関する採択要件の撤廃など事業制度の拡充を図ること（H25.1 長野県） ・ 近年、頻発する大地震により土地改良施設の保安全管理への影響が顕在化していることから、国有土地改良施設については、国において早急に耐震診断を実施するとともに、その診断結果に基づき、必要な保全対策を講じること（H24.7 岩手県） ・ 国直轄事業で造成された施設について、国の責任で支援策を講じるとともに、その他の国営造成施設についても、国直轄災として国の責任のもとで復旧すること（H23.7 福島県） <p>【全国市長会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災等において出先機関の果たしている役割を踏まえれば、特定広域連合に出先機関の事務等が移譲された場合、事業の実施やブロック内の利害調整等の面で大きな支障が生じることが危惧される（H24.11 全国市長会会長声明） ・ 東日本大震災を踏まえ、災害からの早期復旧・復興を図るため「農業・農村の復興マスタープラン」が効果的に実施されるよう必要な予算を確保すること（H23.11 全国市長会経済委員会） <p>【全国町村会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地の基幹産業である農林水産業の復旧・復興が、一日も早く実現するよう「農業・農村の復興マスタープラン」に基づく取組を迅速に実施すること。農業については、農地・農業施設等のハード面の補修はもとより、ソフト面の支援にも万全を期すこと（H24.7 平成25年度政府予算編成及び施策に関する意見） ・ 農業農村整備事業は、食料自給率の向上に不可欠であるため、平成21年度水準の予算規模に復元すること。東日本大震災で浸水した農地の除塩や損壊した用排水路等の復旧を強力に推進すること（H24.7 平成25年度政府予算編成及び施策に関する意見）
<p>その他各方面の意見</p>	<p>○施設を管理している土地改良区等からは、国による保安全管理、更新について恒常的な要請がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「広域基盤整備計画（矢作川地域）」に基づき、国の責務として基幹的農業水利施設の計画的かつ機動的な整備更新を実施すること（H24.7 矢作川地域広域基盤確立推進協議会） ・ 国営造成施設の維持管理に対する公的関与の拡充強化（H24.7 宮川用水連絡協議会） ・ 国営かんがい排水事業「手取川流域地区」の関連施設である農業用水路の更新等を着実に実施するための予算の確保（H24.7 手取川流域地区かんがい排水事業推進協議会） ・ 農業用ため池や水路など農業水利施設の耐震強化対策にあたっては、国が積極的に関与できるような仕組みづくり（H24.7 青森県土地改良事業団体連合会） ・ 農業水利施設等の計画的な更新やため池等の防災施設等の整備が必要となっており、今後とも農業農村整備事業の着実な推進と農業水利施設等の保全・管理に

	必要な予算を確保すること（H25.1 宮崎県農業農村整備事業推進委員会）
平成 21 年工程表における見直しの内容	土地改良区等の受益者や施設管理者及び関係地方公共団体の合意を得た上で、直轄事業の対象施設の見直しについて検討することとする。
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	平成 21 年工程表における見直し内容を踏まえ、平成 22 年度自己仕分けでは「B：国営土地改良事業については、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務について移譲するための個別協議を開始」するとしたところ。なお、国営土地改良施設は、市町村や土地改良区等が主体的に管理していることから、個別協議においては、都道府県から移管の発意があった場合、国、都道府県、施設管理者を含めた三者協議を行った上で、移譲の可否を判断するとの進め方も示しているところ。平成 23 年 3 月 17 日、自己仕分け結果において「A－b」又は「B」と判断されたもの等に関する相談窓口が内閣府地域主権戦略室に設置されているが、現在までに「土地改良事業」に関する特段の相談・要望は「無い」と認識している。
その他既往の政府方針等	<p>【食料・農業・農村基本計画】（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）</p> <p>○優良農地の確保と有効利用を実現し得る政策の確立</p> <p>また、食料を安定して生産するためには、農地の量的な確保と併せて、農地や農業用水等の整備・保全管理をより効果的・効率的に行うことが欠かせない。このため、地域のニーズに応じて、農地の排水対策、水利施設の補修や更新など、必要な農業生産基盤の整備等を今後とも推進することとする。</p> <p>○国民の食料を支える基本インフラの戦略的な保全管理</p> <p>基幹的水利施設は、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラであるが、国や地方公共団体、管理者の財政のひっ迫等により、これらの機能の将来にわたる安定的な発揮に不安が生じている。このため、リスク管理を行いつつ、施設のライフサイクルコストを低減し、施設機能の監視・診断、補修、更新等を機動的かつ確実に行う新しい戦略的な保全管理を推進する。</p> <p>【土地改良長期計画】（平成 24 年 3 月 30 日閣議決定）</p> <p>我が国農業の体質強化と東日本大震災からの復旧・復興等に対応した新たな政策展開に資するため、今後の土地改良事業は、本計画に基づき、食料生産の体質強化、震災復興及び農村の防災・減災力の強化、農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生といった政策課題の解決に向けた施策を重点的に実施する。</p> <p>【東日本大震災からの復興の基本方針】</p> <p>（平成 23 年 7 月 29 日 東日本大震災復興対策本部）</p> <p>国は、被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本の再生のため、国の総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興へと取組みを進めていかなければならない。（中略）国は、地方公共団体、民間等とも連携し、（中略）災害廃棄物の処理、ライフライン、交通網、農地・漁港等の基盤等の復旧を急ぐ。</p> <p>※）国による直轄災害復旧事業等を 12 地区で実施</p>
検討結果（事務・権限の区分）	（区分の理由等）
<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 20px;">B</div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果：B</p>	<p>国営土地改良事業については、土地改良長期計画、東日本大震災の復旧・復興における国の役割、地方からの意見等を踏まえつつ、引き続き、地方公共団体からの要望があれば、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務について移譲するための個別協議を試行的に行い、その状況を踏まえて移譲の可否について判断する。さらに、広域的な実施体制の進行に応じて、財産権等の追加的な移譲の課題を議論する。</p>
備考	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方農政局	No. 8
-------------	-------

事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																																																																																																	
事務・権限名	農地の転用に関する事務																																																																																																																																																
事務・権限の概要	① 4haを超える大規模な農地転用の許可（農地法第4条及び第5条） ② 2ha超4ha未満の農地転用に係る都道府県から国への協議（同法附則第2項）																																																																																																																																																
予算の状況 （単位：百万円）	優良農地確保・有効利用対策事務費 19百万円の内数（平成24年度実績） （東北局3百万円、関東局3百万円、北陸局2百万円、東海局2百万円、近畿局3百万円、中国四国局3百万円、九州局3百万円）																																																																																																																																																
関係職員数	14人の内数 （東北局2人、関東局2人、北陸局2人、東海局2人、近畿局2人、中国四国局2人、九州局2人）																																																																																																																																																
事務量（アウト プット）	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣（地方農政局長）による許可件数（①） 農林水産大臣（地方農政局長）による協議件数（②） （全国）※北海道及び沖縄を除く <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>27</td> <td>31</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>59</td> <td>73</td> <td>61</td> <td>46</td> <td>52</td> </tr> </tbody> </table> （東北局） <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> （関東局） <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> （北陸局） <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>15</td> <td>21</td> <td>33</td> <td>13</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> （東海局） <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> （近畿局） <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> （中国四国局） <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> （九州局） <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年	21年	22年	23年	24年	①	35	30	27	31	27	②	59	73	61	46	52	業務指標	20年	21年	22年	23年	24年	①	7	4	3	5	3	②	7	7	4	12	8	業務指標	20年	21年	22年	23年	24年	①	10	10	5	7	6	②	11	14	5	3	11	業務指標	20年	21年	22年	23年	24年	①	3	8	7	6	4	②	15	21	33	13	9	業務指標	20年	21年	22年	23年	24年	①	4	3	4	4	1	②	8	11	12	5	6	業務指標	20年	21年	22年	23年	24年	①	2	1	0	3	2	②	3	4	0	2	8	業務指標	20年	21年	22年	23年	24年	①	0	2	3	1	7	②	1	6	4	5	5	業務指標	20年	21年	22年	23年	24年	①	9	2	5	5	4	②	14	10	3	6	5
業務指標	20年	21年	22年	23年	24年																																																																																																																																												
①	35	30	27	31	27																																																																																																																																												
②	59	73	61	46	52																																																																																																																																												
業務指標	20年	21年	22年	23年	24年																																																																																																																																												
①	7	4	3	5	3																																																																																																																																												
②	7	7	4	12	8																																																																																																																																												
業務指標	20年	21年	22年	23年	24年																																																																																																																																												
①	10	10	5	7	6																																																																																																																																												
②	11	14	5	3	11																																																																																																																																												
業務指標	20年	21年	22年	23年	24年																																																																																																																																												
①	3	8	7	6	4																																																																																																																																												
②	15	21	33	13	9																																																																																																																																												
業務指標	20年	21年	22年	23年	24年																																																																																																																																												
①	4	3	4	4	1																																																																																																																																												
②	8	11	12	5	6																																																																																																																																												
業務指標	20年	21年	22年	23年	24年																																																																																																																																												
①	2	1	0	3	2																																																																																																																																												
②	3	4	0	2	8																																																																																																																																												
業務指標	20年	21年	22年	23年	24年																																																																																																																																												
①	0	2	3	1	7																																																																																																																																												
②	1	6	4	5	5																																																																																																																																												
業務指標	20年	21年	22年	23年	24年																																																																																																																																												
①	9	2	5	5	4																																																																																																																																												
②	14	10	3	6	5																																																																																																																																												
地方側の意見	<ul style="list-style-type: none"> 「移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について」（平成23年8月30日、全国知事会）において、「速やかに着手するもの」の第一弾のひとつとして、「農地の転用に関する事務」について移管に向けた協議を開始するよう要請。 																																																																																																																																																
その他各方面の意見	<ul style="list-style-type: none"> 日本自治体労働組合総連合の農林水産大臣に対する要請書（2009年6月18日）において「…農地転用権限の委譲などがかけられた「地方分権改革」には、慎重に対応すること。」とされている。 規制・制度改革委員会農業ワーキンググループ第4回（平成24年7月31日）の農業WGにおける議論の整理において「多くの優良農地がこれまで転用され、「産業」としてやっていける農地がなくなっていくことは問題である。「農地保全のための利用規制の強化」も検討すべきではないか。」とされている。 																																																																																																																																																

<p>平成 21 年工程表における見直しの内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第 171 回通常国会に提出した農地法等の一部を改正する法律案により、農地の総量を確保する新たな仕組みを構築した上で、農地確保施策の実施状況を踏まえ、第 1 次勧告で示された農地転用許可権限等の移譲など、国と地方の役割分担の見直しを行う。【地方分権改革推進要綱（第 1 次）関連】
<p>平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第 171 回通常国会において農地法等の一部を改正する法律が成立し、関連法令が平成 21 年 12 月に施行され、優良農地の確保の観点から、農地転用規制を厳格化。例えば、次のような改正を実施。 <ol style="list-style-type: none"> ① 国や都道府県による公共施設（学校、病院等）の転用について、それまで農地転用許可を不要としていたが、施設が優良農地の真ん中に設置され周辺の無秩序な開発を誘発している等の事例が散見されたことから、これを転用規制の対象化 ② 市町村が策定する地域の農業振興に関する計画に位置付けられた施設について、特例的に転用が認められてきたが、農業との関係が不明確な施設が設置される事例が散見されたことから、規制を強化 改正農地法附則第 19 条第 4 項において「政府は、この法律の施行後 5 年（平成 26 年）を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされたところ。 「義務付け・枠付けの第 4 次見直しについて」（平成 25 年 3 月 12 日閣議決定）において、農地法に関して「都道府県知事が処理する農地転用の許可、農地等の転用を伴う権利移動の許可（4 条 1 項、5 条 1 項）については、当該許可の迅速化を図るため、提出書類の簡素化などに関して、都道府県知事に通知する。」とされたところ。
<p>その他既往の政府方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）において、「新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び農業振興地域制度の拡充と、これらの適切な運用を通じ、優良農地の確保を実行あるものとする。」とされ、同計画において、平成 32 年に確保すべき農地面積目標 461 万 ha が掲げられている。
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 100px;">C</div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果：C - c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地は、国民に対する食料供給のための生産基盤であり、国土保全等の多面的機能を果たしている、有限で貴重な資源。農地が存在する生産地と食料の供給先である消費地は<u>一都道府県内等では完結せず、優良農地を確保していくことは国の責務。</u> 2 規模の大きな農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、<u>周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがある</u>など影響が大きく、<u>国レベルの視点に立った判断を行うことが必要。</u> 3 産業競争力会議において、「<u>攻めの農業</u>」を進める上で、「<u>農地のフル活用</u>」や「<u>食料自給力の向上</u>」（農地の確保）を目指すことで<u>一致がみられている</u>ところ。 4 <u>転用許可実績をみると、都道府県によるものが件数ベースで全体の 99.9%（面積ベースで 94.9%）を占め、ごくわずかだが、強い農業づくりの基盤となる規模の大きな農地の転用許可に限って国が関わる</u>こととしているところ。 5 平成 21 年の農地法等の一部を改正する法律附則第 19 条第 4 項において、<u>同法施行後 5 年（平成 26 年）を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている</u>ところ。 6 よって、本事務については、「<u>当面の移譲対象となる事務・権限</u>」としてではなく、<u>上記の検討の中で対応すべきもの。</u>
<p>備考</p>	

産業競争力会議において一致した農地に関する方針

「攻めの農林水産業」の具体化の方向

(平成25年4月第7回産業競争力会議林農林水産大臣提出資料)

- 担い手への農地集積や耕作放棄地の解消を加速化し、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業等の多様な担い手による農地のフル活用を目指す。

農業輸出拡大・競争力強化

(平成25年4月第7回産業競争力会議新浪議員提出資料)

<問題意識>

国家戦略として(略)目標を掲げて食料自給率の向上を図るとともに、実際に食料をどれだけ生産できるかという供給力を表す「食料自給力」を高め、農地、担い手、技術を確保することが必要である。

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方農政局、北海道農政事務所 No. 9

事務・権限移譲等検討シート（個票）																			
事務・権限名	農林水産業に関する統計調査の実施																		
事務・権限の概要	<p>1 農林水産統計は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき、農林水産行政を支える「情報インフラ」として、食料安全保障に不可欠な農地等の国内資源量、農林漁家の所得や収支、農産物の生産コスト、流通・消費などを含めたフードシステム全体に関する統計データを把握することを目的とする公的統計であり、その的確な把握のため、農林水産本省及び地方農政局等における統計組織が一体となり、それぞれの役割分担（本省：調査の企画設計／地方組織：実査等）の下で、統計調査業務を実施している。</p> <p>2 農林水産統計については、平成 18 年 6 月に閣議決定された総人件費改革に伴い、国の農林統計職員を平成 17 年度の約 4,100 人から平成 22 年度の約 2,200 人へと大幅に削減するプログラムを実行し、その後も更なる定員縮減や地方組織の改編（統計・情報センターの廃止）を行っている。こうした統計リソースの縮減等に対応するため、統計調査業務の抜本的な見直しを行い、調査員調査化や郵送調査化等の徹底したアウトソーシングを推進する一方で、国の職員が直接実査を行う調査は、農業経営統計調査（生産費等）及び作物統計調査（面積、単収等）の 2 調査に限定しているところである。これら 2 調査は、農業者の経営所得安定のための支援制度や米の需給調整など、国の財政支出を伴いつつ全国統一的行う施策を実施するために直接的に必要なデータを把握する調査であり、高度の正確性に加え、中立性及び公平性が求められる調査である。</p> <p>3 地方統計組織の主な業務の内容は、以下のとおり（平成 25 年度予定）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 調査対象の選定・調査協力の確保 〈調査対象数（全国）〉・職員調査 約 1 万経営体、約 5 万ほ場 ・調査員調査 約 11 万経営体等 ・郵送調査 約 25 万経営体等 ② 調査票の配布・回収（職員、民間調査員、郵送） ③ 生産コスト・収入等の農家等からの聞き取り（農業経営統計調査：約 1 万経営体） 米の作付面積・収量（予測を含む）の実測（作物統計調査：約 5 万ほ場） ④ 調査票の審査・疑義照会（調査の補完を含む） ⑤ 都道府県別等の集計・審査 ⑥ 各種統計調査結果を活用した各都道府県別の加工統計（所得統計等）の作成 ⑦ 民間調査員の管理・指導 等 																		
予算の状況 （単位：百万円）	4,395 百万円（平成 25 年度予算計上額。本省経費も含む。）																		
関係職員数	1,841 人の内数（平成 25 年度未定員数）																		
事務量（アウト プット）	<p>調査結果の公表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度 （予定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年次統計</td> <td>88 本</td> <td>94 本</td> <td>98 本</td> <td>103 本</td> <td>88 本</td> </tr> <tr> <td>年次以外の 統計</td> <td>164 本</td> <td>90 本</td> <td>90 本</td> <td>88 本</td> <td>88 本</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：年次以外の統計は、毎月、四半期及び半期ごとに公表するもの。</p>		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 （予定）	年次統計	88 本	94 本	98 本	103 本	88 本	年次以外の 統計	164 本	90 本	90 本	88 本	88 本
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 （予定）														
年次統計	88 本	94 本	98 本	103 本	88 本														
年次以外の 統計	164 本	90 本	90 本	88 本	88 本														
地方側の意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国知事会の「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日）では、農林水産業に関する統計調査については「廃止・民営化等する事務」と整理されており、都道府県側で引き受ける業務との整理はなされていない。 ○ 地方公共団体からは、平成 19 年度から作成をとりやめた市町村別の農業産出額について、一部で独自に作成することを試みたところもあったが、労力や専門的知識が十分でなかったことや、市町村間の相対的な比較が出来ないことから、国が全国統一の基準で作成するよう要望が出されている。 																		

<p>その他各方面の意見</p>	<p>○内閣府統計委員会答申（平成20年12月）（抜粋） 地方分権改革の推進に伴い、国の地方支分部局で実施している実査事務の地方公共団体への移譲を検討する場合には、関係府省は、統計委員会における議論も踏まえ、検討の前提として、統計に求められる中立性・公平性・全国統一性を確保することや、公的統計の質を維持するため必要な予算・人員が、専門的・技術的ノウハウとともに地方公共団体に移管されるための措置が適切に講じられる必要があることに十分留意する。</p> <p>○内閣府統計委員会産業統計部会長報告（平成21年9月）（抜粋） この数年間に、農林水産統計組織は大幅な人員縮小を余儀なくされ、農林水産政策に必要と考えられる統計ですら十分に作成できない状況になっていて、ましてや公共財としての統計の維持は危機的な状況にあります。また、農林水産統計調査は、他の統計調査に比べ、高い専門性が要求される調査でもあり、アウトソーシングも容易ではありません。農林水産統計の品質と精度維持を確保するため、これ以上の調査内容の削減や人員等統計資源の縮小に歯止めがかけられるべきと考えます。</p>
<p>平成21年工程表における見直しの内容</p>	<p>国の財政支出の基礎となる統計データについての中立・公平性や全国統一性の担保及び必要な調査精度を維持していくための専門性を有する人員の都道府県への移管についての条件の整備状況を見極めつつ、「公的統計の整備に関する基本的な計画」を踏まえ、都道府県への実査事務の移譲の在り方を検討する。</p>
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>○ 農林統計調査に関する事務については、平成21年の工程表決定以降も、平成18年の総人件費改革の決定等に沿って、統計の精度の確保を図りつつ、国（特に地方組織）の職員による実査業務を必要不可欠なもの（農業経営統計調査と作物統計調査に係るもの）に絞り込みながら、調査業務のアウトソーシングや効率化等を推進してきた（H18以降、職員調査19本→2本、5調査を市場化テスト（民間委託）など）。</p> <p>○ 同時に、この間、新たに生じた農政施策上のニーズ（6次産業化、戸別所得補償制度）に柔軟かつ機動的に対応し、必要な統計データの整備を実施してきたところ。今後は「攻めの農林水産業」の推進に向けた農政施策とそれに必要な統計調査の検討を進めていく予定である。</p> <p>○ なお、平成23年に農林水産省の地方組織が再編され、地方統計職員は、新設された「地域センター」における「農政推進グループ」の一員として、経営安定対策等の業務と一体的に業務実施を行う体制となっている。</p> <p>○ また、平成25年度において、内閣府統計委員会を中心に、次期「公的統計基本計画」の策定（H25年度内に閣議決定の予定）に向け、今後の公的統計のあり方について実施体制等も含め議論が行われる予定。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>〔公的統計の整備に関する基本的な計画（H21.3閣議決定）（抜粋）〕 地方分権改革の推進に伴い、国の地方支分部局において実施している実査事務の地方公共団体への移譲を検討する場合には、統計委員会における議論も踏まえ、検討の前提として、統計に求められる中立性、公平性及び全国統一性の確保や、公的統計の質を維持するために必要な専門的・技術的ノウハウを有する人員等の地方公共団体への移管についての措置を適切に講じる必要があり、その移譲の在り方の検討に当たっては、これらの措置の整備状況を見極めつつ、対応する必要があることに十分留意する。</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 100px;">D</div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>1 農林水産統計調査に係る実査業務を地方公共団体に移譲することについては、平成21年3月の「工程表」において、「国の財政支出の基礎となる統計データについての中立・公平性や全国統一性の担保及び必要な調査精度を維持していくための専門性を有する人員の都道府県への移管についての条件の整備状況を見極めつつ、・・・実査事務の移譲の在り方を検討する」とされているが、<u>全国知事会の「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）</u>では、農林水産業に関する統計調査については「<u>廃止・民営化等する事務</u>」と整理しており、そもそも、地方側は当事務の移管を求めている。</p> <p>2 農林水産統計調査に係る実査業務については、統計の精度の確保を図りつつ、国（特に地方組織）の職員による実査業務を必要不可欠なもの（農業経営統計調査と作物</p>

	<p>統計調査に係るものに絞り込みながら、調査業務のアウトソーシング(民間委託、調査員調査化、郵送調査化)や効率化等を推進してきたところである(H18以降、職員調査19本→2本、5調査を市場化テスト(民間委託)など)。</p> <p>こうした実査業務については、</p> <p>① これらの調査によって把握される生産費や収穫量の統計データは、<u>農業者の経営所得安定のための支援制度やコメの需給調整制度などにおいて、国が財政支出を行う際の直接的な算定根拠となっていることから、国が、責任をもって、全国統一基準の下で、正確性・中立性のある精度の高い統計データを確保することが不可欠であるとともに、</u></p> <p>② これらの調査については、<u>高い正確性等が確保されるよう的確な調査を実施するためには、農林水産統計に関する訓練を長年受け、調査項目に関連する農業経営や農業生産等に関する幅広い専門的知識などに精通した高い専門性が必要である(※H21.9統計委員会産業部会長報告においても同旨の指摘)</u>ことから、国の職員が行うことが必要であり、また、こうした専門的な調査を国の責務である経営安定対策等の執行と一体的に行うことが効率的である。</p> <p>3 他方で、都道府県の状況について見ると、</p> <p>(1) <u>都道府県・市町村の統計要員は、近年、大幅な縮減や兼務化が進行しており、農林統計に必要な高い専門性を有する職員が十分に確保・育成されるような状況にはない。</u></p> <p>[参考] 地方公共団体における統計事務従事者職員の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県:1,907人(H24.4現在の現員数)。統計専任職員(定員)1,839人:10年間で2割減 ・市町村:7,924人(H24.4現在の現員数)。統計専担は1,215人:対前年2割減【兼務率85%】 <p>(2) <u>また、農林水産統計調査のスペシャリストの確保が困難な地方公共団体に実査業務を委ねた場合には、(たとえ国がマニュアル等を定めても)各地で調査方法や正確性等にばらつきが生じることとなる。このようなことになれば、当該調査結果の統計データに基づいて算出される国の財政支出の妥当性など、国の農政施策への信頼性等が損なわれることになるとともに、国としての説明責任も果たせなくなる。</u></p> <p>[参考] 例えば、経営所得安定対策における米の直接支払交付金において、生産費の統計データに1%の誤りが生じれば、当該交付金の支払いに要する財政支出において百億円程度の影響をもたらすことになる。</p> <p>(3) <u>さらに、国の農政の推進上、その時々々の国の農政の重要課題に対応して、新たな統計調査を機動的に実施することが必要とされるが、その時々で必要とされる統計調査ごとに、統計理論から設定される地域ごとの調査客体数に応じて調査に従事する職員を柔軟に配置変更させるなどの対応をとることは、地方公共団体では実態上きわめて困難であり、国の施策へ機動的に対応できない。</u></p> <p>[参考] 平成23年度に新たに導入したそば・なたねの戸別所得補償制度への対応の際は、当該制度に必要なデータを整備するため、地方組織を機動的に活用し、調査の指示からデータのとりまとめまで僅か4ヶ月で対応したところ。</p> <p>(4) <u>以上のような地方の意向や現状等を踏まえ検討した結果、農林水産統計の実査業務の地方への移譲については困難である。</u></p> <p>4 上記1から3までを踏まえると、当事務については、<u>引き続き国が実施する必要がある。</u></p> <p>なお、統計業務の実施の在り方については、今後の「攻めの農林水産業」に関する農政の新たな展開や、次期「公的統計基本計画」の策定に向けた統計委員会での議論なども十分踏まえることが必要である。</p>
備考	

【農林水産省】

森林管理局

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：森林管理局	No. 1
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	民有林直轄治山事業 （森林治水事業の実施（民有林野）） （地すべり防止に関する事業の実施（民有林野））		
事務・権限の概要	大規模な山地災害の復旧を図るため、国土保全上特に重要で、事業規模が著しく大きいなど都道府県による実施が困難な場合に、都道府県からの要請を踏まえ実施する森林治水事業及び地すべり防止に関する事業に関する事務。		
予算の状況 （単位：百万円）	13,897百万円（平成25年度予算計上額） （東北局2,731百万円、関東局2,606百万円、中部局2,965百万円、近中局2,227百万円、四国局2,144百万円、九州局1,225百万円）		
関係職員数	4,358の内数（平成25年4月1日現在）		
事務量（アウトプット）	実施地区数：28地区（15県）（平成25年度） （平成20年以降の最近5年間では、東日本大震災、平成23年台風第12号災害の復旧など、新規着手地区は全国で3箇所）		
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、森林治水事業の実施（民有林野）を地方移管と仕分け。 また、平成25年1月29日に全国知事会が発表した「平成25年度当初予算案における強靱な国土づくりに向けた取組について」の声明の中では、国において大規模災害に備えた防災・減災対策、社会基盤の老朽化対策に対して加速度的に取り組むことが望まれている。		
その他各方面の意見	自民党の政権公約において、「地方出先機関の広域災害対応力の一層の強化を図る」ことが記されている。		
平成21年工程表における見直しの内容	直轄事業の要件を明確化する。		
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出先機関改革の公開討議で、直轄事業の要件について「規模が著しく大きく（事業費総額おおむね50億円以上）高度な技術を要し、都道府県から要請のあった場合」と明示し、地方側も理解（平成22年5月）。 ・ 東日本大震災後、森林法施行規則を改正し直轄事業の要件を明確化（平成23年5月26日 農林水産省令33号）。 「被災県の知事から要請があり、かつ、当該県における保安施設事業の実施体制その他の地域の実情及び国の事務の遂行への支障の有無を勘案して、国が当該保安施設事業を行う必要があると判断したとき。」		
その他既往の政府方針等			
検討結果（事務・権限の区分）	既に必要な措置が取られている。		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">D</div>		
備考			

【經濟產業省】

經濟產業局

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 1
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	景気動向等に関する統計調査の実施 ・経済産業省生産動態統計調査（法定受託事務を除く）		
事務・権限の概要	<p>○目的：我が国鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>○根拠法令：統計法（平成19年法律第53号）第7条、第9条</p> <p>○関係する計画・通知等：公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定）</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：中規模企業等を対象とした調査（調査対象名簿管理、調査票の配付・回収・督促・審査、業況ヒアリング、苦情対応、調査員の任命・指導、新規事業所の把握等）</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	-		
関係職員数	64人の内数（平成25年度末現在） （北海道局7人の内数、東北局10人の内数、関東局9人の内数、中部局6人の内数、近畿局10人の内数、中国局11人の内数、四国局4人の内数、九州局7人の内数）		
事務量（アウトプット）	<p>・毎月実施。</p> <p>・調査対象数は約17,000事業所（うち経済産業局実施分 約8,300）。</p> <p>・経産局からの調査票配布数：約8,300／月、 調査票回収・審査数：約8,000／月、 督促数：約2,700／月（延べ数）</p>		
地方側の意見	-		
その他各方面の意見	<p>都道府県においても、統計部局において厳しい人員削減が進められる中、統計調査に係る追加的業務負担に対しては、その調整に困難を極めたところ。</p> <p>現在経済産業局が担っている当該統計に係る調査業務については、比較的規模の大きな事業所を対象とし、IIP（鉱工業指数）等への影響も大きいため、厳密な審査を求められること、また、扱う調査票の種類も多く、調査票ごとに習得しなければならない品目知識も多いことから、都道府県に移譲することになった場合の都道府県側の負担は極めて大きくなる懸念される。</p> <p>実際、本件について、都道府県の現場からは、「現在まで国が主体となって実施してきた業種は大規模事業所が多く、各都道府県レベルでは対応しきれない恐れがある。また、統計担当部署における定員配置状況は近年非常に厳しくなっており、そもそも業務の増加に対応するのは難しい。」との声あり（東京都、大阪府等）。</p>		
平成21年工程表における見直しの内容	民間委託の拡大等を進める。		
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限	調査対象品目や調査対象抽出基準の見直しを毎年行っており、平成21年と比べて調査対象事業所数は約400事業所（うち経済産業局実施分約300）減少。		

<p>の現状を的確に理解 できるような情報</p>	
<p>その他既往の政 府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事 務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>A-a ※ 都道府県 が既に調査 を実施して いる業種であ って、都道府 県の側にお いて受け入 れる体制が整 ったものにつ いて移譲を 検討</p> <p>C ※ 上記以外 のもの</p> </div> <p>（参考） 平成 22 年の検討 結果 A-a ※ 都道府県が 既に調査を実 施している業 種であって、 都道府県の側 において受け 入れる体制が 整ったもの について移譲を 検討</p> <p>C-c ※ 上記以外 のもの</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>生産動態統計は統計法にて国が実施する基幹統計として位置づけられ、①鉱工業に関する月次動向の把握・公表、②IIP（鉱工業指数）、GDP速報等の重要経済指標作成の基礎データ提供等の役割を果たしており、業務の遅滞、精度の低下は経済政策上、大きな支障を及ぼす。</p> <p>本調査業務では、毎月半ばまでに約 17,000 事業所から前月末メデータの調査票を回収し、これら調査票について集計・分析の上、①業種別の統計を月末に公表するとともに、②同日に公表するIIPの算定用データの作成・提供を行っている。こうした極めてタイトな日程の中で、調査票の配布、回収・審査（疑義照会、修正等）、データの集計・指数化、分析等を行う必要があり、本省、局、都道府県が連携をとりつつ分担して調査業務に当たっている。</p> <p>現在、局及び都道府県が分担して調査を実施している業種については、都道府県の側において追加業務（現在の局の担当事業所数は約 4,300、都道府県担当は約 2,000）を遅滞なく処理するために受け入れる体制が整ったものについて、全国一律・一斉に局担当分の移譲を検討する。この場合、本事業は統計法に基づく基幹統計作成のために国が責任を持って継続して実施すべきものであることから、従来都道府県が実施してきた部分と同様、統計法に基づく法定受託事務として都道府県が受け入れることが前提となる。</p> <p>他方、現在、局にて実施し、都道府県は関与していない業種は、鉄鋼、化学、紙パルプ、鉱物、非鉄金属等、比較的大規模の事業所から成り、通常その事業活動範囲が一の都道府県域を超えること等から、全国的な規模で実施すべき事務として、局にて調査を行ってきたもの。そのため、当該調査を各都道府県に移譲した場合、各都道府県にとってこれまで取り扱ってこなかった業種に対応するため専門的知識、体制整備が求められることに加え、これら業種は各事業所の規模が大きい半面、事業所数は少なく、都道府県に僅少数の業務（1県1業種当たり平均約2.6事業所）が分散されることから、全体の行政効率も低下するおそれがあり、引き続き局にて実施することが適当。</p> <p>また、本調査業務については、調査票の印刷・発送等、民間を活用できる部分については既に外注により効率化を図っているところであるが、上記の通り、タイトな日程の中でIIPの作成業務と密接に連携しながら実施しなければならない業務であり、このような月次調査に係る業務全体を民間委託した場合、その円滑かつ継続的な実施は極めて困難。よって、引き続き国が中心となって実施することが必要。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 2																																																																
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																		
事務・権限名	新規産業の環境整備に関する事務 ・エンジェル税制の認定																																																																	
事務・権限の概要	<p>○目的： 新たな産業の創出・育成、地域経済の活性化に寄与することにより、我が国イノベーションを促進し、日本経済全体の成長と活性化を図るためには、創業・アーリーステージの中小・ベンチャー企業の資金調達環境を整備することが重要であることから、資金供給の担い手である個人投資家の増加を図る。</p> <p>○根拠法令： 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第8条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第4条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第4条の2 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第5条の2</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第7条に規定する「特定新規中小企業者」の要件に該当する者に対し、地方経済産業局・経済産業部長が「確認書（大臣名）」を発行する。</p>																																																																	
予算の状況 （単位：百万円）	—																																																																	
関係職員数	65人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局10人の内数、関東局10人の内数、中部局6人の内数、近畿局12人の内数、中国局6人の内数、四国局8人の内数、九州局4人の内数）																																																																	
事務量（アウトプット）	<p>（エンジェル税制確認書発行件数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務指標</th> <th colspan="2">北海道局</th> <th colspan="2">東北局</th> <th colspan="2">関東局</th> <th colspan="2">中部局</th> <th colspan="2">近畿局</th> </tr> <tr> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確認件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>88</td> <td>60</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">業務指標</th> <th colspan="2">中国局</th> <th colspan="2">四国局</th> <th colspan="2">九州局</th> <th colspan="2">沖縄局</th> <th colspan="2">全国</th> </tr> <tr> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> <tr> <td>確認件数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>99</td> <td>64</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（件）</p>		業務指標	北海道局		東北局		関東局		中部局		近畿局		平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	確認件数	0	0	3	0	88	60	1	1	6	2	業務指標	中国局		四国局		九州局		沖縄局		全国		平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	確認件数	0	1	0	0	1	0	0	0	99	64
業務指標	北海道局			東北局		関東局		中部局		近畿局																																																								
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度																																																								
確認件数	0	0	3	0	88	60	1	1	6	2																																																								
業務指標	中国局		四国局		九州局		沖縄局		全国																																																									
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度																																																								
確認件数	0	1	0	0	1	0	0	0	99	64																																																								
地方側の意見	<p><全国知事会></p> <p>「移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について」（平成23年8月30日） —「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。 （抜粋）中小企業やベンチャーの支援に関する事務</p>																																																																	
その他各方面の意見	—																																																																	
平成21年工程表における見直しの内容	<p>新規産業の環境整備に関する事務</p> <p>ベンチャー支援事業等については、国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する。</p>																																																																	

平成21年工程表決定 又は平成22年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	—
その他既往の政 府方針等	—
検討結果（事 務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">A - a</div> （参考） 平成22年の検討 結果 B②	（区分の理由等） 当該事務は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律をはじめ租税特別措置法などの各種法令やマニュアルの理解などの高い専門性が求められ、また、審査能力等のノウハウの蓄積が必要となることから、専任の職員や部局の設置がなされた持続性のある十分な実施体制が必要である。また、当該事務は国税の特例措置等を適用するための前提となるものであることから、国税関連の解釈等に関して全国統一的に遂行される必要がある。このため、税関連解釈等に関して国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整を前提に、的確な執行体制が確保され次第、移譲する。
備考	当該事務は、国税の特例措置等を適用するための前提となるものであり、税関連解釈等に関しての国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整が前提。

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 3																													
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																
事務・権限名	新規産業の環境整備に関する事務 ・産業クラスターの支援																															
事務・権限の概要	<p>○目的：我が国産業の国際競争力強化等に資する新事業の創出等</p> <p>○根拠法令：なし</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：産業クラスター支援として、平成13年度以降、企業や大学等への訪問等により、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、広域的な産学官のネットワーク形成によるコーディネートを実施。</p> <p>立ち上げ期、成長期を経て、平成22年度から1年前倒して自律的発展期に移行しており、国の支援は、各産業クラスター活動の自立化に向けた地域主導の取組に対する側面的な支援にシフト。</p>																															
予算の状況 (単位:百万円)	-																															
関係職員数	143人の内数 (北海道局19人の内数、東北局19人の内数、関東局11人の内数、中部局12人の内数、近畿局12人の内数、中国局26人の内数、四国局8人の内数、九州局36人の内数)																															
事務量（アウトプット）	<p>【過去の産業クラスター支援の実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金採択件数</td> <td>約 90 件</td> <td>約 80 件</td> <td>約 80 件</td> </tr> <tr> <td>確定帳簿検査</td> <td>約 90 件</td> <td>約 80 件</td> <td>約 80 件</td> </tr> <tr> <td>中間確定帳簿検査</td> <td>約 90 件</td> <td>約 80 件</td> <td>約 80 件</td> </tr> <tr> <td>企業訪問総数</td> <td>約 4,700 回</td> <td>約 3,800 回</td> <td>約 4,000 件</td> </tr> <tr> <td>研究者訪問総数</td> <td>約 1,100 回</td> <td>約 1,100 回</td> <td>約 1,100 件</td> </tr> <tr> <td>企業間、企業・大学間のマッチング調整件数</td> <td>約 14,300 件</td> <td>約 10,200 件</td> <td>約 10,300 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年度以降は、側面的な支援（会議への参加や企業訪問、地域からの求めに応じて助言等を実施）にシフトしており、定量的な事務量の実績値はない。</p>					平成19年度	平成20年度	平成21年度	補助金採択件数	約 90 件	約 80 件	約 80 件	確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件	中間確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件	企業訪問総数	約 4,700 回	約 3,800 回	約 4,000 件	研究者訪問総数	約 1,100 回	約 1,100 回	約 1,100 件	企業間、企業・大学間のマッチング調整件数	約 14,300 件	約 10,200 件	約 10,300 件
	平成19年度	平成20年度	平成21年度																													
補助金採択件数	約 90 件	約 80 件	約 80 件																													
確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件																													
中間確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件																													
企業訪問総数	約 4,700 回	約 3,800 回	約 4,000 件																													
研究者訪問総数	約 1,100 回	約 1,100 回	約 1,100 件																													
企業間、企業・大学間のマッチング調整件数	約 14,300 件	約 10,200 件	約 10,300 件																													
地方側の意見	<p><平成23年8月30日全国知事会（抜粋）></p> <p>「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。</p> <p>・新規産業の環境整備に関する事務</p>																															
その他各方面の意見	-																															
平成21年工程表における見直しの内容	<p>国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する。</p> <p>産業クラスターの「自律的発展期」（2011年～2020年）における支援について、期間の短縮を含め、国の役割を縮小する。</p>																															
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度	<p>平成22年度から自律的発展期に入った産業クラスターについて、国は、地域主導の取組に対する側面的な支援へシフト。</p>																															

改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	
その他既往の政府方針等	—
検討結果（事務・権限の区分） <div data-bbox="194 510 363 649" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80px; text-align: center;"> C </div> （参考）平成 22 年の検討結果 B②	国の経済成長に資すると期待される新産業分野における広域的なクラスターについては、引き続き国の産業競争力強化の観点から支援していく必要がある。
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 4																		
事務・権限移譲等検討シート（個票）																					
事務・権限名	新規産業の環境整備に関する事務 ・ソーシャルビジネスの振興に関する事務																				
事務・権限の概要	<p>○目的 「新しい公共」の重要な担い手として、福祉・子育て支援、環境、まちづくり等の社会的課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネス（以下「SB」と言う。）を振興することにより、地域における新しい産業・雇用を創出するとともに、SBの事業規模拡大や事業基盤強化を促進。本事業は平成23年度に終了。平成24年度より、東日本大震災復興のため、被災地向けのSB事業を支援（平成24年度から5年間の予定）。</p> <p>○根拠法令：－</p> <p>○関係する計画・通知等 ・東日本大震災からの復興の基本計画（平成23年7月29日決定） 5.（2）②雇用対策 5.（4）④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 ・補助事業の採択審査手続、補助金の交付決定及び確定の手続 ・補助事業の進捗状況（中間、年度末） ・補助事業の管理及び指導・助言 等</p>																				
予算の状況 （単位：百万円）	<p>○平成25年度予算額 地域新成長産業創出事業費補助金 東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業 200百万円</p>																				
関係職員数	<p>65人の内数（平成25年度末現在） （北海道局3人の内数、東北局10人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局12人の内数、中国局5人の内数、四国局5名の内数、九州局8人の内数）</p>																				
事務量（アウトプット）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">局別</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">平成24年度（新規）</th> </tr> <tr> <th></th> <th style="width: 15%;">補助事業の採択審査件数（応募件数）</th> <th style="width: 15%;">補助金の交付決定件数</th> <th style="width: 15%;">補助金の確定件数</th> <th style="width: 15%;">補助事業の進捗状況件数</th> <th style="width: 15%;">補助事業の管理及び指導・助言の件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">36</td> </tr> </tbody> </table>			局別	平成24年度（新規）						補助事業の採択審査件数（応募件数）	補助金の交付決定件数	補助金の確定件数	補助事業の進捗状況件数	補助事業の管理及び指導・助言の件数		38	12	12	24	36
局別	平成24年度（新規）																				
	補助事業の採択審査件数（応募件数）	補助金の交付決定件数	補助金の確定件数	補助事業の進捗状況件数	補助事業の管理及び指導・助言の件数																
	38	12	12	24	36																
地方側の意見	<p>○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会）</p>																				
その他各方面の意見	－																				
平成21年工程表における見直しの内容	<p>新規産業の環境整備に関する事務 国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全</p>																				

	国的視点に立った事業に限定する。
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度で全国的に実施してきたS B事業（地域新成長産業創出促進事業の内数）は終了。 ・平成24年度より東日本大震災の影響を受けた被災地向けにS B事業を実施。
その他既往の政府方針等	—
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 40px;">C</div> （参考） 平成22年の検討結果 C - c	（区分の理由等） ○平成24年度より、東日本大震災の復興支援事業として、対象地域を特定被災地域に限定した支援を実施している。本事業は域内の県境を跨いで活動するものに対しても支援することもあり、また、活動対象地域は復興の進捗を考慮して選定する必要があることから、国が域内を俯瞰して実施すべきもの。 ○なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から、現場に近い経済産業局が補助金交付事務等を行うことが適当。
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 5																																												
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																															
事務・権限名	商工会議所に係る許認可・監督に関する事務																																														
事務・権限の概要	<p>商工会議所法は、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与するために、商工会議所及び日本商工会議所の組織及び運営について定めることを目的とする。</p> <p>同法においては、商工会議所の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収及び検査等、全国的見地から国が行うべき事務について経済産業大臣が行うこととされており、これらの事務以外のものについては政令で都道府県知事へ委任されている。</p> <p>《国（経済産業局）の権限》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立の認可、定款変更の認可（組織の根幹に関わるもの）、設立認可の取消し、解散の認可 等 <p>《都道府県の権限》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定商工業者の基準引き上げに係る許可等、定款変更の認可（軽微なもの） ・ 年次報告の受理 等 																																														
予算の状況 （単位：百万円）	—																																														
関係職員数	67人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局6人の内数、関東局7人の内数、中部局7人の内数、近畿局10人の内数、中国局12人の内数、四国局8人の内数、九州局8人の内数）																																														
事務量（アウトプット）	<p>定款変更等の許認可処理件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> <th>平成24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国</td> <td>64</td> <td>20</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>北海道経済産業局</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>東北経済産業局</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>関東経済産業局</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>近畿経済産業局</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>中国経済産業局</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>四国経済産業局</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>九州経済産業局</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				平成22年	平成23年	平成24年	全国	64	20	26	北海道経済産業局	2	4	0	東北経済産業局	8	2	2	関東経済産業局	10	6	6	中部経済産業局	11	3	5	近畿経済産業局	12	1	4	中国経済産業局	7	1	2	四国経済産業局	0	1	4	九州経済産業局	14	2	3				
	平成22年	平成23年	平成24年																																												
全国	64	20	26																																												
北海道経済産業局	2	4	0																																												
東北経済産業局	8	2	2																																												
関東経済産業局	10	6	6																																												
中部経済産業局	11	3	5																																												
近畿経済産業局	12	1	4																																												
中国経済産業局	7	1	2																																												
四国経済産業局	0	1	4																																												
九州経済産業局	14	2	3																																												
地方側の意見	—																																														
その他各方面の意見	<p>〈平成25年5月〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の商工会議所制度が国際的な信用を失墜することがないようにするためには、商工会議所の同質性を堅持することが不可欠であり、同制度の根幹に関わる事項については、商工会議所法を所管する国において、同法に係る許認可権限を保持し、統一的に運用する必要がある。（日本商工会議所） ・ 現在はわが国および地域経済の経済構造等を巡る環境が大きく異なり、商工会議所が直面する課題が大きく変化する中で、商工会議所がこれらの変化に的確に対応し、商工会議所法の目的を達成する観点から自らの機能を最大限に発揮するためには、副会頭や議員定数をはじめとする法令・通達上の諸規制は可能な限り緩和すべきであると、各地商工会議所の声を受け、主張してきたところである。（日本商工会議所） ・ その上で、設立・解散・合併の認可など商工会議所制度の根幹に関わる事項については、同権限を国に残すべきである。また、定款変更の認可については、地域の実情に応じて自由かつ主体的な活動を展開できるようにするために、「届出制」とすべきである。（日本商工会議所） 																																														

平成 21 年工程表における見直しの内容	商工会議所に係る許認可・監督に関する事務 商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する。
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後から現在まで、当該事務・権限に関する見直しの取組、制度改正等は行っていない。
その他既往の政府方針等	【地方分権改革推進委員会第 1 次勧告（H20. 5. 28）, 第 2 次勧告（H20. 12. 8）】 商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する。
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>A-a ※商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県への移譲を検討。</p> <p>C ※上記以外の事務</p> </div> <p>（参考） 平成 22 年の検討 A-a（一部） C-c（その他）</p>	<p>（区分の理由等） 商工会議所は世界各国に存在し、輸出品の原産地証明、海外取引の斡旋など国境を越えた事業への支援活動を行っており、既に発給された証明書も含め、こうした活動に関する国際的な信用を維持するためには、引き続き、国が商工会議所の指導・監督について一定の権限を保持しなければ著しい支障が生じる。 業務の執行に当たっては、地方の商工業の状況の実態を的確に把握することが必要であること、また、許認可対象者の利便性も考慮すると経済産業局にて実施するのが適切。</p>
備考	「地方分権改革推進委員会」から政府に対して出された「第 1 次勧告」（H20. 5. 28）及び「第 2 次勧告」（H20. 12. 8）において、「商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する」とこととされている。したがって、移譲に当たっては、所要の規制緩和（届出制への変更等）を含めて検討することが必要。

事務・権限移譲等検討シート

	出先機関名：経済産業局	No.												
事務・権限移譲等検討シート（個票）														
事務・権限名	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・地域技術の振興に関する事務（地域イノベーション）													
事務・権限の概要	<p>○目的 我が国経済全体の発展、国際競争力強化の観点から、新事業・新産業の創出につなげるため、企業、大学、公的研究機関などの産学官連携による高度技術の開発について、全国レベルの先端的なモデル事業など全国的な視点に立った事業を実施する。</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 本省が予算要求、公募・採択取りまとめ、プロジェクトの一元管理等を行い、経済局が事前相談、応募受付、実施体制・地域経済への寄与等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローなど一貫した管理に加え、制度見直し等に関する本省への提案等を行っている。</p>													
予算の状況 （単位：百万円）	平成25年度予算案計上額 296 百万円 （ものづくり中小企業連携支援事業 11,870 百万円の内数）													
関係職員数	114 人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局10人の内数、関東局14人の内数、中部局20人の内数、近畿局19人の内数、中国局14人の内数、四国局7人の内数、九州局21人の内数）													
事務量（アウトプット）	<p>下記の他、公募にかかる説明会開催や、問い合わせ対応を実施。 （全国）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募受付</td> <td>約85件</td> </tr> <tr> <td>採択件数（執行件数）</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>中間帳簿検査</td> <td>約34件</td> </tr> <tr> <td>中間・最終評価</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>確定帳簿検査</td> <td>16件</td> </tr> </tbody> </table>		業務指標	24年度	応募受付	約85件	採択件数（執行件数）	16件	中間帳簿検査	約34件	中間・最終評価	6件	確定帳簿検査	16件
業務指標	24年度													
応募受付	約85件													
採択件数（執行件数）	16件													
中間帳簿検査	約34件													
中間・最終評価	6件													
確定帳簿検査	16件													
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会）													
その他各方面の意見	なし													
平成21年工程表における見直しの内容	なし													
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	なし													
その他既往の政府方針等	なし													
検討結果（事務・権限の区分）	<p>（区分の理由等）</p> <p>本事業は、地域性にとらわれず全国に広く波及効果が見込まれる可能性の高い、広域的な産学官連携による研究開発を実施している。提案事業の採択の観点からは、広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による提案採択ができず、我が国全体の産業競争力強化の観点から著しい支障を生じる。</p> <p>また、事業実施主体である産学官連携体の組み合わせの観点からは、広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、当該広域の実施体制等に属する自治体内の企業や大学、公的研究機関等からの提案が優先されることにより、全国的視点からみて真に必要な産学官連携の組み合わせによる研究開発提案を阻害する可能性があり、事業実施に著しい支障が生じる。</p> <p>なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>また、本事業では、平成24年度においては16件の提案を新規採択。執行にあたっては人材・知見の集積等の整備が不可欠であるが、採択件数が少なく、都道府県に移譲した場合、行</p>													
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px auto;">C</div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C-c</p>														

	政効率が非効率となるため、引き続き国が実施。
備考	なし

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局				No. 7																															
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																					
事務・権限名	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・産学人材育成パートナーシップに関する事務																																				
事務・権限の概要	<p>○目的 大学と産業界との対話を促し、産業界のニーズと実際の教育との間のミスマッチの解消や横断的・制度的課題、業種別課題の解決に取り組むため、全国レベルの先端的なモデル事業として、産学連携による実践的な人材育成プログラムの開発とその実証等を実施する。</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 応募受付、広域にまたがる大学・民間企業・研究機関などの実施機関との事業計画の作成、フォローアップ、帳票検査等の業務を実施。</p>																																				
予算の状況 （単位：百万円）	なし（平成 22 年度をもって事業終了）																																				
関係職員数	-																																				
事務量（アウトプット）	<p>（全国）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募受付</td> <td>約80</td> <td>約50</td> <td>約20※</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>約45</td> <td>約45</td> <td>約20※</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>中間帳簿検査</td> <td>約90</td> <td>約90</td> <td>約40</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>確定帳簿検査</td> <td>約90</td> <td>約90</td> <td>約40</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※継続分のみ</p>							業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	応募受付	約80	約50	約20※	-	-	採択件数	約45	約45	約20※	-	-	中間帳簿検査	約90	約90	約40	-	-	確定帳簿検査	約90	約90	約40	-	-
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																
応募受付	約80	約50	約20※	-	-																																
採択件数	約45	約45	約20※	-	-																																
中間帳簿検査	約90	約90	約40	-	-																																
確定帳簿検査	約90	約90	約40	-	-																																
地方側の意見	「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会）																																				
その他各方面の意見	-																																				
平成 21 年工程表における見直しの内容	-																																				
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	産学人材育成パートナーシップ事業は、平成 22 年度をもって廃止。																																				
その他既往の政府方針等	-																																				
検討結果（事務・権限の区分）	<p>（区分の理由等）</p> <p>産学人材育成パートナーシップ事業は、平成 22 年度をもって廃止。今後は、国（経済産業局）、自治体、大学、企業の協働による、地域イノベーションの創出も含め、世界に通用する産業人材の育成を推進。</p>																																				
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">D（廃止済み）</p> </div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 D</p>																																					
備考	-																																				

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 8
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・情報処理の促進に関する業務		
事務・権限の概要	<p>情報化社会の要請に応え、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を推進していくためには、「新たな情報通信技術戦略」や「情報経済革新戦略」等を踏まえた国家IT戦略を全国的に推進していく必要がある。</p> <p>こうした国家IT戦略の一環として、次のような取り組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中小企業等によるITを利活用して経営革新、生産性向上を図るための取り組みに対する支援 ・先進的な取り組みを行おうとする情報処理・ソフトウェア関連企業に対する支援 ・昨今の複雑化・巧妙化するコンピュータウイルス等の情報セキュリティに関する脅威に対応するための国民、企業等の情報セキュリティの確保等を促進 		
予算の状況 （単位：百万円）	—		
関係職員数	61人の内数（平成25年度末） （北海道局5人の内数、東北局9人の内数、関東局6人の内数、中部局13人の内数、近畿局4人の内数、中国局12人の内数、四国局8人の内数、九州局4人の内数）		
事務量（アウトプット）	地域経済情報化基盤整備補助事業の執行件数…26件（平成21年度） ※事務量を定量的に示せない事務が数多く存在する。		
地方側の意見	移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について（平成23年8月30日、全国知事会）により「速やかに着手するもの」として意見が出されている。 ・技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務		
その他各方面の意見	—		
平成21年工程表における見直しの内容	—		
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—		
その他既往の政府方針等	政府のIT総合戦略本部における戦略（平成25年5月策定予定）		
検討結果（事務・権限の区分）	<p>（区分の理由等）</p> <p>本業務は、地域振興に係るものではなく、国としてITの振興のために実施するものであり、IT総合戦略本部の強力なリーダーシップのもと、本年5月に策定される予定の戦略に従って実施していくことが求められているため、自治体や自発的な広域実施体制に移譲することは不適切。</p> <p>また、IT分野は状況の変化が非常に早く、自治体や自発的な広域実施体制に移譲</p>		
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px auto;"> C </div> <p>平成22年の検討</p>			

結果 C-c	した場合、地域間で対策にバラつきが生じるなど、国家IT戦略を推進していく上で著しい支障が生じる。
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 9
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・アジア人財資金構想に関する事務		
事務・権限の概要	<p>○目的：我が国企業への就職意欲のある、能力・意欲の高いアジア等の留学生に対して、大学、地域経済団体、NPO 法人等と民間企業が連携して、人材育成から就職支援までの一連の事業を実施し、産業界で活躍する高度外国人材の育成及び我が国企業への受入れを促進することを目的としていた。</p> <p>○根拠法令：なし</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：応募受付、委託契約手続き、中間帳簿検査、中間事業評価、最終事業評価、確定帳簿検査等の事務手続きや、優秀な留学生を日本企業に就職させるために、本事業の計画、調整、執行等のコーディネート業務を行っていた。「アジア人財資金構想」事業は委託事業であり、企画、立案、予算業務を本省にて実施し、経済局に本事業の契約、執行、確定検査業務を委任しており、地域における大学及び企業の巻き込み等の先導的な役割を経済局が担っていた。</p>		
予算の状況 (単位:百万円)	平成24年度にて事業終了		
関係職員数	—		
事務量（アウトプット）	—		
地方側の意見	<p>○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会）</p> <p>（2）経済産業局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務 ・技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 		
その他各方面の意見	—		
平成21年工程表における見直しの内容	—		
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>本事業では、優秀な外国人留学生の獲得、育成から就職支援に取り組んでいたが、平成21年11月の事業仕分け（第一弾）において、廃止と判定され、平成24年度をもって事業が終了した。</p> <p>なお、事業仕分け当時、本事業に参加していた留学生が卒業する平成24年度までは経過措置として事業を実施した。</p>		
その他既往の政府方針等	平成21年11月の事業仕分け（第一弾）において、廃止と判定。		
検討結果（事務・権限の区分）	<p>(区分の理由等) 既に平成21年11月の事業仕分け（第一弾）の結果を受け、平成24年度をもって事業が終了しているため。</p>		
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="margin: 0;">D</p> <p style="margin: 0;">(廃止済み)</p> </div> <p>(参考)</p>			

平成 22 年の検討 結果 D (廃止・民営化)	
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

	出先機関名：経済産業局	No. 10
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	工業標準化法（JIS法）に基づく事業所への立入検査等の事務	
事務・権限の概要	<p>○目的及び制度概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J I S マーク制度は、国内に流通する鋳工業品の品質、安全度等を統一することにより、品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与すること等を目的としており、鋳工業品の製造事業者等が、主務大臣の登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）の認証を受けて、その製造又は加工する鋳工業品、包装等に J I S に適合するものであることを示す特別な表示（J I S マーク）を表示することができる任意の制度。 ・ 主務大臣は国内外の認証機関の登録を行い、必要に応じて報告徴収、立入検査、適合命令、登録取消し等の処分を行うことができる。 ・ 主務大臣は、必要に応じて認証を受けた製造業者等（以下「認証製造業者等」という。）に対して、適合命令、立入検査、表示の除去命令等の処分を行うことができる。 ・ 認証製造業者等でない者が J I S マークを表示することはできず、違反者には罰則が科される。 <p>○根拠法令：工業標準化法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証機関の登録（法第 19 条、第 20 条、第 23 条） ・ 認証製造業者等に対する報告徴収及び立入検査（法第 21 条） ・ 認証製造業者等に対する表示の除去命令等（法第 22 条） ・ 登録の更新（法第 28 条） ・ 登録認証機関からの届出等の処理（法第 29 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条） ・ 登録認証機関に対する適合命令（法第 36 条） ・ 登録認証機関に対する改善命令（法第 37 条） ・ 登録の取消し（法第 38 条） ・ 登録認証機関に対する報告徴収及び立入検査（法第 40 条）等 <p>○本省と経済産業局の業務分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証を行う事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある認証機関の登録等に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する経済産業局が行うこととされている。（工業標準化法に基づく認証機関等に関する政令第 3 条第 1 項） ・ 認証を受けた者の工場、事業所等に対する報告徴収、立入検査等に関する業務は、当該工場等の所在地を管轄する経済産業局が行うこととされている（同条第 2 項）。 	
予算の状況 （単位：百万円）	—	
関係職員数	<p>92 人の内数（平成 25 年度末現在）</p> <p>（北海道局 9 人の内数、東北局 10 人の内数、関東局 14 人の内数、中部局 13 人の内数、近畿局 19 人の内数、中国局 14 人の内数、四国局 7 人の内数、九州局 6 人の内数）</p>	

事務量（アウトプット）	・ 認証製造事業者等に対する立入検査 約 130 件（平成 21～23 年度の平均）
地方側の意見	—
その他各方面の意見	<p>【登録認証機関】</p> <p>認証製造業者等の立地する地域の経済産業局に対して、以下の報告・相談を実施し、普段より密に連絡調整を行ってきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般からの苦情が寄せられた場合の事案の確認・処理等の対応 ・ 認証製造業者等の不正判明等緊急時の対応 ・ その他の相談・報告等 <p>これら業務に係る連絡調整先が認証製造業者等の立地する都道府県になった際には、以下の状況が発生する可能性がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 認証製造業者等が複数都道府県にまたがって事業展開している場合、連絡調整先が多数となることによる業務量の増大と、それに伴うコストアップ。 ② 各都道府県の認証製造業者等への対応が異なることによる公平性・統一性の問題。
平成 21 年工程表における見直しの内容	—
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—
その他既往の政府方針等	—
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>A - a ※一の都道府県内のみ事業所等がある認証製造業者等への報告徴収、立入検査の権限については、事業所等の所在地を管轄する都道府県に権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>C ※上記以外の業務</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証製造業者等には全国規模で事業展開しているところも多く、立入検査等で不適合が見つかった場合、国による全国的に均一かつ迅速な対応が必要。自治体間で認証製造業者等への対応の違いが生じれば、全国的に均一な対応が出来なくなり、対応の不十分な地域に不適合業者が集中する、自治体を跨がる問題が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が生じ、均一・公平な対応が取れなくなる。 ・ 各局とも少人数の担当で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率な運用になるとともに、技術継承や人材育成のコストも発生する。なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。
（参考） 平成 22 年の検討結果 A - a（一部） C - c（その他）	
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 11														
事務・権限移譲等検討シート（個票）																	
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ものづくり高度化支援に関する事務																
事務・権限の概要	<p>○目的： 中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講じ、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を促進し、我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図る。</p> <p>○根拠法令： 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（中小ものづくり高度化法）</p> <p>○出先機関が実施する業務 ・地域中小企業者及び関係者を対象とした「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談業務 ・「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定業務（申請受付、認定、計画変更対応等） ・「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行業務（公募/採択、契約、事業管理、確定等） ・「戦略的基盤技術高度化支援事業」等のフォローアップ及び成果普及 等</p>																
予算の状況 （単位：百万円）	ものづくり中小企業連携支援事業 11, 871百万円の内数																
関係職員数	109人の内数（平成25年度末現在） （北海道局5人の内数、東北局19人の内数、関東局10人の内数、中部局17人の内数、近畿局15人の内数、中国局26人の内数、四国局4人の内数、九州局13人の内数）																
事務量（アウトプット）	1. 「中小ものづくり高度化法」認定件数（平成25年3月8日現在） （単位：件）																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>132</td> <td>656</td> <td>1,050</td> <td>650</td> <td>583</td> </tr> </tbody> </table> （全国）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	132	656	1,050	650	583
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	132	656	1,050	650	583												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>4</td> <td>24</td> <td>31</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> （北海道局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	4	24	31	22	23
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	4	24	31	22	23												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>13</td> <td>41</td> <td>67</td> <td>70</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> （東北局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	13	41	67	70	32
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	13	41	67	70	32												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>37</td> <td>324</td> <td>440</td> <td>279</td> <td>206</td> </tr> </tbody> </table> （関東局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	37	324	440	279	206
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	37	324	440	279	206												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>31</td> <td>86</td> <td>133</td> <td>92</td> <td>97</td> </tr> </tbody> </table> （中部局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	31	86	133	92	97
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	31	86	133	92	97												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>31</td> <td>129</td> <td>239</td> <td>132</td> <td>142</td> </tr> </tbody> </table> （近畿局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	31	129	239	132	142
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	31	129	239	132	142												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>6</td> <td>20</td> <td>47</td> <td>17</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table> （中国局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	6	20	47	17	27
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	6	20	47	17	27												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>4</td> <td>12</td> <td>37</td> <td>9</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> （四国局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	4	12	37	9	13
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	4	12	37	9	13												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>5</td> <td>19</td> <td>52</td> <td>27</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> （九州局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	5	19	52	27	37
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	5	19	52	27	37												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> （沖縄局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	1	1	4	2	6
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	1	1	4	2	6												

	<p>2. 「戦略的基盤技術高度化支援事業」応募件数／採択件数 (全国) (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募件数</td> <td>134</td> <td>858</td> <td>1,541</td> <td>995</td> <td>639</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>48</td> <td>297</td> <td>433</td> <td>188</td> <td>134</td> </tr> </tbody> </table> <p>(北海道局) (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募件数</td> <td>8</td> <td>39</td> <td>42</td> <td>31</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>2</td> <td>17</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(東北局) (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募件数</td> <td>7</td> <td>61</td> <td>89</td> <td>124</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>3</td> <td>25</td> <td>31</td> <td>36</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(関東局) (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募件数</td> <td>44</td> <td>376</td> <td>630</td> <td>390</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>10</td> <td>122</td> <td>156</td> <td>55</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中部局) (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募件数</td> <td>29</td> <td>126</td> <td>216</td> <td>127</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>15</td> <td>42</td> <td>72</td> <td>27</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(近畿局) (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募件数</td> <td>31</td> <td>179</td> <td>357</td> <td>226</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>10</td> <td>59</td> <td>99</td> <td>39</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中国局) (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募件数</td> <td>10</td> <td>27</td> <td>68</td> <td>33</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>4</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(四国局) (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募件数</td> <td>1</td> <td>16</td> <td>49</td> <td>17</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>16</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(九州局) (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募件数</td> <td>3</td> <td>33</td> <td>81</td> <td>38</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>8</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄局) (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	応募件数	134	858	1,541	995	639	採択件数	48	297	433	188	134	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	応募件数	8	39	42	31	25	採択件数	2	17	12	9	5	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	応募件数	7	61	89	124	35	採択件数	3	25	31	36	11	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	応募件数	44	376	630	390	235	採択件数	10	122	156	55	49	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	応募件数	29	126	216	127	101	採択件数	15	42	72	27	24	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	応募件数	31	179	357	226	154	採択件数	10	59	99	39	26	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	応募件数	10	27	68	33	28	採択件数	4	16	20	6	6	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	応募件数	1	16	49	17	13	採択件数	1	4	16	6	2	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	応募件数	3	33	81	38	42	採択件数	2	12	24	8	11	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	応募件数	1	1	9	9	6	採択件数	1	0	3	2	0
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																																																
応募件数	134	858	1,541	995	639																																																																																																																																																																																
採択件数	48	297	433	188	134																																																																																																																																																																																
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																																																
応募件数	8	39	42	31	25																																																																																																																																																																																
採択件数	2	17	12	9	5																																																																																																																																																																																
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																																																
応募件数	7	61	89	124	35																																																																																																																																																																																
採択件数	3	25	31	36	11																																																																																																																																																																																
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																																																
応募件数	44	376	630	390	235																																																																																																																																																																																
採択件数	10	122	156	55	49																																																																																																																																																																																
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																																																
応募件数	29	126	216	127	101																																																																																																																																																																																
採択件数	15	42	72	27	24																																																																																																																																																																																
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																																																
応募件数	31	179	357	226	154																																																																																																																																																																																
採択件数	10	59	99	39	26																																																																																																																																																																																
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																																																
応募件数	10	27	68	33	28																																																																																																																																																																																
採択件数	4	16	20	6	6																																																																																																																																																																																
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																																																
応募件数	1	16	49	17	13																																																																																																																																																																																
採択件数	1	4	16	6	2																																																																																																																																																																																
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																																																
応募件数	3	33	81	38	42																																																																																																																																																																																
採択件数	2	12	24	8	11																																																																																																																																																																																
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																																																
応募件数	1	1	9	9	6																																																																																																																																																																																
採択件数	1	0	3	2	0																																																																																																																																																																																
地方側の意見	<p>○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。(平成23年8月30日全国知事会)</p> <p>○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」(平成25年4月12日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康)</p>																																																																																																																																																																																				
その他各方面の意見	<p>経済衰退に伴い経営基盤が脅かされている中小企業の保有する強みの技術を強化していく国のプロジェクトとして非常に重要である。(総合科学技術会議有識者議員の戦略的基盤技術高度化支援事業へのコメント) <平成17年11月></p>																																																																																																																																																																																				
平成21年工程表における見直しの内容	<p>中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務</p> <p>○国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携推進法及び中小企業地域資源活用促進法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するように見直しを行う。</p>																																																																																																																																																																																				
平成21年工程表決定又は平成22年見直し後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む)	<p>中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務については、平成21年度以降、平成24年度において、最新技術の動向を反映するために、中小ものづくり高度化指針の内容を以下のとおり改定。</p> <p>○新規技術として「冷凍空調に係る技術」「塗装に係る技術」の2技術を追加。</p> <p>○次の特定ものづくり基盤技術については、対象範囲拡大等のため、名称を変更。</p>																																																																																																																																																																																				

<p>む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">(変更前)</td> <td style="text-align: center;">(変更後)</td> </tr> <tr> <td>「溶射に係る技術」</td> <td>→ 「溶射・蒸着に係る技術」</td> </tr> <tr> <td>「繊維加工に係る技術」</td> <td>→ 「繊維加工に係る技術」</td> </tr> <tr> <td>「部材の結合に係る技術」</td> <td>→ 「部材の締結に係る技術」</td> </tr> <tr> <td>「真空の維持に係る技術」</td> <td>→ 「真空に係る技術」</td> </tr> </table>	(変更前)	(変更後)	「溶射に係る技術」	→ 「溶射・蒸着に係る技術」	「繊維加工に係る技術」	→ 「繊維加工に係る技術」	「部材の結合に係る技術」	→ 「部材の締結に係る技術」	「真空の維持に係る技術」	→ 「真空に係る技術」
(変更前)	(変更後)										
「溶射に係る技術」	→ 「溶射・蒸着に係る技術」										
「繊維加工に係る技術」	→ 「繊維加工に係る技術」										
「部材の結合に係る技術」	→ 「部材の締結に係る技術」										
「真空の維持に係る技術」	→ 「真空に係る技術」										
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>										
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 100px;">C</div> <p>(参考) 平成22年の検討結果 C-c</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>国は、「中小ものづくり高度化法」に基づき、我が国の国際競争力強化において高度化することが必要なものづくり基盤技術に関して、中小企業者の研究開発計画を認定し、そのうち技術的に高度でリスクが高く、我が国の中小企業のものづくり基盤技術の高度化や川下産業のニーズへの対応に対して、特に効果が大きく、国として実施する必要性が高い研究開発について支援を行っている。また、研究開発体制は都道府県にとどまるものではない。</p> <p>このため、広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による国の重点政策に合致した支援を行うことができなくなり、著しい支障を生じる。</p>										
<p>備考</p>											

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局				No. 12	
事務・権限移譲等検討シート（個票）							
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・新連携支援に関する事務						
事務・権限の概要	○目的： 中小企業の更なる新事業活動を促進させるとともに、中小企業の活性化・健全な発展を目指し、異分野の中小企業が連携し、互いの経営資源を活用する等、新商品、新サービスの開発等の取り組みに対する支援を行う。 ○根拠法令： 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容： 地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 新事業活動促進法による事業計画認定・承認に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務 認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務						
予算の状況 (単位:百万円)	平成 25 年度予算額：1,860 百万円の内数						
関係職員数	114 人の内数（平成 25 年度末現在） （北海道局 19 人の内数、東北局 21 人の内数、関東局 10 人の内数、中部局 11 人の内数、近畿局 12 人の内数、中国局 6 人の内数、四国局 13 人の内数、九州局 22 人の内数）						
事務量（アウトプット）	①基盤整備／制度設計 ・現場の課題・ニーズの掘り起こし 等 ②案件発掘／事業認定 ・地域中小企業者及び関係者を対象とした案件発掘・ヒアリング・相談業務 等 ③事業化等支援 ・法施行事務、補助金交付業務、確定業務 等 ④全国展開・普及／制度見直し ・成功事例集の作成・普及、啓発イベントの開催 等 （全国）						
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	認定件数	139件	114件	46件	53件	71件	
	補助交付件数	273件	294件	227件	153件	(未確定)	
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成 23 年 8 月 30 日全国知事会） ○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」（平成 25 年 4 月 12 日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康）						
その他各方面の意見	—						
平成 21 年工程表における見直し	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務						

<p>の内容</p>	<p>○国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携促進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。</p>
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>平成21年工程表決定を受け、補助金の交付決定に際し、事業者から国（経済産業局）へ補助事業計画が提出され次第、関係する都道府県へ情報を提供し、意見聴取の機会を設け、補助事業計画に対する意見が提出された場合には、その意見を十分配慮するよう見直すこととし、平成21年6月から実施した。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 824 363 967" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">c</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C-c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要から、国が全国的視点の下で法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。</p> <p>広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、著しい支障を生じる。</p> <p>また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 13			
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ 中小企業の地域資源活用に関する事務					
事務・権限の概要	○目的： 中小企業の更なる新事業活動を促進させるとともに、中小企業の活性化・健全な発展を目指し、中小企業者が地域資源（伝統技術、農林水産品、観光資源）を活用しての、新商品、新サービスの開発等の取り組みに対する支援を行う。 ○根拠法令： 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容： 地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 地域資源活用促進法による事業計画認定に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務 認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務					
予算の状況 （単位：百万円）	平成 25 年度予算額：1,860 百万円の内数					
関係職員数	115 人の内数（平成 25 年度末現在） （北海道局 19 人の内数、東北局 21 人の内数、関東局 11 人の内数、中部局 11 人の内数、近畿局 12 人の内数、中国局 6 人の内数、四国局 13 人の内数、九州局 22 人の内数）					
事務量（アウト プット）	①基盤整備／制度設計 ・ 現場の課題・ニーズの掘り起こし 等 ②案件発掘／事業認定 ・ 地域中小企業者及び関係者を対象とした案件発掘・ヒアリング・相談業務 等 ③事業化等支援 ・ 法施行事務、補助金交付業務、確定業務 等 ④全国展開・普及／制度見直し ・ 成功事例集の作成・普及、啓発イベントの開催 等 （全国）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	認定件数	262件	235件	93件	94件	111件
	補助交付件数	346件	481件	436件	325件	（未確定）
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成 23 年 8 月 30 日全国知事会） ○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」（平成 25 年 4 月 12 日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康）					
その他各方面の意見	—					
平成 21 年工程表における見直しの内容	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ○国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全					

	<p>国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携促進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。</p>
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>平成21年工程表決定を受け、補助金の交付決定に際し、事業者から国（経済産業局）へ補助事業計画が提出され次第、関係する都道府県へ情報を提供し、意見聴取の機会を設け、補助事業計画に対する意見が提出された場合には、その意見を十分配慮するよう見直すこととし、平成21年6月から実施した。</p> <p>平成22年の自己仕分け結果を受け、法律による認定に基づかない地域資源活用販路開拓支援事業について平成23年4月から廃止した。</p> <p>平成21年12月の地方分権改革推進計画を受け、地域主権一括法（第一次）により、都道府県の基本構想の作成に係る規定及びその作成又は変更に係る主務大臣の認定に係る規定を廃止した。（平成24年4月施行）</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>C 一部D</p> </div> <p>参考） 平成22年の検討結果 D（一部） C-c（その他）</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要から、国が全国的視点の下で法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。</p> <p>広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、著しい支障を生じる。</p> <p>また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率。</p> <p>なお、対象事業のうち法律による認定に基づかない地域資源活用販路開拓支援事業について平成23年4月から廃止した他、地域主権一括法（第一次）により、都道府県の基本構想の作成に係る規定及びその作成又は変更に係る主務大臣の認定に係る規定を廃止した。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 14				
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・農商工連携に関する事務					
事務・権限の概要	○目的： 中小企業の更なる新事業活動を促進させるとともに、中小企業の活性化・健全な発展を目指し、中小企業者と農林漁業者が連携し、互いの経営資源を活用しての、新商品・新サービスの開発等の取り組みに対する支援を行う。 ○根拠法令： 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容 ・地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 ・農商工等連携促進法による事業計画認定に係る事務 ・補助金の交付・確定に係る事務 ・認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務					
予算の状況 (単位:百万円)	平成 25 年度予算額：1,860 百万円の内数					
関係職員数	115 人の内数（平成 25 年度末現在） （北海道局 19 人の内数、東北局 21 人の内数、関東局 11 人の内数、中部局 11 人の内数、近畿局 12 人の内数、中国局 6 人の内数、四国局 13 人の内数、九州局 22 人の内数）					
事務量（アウトプット）	①基盤整備／制度設計 ・現場の課題・ニーズの掘り起こし 等 ②案件発掘／事業認定 （アウトプット） ・地域中小企業者及び関係者を対象とした案件発掘・ヒアリング・相談業務 等 ③事業化等支援 ・法施行事務、補助金交付業務、確定業務 等 ④全国展開・普及／制度見直し ・成功事例集の作成・普及、啓発イベントの開催 等 （全国）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	認定件数	177件	184件	65件	60件	60件
	補助交付件数	63件	201件	224件	161件	(未確定)
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成 23 年 8 月 30 日全国知事会） ○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」（平成 25 年 4 月 12 日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康）					
その他各方面の意見	—					

<p>平成 21 年工程表における見直しの内容</p>	<p>中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ○国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携促進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。</p>
<p>平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>平成 2 1 年工程表決定を受け、補助金の交付決定に際し、事業者から国（経済産業局）へ補助事業計画が提出され次第、関係する都道府県へ情報を提供し、意見聴取の機会を設け、補助事業計画に対する意見が提出された場合には、その意見を十分配慮するよう見直すこととし、平成 2 1 年 6 月から実施した。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px 0; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> C </div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 C—c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要から、国が全国的視点の下で法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。</p> <p>広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、著しい支障を生じる。</p> <p>また、認定件数が年間 0 件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 15						
事務・権限移譲等検討シート（個票）									
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ 中小企業再生支援に関する事務等								
事務・権限の概要	<p>○目的： 全国の中小企業の事業の再生及び事業引継ぎを適切に支援するため、全国の中小企業の支援体制や制度の整備、中小企業承継事業再生の円滑化等を行う。</p> <p>○根拠法令 中小企業基本法第22条第4項、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の2～、第40条～</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 ・ 支援業務を行う認定支援機関（中小企業再生支援協議会等）の業務運営の適正化や監督 ・ 中小企業承継事業再生計画（第二会社方式）の認定</p>								
予算の状況 （単位：百万円）	経営革新・創業促進に必要な経費 4,335百万円（平成25年度予算案計上額） （北海道局138百万円、東北局246百万円、関東局972百万円、中部局504百万円、近畿局734百万円、中国局504百万円、四国局413百万円、九州局687百万円、沖縄局138百万円 ※1協議会当たりの予算案を単純計算。）								
関係職員数	145人の内数（平成25年度末現在） （北海道局19人の内数、東北局21人の内数、関東局7人の内数、中部局18人の内数、近畿局31人の内数、中国局14人の内数、四国局13人の内数、九州局22人の内数）								
事務量（アウトプット）	<p>○認定支援機関の業務運営の適正化、監督 （再生支援協議会関係） ・ 統括責任者等の人選、評価等の人事管理（計312人） ・ 再生計画策定支援の報告を受けて、必要に応じ個別案件の再生手法や進め方について協議</p> <p style="padding-left: 40px;">再生計画の策定支援</p> <table style="margin-left: 80px; border: none;"> <tr> <td>22年度完了案件</td> <td style="text-align: right;">364件</td> </tr> <tr> <td>23年度完了案件</td> <td style="text-align: right;">255件</td> </tr> <tr> <td>24年度完了件数</td> <td style="text-align: right;">1,511件（速報値）</td> </tr> </table> <p>・ ブロック会議開催数 20回（24年度実績） （事業引継ぎ相談窓口・事業引継ぎ支援センター関係） ・ 統括責任者等の人選、評価等の人事管理（計17人） ・ 事業者からの相談案件について、必要に応じ進め方について協議</p> <p style="padding-left: 40px;">24年度相談件数 813件</p> <p>○中小企業承継事業再生計画（第二会社方式）の認定（平成21年6月制度創設以後、これまで10件）</p>			22年度完了案件	364件	23年度完了案件	255件	24年度完了件数	1,511件（速報値）
22年度完了案件	364件								
23年度完了案件	255件								
24年度完了件数	1,511件（速報値）								
地方側の意見	<p>○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会）</p> <p>○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」（平成25年4月12日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康）</p>								
その他各方面の意見	<p>○地域毎に異なる手続では、債権放棄等の要請に応じがたいこと等から全国統一的に、国が再生支援業務を行うことが好ましい。（金融機関） （平成19年「中小企業再生支援協議会全国本部」立ち上げ時の意見）</p> <p>○関係省庁は、・・・、同一歩調で・・・以下の中小企業の経営改善・事業再生の促</p>								

	<p>進策を講じられたい。</p> <p>①再生支援の中核を担う中小企業再生支援協議会の体制強化 (日本商工会議所「平成25年度中小企業関係施策に関する意見・要望」(H24.7.19))</p>
平成21年工程表における見直しの内容	<p>中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務</p> <p>○国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農工商等連携推進法及び中小企業地域資源活用促進法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するように見直しを行う。</p>
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>○中小企業金融円滑化法が平成25年3月31日に期限を迎えるに当たり、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を協力に進めるに当たり、その具体化を図るため、「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」(平成24年4月20日内閣府・金融庁・中小企業庁)を取りまとめ、中小企業再生支援協議会の機能強化を図ることとなった。</p> <p>○また、平成24年度補正予算により、中小企業再生支援協議会の機能強化を更に、推し進めている。</p>
その他既往の政府方針等	<p><閣議決定「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(H25.1.11)></p> <p>第3章具体的施策 II. 成長による富の創出 2. 中小企業・小規模事業者・農林水産業対策 (1) 中小企業・小規模事業者等への支援</p> <p>②経営改善・事業再生支援、資金繰り支援</p> <p>・中小企業再生支援協議会の機能強化</p>
<p>検討結果(事務・権限の区分)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 100px;">C</div> <p>(参考) 平成22年の検討結果 C-C</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>○以下の観点から全国的に統一された支援基準(実施基本要領)を示すだけではなく、個別案件についても統一的な取扱いが必要であり、国が認定支援機関の日常的な監督を通じて、その確実な実施を担保する必要がある。</p> <p>①地域毎に異なる運用がなされるため、取引先を広域に有する金融機関等の債権者は、地域によって支援の運用が異なることで、債権放棄等に応じることがきわめて困難となる。</p> <p>②地域毎に異なる運用がなされるため、全国的に統一された支援業務を担保できず、金融庁や国税庁から認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和債権としない取扱い)や課税上の取扱い(債務免除益課税の緩和、無税償却)が認められず、中小企業の事業再生が進まない。</p> <p>③事業再生支援を推進することは、倒産防止を抑制する機能を持つが、こうした機能は、地域間において差が設けられるものではなく、全国一律のセーフティネットとして機能する必要がある。</p> <p>○事業再生支援は、知見の集約が必要であり、ベストプラクティス等を全国で共有し、再生支援のインフラを充実する必要があるため、国が再生支援を行う必要がある。</p> <p>○また、地方公共団体が債権者として、直接貸付や債務保証をしていることから、債権放棄には地方議会の議決等が必要であり、利益相反を生じるため、地方自治体が適正に認定支援機関の認定や監督を実施することは困難。</p>
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 16																																																																																		
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																																					
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ 中小企業の経営承継の円滑化に関する事務																																																																																				
事務・権限の概要	<p>○目的 中小企業における経営の承継の円滑化を図り、中小企業の事業活動の継続に資する。</p> <p>○根拠法令 ・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法） ・ 経営承継円滑化法施行令 ・ 経営承継円滑化法施行規則</p> <p>○関係する計画・通知等 ・ 租税特別措置法第 70 条の 7 から第 70 条の 7 の 4 まで ・ 同法施行令第 40 条の 8 から第 40 条の 8 の 3 ・ 同法施行規則第 23 条の 9 から第 23 条の 12</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 ・ 「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例（事業承継税制）」の適用の前提となる経済産業大臣の認定 ・ 年次報告※、合併報告等の各種報告に係る確認 ※上記認定企業が年 1 回、5 年間行うもの ・ 贈与者の相続が開始した場合の経済産業大臣の確認（贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予への切替に係る確認） ・ 金融支援に係る経済産業大臣の認定 等</p>																																																																																				
予算の状況 (単位:百万円)	—																																																																																				
関係職員数	171 人の内数（平成 25 年度末現在） （北海道局 19 人の内数、東北局 21 人の内数、関東局 33 人の内数、中部局 18 人の内数、近畿局 31 人の内数、中国局 14 人の内数、四国局 13 人の内数、九州局 22 人の内数）																																																																																				
事務量（アウト プット）	<p>(全国)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続税認定</td> <td>153</td> <td>132</td> <td>63</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>贈与税認定</td> <td>28</td> <td>67</td> <td>73</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>金融認定</td> <td>20</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>(北海道局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続税認定</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>贈与税認定</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>金融認定</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(東北局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続税認定</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>贈与税認定</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>金融認定</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(関東局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続税認定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>贈与税認定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融認定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					業務指標	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	相続税認定	153	132	63	64	贈与税認定	28	67	73	69	金融認定	20	16	17	18	業務指標	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	相続税認定	3	10	0	3	贈与税認定	2	0	8	7	金融認定	2	2	1	1	業務指標	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	相続税認定	13	14	7	2	贈与税認定	0	4	4	2	金融認定	1	1	1	0	業務指標	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	相続税認定					贈与税認定					金融認定				
業務指標	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度																																																																																	
相続税認定	153	132	63	64																																																																																	
贈与税認定	28	67	73	69																																																																																	
金融認定	20	16	17	18																																																																																	
業務指標	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度																																																																																	
相続税認定	3	10	0	3																																																																																	
贈与税認定	2	0	8	7																																																																																	
金融認定	2	2	1	1																																																																																	
業務指標	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度																																																																																	
相続税認定	13	14	7	2																																																																																	
贈与税認定	0	4	4	2																																																																																	
金融認定	1	1	1	0																																																																																	
業務指標	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度																																																																																	
相続税認定																																																																																					
贈与税認定																																																																																					
金融認定																																																																																					

	相続税認定	63	48	37	32
	贈与税認定	16	38	38	35
	金融認定	8	9	9	10
	(中部局)				
	業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度
	相続税認定	21	16	5	6
	贈与税認定	2	8	4	6
	金融認定	3	1	0	0
	(近畿局)				
	業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度
	相続税認定	21	20	10	11
	贈与税認定	7	9	11	5
	金融認定	2	1	2	1
	(中国局)				
	業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度
	相続税認定	8	8	1	2
	贈与税認定	1	3	3	8
	金融認定	1	0	0	3
	(四国局)				
	業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度
	相続税認定	8	5	1	4
	贈与税認定	0	1	2	2
	金融認定	0	0	0	0
	(九州局)				
	業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度
	相続税認定	16	11	2	4
	贈与税認定	0	4	3	4
	金融認定	3	2	4	3
地方側の意見	<p>○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。(平成23年8月30日全国知事会)</p> <p>○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」(平成25年4月12日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康)</p>				
その他各方面の意見	—				
平成21年工程表における見直しの内容	<p>中小企業の経営の向上、新たな事業活動の創出等に関する事務</p> <p>国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携推進法及び中小企業地域資源活用促進法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するように見直しを行う。</p>				
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>事業承継税制については、平成25年度税制改正大綱において各種適用要件の見直しが決定されたところであり、平成27年1月の相続税の見直しに併せて施行される予定である。</p>				
その他既往の政府方針等	—				

<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A-a</div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 B②</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>当該事務は、経営承継円滑化法をはじめ租税特別措置法や会社法などの各種法令やマニュアルの理解などの高い専門性が求められ、また、審査能力等のノウハウの蓄積が必要となることから、専任の職員や部局の設置がなされた永続性のある十分な実施体制が必要である。また、当該事務は国税の特例措置等を適用するための前提となるものであることから、国税関連の解釈等に関して全国統一的に遂行される必要がある。このため、税関連解釈等に関して国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整を前提に、的確な執行体制が確保され次第、移譲する。</p>
<p>備考</p>	<p>当該事務は、国税の特例措置等を適用するための前提となるものであり、税関連解釈等に関しての国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整が前提。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 17
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ 中小企業応援センター事業の事務	
事務・権限の概要	<p>○目的 中小企業の生産性の向上等の経営改善を図るため、地域支援機関では対応困難な経営課題（農商工連携・経営革新・事業承継など）に対し、専門家派遣を中心とした支援を実施。</p> <p>○根拠法令：－</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各ブロック（経済圏）における中小企業応援センターの採択、契約及び金銭面での業務執行 ・ 各ブロック（経済圏）における中小企業応援センターの事業面のフォローアップ 	
予算の状況 （単位：百万円）	－	
関係職員数	－	
事務量（アウトプット）	－	
地方側の意見	<p>○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成 23 年 8 月 30 日全国知事会）</p> <p>○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」（平成 25 年 4 月 12 日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康）</p>	
その他各方面の意見	－	
平成 21 年工程表における見直しの内容	中小企業の経営の向上、新たな事業活動の創出等に関する事務 国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携推進法及び中小企業地域資源活用促進法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するように見直しを行う。	
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	－	
その他既往の政府方針等	－	
検討結果（事務・権限の区分）	（区分の理由等） 本事業は平成 22 年度をもって廃止。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">D （廃止済み）</p> </div> <p>（参考）</p>		

平成 22 年の検討 結果 C - c	
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 18			
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・地域商店街活性化法に関する事務等					
事務・権限の概要	○目的：地域コミュニティの核となる商店街等の果たすべき社会的、公共的役割の向上を図ることで、商店街等ににぎわいを創出し活性化を図ることを目的として、商店街等が行う少子高齢化、安全・安心、生産性向上、創業・人材等の社会課題に対応した取組を支援する。 ○根拠法令：地域商店街活性化法 ○経済産業局の業務内容 ・地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務 ・地域中小商業支援事業費補助金の交付事務					
予算の状況 (単位：百万円)	「地域中小商業支援事業」の経費 3, 869百万円の内数					
関係職員数	59人の内数（平成25年度末） （北海道局4人の内数、東北局6人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局10人の内数、中国局5人の内数、四国局5人の内数、九州局7人の内数）					
事務量（アウトプット）	① 案件発掘 ・商店街関係者、自治体等に対する施策普及、案件発掘 等 ② 計画認定 （アウトプット） ・計画認定に係る相談受付、地方自治体への意見照会、審査委員会開催、計画認定 等（計画認定件数 103(平成21年8月法施行後、現在まで) ③ 補助金交付事務 ・補助金募集、相談受付、審査委員会開催、採択・交付 等					
	補助金交付件数	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	北海道局	10	15	11	12	16
	東北局	16	39	44	112	53
	関東局	29	84	62	69	68
	中部局	9	16	12	3	10
	近畿局	36	86	63	25	15
	中国局	7	19	17	13	22
	四国局	9	15	12	6	14
	九州局	7	37	33	18	28
全国	123	311	254	258	226	
	④ 先進事例紹介 ・講演・セミナー等による、全国の商店街活性化事例の紹介 等					
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会）					

	○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」 (平成 25 年 4 月 12 日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康)
その他各方面の意見	<p>全国商店街振興組合による地方分権についての調査結果（平成 22 年 6 月実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーケードの全面改修やカラー舗装など 10 億円を超える事業への支援を自治体はできるのか。 ・局は全国的視点と地域実態の双方を理解しているので今後も支援業務を続けて欲しい。 ・地方自治体の担当者が必ずしも商店街への理解が深いとは言えない場合がある。 ・自治体が商店街活動に如何ほどの理解があるか分からない。 ・本省のみで支援業務を担当することは、円滑なコミュニケーションと非効率的な事務処理の観点から疑問がある。 ・地方の実情等も理解しており、地方の実情を国の施策に反映させる意味でも局は必要である。
平成 21 年工程表における見直しの内容	<p>中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務</p> <p>○国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携推進法及び中小企業地域資源活用促進法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するように見直しを行う。</p>
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等 (近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—
その他既往の政府方針等	—
<p>検討結果(事務・権限の区分)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px auto;">C</div> <p>(参考) 平成 22 年の検討結果 C-c</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>国は地方が行うことの出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、本件も全国的視点のもとで採択を行っているところ。</p> <p>地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。</p> <p>自治体が広く商店街振興を行うのに加えて、国は全国的視点（モデル性、社会課題対応等）から選別して支援を行っており、財政上の制約がある中で、仮に都道府県に均等配分すれば、金額的にも薄い効果となる。また、本補助金は市町村経由で申請を受け付けているが、全国約 1700 市町村に均等配分すれば、効果が殆どなくなり、著しく非効率になる。</p> <p>なお、道府県は商店街予算を減少中。事業者への直接補助により、県の財政事情に左右</p>

	<p>されずに国策を現場で遂行することができる。</p> <p>なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>
備考	<p>・ 局の事務が本省引上げになった場合には、本省における執行体制整備のほか、商店街との意思疎通の減少、商店街側の負担の増加等が課題となる。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 19
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・物流・流通業務効率化等に関する事務		
事務・権限の概要	○目的：物流・流通業務効率化等に関する事務は、我が国産業の国際競争力の強化、消費者需要の高度化・多様化への対応並びに物流分野における環境負荷の低減を目的とする。 ○根拠法令：流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容：事業者が申請する「総合効率化計画」について国が定める「基本方針」にもとづき認定し、必要に応じて認定事業者より実施状況の報告徴収を行い、認定された計画に従って事業を実施していないと認められる場合には当該認定を取り消す。また、申請事業者が特定流通業務施設を整備する際に、当該施設が省令で定める基準に適合しているかの確認を行う。		
予算の状況 (単位:百万円)	-		
関係職員数	59人の内数（平成25年度末現在） （北海道局4人の内数、東北局6人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局10人の内数、中国局5人の内数、四国局5人の内数、九州局7人の内数）		
事務量（アウトプット）	これまでの認定件数は8件（いずれも地方運輸局との共同認定。24年3月時点。） 認定1件あたりの経済産業局の主な事務は以下のとおり。 ○ 申請事業者からのヒアリング（3回程度） ○ 申請書作成にあたっての指導（5回程度） ○ 地方運輸局、都道府県、都道府県警察、地方整備局との調整 ○ 認定通知書の作成 ○ 事業報告書の作成指導		
地方側の意見	<全国知事会「移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について」(H23.8.30)> >（抜粋） 1 「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。 （2）経済産業局 ・中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務 ・新規産業の環境整備に関する事務 ・技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中心市街地の活性化に関する事務 ・企業立地促進に関する事務 など <地方分権改革有識者会議（H25.4.12）同会議構成員 佐賀県知事 古川康> 「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」		
その他各方面の意見	-		
平成21年工程表における見直しの内容	-		

<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>物流・流通業務効率化等に関する事務については、平成22年度見直し結果の再検討において、十分な体制整備（例えば、永続的であり、経済産業局が管轄している区域と同等の範囲であること。）及び共管省庁（国交省・農水省）と制度のあり方について調整が整った場合に、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲することとした。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 645 363 734" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>A－b</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 A－b②</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>当該事務に関して、本法律が施行された平成17年から経産省の認定件数は8件（共管3省で168件）であり、その内訳も関東局7件、中部局1件と申請に偏りがあるため、各都道府県への執行体制の構築や担当者配置は非効率である。</p> <p>このため、当該地方自治体等の発意に応じて選択的に移譲することが望ましい。</p>
<p>備考</p>	<p>本法は農林水産省、国土交通省との共管であり、地方移譲については両省との調整が必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

事務・権限移譲等検討シート（個票）	
	出先機関名：経済産業局
	No. 20
事務・権限移譲等検討シート（個票）	
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する業務 ・ J A P A Nブランド育成支援事業の事務
事務・権限の概要	○目的： 複数の中小企業が協働して行う、海外市場へ向けた商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援することにより、中小企業の海外販路の拡大を図り、中小企業の振興に寄与することを目的とするもの。 ○根拠法令：— ○経済産業局の具体的な業務内容： ・ 地域における案件発掘、ニーズの収集 ・ 補助金の交付・確定に係る事務
予算の状況 （単位：百万円）	平成25年度予算額 中小企業海外展開総合支援事業3, 150百万円の内数
関係職員数	98人の内数（平成25年度末現在） （北海道局19人の内数、東北局5人の内数、関東局11人の内数、中部局11人の内数、近畿局12人の内数、中国局5人の内数、四国局13人の内数、九州局22人の内数）
事務量（アウトプット）	○基盤整備／制度設計 ・ 現場の課題・ニーズの掘り起こし 等 ○案件発掘／事業構築支援 ・ 地域中小企業者及び関係者を対象とした案件発掘・ヒアリング・相談業務 等 ○事業化等支援 ・ 補助金交付業務、確定業務 等 平成23、24年度の補助金交付件数：77件、59件 ○全国展開・普及／制度見直し ・ 成功事例普及 等
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会） ○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」（平成25年4月12日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康）
その他各方面の意見	—
平成21年工程表における見直しの内容	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ○国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携促進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解	—

<p>できるような情報</p>	
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="196 450 363 584" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">c</p> </div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 C - c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>本事業は、日本全体の輸出促進政策を踏まえた「JAPAN ブランド」というコンセプトのもとで、中小企業の海外販路開拓の実現を目指すもの。海外市場において、国内の特定の地域のブランドはあまり浸透していない一方、日本全体では、安心・安全・高品質といったプラスのブランドイメージが確立しており、このブランド力を有効に活用し、海外市場を獲得していくためには、国を挙げた支援が必要である。</p> <p>本事業は、地域間の公平性に配慮するのではなく、日本全体の輸出促進政策を踏まえた上でプロジェクトを選定しており、画一的な基準で選定できるものでもないことから、広域的实施体制等の整備が行われたとしても著しい支障が生じる。</p> <p>平成 24 年度の本事業による支援件数は、全国で 59 件であり、47 都道府県のうち、最も多くの案件がある自治体でも、その件数は 7 件にとどまっている。微少な事務量を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点から著しく非効率。また、案件数が少ないことから、各自治体には海外展開支援のノウハウが蓄積し難く、この点からも引き続き国が一体的に支援を行うことが妥当である。</p> <p>事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当と考える。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 21																									
事務・権限移譲等検討シート（個票）																											
事務・権限名	中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ・下請代金法に基づく検査、勧告 等																										
事務・権限の概要	<p>○目的 下請代金の支払遅延等を防止することにより、親事業者の下請事業者に対する取引を公正化するとともに、下請事業者の利益を保護し、国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。</p> <p>○根拠法令 下請代金支払遅延等防止法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 ・下請事業者からの申告対応 ・親事業者への立入検査の実施 ・立入検査結果に基づく親事業者への改善指導 ・(悪質な違反について) 公正取引委員会への措置請求事案の組成</p>																										
予算の状況 (単位:百万円)	-																										
関係職員数	171人の内数（平成25年度末現在） （北海道局19人の内数、東北局21人の内数、関東局33人の内数、中部局18人の内数、近畿局31人の内数、中国局14人の内数、四国局13人の内数、九州局22人の内数）																										
事務量（アウトプット）	(全国) <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: right;">単位：件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> </tr> <tr> <td>下請事業者からの申告</td> <td>43</td> <td>30</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>立入検査等</td> <td>777</td> <td>944</td> <td>1,031</td> </tr> <tr> <td>改善指導</td> <td>715</td> <td>875</td> <td>944</td> </tr> <tr> <td>措置請求</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> </table>				単位：件				21年度	22年度	23年度	下請事業者からの申告	43	30	21	立入検査等	777	944	1,031	改善指導	715	875	944	措置請求	2	3	2
	単位：件																										
	21年度	22年度	23年度																								
下請事業者からの申告	43	30	21																								
立入検査等	777	944	1,031																								
改善指導	715	875	944																								
措置請求	2	3	2																								
地方側の意見	-																										
その他各方面の意見	-																										
平成21年工程表における見直しの内容	-																										
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解	<p>平成22年の事務・権限自己仕分けにおいては、親事業者の下請取引が都道府県を越える広域で行われることが多く、都道府県による法執行には限界があること、法執行の統一性、専門性の点でも懸念があることを指摘し、引き続き、下請代金法を主管している公正取引委員会と調整しつつ検討することとしていたところ。</p> <p>その後、公正取引委員会と調整を行ってきたが、①下請代金法は事件調査のノウハウ等の専門性が必要であるため、地方自治法第245条の9第1項の規定による</p>																										

<p>できるような情報</p>	<p>処理基準を定めたとしても、都道府県によって運用の差異が出る可能性があることや、国が必要と認める場合に確実に事務を行える指示（立入検査先・検査の方法・指導の内容等）ができないことにより、ある地域では法律違反となり、ある地域では法律違反とならない等、下請代金法の統一的な運用が行われなくなるおそれがあること、②検査等に必要な予算や、専門性を有する人員の確保など、都道府県特有の事情によって法執行が左右されるおそれがあり、真に保護されるべき下請事業者が保護されなくなる等、下請代金法の中立的な執行が行われなくなるおそれがあることなどから、公正取引委員会より、内閣府地域主権戦略室（現「内閣府地方分権改革推進室」）に対し、反対する旨の意見書が提出されているところ。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>特になし</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">C</p> </div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 A－a（一部） C－c（その他）</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>本件につき、下請代金法を主管している公正取引委員会からは、①ある地域では法律違反となり、ある地域では法律違反とならない等、下請代金法の統一的な運用が行われなくなるおそれがあること、②都道府県特有の事情によって法執行が左右されるおそれがあり、真に保護されるべき下請事業者が保護されなくなる等、下請代金法の中立的な執行が行われなくなるおそれがあることなどから、内閣府地域主権戦略室（現「内閣府地方分権改革推進室」）に対し、反対する旨の意見書が提出されているところ。</p> <p>なお、中小企業庁としては、上記、公正取引委員会の意見に加え、各都道府県において、全国規模で事業展開をしている親事業者の取引実態を把握し、取締りを行うことは、難しいと考えており、その結果、①各都道府県によって立入検査や改善指導などが重複して行われること（もしくは重複して行われないように調整すること）による行政コストの増大、②下請事業者への調査が、下請事業者 1 社に対して複数の都道府県から行われるなど、下請事業者の負担の増大となること、などにより、下請事業者の利益の保護という下請代金法の法益の確保が図られなくなることも懸念している。</p> <p>よって、公正取引委員会及び当庁が指摘している、上記事項をはじめとする懸念事項が解消されない限りは、都道府県へ事務・権限の移譲をすることは困難。</p>
<p>備考</p>	<p>関係省庁と調整が必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 22
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 ・中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査 等 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査 等	
事務・権限の概要	○目的： 中小企業組合制度は、中小企業が共同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者とその営む事業の構造改善を図るために必要な組織を設け、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的としている。 ○根拠法令： 中小企業等協同組合法第27条の2第1項 等 中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項、第42条第1項 等 ○経済産業局の具体的な業務概要 経済産業局は、中小企業組合のうち、経済産業省の所管に属する事業が組合員資格又は組合の行う事業となっているものの一部に係る設立認可、報告受領、立入検査等の事務を行っている。（中小企業組合の業種や地区等ごとに、所管する主務大臣又は都道府県知事を定めている。）	
予算の状況 （単位：百万円）	-	
関係職員数	182人の内数（平成25年度末現在） （北海道局19人の内数、東北局21人の内数、関東局11人の内数、中部局30人の内数、近畿局31人の内数、中国局35人の内数、四国局13人の内数、九州局22人の内数）	
事務量（アウトプット）	○経済産業局所管組合数： 2,657組合（平成23年度末） （参考）組合の総数 35,523組合 うち都道府県の所管組合数 27,324組合 ○経済産業局における手続件数 平成20年度 7,382件、平成21年度 4,259件、平成22年度 4,353件、平成23年度 4,017件 うち、決算関係書類の受理 2,040件、役員の変更届出の受理 1,129件 定款変更の認可 641件（平23年度）	
地方側の意見	-	
その他各方面の意見	-	
平成21年工程表における見直しの内容	-	
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	-	
その他既往の政府方針等	-	
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> A-a 一部C </div> （参考） 平成22年の検討結果 A-a（一部） C-c（その他）	（区分の理由等） 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する認可等の権限については移譲を前提として、詳細について検討。 都道府県の区域を越える組合に関する事務については、現行の地方自治法における「広域の実施体制」では組織の持続性が担保されず、広域の実施体制の地区が変更されることにより、許認可の主体が変わる等、制度の安定的実施に著しい支障を来すため、そうした諸条件が担保されない限り、引き続き経済産業局が実施することとする。	
備考	本法に基づく中小企業組合の認可の事務を行う国の地方支分部局のうち、国税局や財務局については、国の責任で引き続き事務を実施すべきとの観点から、今回の仕分けの対象外となっている。	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局					No. 23
事務・権限移譲等検討シート（個票）							
事務・権限名	中心市街地の活性化に関する事務 ・ 戦略的中心市街地商業等活性化支援に関する事務等						
事務・権限の概要	○目的：中心市街地の活性化に関する事務は、中心市街地における都市機能の増進と経済活力の向上を目的として、中心市街地の活性化に関する法律（以下、中活法という）に基づき、都市機能の市街地集約やまちなか居住、中心市街地の商業・コミュニティ機能の強化等の持続可能な都市形成への取り組みを支援するものである。 ○根拠法令：中心市街地の活性化に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容： <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金の交付事務 ・ 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定 ・ 中心市街地活性化に関する委託事業の実施 ・ 市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に対する助言等 						
予算の状況 （単位：百万円）	1, 199百万円の内数（平成25年度予算案計上額）						
関係職員数	59名の内数(平成25年度末) （北海道局4名の内数、東北局6名の内数、関東局13名の内数、中部局9名の内数、近畿局10名の内数、中国局5名の内数、四国局5名の内数、九州局7名の内数）						
事務量（アウトプット）	（北海道経産局）						
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	補助金交付件数	6	8	5	4	2	
	特定民間計画の許認可件数	1	1	1	0	0	
	現地確認（現地視察含む）の件数	10	20	20	15	10	
	確定検査の件数	6	8	5	4	0	
	会計検査の対応件数	0	0	0	0	2	
	中心市街地活性化に係る委託事業等への随行件数	7	5	2	1	0	
	中心市街地活性化協議会への出席件数	0	1	1	1	2	
	事業者等（市含む）からの相談件数（事業者数）	51	50	50	40	40	
	その他（中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等）	8	24	30	30	25	
	（東北経産局）						
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	補助金交付件数	8	12	5	6	10	
	特定民間計画の許認可件数	1	0	4	0	0	
	現地確認（現地視察含む）の件数	10	29	33	13	18	
	確定検査の件数	16	9	11	7	7	
	会計検査の対応件数	2	0	3	0	1	

中心市街地活性化に係る委託事業等への随伴件数	9	3	11	2	2
中心市街地活性化協議会への出席件数	7	14	3	4	1
事業者等(市含む)からの相談件数(事業者数)	46	36	28	37	44
その他(中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等)	23	18	14	16	20

(関東経産局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
補助金交付件数	11	12	13	2	3
特定民間計画の許認可件数	3	4	2	0	1
現地確認(現地視察含む)の件数	30	30	13	2	3
確定検査の件数	10	12	12	2	3
会計検査の対応件数	0	0	7	2	2
中心市街地活性化に係る委託事業等への随伴件数	5	1	2	2	2
中心市街地活性化協議会への出席件数	5	2	4	4	4
事業者等(市含む)からの相談件数(事業者数)	600	600	240	260	240
その他(中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等)	16	2	2	2	8

(中部経産局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
補助金交付件数	9	9	4	3	0
特定民間計画の許認可件数	0	4	1	0	0
現地確認(現地視察含む)の件数	15	18	6	5	0
確定検査の件数	9	12	4	3	0
会計検査の対応件数	0	4	4	1	0
中心市街地活性化に係る委託事業等への随伴件数	7	6	0	0	0
中心市街地活性化協議会への出席件数	7	10	9	8	4
事業者等(市含む)からの相談件数(事業者数)	18	20	30	50	60
その他(中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等)	35	30	24	35	12

(近畿経産局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
補助金交付件数	1	5	12	7	7
特定民間計画の許認可件数	0	3	3	4	2
現地確認(現地視察含む)の件数	15	30	40	14	15
確定検査の件数	1	5	12	7	7
会計検査の対応件数	0	2	4	1	3
中心市街地活性化に係る委託事業等への随伴件数	15	10	15	15	20

中心市街地活性化協議会への出席件数	5	5	5	5	6
事業者等(市含む)からの相談件数(事業者数)	20	20	25	25	25
その他(中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等)	54	48	66	43	46

(中国経産局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
補助金交付件数	6	13	12	10	11
特定民間計画の許認可件数	0	2	2	2	4
現地確認(現地視察含む)の件数	12	24	26	19	19
確定検査の件数	6	13	12	10	11
会計検査の対応件数	0	3	4	0	0
中心市街地活性化に係る委託事業等への随行件数	3	4	10	10	0
中心市街地活性化協議会への出席件数	9	10	7	11	14
事業者等(市含む)からの相談件数(事業者数)	240	400	360	380	340
その他(中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等)	28	28	24	20	23

(四国経産局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
補助金交付件数	8	9	2	2	1
特定民間計画の許認可件数	2	1	1	1	1
現地確認(現地視察含む)の件数	24	48	8	8	7
確定検査の件数	8	10	2	2	1
会計検査の対応件数	0	10	0	9	3
中心市街地活性化に係る委託事業等への随行件数	1	0	5	3	0
中心市街地活性化協議会への出席件数	5	4	5	6	8
事業者等(市含む)からの相談件数(事業者数)	15	15	36	29	12
その他(中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等)	12	6	31	2	10

(九州経産局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
補助金交付件数	8	16	15	15	11
特定民間計画の許認可件数	2	2	1	2	3
現地確認(現地視察含む)の件数	21	42	35	37	22
確定検査の件数	8	16	14	16	9
会計検査の対応件数	9	1	4	6	1
中心市街地活性化に係る委託事業等への随行件数	9	0	3	2	0
中心市街地活性化協議会への出席件数	9	10	9	11	3

	事業者等(市含む)からの相談件数(事業者数)	300	600	600	600	600
	その他(中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等)	4	6	8	6	9
地方側の意見	<p><全国知事会「移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について」(H23.8.30)> (抜粋)</p> <p>1 「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。</p> <p>(2) 経済産業局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務 ・ 新規産業の環境整備に関する事務 ・ 技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・ 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ 中心市街地の活性化に関する事務 ・ 企業立地促進に関する事務 など 					
その他各方面の意見	—					
平成21年工程表における見直しの内容	—					
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—					
その他既往の政府方針等	—					
検討結果(事務・権限の区分) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;">C</div> (参考) 平成22年の検討結果 C-c	<p>(区分の理由等)</p> <p>中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。また、中心市街地の活性化は、現在露呈している人口減少や高齢化といった課題に起因する全国的な地方都市の衰退に対して大きな効果が期待でき、その効果は一つの地域にとどまらない付加価値をもたらすものであることから、国が主体的にその事務を担うべきである。加えて、直接の支援先である民間事業者等の利便性や補助金の効率的な執行等の観点からも経済産業局が行うことが適当。</p> <p>特に補助事業については、限られた財源の中で、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業のみに限定して採択を行う必要があり、中活法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択</p>					

	<p>を行っているところ。なお、地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難となるため、施策の最適化がなされず、その結果、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上に向けた総合的かつ一体的な取組に著しい支障が生じる。</p>
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 24																					
事務・権限移譲等検討シート（個票）																								
事務・権限名	企業立地促進に関する事務 ・新規立地に繋がる人材育成支援に関する事務 等																							
事務・権限の概要	<p>○目的：国際的な企業誘致競争が激化する中で、立地競争力を強化するため、諸外国に劣らない国内立地環境の整備等を図ること。</p> <p>企業の経済活動は既存の行政区域にとらわれることなく行われており、産業競争力強化につながる成長分野において、広域的な産業集積の形成及び活性化に係る取組を全国的な視点から支援することで競争力を強化すること。</p> <p>○根拠法令：企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：企業立地促進法は、国の同意を受けた基本計画（都道府県及び市町村が協力して作成）を策定した地域に対して、法の特例等の支援を講じる。経済産業局では、本法に関連し、以下の事務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助金にかかる執行業務（補助金の申請受付、確定検査等） 2. 法律に基づき設置される「地域産業集積活性化協議会」への参加及びアドバイス業務（都道府県や市町村からの求めに応じて協議会に参加し、国の方針や産業界の全国的な動向も踏まえながら助言等を実施） 3. 基本計画、補助金、法施行関連の相談対応（法の施行や主務大臣に対する基本計画の協議の申し出などに対し、地域性も踏まえつつ、国の立場から相談を実施する） 																							
予算の状況 （単位：百万円）	平成25年度予算案：986百万円																							
関係職員数	80名の内数（北海道局3名の内数、東北局14名の内数、関東局5名の内数、中部局13名の内数、近畿局12名の内数、中国局22名の内数、四国局8名の内数、九州局3名の内数）																							
事務量（アウトプット）	（全国） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数（基本計画、補助金、法施行関連等）</td> <td>1,171件</td> <td>1,035件</td> <td>1,443件</td> </tr> <tr> <td>協議会出席件数</td> <td>39件</td> <td>36件</td> <td>40件</td> </tr> <tr> <td>補助金申請件数</td> <td>208件</td> <td>119件</td> <td>119件</td> </tr> <tr> <td>補助金対象事業者確定検査等</td> <td>441件</td> <td>290件</td> <td>304件</td> </tr> </tbody> </table>				業務指標	22年度	23年度	24年度	相談件数（基本計画、補助金、法施行関連等）	1,171件	1,035件	1,443件	協議会出席件数	39件	36件	40件	補助金申請件数	208件	119件	119件	補助金対象事業者確定検査等	441件	290件	304件
業務指標	22年度	23年度	24年度																					
相談件数（基本計画、補助金、法施行関連等）	1,171件	1,035件	1,443件																					
協議会出席件数	39件	36件	40件																					
補助金申請件数	208件	119件	119件																					
補助金対象事業者確定検査等	441件	290件	304件																					
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会）																							
その他各方面の意見	—																							
平成21年工程表における見直しの内容	—																							
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む）	平成22年11月の事業仕分けを踏まえ、補助金の補助対象を国際競争力の強化に資する成長産業に限定し、かつ、都道府県域を超える広域的な活用が見込まれる機器等の整備支援、都道府県域を超えた広域的な見地から当該地域に必要な高度な人材育成への特化、明確な成果目標の設定とフォローアップの実施等、補助内容の抜																							

む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	本の見直しを行った。
その他既往の政府方針等	—
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 448 363 600" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>C</p> </div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 C－c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>○国は都道府県等が策定した基本計画の中から、全国的な視点で我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を支援する必要があり、本事業も我が国の産業競争力強化を図るため、地域に均一に配分するのではなく、全国的な視点のもとで採択を行っている。</p> <p>○広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による国の重点政策に合致した事業を採択する事が出来ず、産業競争力強化の観点から著しい支障が生じる。</p> <p>○なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から、現場に近い経済産業局が補助金交付事務等を行うことが適当。</p>
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 25																																								
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																											
事務・権限名	特定商取引法に基づく調査・処分に関する事務																																										
事務・権限の概要	<p>○ 特定商取引法では、訪問販売・通信販売・電話勧誘販売など消費者トラブルが生じやすい特定の取引類型を対象に、事業者に対する行為規制とそれに違反した場合の行政処分（業務停止命令・指示）などが規定されており、国（消費者庁長官・経済産業局長）と都道府県（知事）がともに、事業者に対する報告徴収・立入検査などの調査権限や処分権限を有している（いわゆる並行権限）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業局長は、内閣総理大臣の権限を委任された消費者庁長官の権限が委任され、全国的な消費者被害が生じている事案について、消費者庁長官の指揮監督の下で消費者庁と一体となって調査・処分を行っている（特定商取引法第 67 条第 3 項、第 69 条第 3 項、経産省設置法第 12 条第 4 項）。 ・ 都道府県知事は、自治事務として、都道府県の区域内で行われる販売業務による消費者被害に対し調査・処分権限を有している（特定商取引法第 68 条）。調査に当たっては、自区域内の事業者のみならず他の都道府県に所在する事業者（域外事業者）に対する立入検査も実施されており、域外事業者の自区域内における販売業務に関する停止命令などの行政処分を課すことが可能。 <p>○ このように、国と都道府県がともに法律上の権限を有し、それぞれ役割分担の下で調査・処分を行う仕組みが構築されている。すなわち、消費者庁・経済産業局は全国的に消費者被害が及んでいる事案などに対処し、県域内の事案については都道府県が地域の実情を踏まえて対処している。</p> <p>その中で経済産業局は、消費者庁が効果的な法執行を行う上での実働部隊として、国の責務を果たす上で不可欠の役割を担っている。</p> <p>（参考）</p> <p>○ 都道府県における行政処分の実績は極めて低調（過去 15 年間で 20 を超える都道府県が一ケタの処分件数に過ぎず、全く処分を行っていない県も 1 県存在）であり、都道府県が県域内での法執行を十全に行うことができるよう、国としての支援や協力を積極的に行っている。</p>																																										
予算の状況 （単位：百万円）	-																																										
関係職員数	経済産業局消費経済課 122 名（定員） （参考：消費者庁取引対策課 30 名（定員））																																										
事務量（アウトプット）	<p>○ 行政処分件数の推移（年度、件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 16</th> <th>平成 17</th> <th>平成 18</th> <th>平成 19</th> <th>平成 20</th> <th>平成 21</th> <th>平成 22</th> <th>平成 23</th> <th>平成 24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>16</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>37</td> <td>48</td> <td>53</td> <td>43</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>24</td> <td>45</td> <td>54</td> <td>142</td> <td>104</td> <td>90</td> <td>135</td> <td>82</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40</td> <td>80</td> <td>84</td> <td>182</td> <td>141</td> <td>138</td> <td>188</td> <td>125</td> <td>119</td> </tr> </tbody> </table>			年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	国	16	35	30	40	37	48	53	43	40	都道府県	24	45	54	142	104	90	135	82	79	計	40	80	84	182	141	138	188	125	119
年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24																																		
国	16	35	30	40	37	48	53	43	40																																		
都道府県	24	45	54	142	104	90	135	82	79																																		
計	40	80	84	182	141	138	188	125	119																																		
地方側の意見	<p>○ 全国知事会より、訪問販売に関する事業者の立入検査等を地方が行うべき、域外権限を付与するなどにより複数の都道府県をまたぐものであっても地方で実施が可能、との意見が表明されている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国知事会国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日）（抜粋） 「消費生活を守る観点から、割賦販売や訪問販売に関する事業者の立入検査等 																																										

	<p>も地方が行うべきである。複数の都道府県をまたぐ事業規模であっても、域外権限を付与するなどの仕組み（本報告「7」（2）② ケース3参照）を整えることにより、地方で実施することは可能である。」</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>○ 日本弁護士連合会やその他の関係者からは、特定商取引法の一層の執行強化を望む意見があがっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本弁護士連合会「新たな「消費者基本計画（素案）」に対する意見書」（平成22年2月18日）（抜粋） <p>「改正特定商取引法は過量販売解除権を導入するなど、現に生じている消費者被害実態に即してその予防救済を容易にするための改正を行った点で評価できるが、被害の後追いになっており、消費者被害の予防救済の観点からは、さらに同法の厳正な執行が望まれる。（中略）。特定商取引法の規制分野においても、消費者被害を予防し救済するためには、その厳正な執行は、「現に生じている被害実態に即して適時適切に」行われなければ意味がない（後略）。</p>
<p>平成21年工程表における見直しの内容</p>	<p>一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジットカード業者に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。</p>
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>地方分権改革推進委員会が公開討議を経て取りまとめた第2次勧告（平成20年12月）において、国に残る事務・権限とされている。</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">—</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>○ 上記「事務・権限の概要」に記載の通り、特定商取引法においては、国と同等の調査・処分権限を都道府県はすでに有しており、かつ、都道府県は既に域外事業者に対するものを含め立入検査や行政処分を行っている。</p> <p>つまり、全国知事会の求めは特定商取引法上の事務・権限についてはすでに達成されている。</p> <p>○ よって、地方自治体への事務・権限の移譲の是非に関しては検討を要さない。（参考）</p> <p>○ 訪問販売・通信販売・電話勧誘販売などについては事業者の所在地に関わらず全国的に消費者被害が生じており、国と都道府県とがそれぞれの役割分担の下で調査・処分を行うこと、すなわち、県域内の事案については都道府県が実情を踏まえて対処する一方で、国（消費者庁・経済産業局）は全国的に被害が及んでいる事案などに対処することが、消費者利益の保護のためには必要不可欠。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的な被害をもたらす悪質事業者の所在地は全国に散らばっており、立入検査などを含め調査を機動的に実施するとともに、業務停止の監督・担保や指示の履行状況のチェックなど行政処分後の状況をきめ細かくフォローするためには、国の法執行の機関が各地域に存在していることが不可欠。 ・ 仮に消費者庁本体のみが国が対処すべき事案を担うこととなれば、国の法執行力は大幅に低下（担当職員数は1/8程度に減少）することとなり、消費者利益の保護に大きく支障をきたすことになりかねない。 ・ 都道府県の法執行強化の支援として、都道府県が行う立入検査などに求めに応じ国が立ち会うといった協力をしているところ、各地域に存する国の機関がそ

	うした支援・協力をを行うことが効果的かつ効率的。
備考	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 26																																																																									
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																											
事務・権限名	割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者に対する許可・登録、立入検査、報告徴収、処分等に関する事務																																																																										
事務・権限の概要	<p>○目的：割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受ける損害の防止等により、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にする。</p> <p>○根拠法：割賦販売法</p> <p>○経済産業局が実施している具体的な業務内容： 割賦販売法に基づき、前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者に対して、許可・登録、立入検査、処分等に関する事務を実施。</p> <p>※既に都道府県へ権限が委任されている事務： ・一の都道府県内にのみ事業所等がある前払式割賦販売業者又は前払式特定取引業者に対する報告徴収及び立入検査に関する事務 ・加盟店調査義務等に違反する個別信用購入あっせん業者に対する改善命令、報告徴収、業務停止命令、立入検査に関する事務（一の都道府県内に消費者の被害が限定される場合に限る）。</p>																																																																										
予算の状況 （単位：百万円）	—																																																																										
関係職員数	全局合計：125人の内数（平成25年度末現在） （北海道局8人、東北局10人、関東局21人、中部局19人、近畿局28人、中国局12人、四国局9人、九州局18人）																																																																										
事務量（アウトプット）	<p>※—は権限が経済産業局に委任されていない事務（8局合計）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する許可件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する立入検査件数</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する改善命令件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する許可取消件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する許可件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する立入検査件数</td> <td>99</td> <td>92</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する報告徴収件数</td> <td>19</td> <td>14</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する改善命令件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する許可取消件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する登録件数</td> <td>268</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数</td> <td>32</td> <td>34</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数</td> <td>27</td> <td>92</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん業者に対する登録件数</td> <td>131</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数</td> <td>30</td> <td>48</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table>			業務指標	22年度	23年度	24年度	前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—	前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	2	1	1	前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0	前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—	前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—	前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—	前払式特定取引業者に対する立入検査件数	99	92	108	前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	19	14	8	前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—	前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—	包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	268	5	3	包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	32	34	44	包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	27	92	158	包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0	包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0	個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	131	6	4	個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	30	48	71
業務指標	22年度	23年度	24年度																																																																								
前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—																																																																								
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	2	1	1																																																																								
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0																																																																								
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—																																																																								
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—																																																																								
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—																																																																								
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	99	92	108																																																																								
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	19	14	8																																																																								
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—																																																																								
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—																																																																								
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	268	5	3																																																																								
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	32	34	44																																																																								
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	27	92	158																																																																								
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0																																																																								
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0																																																																								
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	131	6	4																																																																								
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	30	48	71																																																																								

個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	19	39	66
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	1	2	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

(北海道局)

業務指標	22年度	23年度	24年度
前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	2	2	3
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	0	1	1
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	14	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	3	4	4
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	2	3	2
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	8	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	3	2	4
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	2	2	4
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

(東北局)

前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	11	2	10
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	2	0	2
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する	—	—	—

許可取消件数			
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	34	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	5	2	6
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	4	8	20
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	1	1	6
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	0	1	4
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
(関東局)			
前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	1	1	1
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	39	46	48
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	3	4	1
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	91	3	2
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	6	9	15
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	7	40	47
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	66	4	4
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	9	27	40
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	7	14	39
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	1	1	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
(中部局)			
前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する	0	0	0

立入検査件数			
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	9	8	5
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	10	1	0
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	18	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	2	3	2
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	2	8	29
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	9	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	3	4	4
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	1	5	3
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
(近畿局)			
前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	13	11	18
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	0	2	0
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	36	1	0
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	6	5	3
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	4	16	24
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	14	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	5	4	8
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	4	6	8
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
(中国局)			
前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	1	0	0
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	10	8	10
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	1	1	4
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	22	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	4	5	4
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	3	11	13
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	9	1	0
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	1	4	4
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	0	5	3
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
(四国局)			
前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	5	5	4

前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	13	1	1
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	2	2	4
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	2	2	11
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	6	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	3	1	2
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	2	1	2
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
(九州局)			
前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	10	10	10
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	3	5	0
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	40	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	4	4	6
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	3	4	12
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	19	1	0
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	5	5	6
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	3	5	3
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	1	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

	(参考) 沖縄総合事務局																																																																																
	<table border="1"> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する許可件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する立入検査件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する改善命令件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する許可取消件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する許可件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する立入検査件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する報告徴収件数</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する改善命令件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する許可取消件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する登録件数</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん業者に対する登録件数</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—	前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	1	0	0	前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0	前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—	前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—	前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—	前払式特定取引業者に対する立入検査件数	1	1	1	前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	1	3	0	前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—	前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—	包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	5	0	0	包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	1	1	2	包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	1	3	5	包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0	包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0	個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	4	0	0	個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	3	1	0	個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	3	2	0	個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0	個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—																																																																														
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	1	0	0																																																																														
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0																																																																														
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—																																																																														
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—																																																																														
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—																																																																														
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	1	1	1																																																																														
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	1	3	0																																																																														
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—																																																																														
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—																																																																														
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	5	0	0																																																																														
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	1	1	2																																																																														
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	1	3	5																																																																														
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0																																																																														
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0																																																																														
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	4	0	0																																																																														
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	3	1	0																																																																														
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	3	2	0																																																																														
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0																																																																														
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0																																																																														
地方側の意見	—																																																																																
その他各方面の意見	—																																																																																
平成 21 年工程表における見直しの内容	消費者取引の適正化に関する事務 一つの都道府県にのみ事業所等があるクレジットカード業者に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。																																																																																
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	平成 21 年 12 月 1 日 改正割賦販売法第 1 段階施行 平成 22 年 12 月 17 日 改正割賦販売法第 2 段階施行（完全施行） 平成 22 年に施行した改正割賦販売法により、加盟店調査義務等に違反する個別信用購入あっせん業者に対する改善命令、報告徴収、業務停止命令、立入検査に関する事務（一の都道府県内に消費者の被害が限定される場合に限る）を都道府県の自治事務として移譲した。																																																																																
その他既往の政府方針等	—																																																																																
検討結果（事務・権限の区分）	(区分の理由等) ○都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応が異なれば、全国均一の規制ができなくなり、違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、広域自治体を跨る消費者事故																																																																																

<p>A-a 一の都道府県内のみ事業所等がある信用購入あっせん業者に対する報告徴収・立入検査の権限付与（並行権限）を検討。ただし、引き続き出先機関の事務・権限として実施。</p> <p>C ※上記以外のもの</p> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 A-a（一部） C-c（その他）</p> <p>備考</p>	<p>が生じた場合に迅速・適切な対応ができない等の事態が生じ、均一かつ公平な消費者保護が図られない。さらに、こうした事態が続けば、割賦販売システムに対する国民の信頼の低下を招き、簡便な決済手段として商品の流通等の円滑化に資する当該システムに悪影響を与えることとなる。このため、割賦販売法の規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>○都道府県へ事務を移譲した上で、なお規制の一律性を確保するための方策としては、事務処理等の統一基準を定め、国の指示等を認めることも一般的には考えられる。しかしながら、仮に一の都道府県内のみ事業所がある事業者であったとしても、顧客は当該都道府県外にも存在するため、単一都道府県が全国で発生している被害実態を的確に把握し、適切な処分を行うことは困難である。また、各都道府県内において、職員に求められる割賦販売法や他の消費者保護関係法に係る高度な知見や十分な経験を有する職員を一定数育成し、それぞれ配置することが必要であるが、各都道府県における事業者分布に偏り（後述）があることから、事業者の少ない都道府県においても職員を配置することは非効率であり、また十分な職員を配置できない場合には基準通りの規制を実施することは困難となる。</p> <p>○割賦販売法に基づく規制の対象としては、①商品の引渡し又は役務の提供に先立って代金又は対価を受領する前払式割賦販売及び前払式特定取引、②商品の引渡し又は役務の提供後に代金を受領する信用購入あっせんの2類型がある。①については、例えば前払式割賦販売業者又は前払式特定取引業者が破綻した際には、現在、国において前払積立金を還付する必要があるところ、還付手続きに当たっては、債権者の特定や精算手続き等の専門的かつ膨大な業務量が生じる。このため、これら事務を処理する人員を迅速かつ大量に動員できる体制を備える必要が生じ、負担が大きい。したがって、十分な体制整備の確保が担保されない限り、前払式割賦販売及び前払式特定取引に係る国の事務を都道府県に事務移譲することは困難である。</p> <p>なお、一の都道府県内のみ事業所等がある前払式割賦販売業者又は前払式特定取引業者に対する報告徴収及び立入検査に関する事務については、既に当該事業所等の所在地を管轄する都道府県にも権限を付与（並行権限）している。</p> <p>○また、②の信用購入あっせん業については、例えばクレジットカードは事業者の所在地に関係なく全国どこでも使える等、事業者の所在地と当該事業者の契約者（消費者）の所在地との間の関連性が極めて薄い。このため、仮に一の都道府県内のみ事業所等がある事業者であったとしても、当該事業者に係る消費者被害は全国的に発生している状況が想定されるほか、例えば、ある都道府県が域内の包括信用あっせん購入業者の登録取消処分を行った場合には、全国で当該事業者の発行するクレジットカードが使えなくなる等、ある都道府県が行った処分が他の都道府県にまで及ぶこととなり、消費者の利便性を含めて多大な影響を及ぼすため、国において実施することが必要である。加えて、事業者の分布を見ると、都道府県毎に大きくばらついており、域内に数社しか事業者がいない都道府県もある。このため、事業者の少ない都道府県においても、割賦販売法に係る規制の実施に必要な高度な知見や十分な経験を有する職員を配置し、規制実施体制を構築することは非効率である。</p> <p>○他方、一の都道府県内のみ事業所等がある信用購入あっせん業者に対する事務のうち、報告徴収・立入検査に関する事務については、割賦販売法に基づく登録や処分と異なり、主に消費者被害に係る情報を当該事業者から収集することが目的と考えられるため、前述の全国均一な規制の実施に対する影響や、他の都道府県の消費者に対する影響が少ないと考えられる。また、都道府県に権限を付与することで、より機動的に情報収集を行うことが期待できる。このため、当該事業所等の所在地を管轄する都道府県にも権限を付与（並行権限）することを検討する。</p> <p>—</p>
---	---

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 27																																																								
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																											
事務・権限名	消費生活等の相談に関する事務																																																										
事務・権限の概要	<p>○目的：消費生活等の相談に関する事務は、経済産業省の所掌事務に係る相談について対応している。同事務は消費生活に関する苦情及び問い合わせに対する情報提供だけでなく、地方自治体の消費生活センター等の相談員などからの問い合わせにも対応することで、一般消費者の利益の保護を図ることを目的とする。</p> <p>○根拠法令：経済産業省組織規則第352条の規定に基づき各局ごとに経済産業大臣の承認を受けた事務分掌規定に基づき、各経済産業局において消費者相談室を設置し、経済産業省の所掌事務に係る消費生活に関する相談及び苦情の処理に関する事務を行うことを規定している。</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者からの相談 ・地方自治体からの消費生活センター等の相談員からの問い合わせ対応 ・特定商取引法、割賦販売法等の法執行に係る端緒情報の収集 																																																										
予算の状況 (単位:百万円)	—																																																										
関係職員数	122人の内数（平成25年度末） （北海道局8人の内数、東北局10人の内数、関東局18人の内数、中部局19人の内数、近畿局28人の内数、中国局12人の内数、四国局9人の内数、九州局18人の内数）																																																										
事務量（アウトプット）	<p>○消費者相談に係る件数（件）</p> <p>（北海道経済産業局）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度（※）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>1,580件</td> <td>1,469件</td> <td>1,055件</td> <td>811件</td> <td>665件</td> </tr> <tr> <td>うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ</td> <td>186件</td> <td>183件</td> <td>161件</td> <td>114件</td> <td>95件</td> </tr> </tbody> </table> <p>（東北経済産業局）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度（※）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>713件</td> <td>669件</td> <td>633件</td> <td>548件</td> <td>403件</td> </tr> <tr> <td>うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ</td> <td>178件</td> <td>210件</td> <td>233件</td> <td>172件</td> <td>169件</td> </tr> </tbody> </table> <p>（関東経済産業局）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度（※）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>2,495件</td> <td>2,525件</td> <td>2,251件</td> <td>1,924件</td> <td>1,825件</td> </tr> <tr> <td>うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ</td> <td>1,304件</td> <td>1,423件</td> <td>1,397件</td> <td>1,133件</td> <td>1,170件</td> </tr> </tbody> </table>					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（※）	相談受付件数	1,580件	1,469件	1,055件	811件	665件	うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	186件	183件	161件	114件	95件	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（※）	相談受付件数	713件	669件	633件	548件	403件	うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	178件	210件	233件	172件	169件	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（※）	相談受付件数	2,495件	2,525件	2,251件	1,924件	1,825件	うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	1,304件	1,423件	1,397件	1,133件	1,170件
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（※）																																																						
相談受付件数	1,580件	1,469件	1,055件	811件	665件																																																						
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	186件	183件	161件	114件	95件																																																						
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（※）																																																						
相談受付件数	713件	669件	633件	548件	403件																																																						
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	178件	210件	233件	172件	169件																																																						
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（※）																																																						
相談受付件数	2,495件	2,525件	2,251件	1,924件	1,825件																																																						
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	1,304件	1,423件	1,397件	1,133件	1,170件																																																						

(中部経済産業局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)
相談受付件数	1,140件	1,139件	895件	779件	704件
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	338件	371件	316件	293件	305件

(近畿経済産業局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)
相談受付件数	1,916件	1,914件	1,646件	1,181件	1,093件
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	582件	576件	556件	405件	431件

(中国経済産業局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)
相談受付件数	901件	849件	771件	587件	464件
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	246件	277件	226件	190件	176件

(四国経済産業局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)
相談受付件数	597件	496件	315件	250件	205件
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	154件	129件	114件	116件	69件

(九州経済産業局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)
相談受付件数	1,033件	1,016件	837件	781件	646件
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	374件	371件	324件	332件	313件

(参考：沖縄総合事務局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)
相談受付件数	202件	156件	171件	137件	118件
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	21件	7件	28件	43件	46件

	(参考：本省消費者相談室)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>3,985件</td> <td>3,839件</td> <td>3,415件</td> <td>2,882件</td> <td>2,353件</td> </tr> <tr> <td>うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ</td> <td>346件</td> <td>408件</td> <td>371件</td> <td>345件</td> <td>320件</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)	相談受付件数	3,985件	3,839件	3,415件	2,882件	2,353件	うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	346件	408件	371件	345件	320件
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)													
	相談受付件数	3,985件	3,839件	3,415件	2,882件	2,353件													
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	346件	408件	371件	345件	320件														
(参考：全国)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>14,562件</td> <td>14,072件</td> <td>11,989件</td> <td>9,880件</td> <td>8,476件</td> </tr> <tr> <td>うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ</td> <td>3,729件</td> <td>3,955件</td> <td>3,726件</td> <td>3,143件</td> <td>3,094件</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)	相談受付件数	14,562件	14,072件	11,989件	9,880件	8,476件	うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	3,729件	3,955件	3,726件	3,143件	3,094件	
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)														
相談受付件数	14,562件	14,072件	11,989件	9,880件	8,476件														
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	3,729件	3,955件	3,726件	3,143件	3,094件														
<p>※いずれも平成24年度は暫定値</p> <p>○地方自治体の消費生活センター等の相談員を対象とする消費者相談研修の参加者数 平成20年度 17名、平成21年度 34名、平成22年度 34名、 平成23年度 34名、平成24年度 39名</p>																			
地方側の意見	—																		
その他各方面の意見	—																		
平成21年工程表における見直しの内容	「消費者行政推進基本計画」において、地方の消費生活センター等を一元的な消費者相談窓口と位置付け、緊急時の対応や広域的な問題への対応のために全国ネットワークを構築するとされていることを踏まえつつ、地方公共団体との連携を強化する。																		
平成21年工程表決定又は平成22年見直し後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>消費者庁では、全国どこからでも身近な消費生活相談窓口につながる共通の電話番号である「消費者ホットライン」の事業を2010年1月から実施。</p> <p>経済産業局では、経済産業省の所掌事務について、消費者からの相談を受けるとともに、「消費者ホットライン」によって消費者からの相談を受けた地方自治体の消費生活センター等の相談員からの問い合わせにも対応する等の連携を行っている。</p>																		
その他既往の政府方針等	—																		
検討結果（事務・権限の区分）	<p>(区分の理由等)</p> <p>消費者等からの問い合わせに適切かつ迅速に対応することは、国、地方自治体ともに重要な事務である。そのため、消費者庁では2010年1月より全国どこからでも身近な消費生活相談窓口（都道府県の消費生活センター、市区町村の消費生活センター等）につながる共通の電話番号である「消費者ホットライン」の事業を実施し</p>																		
C																			

<p>(参考) 平成 22 年の検討 結果 C-c</p>	<p>ている。</p> <p>一方、経済産業局に設置する相談室は、経済産業省の所掌事務に係る消費生活に関する苦情及び問い合わせに対応する相談窓口（電話、電子メール、文書、面接等にて受付）として設置されている。具体的には、特定商取引法や割賦販売法等の法律を所掌する経済産業省として、これらの法解釈について特に知見があり、一般消費者のみならず、地方自治体の消費生活センター等の相談員からの問い合わせに対しても、必要な情報の提供を行う役割を担っている。</p> <p>※地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせは全体の約 3 割を占めている。</p> <p>また、特定商取引法、割賦販売法等の執行上に極めて重要な悪質事業者の行為の端緒情報の一次収集機能も担っており、特定商取引法、割賦販売法等の法執行業務の一環としても、経済産業局にて相談業務を行うことが必要である。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局

No. 28

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名	消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等の事務																																																																																																																																								
事務・権限の概要	<p>○目的：消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、消費生活用製品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的とする。</p> <p>○根拠法令：消費生活用製品安全法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、違反事業者への改善命令、技術基準不適合品に係る表示禁止命令等を実施</p>																																																																																																																																								
予算の状況 (単位:百万円)	—																																																																																																																																								
関係職員数	122人の内数（平成25年度末） （北海道局8人の内数、東北局10人の内数、関東局18人の内数、中部局19人の内数、近畿局28人の内数、中国局12人の内数、四国局9人の内数、九州局18人の内数）																																																																																																																																								
事務量（アウトプット）	<p>（北海道局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（東北局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（関東局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>312</td> <td>323</td> <td>322</td> <td>337</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（中部局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>21</td> <td>34</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（近畿局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>32</td> <td>26</td> <td>33</td> <td>32</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（中国局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	0	3	0	1	3	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	1	3	0	3	3	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	312	323	322	337	284	報告徴収・立入検査・製品提出命令	2	1	3	0	1	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	21	34	17	19	21	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	1	2	3	1	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	32	26	33	32	26	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	2	0	0	1	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	2	11	6	7	4
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																				
届出の受理等	0	3	0	1	3																																																																																																																																				
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0																																																																																																																																				
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																																																																																																																				
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																				
届出の受理等	1	3	0	3	3																																																																																																																																				
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0																																																																																																																																				
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																																																																																																																				
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																				
届出の受理等	312	323	322	337	284																																																																																																																																				
報告徴収・立入検査・製品提出命令	2	1	3	0	1																																																																																																																																				
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																																																																																																																				
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																				
届出の受理等	21	34	17	19	21																																																																																																																																				
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	1	2	3	1																																																																																																																																				
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																																																																																																																				
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																				
届出の受理等	32	26	33	32	26																																																																																																																																				
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	2	0	0	1																																																																																																																																				
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																																																																																																																				
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																				
届出の受理等	2	11	6	7	4																																																																																																																																				

	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	3	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	(四国局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	1	0	1	0	2
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	(九州局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	3	10	4	7	8
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	2	1	0	1
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
地方側の意見	-					
その他各方面の意見	-					
平成 21 年工程表における見直しの内容	消費生活用製品等の安全確保に関する事務 家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内にのみ事業所等がある製造業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。					
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	-					
その他既往の政府方針等	-					
検討結果（事務・権限の区分）	(区分の理由等)					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C ※上記以外のもの</p> </div>	<p>消費生活用製品安全法の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、</p> <p>(イ) 違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、</p> <p>(ロ) 同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>消費生活用製品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p> <p>また、消費生活用製品安全法の執行にあたっては、同法の規制スキームに加え、石油燃焼機器、浴室用温水循環器、ライター等、多様な規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。各局とも少人数の習熟した担当者が対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を育成し、それぞれ配置することが必要であり、非効率である。</p>					
(参考) 平成 22 年の検討結果 A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所が存在する製造業者・輸入業者への	<p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。</p>					

<p>報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C-c ※上記以外のもの</p>	
<p>備考</p>	<p>当該業務の移譲に当たっては、全国一律の安全対策を確保する理由から、出先機関においても引き続き事務・権限を実施することを条件（前提）とする。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 29				
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務					
事務・権限の概要	<p>○目的：電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、電気用品による製造、販売等を規制すると共に電気用品による危険及び障害の発生の防止を目的とする。</p> <p>○根拠法令：電気用品安全法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、違反事業者への改善命令、技術基準不適合品に係る表示禁止命令等を実施</p>					
予算の状況 (単位:百万円)	—					
関係職員数	122人の内数（平成25年度末） （北海道局8人の内数、東北局10人の内数、関東局18人の内数、中部局19人の内数、近畿局28人の内数、中国局12人の内数、四国局9人の内数、九州局18人の内数）					
事務量（アウトプット）	（北海道局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	30	33	33	32	29
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（東北局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	138	140	109	158	161
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	2	5	5	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（関東局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	3067	3146	3015	3228	3631
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	44	53	51	52	43
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（中部局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	407	459	442	438	524
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	9	17	7	14	13
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（近畿局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	979	948	811	1051	1308
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	
（中国局）						
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
届出の受理等	151	134	123	149	187	
報告徴収・立入検査・製品提出命令	2	0	0	0	0	
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	

	<p>(四国局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>49</td> <td>31</td> <td>41</td> <td>45</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(九州局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>164</td> <td>161</td> <td>195</td> <td>220</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	49	31	41	45	71	報告徴収・立入検査・製品提出命令	4	3	2	2	1	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	164	161	195	220	250	報告徴収・立入検査・製品提出命令	1	1	0	0	0	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																												
届出の受理等	49	31	41	45	71																																												
報告徴収・立入検査・製品提出命令	4	3	2	2	1																																												
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																												
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																												
届出の受理等	164	161	195	220	250																																												
報告徴収・立入検査・製品提出命令	1	1	0	0	0																																												
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																												
地方側の意見	—																																																
その他各方面の意見	—																																																
平成 21 年工程表における見直しの内容	消費生活用製品等の安全確保に関する事務 家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内にのみ事業所等がある製造業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。																																																
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—																																																
その他既往の政府方針等	—																																																
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C ※上記以外のもの</p> </div> <p>(参考) 平成 22 年の検討結果 A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所が存在する製造業者・輸入業者への</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>電気用品安全法の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、</p> <p>(イ) 違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、</p> <p>(ロ) 同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、</p> <p>といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>電気用品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反対応（違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p> <p>また、電気用品安全法の執行に当たっては、同法の規制スキームに加え、特定電気用品及び特定以外の電気用品を合わせ 500 近い規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。なお、各局とも少人数の習熟した担当者が対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を配置することが必要であり、非効率である。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。</p>																																																

<p>報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C-c ※上記以外のもの</p>	
<p>備考</p>	<p>当該業務の移譲に当たっては、全国一律の安全対策を確保する理由から、出先機関においても引き続き事務・権限を実施することを条件（前提）とする。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 30				
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務					
事務・権限の概要	<p>○目的：ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、ガスの使用者の利益を保護し、ガス用品の製造及び販売を規制して公共の安全を確保することを目的とする。</p> <p>○根拠法令：ガス事業法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、改善命令、表示の禁止等</p>					
予算の状況 (単位:百万円)	—					
関係職員数	122人の内数（平成25年度末） （北海道局8人の内数，東北局10人の内数，関東局18人の内数，中部局19人の内数、近畿局28人の内数、中国局12人の内数、四国局9人の内数、九州局18人の内数）					
事務量（アウトプット）	（北海道局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	0	0	0	0	1
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（東北局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	0	0	1	0	0
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（関東局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	47	46	71	67	68
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（中部局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	18	64	60	57	58
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（近畿局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	8	5	7	3	1
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	
（中国局）						
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
届出の受理等	0	0	0	0	1	
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0	
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	

	<p>(四国局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(九州局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>17</td> <td>11</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	0	0	0	0	0	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	1	1	17	11	18	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																												
届出の受理等	0	0	0	0	0																																												
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0																																												
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																												
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																												
届出の受理等	1	1	17	11	18																																												
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0																																												
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																												
地方側の意見	—																																																
その他各方面の意見	—																																																
平成 21 年工程表における見直しの内容	消費生活用製品等の安全確保に関する事務 家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内にのみ事業所等がある製造業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。																																																
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—																																																
その他既往の政府方針等	—																																																
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C ※上記以外のもの</p> </div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所が存在する製造業者・輸入業者への</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>ガス事業法の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、</p> <p>(イ) 違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、</p> <p>(ロ) 同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、</p> <p>といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>ガス用品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。例えば、ガス燃焼機器は北日本で多く使われるが、製造工場の多くは中部地方等、必ずしも主たる消費地区ではない範囲に位置している。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p> <p>また、ガス事業法の執行にあたっては、同法の規制スキームに加え、ガストープやふろがま等の規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。なお、各局とも少人数の習熟した担当者が対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を育成し、それぞれ配置することが必要であり、是非効率である。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。</p>																																																

<p>報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C-c ※上記以外のもの</p>	
<p>備考</p>	<p>当該業務の移譲に当たっては、全国一律の安全対策を確保する理由から、出先機関においても引き続き事務・権限を実施することを条件（前提）とする。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 31			
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務					
事務・権限の概要	<p>○目的：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、液化石油ガス器具等の製造及び一般消費者等への販売等を規制することにより、液化石油ガスによる事故・災害を防止し、公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>○根拠法令：液化石油の保安の確保及び取引の適正化に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、違反事業者への改善命令、技術基準不適合品に係る表示禁止命令等を実施</p>					
予算の状況 (単位:百万円)	—					
関係職員数	122人の内数（平成25年度末） （北海道局8人の内数、東北局10人の内数、関東局18人の内数、中部局19人の内数、近畿局28人の内数、中国局12人の内数、四国局9人の内数、九州局18人の内数）					
事務量（アウトプット）	（北海道局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	0	1	0	0	1
	報告徴収・立入検査・製品提出命令 改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（東北局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	4	1	2	1	4
	報告徴収・立入検査・製品提出命令 改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（関東局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	80	98	131	114	123
	報告徴収・立入検査・製品提出命令 改善命令、表示禁止命令の執行	0	1	1	0	0
	（中部局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	22	77	77	79	81
	報告徴収・立入検査・製品提出命令 改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（近畿局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	10	12	11	22	17
	報告徴収・立入検査・製品提出命令 改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（中国局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

	届出の受理等	0	0	0	0	0
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	(四国局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	0	0	1	1	1
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	1	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	(九州局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	1	1	21	12	15
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
地方側の意見	-					
その他各方面の意見	-					
平成 21 年工程表における見直しの内容	消費生活用製品等の安全確保に関する事務 家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内にのみ事業所等がある製造業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。					
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	-					
その他既往の政府方針等	-					
検討結果（事務・権限の区分）	(区分の理由等)					
A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、</p> <p>(イ) 違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、</p> <p>(ロ) 同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、</p> <p>といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>液化石油ガス器具等の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。例えば、液化石油ガス燃焼機器は北日本で多く使われるが、製造工場の多くは中部地方等、必ずしも主たる消費地区ではない範囲に位置している。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p>					
C ※上記以外のもの	<p>また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の執行に当たっては、同法の規制スキームに加え、液化石油ガスに係る燃焼機器から供給機器まで、規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。各局とも少人数の担当者で対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を配置することは必要であり、非効率である。</p>					
(参考) 平成 22 年の検討結果 A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事						

<p>業所が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C-c ※上記以外のもの</p>	<p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	<p>当該業務の移譲に当たっては、全国一律の安全対策を確保する理由から、出先機関においても引き続き事務・権限を実施することを条件（前提）とする。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局				No. 32	
事務・権限移譲等検討シート（個票）							
事務・権限名	家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務						
事務・権限の概要	<p>○目的：家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする。</p> <p>○根拠法令：家庭用品品質表示法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：表示基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・販売（卸売業者）・表示事業者の不適正表示の申出受理及び調査、製造・販売（卸売業者）に対する報告徴収・立入検査・指示等を行う。</p>						
予算の状況 （単位：百万円）	—						
関係職員数	<p>122人の内数（平成25年度末）</p> <p>（北海道局8人の内数、東北局10人の内数、関東局18人の内数、中部局19人の内数、近畿局28人の内数、中国局12人の内数、四国局9人の内数、九州局18人の内数）</p>						
事務量（アウトプット）	（北海道局）						
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	指示、公表	0	0	0	0	0	
	申出受理、調査	0	0	0	0	0	
	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0	
	（東北局）						
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	指示、公表	0	0	0	0	0	
	申出受理、調査	0	0	0	0	0	
	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0	
	（関東局）						
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	指示、公表	0	0	0	0	0	
	申出受理、調査	0	0	0	0	0	
	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0	
	（中部局）						
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	指示、公表	0	0	0	1	0	
	申出受理、調査	0	0	0	0	0	
	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0	
	（近畿局）						
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	指示、公表	2	0	0	0	0	
	申出受理、調査	0	0	0	0	0	
	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0	
	（中国局）						
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
指示、公表	0	0	0	0	0		
申出受理、調査	0	0	0	0	0		

	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0
	(四国局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	指示、公表	0	0	0	0	0
	申出受理、調査	0	0	0	0	0
	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0
	(九州局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	指示、公表	0	0	0	0	0
	申出受理、調査	0	0	0	0	0
	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0
地方側の意見	—					
その他各方面の意見	—					
平成 21 年工程表における見直しの内容	消費生活用製品等の安全確保に関する事務 家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内のみ事業所等がある製造業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。					
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—					
その他既往の政府方針等	—					
検討結果（事務・権限の区分）	(区分の理由等) 家庭用品品質表示法の執行を都道府県の事務にすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、 （イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、 （ロ）同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、 といった事態が増加。一部の都道府県における品質表示が適切に行われなくなることで、家庭用品の表示に混乱が生じし、国全体での均一・公平な品質表示が図れなくなる。このため、家庭用品の品質表示に係る規制は国内で統一的に運用去れる必要がある。 家庭用品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、品質に関する表示の不正が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（製造・販売（卸売業者）に対する報告徴収・立入検査・指示等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。 また、家庭用品品質表示法の執行に当たっては、同法の規制スキームに加え、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品といった多様な規制対象製品の表示項目について詳細な知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。各局とも少人数の習熟した担当者で対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を育成し、それぞれ配置することが必要であり、は非効率である。 なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・表示業者・販売業者（事業者届出への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。					
A-a ※一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。						
C ※上記以外のもの						
(参考) 平成 22 年の検討結果 A-a ※一の都道府県内のみ事務所・事業所が存在する製造業者・輸入業者への						

<p>報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。 C-c ※上記以外のもの</p>	
<p>備考</p>	<p>当該業務の移譲に当たっては、全国一律の安全対策を確保する理由から、出先機関においても引き続き事務・権限を実施することを条件（前提）とする。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 33			
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	工業用水道事業法の施行に関する事務 ・ 自家用工業用水道布設の届出、届出事項の変更の届出、給水廃止の届出及び給水に関する報告					
事務・権限の概要	<p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業用水道事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、工業用水の豊富低廉な供給を図り、工業の健全な発達に寄与すること。 <p>○根拠規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業用水道事業法 <p>○経済産業局の具体的な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家用工業用水道布設の届出・変更の届出・給水廃止の届出（法第21条第1項及び第2項） 自家用工業用水道に関する報告（法第23条第2項） <p>※自家用工業用水道に関する届出・報告の受理については、「工業用水道事業法に基づく事務の取扱について（平成2年12月10日通商産業大臣通達、2立第2141号）」をもって、経済産業局長に事務委任がなされているところ。</p>					
予算の状況 （単位：百万円）	—					
関係職員数	56 人の内数（平成 25 年度末現在） （北海道局 3 人の内数、東北局 10 人の内数、関東局 5 人の内数、中部局 6 人の内数、近畿局 10 人の内数、中国局 8 人の内数、四国局 8 人の内数、九州局 6 人の内数）					
事務量（アウト プット）	（全国）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	許可・届出等件数	719	715	715	673	737
	（北海道局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	許可・届出等件数			54	47	49
	（東北局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	許可・届出等件数			42	40	41
	（関東局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	許可・届出等件数			186	177	181
	（中部局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	許可・届出等件数			218	194	223
	（近畿局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	許可・届出等件数			90	92	92
	（中国局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
許可・届出等件数			46	47	50	
（四国局）						
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
許可・届出等件数			31	29	34	
（九州局）						
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
許可・届出等件数			48	47	67	
地方側の意見	—					

<p>その他各方面の意見</p>	<p>工業用水道事業者の声（経産省のヒアリング結果（平成21年度）） <自家用工業用水道の届出事務の移譲> 自家用工業用水道に関する情報は必要としていない。</p>
<p>平成21年工程表における見直しの内容</p>	<p>工業用水道事業法の施行に関する事務 自家用工業用水道布設の届出、届出事項の変更の届出、給水廃止の届出及び給水に関する報告に係るものについては、都道府県に移譲する。</p>
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>—</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 913 363 1048" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">C</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C-c</p>	<p>（区分の理由等） 工業用水道事業者には、都道府県、市町村、企業団、民間事業者が存在する（平成25年4月1日現在、都道府県40、政令指定都市9、市町村92、企業団9、民間事業者2、計152）。 工業用水道事業法の施行等に関する事務を都道府県に移譲した場合、同様の事業を行う市町村や民間事業者が存在する中、都道府県だけに権限を与えることは工業用水道事業者間のイコールフットィングの観点から、著しい支障が生じる。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 34
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・容器包装リサイクル法		
事務・権限の概要	<p>○目的： 容器包装リサイクル法では、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等のため、事業者に対して、容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクル等の義務を課している。</p> <p>○根拠法令： 容器包装リサイクル法に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器多量利用事業者からの定期報告の受理（法第7条の6） ・特定事業者に対する報告徴収（法第39条） ・特定事業者に対する立入検査（法第40条） <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 経済産業局において、事業者からの報告内容の確認等を行うとともに、必要に応じて、事業内容、リサイクルの状況等に関して、報告徴収及び立入検査を実施することとしている。</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	-		
関係職員数	72人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局8人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局11人の内数、中国局8人の内数、四国局6人の内数、九州局8人の内数）		
事務量（アウト プット）	<p>（全国）</p> <p>22年度（定期報告263件、報告徴収0件、立入検査0件）</p> <p>23年度（定期報告275件、報告徴収6件、立入検査0件）</p> <p>24年度（定期報告228件、報告徴収0件、立入検査0件）</p>		
地方側の意見	-		
その他各方面の 意見	-		
平成21年工程表 における見直し の内容	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 一の都道府県内等にはのみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。		
平成21年工程表決定 又は平成22年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	-		

<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>-</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>C ※上記以外のもの</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 A-a（一部） C-c（その他）</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>対象となる特定事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。</p> <p>また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。</p>
<p>備考</p>	<p>共管省庁（環境省、農林水産省、財務省、厚生労働省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。関係省庁と調整が必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 35																																																																																																																										
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																																																																													
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・家電リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査																																																																																																																												
事務・権限の概要	<p>○目的：小売業者及び製造業者等の行う特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び再商品化等の適正性の確保</p> <p>○根拠法令：特定家庭用機器再商品化法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：小売業者又は製造業者等からの報告徴収を（特定家庭用機器再商品化法（以下「法」）第52条）、小売業者又は製造業者等の事務所等への立入検査（法第53条）を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収 特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬、再商品化等の実施状況に関する報告徴収、内容確認 ・立入検査 立入検査の計画策定、検査先の選定、検査・指導・フォローアップ、本省への報告・相談 <p>※法第56条及び同施行令7条により、経済産業局長に委任（但し、主務大臣が自ら行うことも妨げていない）</p>																																																																																																																												
予算の状況 （単位：百万円）	資源循環推進費／中小企業等の資源循環推進に必要な経費／中小企業等産業公害防止対策調査費／特定家庭用機器等再商品化関係事業 9百万円の内数（平成25年度予算計上額） （北海道局1.0百万円、東北局0.9百万円、関東局1.0百万円、中部局0.6百万円、近畿局1.2百万円、中国局1.3百万円、四国局0.6百万円、九州局0.6百万円、沖縄事務局0.4百万円）																																																																																																																												
関係職員数	72人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局8人の内数、関東局13人の内数、中部経産局9人の内数、近畿経産局11人の内数、中国経産局8人の内数、四国経産局6人の内数、九州経産局8人の内数）																																																																																																																												
事務量（アウトプット）	<p>（報告徴収件数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 国</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>北海道経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>東北経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>関東経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中部経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>近畿経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中国経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>四国経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>九州経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（立入検査件数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 国</td> <td>455</td> <td>503</td> <td>491</td> <td>471</td> <td>446</td> </tr> <tr> <td>北海道経産局</td> <td>25</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>東北経産局</td> <td>58</td> <td>67</td> <td>68</td> <td>53</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>関東経産局</td> <td>124</td> <td>129</td> <td>122</td> <td>123</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>中部経産局</td> <td>53</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>59</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>近畿経産局</td> <td>85</td> <td>93</td> <td>97</td> <td>103</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>中国経産局</td> <td>39</td> <td>40</td> <td>48</td> <td>39</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>四国経産局</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>九州経産局</td> <td>41</td> <td>52</td> <td>34</td> <td>32</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	全 国	0	0	0	0	0	北海道経産局	0	0	0	0	0	東北経産局	0	0	0	0	0	関東経産局	0	0	0	0	0	中部経産局	0	0	0	0	0	近畿経産局	0	0	0	0	0	中国経産局	0	0	0	0	0	四国経産局	0	0	0	0	0	九州経産局	0	0	0	0	0		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	全 国	455	503	491	471	446	北海道経産局	25	31	31	31	32	東北経産局	58	67	68	53	68	関東経産局	124	129	122	123	77	中部経産局	53	60	60	59	65	近畿経産局	85	93	97	103	99	中国経産局	39	40	48	39	43	四国経産局	30	31	31	31	30	九州経産局	41	52	34	32	32
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																								
全 国	0	0	0	0	0																																																																																																																								
北海道経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
東北経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
関東経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
中部経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
近畿経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
中国経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
四国経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
九州経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																								
全 国	455	503	491	471	446																																																																																																																								
北海道経産局	25	31	31	31	32																																																																																																																								
東北経産局	58	67	68	53	68																																																																																																																								
関東経産局	124	129	122	123	77																																																																																																																								
中部経産局	53	60	60	59	65																																																																																																																								
近畿経産局	85	93	97	103	99																																																																																																																								
中国経産局	39	40	48	39	43																																																																																																																								
四国経産局	30	31	31	31	30																																																																																																																								
九州経産局	41	52	34	32	32																																																																																																																								
地方側の意見	－																																																																																																																												
その他各方面の意見	－																																																																																																																												
平成21年工程表における見直しの内容	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 一の都道府県内等にのみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の																																																																																																																												

	報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。
平成21年工程表決定 又は平成22年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	—
その他既往の政府方針等	
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> A-a 報告徴収・立入検査 について、事務所、 事業所等の所在地 を管轄する権限付 与（並行権限）を検 討。ただし、出先機 関においても引き 続き事務・権限を実 施する。 C ※上記以外のもの </div> （参考） 平成22年検討結果 A-a 報告徴収・立入検査につ いて、事務所、事業所等 の所在地を管轄する権 限付与（並行権限）を検 討。ただし、出先機関に おいても引き続き事 務・権限を実施する。 C-c ※上記以外のもの	（区分の理由等） 都道府県域を超えて活動する小売業者及び製造業者等の全国の店舗・事務所等における取扱いの把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、国民の財産の回復（支払ったリサイクル料金の返還等）や法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。
備考	環境省と共管であり、調整が必要。

事務・権限移譲等検討シート

事務・権限移譲等検討シート（個票）	
出先機関名：経済産業局	No. 36
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・食品リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査
事務・権限の概要	<p>○目的： 食品リサイクル法では、食品廃棄物等の発生の抑制及び減量並びに食品循環資源の再生利用を促進するため、事業者に対し、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等についての責務や目標を定めている。</p> <p>○根拠法令： 食品リサイクル法に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受付（法第9条第1項） ・登録再生利用事業者の登録・変更申請の受付、都道府県知事への通知（法第11条第1項、第2項、第5項及び第6項） ・登録再生利用事業者の料金の届出受理、変更の指示（法第15条第1項及び第2項） ・登録再生利用事業者の登録の取消し（法第17条第1項及び第2項） ・食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第24条第1項、第2項及び第3項） <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 経済産業局において、事業者からの報告・申請内容の確認等を行うとともに、必要に応じて、食品廃棄物等の発生量、リサイクルの状況等に関して、報告徴収及び立入検査を実施することとしている。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	-
関係職員数	72人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局8人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局11人の内数、中国局8人の内数、四国局6人の内数、九州局8人の内数）
事務量（アウト プット）	（全国） 21年度（定期報告95件、登録受付5件、その他の事務は実績なし） 22年度（定期報告126件、登録受付5件、料金届出1件、その他の事務は実績なし） 23年度（定期報告123件、登録受付6件、その他の事務は実績なし）
地方側の意見	-
その他各方面の 意見	-
平成21年工程表 における見直し の内容	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 一の都道府県内等にのみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。
平成21年工程表決定 又は平成22年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含	-

む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	
その他既往の政府方針等	-
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>C ※上記以外のもの</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 A-a（一部） C-c（その他）</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>対象となる事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（並行権限）することを検討。（主管省庁である、農林水産省との調整が必要。）</p>
備考	<p>共管省庁（国土交通省、農林水産省、財務省、厚生労働省、環境省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。関係省庁と調整が必要。</p> <p>また、税関連解釈等に関しての国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整が前提。</p>

事務・権限移譲等検討シート

	出先機関名：経済産業局	No. 37
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・資源有効利用促進法に基づく報告徴収、立入検査	
事務・権限の概要	<p>○目的： 資源有効利用促進法では、分別回収を促進するため、容器包装等の製造事業者等に対して、全国統一的な表示の標準を示して、その遵守を求めている。</p> <p>○根拠法令： 資源有効利用促進法に基づく指定表示事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第37条第2項）</p> <p>○経済産業局の具体的な業務概要 経済産業局において、表示制度に関する相談・問い合わせ対応等を行うとともに、必要に応じて、事業内容等に関して報告徴収、立入検査を実施することとしている。</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	-	
関係職員数	72人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局8人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局11人の内数、中国局8人の内数、四国局6人の内数、九州局8人の内数）	
事務量（アウトプット）	22年度（報告徴収0件、立入検査0件） 23年度（報告徴収0件、立入検査0件） 24年度（報告徴収0件、立入検査0件）	
地方側の意見	-	
その他各方面の意見	-	
平成21年工程表における見直しの内容	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 一の都道府県内等にものみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。	
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	-	
その他既往の政府方針等	-	

<p>検討結果（事務・権限の区分）</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>対象となる指定表示事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、全国統一的な識別表示及び分別回収の促進による資源の有効利用、廃棄物の発生抑制といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（並行権限）することを検討。</p>
<p>A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>C ※上記以外のもの</p>	
<p>（参考） 平成22年の検討結果 A-a（一部） C-c（その他）</p>	
<p>備考</p>	<p>共管省庁（国土交通省、農林水産省、財務省、厚生労働省、環境省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。関係省庁と調整が必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 38
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・自動車リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査		
事務・権限の概要	○目的：大臣が必要に応じて指導、助言、勧告、命令等の措置を講ずることで、製造業者及び輸入業者（メーカー等）による適正かつ確実なリサイクルを担保している。 ○根拠法：自動車リサイクル法 ○経済産業局の具体的な業務内容： メーカー等の委託を受けて処理を行う事業者等に対する報告の徴収及び立入検査の措置を行っている。		
予算の状況 （単位：百万円）	－		
関係職員数	72人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局8人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局11人の内数、中国局8人の内数、四国局6人の内数、九州局8人の内数）		
事務量（アウトプット）	（累計実績） 平成24年度 報告徴収 0件、立入検査 280件 平成23年度 報告徴収 0件、立入検査 329件 平成22年度 報告徴収 0件、立入検査 325件		
地方側の意見	－		
その他各方面の意見	－		
平成21年工程表における見直しの内容	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 一の都道府県内等へののみ事務所等のある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。		
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	－		
その他既往の政府方針等	－		
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 5px 0;">C</div> （参考）	（区分の理由等） 都道府県域を超えて全国的な事業展開を行っている自動車製造業者及び自動車輸入業者（以下「メーカー等」）に対する許認可、監督業務についてはその影響が広範囲にわたることから国（本省）が責任を持って行っている。 局は、メーカー等から委託を受けて再資源化を行う事業者の監督業務を行ってい		

<p>平成22年の検討結果 C-c</p>	<p>るが、当該事業者がメーカー等との委託契約に基づいて実施していることから委託契約関係を確認する必要があり、メーカー等に対する指導、勧告等の法的措置と一体となって実施することが不可欠。仮に、広域的实施体制が整備されたとしても、メーカー等は全国規模で活動をしていることから、ブロックを超えた全国規模の調整は困難であり、業務の執行に著しい支障を生じる。</p> <p>また、当該委託事業者の事業所は全国2,000箇所以上あるため、事業執行における機動性の確保等の観点から、引き続き現場に近い経済産業局で実施することが適当。</p>
<p>備考</p>	<p>環境省と共管のため調整が必要</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 39
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	エネルギーの使用合理化に関する事務 ・省エネ法に基づく指導助言、報告の徴収 等	
事務・権限の概要	<p>○目的：内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与すること</p> <p>○根拠法令：エネルギーの使用の合理化に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定事業者等の指定に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> （1）エネルギー使用状況届出書の受理 （2）特定事業者等の指定 2. 特定事業者等からの報告に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> （1）エネルギー管理統括者・企画推進者及び管理者（員）選任届出書の受理 （2）定期報告書の受理 （3）中長期計画書の受理 3. 特定事業者等への措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 指導・助言、報告徴収・立入検査等 	
予算の状況 （単位：百万円）	—	
関係職員数	<p>100人の内数（平成25年度末現在）</p> <p>北海道局11人の内数、東北局10人の内数、関東局15人の内数、中部局16人の内数、近畿局13人の内数、中国局10人の内数、四国局9人の内数、九州局16人の内数</p>	
事務量（アウトプット）	<p>※都道府県への移譲を検討しているのは特定事業者等への指導・助言、報告徴収・立入検査。</p> <p>※国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <p>（全国）</p> <p>平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業者の届出・指定 12,234 件 ・エネルギー管理指定工場の届出・指定 14,665 件 ・定期報告書等の提出 24,197 件 ・エネルギー管理統括者選任等の届出 9,286 件 ・エネルギー管理企画推進者等の届出 7,915 件 ・エネルギー管理者（員）選任等の届出 7,446 件 ・特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査等 61 件 <p>平成23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業者の届出・指定 603 件 ・エネルギー管理指定工場の届出・指定 1,104 件 ・定期報告書等の提出 25,177 件 ・エネルギー管理統括者選任等の届出 6,776 件 ・エネルギー管理企画推進者選任等の届出 6,773 件 ・エネルギー管理者（員）選任等の届出 6,260 件 ・特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査等 112 件 <p>平成24年度</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業者の届出・指定 246 件 ・エネルギー管理指定工場の届出・指定 766 件 ・定期報告書等の提出 25,073 件 ・エネルギー管理統括者選任等の届出 3,185 件 ・エネルギー管理企画推進者選任等の届出 2,618 件 ・エネルギー管理者（員）選任等の届出 3,493 件 ・特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査等 63 件
地方側の意見	—
その他各方面の意見	—
平成 21 年工程表における見直しの内容	平成 22 年 4 月からの改正法施行後の状況を踏まえつつ、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>平成 22 年見直しの後、エネルギー需給の早期安定化が不可欠な状況となったことに鑑み、需要サイドにおいて持続可能な省エネを進めていくため、省エネ法の改正に着手し、現在改正法案が国会審議中。</p> <p>当該改正法案では、事業者が電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これをプラスに評価できる体系にすることとしている（事業者のエネルギー使用効率の算出方法の見直し）。</p> <p>エネルギーの使用合理化に関する事務については、都道府県への移譲を検討している特定事業者等への措置（指導・助言、報告徴収・立入検査）の実施方法が上記法改正により変わりうる。（当該事務・権限の付与に当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、国が作成した統一的指導方針に基づき、都道府県において、省エネ法の趣旨に即した的確な業務実施体制が整備されることが前提。）</p>
その他既往の政府方針等	—
検討結果（事務・権限の区分）	<p>（区分の理由等）</p> <p>エネルギーの使用合理化に関する事務については、以下に述べるとおり、情報の一元的管理及び当該情報に基づく全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性の観点から、都道府県や広域の実施体制のみでは対応出来ず、国による執行が必要である。</p> <p>ただし、省エネ法に基づく特定事業者等への措置（指導・助言、報告徴収・立入検査）については、一の都道府県にのみ事業所等を設置する事業者が対象である場合に限り、近接性の観点から、都道府県が当該措置を実施することとし、その詳細を検討する。</p> <p>【国・出先機関による執行が必要である理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本法の目的であるエネルギーの使用の合理化を総合的に推進するためには、本法に基づく定期報告書等により事業者のエネルギー使用に関する情報を一元的に管理し、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し指導、立入検査等を実施する必要があるが、都道府県や広域の実施体制では、かかる情報の一元的管理に著しい支障が生じ、全体的視点からの対応が困難である。特に自発的な広域の実施体制を構築し本法に基づく事務を実施することについては、あるブロックでは広域の実施体制が整備されているが、他のブロックでは整備されていないといった事態が想定され、本法の執行に著しい支障が生じるのみならず、ブロックを超えた対応が必要な場合に支障が生じる。 ・また、直近（平成 20 年）の法改正により規制対象を従来の「事業所単位」から
<p>A-a</p> <p>（一の都道府県内で完結する事業者への措置（指導・助言、報告徴収・立入検査）に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。</p>	

<p>ただし、 国・出先機 関において も引き続き 事務・権限 を実施す る。)</p> <p>C</p> <p>※ 上記以 外のもの</p> <p>参考 平成 22 年の検討 結果 A－a（一部） C－c（その他）</p>	<p>「事業者単位」に変更したところであるが、これは事業者における省エネルギー対策の強化を図る観点から我が国事業者のエネルギー使用状況をより幅広く把握するとともに、事業者が複数の所在地に設置している全ての工場等について全体としての効率的かつ効果的な省エネルギー対策の実施を義務づけるための措置であり、都道府県、広域的实施体制単位で本法を執行することはかかる法改正の主旨と相反する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他方、事業者にとっては、都道府県、広域的实施体制による実施とした場合、県・ブロック外への事業所の新設等により、本法に基づく各種の届出・報告書等の提出先が変わることとなり、事業者側に著しい混乱、負担を生じさせる。 ・以上のとおり、情報の一元的管理及び当該情報に基づく全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性の観点から、都道府県や広域的实施体制のみでは対応出来ず、国による執行が必要である。 ・なお、事業者は全国に展開することから、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当である。
<p>備考</p>	<p>(移譲に当たっての条件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は都道府県域を越えて事業展開を行っている場合が少なくないことから、エネルギー使用に関する情報を一元的に管理し、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し立入検査等を実施する必要性に鑑み、当該事務は引き続き経済産業局も実施する。(並行権限) ・その上で、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、国が作成した統一的な指導方針に基づき、都道府県において、省エネ法の趣旨に即した的確な業務実施体制が整備される場合に限り、都道府県への並行権限の付与を検討していく。

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 40			
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	品確法の施行に関する事務 等 ・揮発油（ガソリン）販売事業者の登録業務、報告、立入検査等					
事務・権限の概要	<p>○目的：国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もって消費者の利益を保護する。</p> <p>○根拠法：揮発油等の品質の確保等に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：揮発油（ガソリン）販売業者等の登録業務、報告徴収、立入検査 等</p>					
予算の状況 （単位：百万円）	-					
関係職員数	70人の内数（平成25年度末） （北海道局6人の内数、東北局13人の内数、関東局15人の内数、中部局6人の内数、近畿局9人の内数、中国局9人の内数、四国局4人の内数、九州局8人の内数）					
事務量（アウトプット）	揮発油販売業者からの登録、変更登録、廃止等の届出の受付業務件数、立入検査件数					
	（全国）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	受付業務件数	31,127	20,020	27,315	16,784	24,274
	立入検査件数	698	588	547	324	232
	（北海道局）※以下同様					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	受付業務件数	1,943	1,403	1,727	941	1,657
	立入検査件数	74	32	40	23	16
	（東北局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	受付業務件数	2,717	2,006	2,279	1,907	1,975
	立入検査件数	56	11	44	17	15
	（関東局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	受付業務件数	10,410	6,327	9,255	4,662	7,703
	立入検査件数	154	218	178	80	77
	（中部局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	受付業務件数	3,659	1,436	3,216	1,883	3,080
	立入検査件数	153	69	75	54	23
	（近畿局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	受付業務件数	3,858	1,973	3,296	1,888	3,045
	立入検査件数	86	84	65	59	30
	（中国局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	受付業務件数	2,769	1,381	2,616	1,110	2,313
	立入検査件数	74	75	75	60	64
	（四国局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	受付業務件数	1,874	1,048	1,563	896	1,451
	立入検査件数	25	30	20	3	7
	（九州局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

	受付業務件数	3,897	4,446	3,363	3,497	3,048
	立入検査件数	76	69	50	28	17
地方側の意見	—					
その他各方面の意見	—					
平成21年工程表における見直しの内容	—					
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—					
その他既往の政府方針等	—					
検討結果（事務・権限の区分）	<p>（区分の理由等）</p> <p>揮発油等に異物が混入した場合、被害が都道府県を越えて全国的に広がることから、全国の販売所等に対する統一的な緊急措置としての指示等が必要となるが、都道府県のみが行う場合、全国的に緊急的な指示等の実施に著しい支障が生じる。また、原因の究明においても、同様に輸入された港から事業所までの広範囲に渡る調査を早急に行う必要があることから、揮発油の品質確保に係る業務は引き続き国が行わなければ、迅速な対応に著しい支障が生じる。</p> <p>ただし、例えば、経済産業局と都道府県との間で報告等を行う仕組みとするなど、並行権限とすることにより事業者の追加的負担が生じることのないよう制度的に担保することを前提に、給油所等事業所が一の都道府県にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査権限（指示等の処分は除く）については、当該給油所等事業所が所在する都道府県に付与することを検討する。</p>					
備考	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>A-a （給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収、立入検査の権限について、事業者への追加的負担が生じないよう担保しつつ、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県に付与（並行権限）することを検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）</p> <p>C ※上記以外のもの</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 A-a（一部） C-c（その他）</p> <p>給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収、立入検査の権限について、事業者への追加的負担が生じないよう担保しつつ、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県に付与（並行権限）することを検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p>					

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 41
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・小型家電リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査		
事務・権限の概要	<p>○目的： 小型家電リサイクル法では、使用済小型家電の再資源化を促進するため、国が認定した事業者等に対して、再資源化に係る責務や目標を定めている。</p> <p>○根拠法令： 小型家電リサイクル法に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定事業者等に対する報告徴収（法第16条） ・認定事業者等に対する立入検査（法第17条） <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 経済産業局において、必要に応じて、事業内容、リサイクルの状況等に関して事業内容等に関して報告徴収、立入検査を実施することとしている。</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	-		
関係職員数	72人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局8人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局11人の内数、中国局8人の内数、四国局6人の内数、九州局8人の内数）		
事務量（アウト プット）	-		
地方側の意見	-		
その他各方面の 意見	-		
平成21年工程表 における見直し の内容	-		
平成21年工程表決定 又は平成22年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	平成25年4月、小型家電リサイクル法が施行。		

<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>-</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>A-a 事業所が一 の都道府県 にある場合 の報告徴 収・立入検 査について、都道府 県への権 限付与（並 行権限）を 検討。ただ し、出先機 関において も引き続き 事務・権限 を実施す る。</p> <p>C ※上記以外 のもの</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>対象となる認定事業者は、基本的には複数都道府県で活動するため、こうした事業者の広域の取組の把握が担保されず、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、認定事業者の業務の範囲が一道県にとどまる場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（並行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	<p>共管省庁（環境省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。関係省庁と調整が必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 42
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、指導・助言並びに特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収・立入検査	
事務・権限の概要	<p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「法」という。）において、主務大臣は特定特殊自動車の使用者に対し、法第18条に基づく技術適合命令、同法第28条に基づく特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図ることについての指導及び助言、同法29条に基づく特定特殊自動車の使用状況その他の必要事項に関する報告、特定特殊自動車の所在すると認められる場所への立入、特定特殊自動車等の検査等ができることとなっている。</p> <p>なお、法33条及び同法施行規則第36条第1項の規定により、上記の事務については経済産業局長に委任されている。</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	—	
関係職員数	68人の内数(平成25年度末) (北海道局9人の内数、東北局8人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局11人の内数、中国局8人の内数、四国局6人の内数、九州局4人の内数)	
事務量（アウトプット）	実績なし	
地方側の意見	—	
その他各方面の意見	—	
平成21年工程表における見直しの内容	—	
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—	
その他既往の政府方針等	—	
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;">A - a</div> （参考） 平成22年の検討結果 —	（区分の理由等） 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく使用者への技術基準適合命令、指導・助言並びに特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収・立入検査については、地方経済産業局の事務から外し、地方公共団体に移管する。 本省の事務である製造業者等への規制（法第13条の改善命令等）のために、使用者に対する報告徴収及び立入検査が必要な場合には、本省において行うものとする。 管内の一部の行政区域のみに移管した場合、残る区域の対応のため引き続き経済産業局においても体制が必要となるため、全国一律・一斉の事業移管が必要。	
備考	—	

【国土交通省】

地方整備局

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方整備局	No. 1												
事務・権限移譲等検討シート（個票）															
事務・権限名	国営公園（イ号公園のうち、一の都道府県で完結する、整備が概成した公園に限る）の管理に関する事務（占用・行為許可等を含む）														
事務・権限の概要	<p>都市公園法（第 35 条）及び都市公園法施行令（第 33 条）に基づき、地方整備局において、広域的な見地から、国の設置に係る都市公園の管理に関する事務（占用・行為許可等を含む）を実施している。</p> <p>【具体的な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・快適な公園利用を確保し、適切な利用サービスを提供するための植物管理、建物・工作物管理、巡視・警備、清掃、入園料徴収等、多岐に渡る維持管理業務 ・公園管理者以外の者による公園施設の設置許可、工作物の設置等に係る占用許可、竹林伐採等の禁止、物品販売・競技会開催等の許可等、都市公園法に基づく公権力の行使に係る許認可事務 														
予算の状況 （単位：百万円）	23,701 百万円の内数（平成 25 年度予算案計上額） （うち、国営公園整備費 10,933 百万円、国営公園維持管理費 10,801 百万円、国営公園事業工事諸費 1,967 百万円）														
関係職員数	（全国）294 人の内数 ※北海道開発局の管内を含む。 東北地方整備局：25 人の内数、関東地方整備局：49 人の内数、北陸地方整備局：22 人の内数、中部地方整備局：21 人の内数、近畿地方整備局：37 人の内数、中国地方整備局：24 人の内数、四国地方整備局：21 人の内数、九州地方整備局：38 人の内数（平成 24 年 4 月時点）、北海道開発局：57 人の内数（平成 25 年 4 月時点）														
事務量（アウトプット）	<p>以下の数値の内数 （全国 ※イ号公園のみ）※北海道開発局の管内を含む。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">開園面積</td> <td style="text-align: center;">2,680ha (H24)</td> <td style="text-align: center;">2,396ha (H23)</td> <td style="text-align: center;">2,309ha (H22)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">入園者数</td> <td style="text-align: center;">2,239 万人 (H24)</td> <td style="text-align: center;">2,099 万人 (H23)</td> <td style="text-align: center;">2,155 万人 (H22)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">執行額</td> <td style="text-align: center;">13,989 百万円 (H23)</td> <td style="text-align: center;">16,303 百万円 (H22)</td> <td style="text-align: center;">22,094 百万円 (H21)</td> </tr> </table>			開園面積	2,680ha (H24)	2,396ha (H23)	2,309ha (H22)	入園者数	2,239 万人 (H24)	2,099 万人 (H23)	2,155 万人 (H22)	執行額	13,989 百万円 (H23)	16,303 百万円 (H22)	22,094 百万円 (H21)
開園面積	2,680ha (H24)	2,396ha (H23)	2,309ha (H22)												
入園者数	2,239 万人 (H24)	2,099 万人 (H23)	2,155 万人 (H22)												
執行額	13,989 百万円 (H23)	16,303 百万円 (H22)	22,094 百万円 (H21)												
地方側の意見	<p>○全国知事会提言「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成20年2月8日）</p> <p>地方整備局については、（中略）国道事務所、河川事務所など、都道府県単位機関については、真に国が責任をもつべきもの等を除き地方に移譲し縮小・廃止することができる。</p> <p>※都道府県単位機関について、道路事業等を見直しても、なお国に残る事業の事例次の事例に対して真に国が責任を持つべき観点から意見があり、今後さらに検討が必要である。（公園：国家的記念事業等として整備された公園等）</p> <p>○平成 22 年 7 月 15 日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。</p>														
その他各方面の意見	—														
平成 21 年工程表における見直しの内容	都市公園法第 2 条第 1 項第 2 号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。														

<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>地方自治体から、個別の国営公園の整備及び管理に関する事務について移譲を求める発意は無いことから、その後、国土交通省として個別の見直し・検討を進めていない。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>○「第2次勧告～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」（平成20年12月8日地方分権改革推進委員会）別紙2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表「見直しの内容」「都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県と調整の上で移管する。」</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 824 363 945" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">A—b</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、個別の都道府県の意向の確認を行った上で、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。</p>
<p>備考</p>	<p>○ 国営公園の管理に関する事務・権限の移譲に当たっての「職員の処遇のあり方や、事務・権限の移管に伴う財源のあり方」に関する政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

事務・権限移譲等検討シート（個票）	
出先機関名：地方整備局	No. 2
事務・権限名	河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施 河川等の利用、保全に関する許認可等
事務・権限の概要	<p>【目的】 河川について、洪水、高潮等による災害の発生の防止、河川の適正利用、流水の正常な機能の維持、及び河川環境の整備と保全がされるよう総合的に管理することにより、国土の保全・開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進すること等</p> <p>【根拠法】 河川法、特定多目的ダム法等</p> <p>【業務内容（主要なもの）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画に関すること。 ・直轄河川事業等に関する工事の調査に関すること。 ・直轄河川事業等に関する工事の実施の調整に関すること。 ・直轄河川事業等に関する工事の実施設計、施工及び検査その他の工事管理に関すること。 ・指定区間外の一級河川における河川管理施設（多目的ダムを含む。）の操作規則に関すること。 ・国土交通大臣の管理に係る河川の維持及び修繕に関すること。 ・一級河川の利用、保全その他の管理に関する事務のうち、河川区域その他の区域の指定、水利使用の許可その他の規制に関すること。
予算の状況 （単位：百万円）	平成 25 年度水管理・国土保全局関係予算（一般公共事業費）635,227 百万円の内数【国費】
関係職員数	<p>（全国）5757 人の内数 ※北海道開発局の管内を含む。</p> <p>東北地方整備局：759 人の内数、関東地方整備局：976 人の内数、北陸地方整備局：431 人の内数、中部地方整備局：570 人の内数、近畿地方整備局：552 人の内数、中国地方整備局：491 人の内数、四国地方整備局：287 人の内数、九州地方整備局：794 人の内数（平成 24 年 4 月時点）、北海道開発局：897 人の内数（平成 25 年 4 月時点）</p>
事務量（アウト プット）	<p>（全国）※北海道開発局の管内を含む。</p> <p>一級水系 109 水系 直轄管理区間延長 10,588 km</p>
地方側の意見	<p>○地方団体からの移管に関する提言</p> <p>・当面の地域主権改革の方向性に関する提言（平成 24 年 5 月 7 日 全国知事会）より抜粋</p> <p>直轄道路・直轄河川については、いわゆる三省合意（平成 20 年 9 月 17 日付）や全国知事会が提案した財源フレームを踏まえた早期に財源フレームを確定させ、平成 25 年度から同一都道府県内完結道路・河川を移管できるようにすること。</p> <p>・地域主権改革の推進について～自立した自治体の創造に向けて～（平成 24 年 7 月 19 日 全国知事会）より抜粋</p> <p>1 年以上実質的な進展が見られない直轄道路・直轄河川（中略）については、前向きに協議を進め、（中略）地方移管に向けた取組を進めること。</p> <p>・国の出先機関改革に関する重点提言（平成 24 年 11 月 15 日全国市長会）より抜粋</p>

一の都道府県内で完結する直轄道路・直轄河川の移管については、関係市町村長の意見を十分に聴き適切に推進する（中略）

○一級河川における国管理区間への編入等に関する要望（平成24年4月以降の要望から抜粋）

・北上川水系の太田川・衣川の直轄管理区間の延伸について、平泉町長より国土交通副大臣へ要望（H24.8）

<要望書抜粋>

太田川・衣川直轄管理区間の延伸

一閑遊水池事業と一体管理の必要性から、太田川と衣川の区間について、工事完成後も引き続き遊水池と一体的に直轄管理をお願いします。

・信濃川水系千曲川下流域の直轄管理区間への編入について、千曲川改修期生同盟会（長野市、中野市、飯山市、須坂市、千曲市、上田市、坂城町、小布施町の首長）より国土交通大臣へ要望（H24.7）

<要望書抜粋>

千曲川下流の県管理区間についての、直轄編入及び河川改修の促進。

・信濃川水系千曲川、天竜川水系天竜川の県管理区間の直轄管理区間への編入について、長野県知事より国土交通大臣へ要望（H24.9）

<要望書抜粋>

河川管理、災害対応等を適時適切に行うため、県管理区間の直轄管理区間への編入をお願いします。

・大井川水系大井川の直轄管理区間の延伸について、大井川改修促進期生同盟会（島田市、藤枝市、焼津市、吉田町、川根本町の首長）より国土交通大臣へ要望（H24.8）

<要望書抜粋>

島田市神座地先から上流について、国の直轄管理区間としての区間延長をお願いしたい。

・新宮川水系熊野川の県管理区間の直轄管理区間への編入について、和歌山県知事より国土交通大臣へ要望（H24.6）

<要望書抜粋>

河川整備を推進するため、県管理区間の国直轄区間への変更や、流下を阻害している堆積土砂を緊急に撤去するために必要な予算の確保。

・新宮川水系熊野川（相野谷川含む）の県管理区間の直轄管理区間への編入について、三重県知事より国土交通大臣へ要望（H24.11）

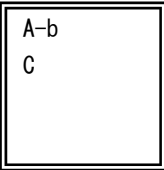
<要望書抜粋>

熊野川（相野谷川を含む）について、国において、利水ダムの治水目的での運用や直轄管理区間の拡大を含めた総合的な治水対策を関係機関と緊密な連携のもと、より一層の推進。

・斐伊川水系神戸川の県管理区間の直轄管理区間への編入について、島根県知事より国土交通省技監へ要望（H25.4）

<要望書抜粋>

神戸川については、上流から下流まで一貫した河川の整備、洪水時の適時的確な対応、河川環境の保全を行う必要があるため、直轄管理区間に挟まれた県管理

	区間を直轄管理に編入し、国により一元管理すること。 等
その他各方面の意見	—
平成21年工程表における見直しの内容	一級河川の地方への移管については、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、原則として一の都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管することとし、第1次勧告及び第2次勧告の方向に沿って、引き続き関係都道府県と調整を行った上で、できる限り早期に結論を得る。 【地方分権改革推進要綱（第1次）関連】
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	・第1回直轄道路・直轄河川チーム会合開催（平成23年2月24日） ・第2回直轄道路・直轄河川チーム会合開催（平成24年3月28日）
その他既往の政府方針等	—
検討結果（事務・権限の区分） 	（区分の理由等） 国土保全上・国民経済上重要な水系である一級水系に係る一級河川については、国が水系一貫の観点から、上下流、左右岸のバランスを図りつつ、管理を行っている。特にこのような重要な河川については、その管理に万全を期す必要があることから、全国レベルで集積した技術・経験を活用し、かつ時々刻々と変化する現場の状況を把握しつつ、自ら迅速かつ的確な対応をとっていくことが不可欠である。 地方移譲した場合は、各自治体の財政事情、組織体制等によって対応の相違等が生じ、上下流、左右岸の治水安全度の整合性等を損なう場合がある。また、緊急時を想定し、事前に河川管理施設の操作方法等の基準を定めたとしても、あらゆる事態を想定できるわけではなく、不測の事態が生じる可能性があるとともに、国の指示等を認めたとしても、国が管理を行う場合と同レベルの迅速・的確な対応を確保することは難しく、国民の生命・財産に重大な被害が生じる可能性がある。 また、日々の管理や大規模災害対応を通じて全国レベルで技術・経験を集積し、管理を行っていく仕組みを保持することが必要であり、国が唯一その役割を担っており、都道府県等に対しても、技術的支援を行っている。 大規模な水害等に対して迅速かつ的確な対応をするためには、応急対応や復旧・復興に関する技術や経験を有する相当規模の人員が必要であるが、個別の地域では、大規模な水害等は稀にしか発生せず、技術や経験を蓄積するには限界がある。 さらに、河川管理は、平常時においては、上下流、左右岸等で堤防の高さや整備の優先順位、地域や各利水者間で水利使用等をめぐり利害が対立することが多く、また、災害発生時等においては、排水機場や堰の操作等をめぐり、一刻を争う緊迫した局面での利害対立が生じる場合がある。このような場合に、一級河川について、国家的見地から調整・判断を行い、迅速に対応する必要がある。 このような特徴を有する一級河川についての事務・権限の見直しにあたっては、道州制や基礎自治体との関係、事務・権限の移管に伴う財源のあり方、職員の処遇のあり方など、政府全体として十分に議論頂くことが必要である。

	<p>こうした中においても、一つの都道府県で完結する一級河川については、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、できる限り都道府県に移管するとの考え方に基づき、平成 20 年 10 月より、都道府県への移管に係る個別協議を実施してきたところである。今後、東日本大震災や紀伊半島豪雨災害の教訓、社会資本の老朽化問題の顕在化、地方公共団体からの直轄編入の要望等の直近の状況変化を踏まえつつ、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、協議・調整を行っていく。</p>
備考	<p>一級河川に係る事務・権限の移譲に当たっての「事務・権限の移管に伴う財源のあり方や、職員の処遇のあり方」に関する政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

	出先機関名：地方整備局	No. 3
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	砂防等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	
事務・権限の概要	<p>【目的】 流域における荒廃地域の保全を行うとともに下流河川の河床上昇を防ぎ、土砂流出による災害から人命、財産等を守ること等</p> <p>【根拠法令】 砂防法、地すべり等防止法施行令等</p> <p>【業務内容（主要なもの）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防設備、地すべり防止施設に関する事業（以下「砂防事業等」という。）のうち地方公共団体が行う事業以外のもの（以下「直轄砂防事業等」という。）に関する工事の実施の全体計画及びその実施計画に関すること。 ・直轄砂防事業等に関する工事の調査に関すること。 ・直轄砂防事業等に関する工事の実施の調整に関すること。 ・直轄砂防事業等に関する工事の実施設計、施工及び検査その他の工事管理に関すること。 	
予算の状況 （単位：百万円）	平成 25 年度水管理・国土保全局関係予算（一般公共事業費）635,227 百万円の内数【国費】	
関係職員数	（全国）1459 人の内数 ※北海道開発局の管内を含む。 東北地方整備局：164 人の内数、関東地方整備局：173 人の内数、北陸地方整備局：175 人の内数、中部地方整備局：181 人の内数、近畿地方整備局：165 人の内数、中国地方整備局：98 人の内数、四国地方整備局：55 人の内数、九州地方整備局：140 人の内数（平成 24 年 4 月時点）、北海道開発局：308 人の内数（平成 25 年 4 月時点）	
事務量（アウト プット）	（全国）※北海道開発局の管内を含む。 39 水系・山系（砂防） / 12 地区（地すべり）	
地方側の意見	<p>国の出先機関の原則廃止に向けて（平成 22 年 7 月 15 日 全国知事会）より抜粋</p> <p>【事務・権限の仕分け結果（66 事務）】</p> <p>B 廃止・民営化等する事務（15 事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金支給事務（国道、河川、公営住宅等） ・地方に対する指導・助言、調整（国道、河川、公営住宅等）など <p>なお、仕分けに当たっての留意事項として、火山砂防など特殊な対応を要する事業については一定の考慮が必要である旨明記されている。</p>	
その他各方面の 意見	—	
平成 21 年工程表 における見直し の内容	直轄事業の要件を明確化する。	
平成 21 年工程表決定 又は平成 22 年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	直轄砂防事業等の採択基準について、通知を发出。	
その他既往の政 府方針等	—	
検討結果（事 務・権限の区分）	（区分の理由等） 直轄砂防事業等の採択基準について、通知を发出した。	
	D	

備考	
----	--

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方整備局	No. 4
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> ・直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施 ・直轄国道の管理に関する許認可等 		
事務・権限の概要	<p>【目的】 道路網の整備を図り、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進すること。</p> <p>【主な根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法 ・高速自動車国道法 ・共同溝の整備等に関する特別措置法 ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法 ・交通安全施設等整備事業の推進に関する法律 <p>【主な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄国道に係る道路の整備及び保全（除雪を含む。）に関する計画に関すること。 ・直轄国道に関する工事の実施設計、施工及び検査その他の工事管理に関すること。 ・直轄国道に係る環境対策及び交通安全対策に関すること ・直轄国道の保全（除雪を含む。）に関すること ・直轄国道の整備及び保全以外の管理に関すること 		
予算の状況 （単位：百万円）	道路事業費（直轄事業）1,202,927（百万円）の内数 [H25 国費]		
関係職員数	<p>（全国）6461 人の内数 ※北海道開発局の管内を含む。</p> <p>東北地方整備局：807 人の内数、関東地方整備局：1037 人の内数、北陸地方整備局：393 人の内数、中部地方整備局：711 人の内数、近畿地方整備局：631 人の内数、中国地方整備局：512 人の内数、四国地方整備局：328 人の内数、九州地方整備局：716 人の内数（平成 24 年 4 月時点）、北海道開発局：1326 人の内数（平成 25 年 4 月時点）</p>		
事務量（アウト プット）	<p>※北海道開発局の管内を含む。</p> <p>○事業箇所数（全国（H25））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業評価対象事業：471 箇所 ・事業評価対象外事業：1,081 箇所 <p>○管理の実施状況（H25）</p> <p>一般国道及び高速自動車国道のうち直轄管理区間（174 路線、管理延長約 22,640km）を対象に、以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回：2 日に 1 回 等、路面清掃：年間 12 回（三大都市圏）等、 除草：通行の安全確保や視認性の確保等を目的に実施、 剪定（高木・低木）：3 年に 1 回程度、 ・道路構造物の点検・補修補強：5 年に 1 回の橋梁定期点検、2～5 年に 1 回のトンネル点検、点検結果等に基づく補修・補強等 <p>○許認可等の実施状況（全国（H21-H23 平均））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊車両通行許可件数：約 31 万件 ・道路占用許可件数：約 6 万 2 千件 		
地方側の意見	<p>○地方団体からの移管に関する提言</p> <p>・当面の地域主権改革の方向性に関する提言（平成 24 年 5 月 7 日 全国知事会）より抜粋</p> <p>直轄道路・直轄河川については、いわゆる三省合意（平成 20 年 9 月 17 日付）や</p>		

全国知事会が提案した財源フレームを踏まえた早期に財源フレームを確定させ、平成 25 年度から同一都道府県内完結道路・河川を移管できるようにすること。

・地域主権改革の推進について～自立した自治体の創造に向けて～（平成 24 年 7 月 19 日 全国知事会）より抜粋

1 年以上実質的な進展が見られない直轄道路・直轄河川（中略）については、前向きに協議を進め、（中略）地方移管に向けた取組を進めること。

・国の出先機関改革に関する重点提言（平成 24 年 11 月 15 日 全国市長会）より抜粋

一の都道府県内で完結する直轄国道・直轄河川の移管については、関係市町村長の意見を十分に聴き適切に推進する（中略）

○直轄国道の権限に関して、地方から国土交通省への要望があるもの（平成 24 年 4 月以降の要望から抜粋）

・国道 312 号 鳥取豊岡宮津自動車道の直轄国道としての整備について、京都府知事より国土交通副大臣へ要望（H24 年 6 月）

<要望書抜粋>

「全国的な自動車交通網を構成する道路」にもかかわらず、全国で当路線（鳥取豊岡宮津自動車道）だけが指定区間から漏れているが、日本海国土軸の形成のためには必要な路線であり、まず早急に直轄国道に指定し、ミッシングリンクの解消を図りたい。

・国道 121 号 会津縦貫道路の直轄指定区間編入について、福島県知事より国土交通大臣へ要望（H24 年 7 月）

<要望書抜粋>

大規模災害時において、広域的な避難や緊急物資等の輸送を可能にする災害に強い交通体系を確保するため、会津縦貫道路（北道路・南道路）の早期完成及び直轄指定区間へ編入すること。

・国道 168 号 五條新宮道路の国直轄指定区間への編入について、奈良県知事より国土交通副大臣へ要望（H24 年 11 月）

<要望書抜粋>

・国道 168 号「地域高規格道路五條新宮道路」の国直轄指定区間への編入

・国道 247 号 西知多道路の直轄国道の指定及び早期事業化について、愛知県知事より国土交通大臣へ要望（H25 年 1 月）

<要望書抜粋>

西知多道路は、国際拠点空港の中部国際空港と高速自動車国道の新東名高速道路（伊勢湾岸自動車道）を直結するとともに、（中略）ひいては日本経済を牽引する役割を果たすものであります。

そのため、次の事項の実現に特別のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 直轄国道に指定し、国による早期事業化を図ること。

・国道 153 号 長野県内の指定区間編入について、長野県知事より国土交通大臣へ要望（H25 年 3 月）

<要望書抜粋>

一般国道 153 号の本県内の区間全てについて十分な整備と管理水準を確実に実

	<p>現する必要があるため、道路法に基づく指定区間にして頂くとともに、緊急的に整備が必要な箇所の早期整備及び早期調査が図られるよう、特段のご支援をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道 106 号 宮古盛岡横断道路の直轄指定区間編入について、盛岡市長より国土交通大臣政務官へ要望（H24 年 7 月） <要望書抜粋> 災害時や冬期間の道路交通の確保を一段と確かなものとし、北東北地域の産業・文化の交流、観光開発等を一層促進するため、一般国道 106 号「宮古盛岡横断道路（復興支援道路）」の整備促進を図るとともに、一般国道 46 号に路線名を変更し、一体的に国が管理されますよう要望いたします。 ・国道 106 号 宮古盛岡横断道路の直轄指定区間編入について、宮古市長より国土交通大臣政務官へ要望（H24 年 10 月） <要望書抜粋> 災害時における緊急対応をはじめ、きめ細かな道路管理体制が整っている国が、国道 106 号を指定区間編入のうえ国道 46 号と一体的な管理を行うことにより、北東北を横断する幹線道路にふさわしい質の高い道路管理が求められます。（中略） 2. 一般国道 106 号を一般国道 46 号に路線名を変更するとともに、国土交通大臣管理の指定区間に編入すること
<p>その他各方面の意見</p>	<p>－</p>
<p>平成 21 年工程表における見直しの内容</p>	<p>一般国道の直轄区間の地方への移管については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、国は全国的なネットワークの形成を図ることを基本として、第 1 次勧告及び第 2 次勧告の方向に沿って、引き続き関係地方公共団体と調整を行った上で、できる限り早期に結論を得る。【地方分権改革推進要綱（第 1 次）関連】</p>
<p>平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回直轄道路・直轄河川チーム会合開催（平成 23 年 2 月 24 日） ・第 2 回直轄道路・直轄河川チーム会合開催（平成 24 年 3 月 28 日）
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>－</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="204 1738 370 1832" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">A - b C</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>直轄国道は、高速自動車国道と一体となって、経済・社会活動を支える全国的な大動脈としての役割を果たしており、我が国の国際物流の太宗を担っている。</p> <p>こうした役割を果たすためには、国際貨物の通行機能や災害時においても通行を確保できる機能、広域的な連携機能などの高い機能や、事故・災害に備えた 24 時間管理や被災した場合の迅速な応急復旧などの高い管理水準が必要である。</p> <p>このような高い機能や管理水準を保つためには、国による広域的な道路管理が効率的であり、例えば、現在においても、道路情報の集中管理と広域的な情報発信等を実施するとともに、広域的な管理体制を活かし、国際貨物などの車両通行の許可に対する連携、災害時の自治体への広域的な支援などを実施しているところである。</p> <p>このような特徴を有する直轄国道についての事務・権限の見直しに当たっては、</p>

	<p>道州制や基礎自治体との関係、事務・権限の移管に伴う財源のあり方、職員の処遇のあり方など、政府全体として十分に議論頂くことが必要である。</p> <p>こうした中においても、主に地域内交通を分担する道路については、できる限り地方に移管するとの考え方にに基づき、平成 20 年 10 月より、都道府県・政令市への移管に係る個別協議を実施してきたところである。今後、東日本大震災の教訓、社会資本の老朽化問題の顕在化、地方公共団体からの直轄編入の要望等の直近の状況変化を踏まえつつ、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、協議・調整を行っていく。</p>
備考	<p>直轄国道に係る事務・権限の移譲に当たっての「事務・権限の移管に伴う財源のあり方や、職員の処遇のあり方」に関する政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方整備局	No. 5																																												
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																															
事務・権限名	港湾等の整備及び保全に関する計画並びに工事等に関する事務																																														
事務・権限の概要	<p>【目的】 ・交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全すること。</p> <p>【根拠法令】 ・港湾法</p> <p>【主な業務内容】 ○国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾において一般交通の利便の増進、公害の発生防止又は環境の整備を図り、避難港において一般交通の利便の増進を図るために必要がある場合において国と港湾管理者の協議が整ったとき、港湾管理者からの費用負担を受けつつ、国土交通大臣が自ら以下の港湾工事を実施。 ・国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設等の港湾工事 ・避難港における水域施設又は外郭施設のうち大規模なものの港湾工事 ・高度の技術を必要とするものその他港湾管理者が自ら実施することが困難である港湾工事 ○開発保全航路の開発及び保全</p>																																														
予算の状況 (単位:百万円)	<p>【平成 25 年度予算案】 港湾関係予算【国費】183,713 百万円の内数</p>																																														
関係職員数	<p>2023 人の内数 東北地方整備局：307 人の内数、関東地方整備局：287 人の内数、北陸地方整備局：219 人の内数、中部地方整備局：192 人の内数、近畿地方整備局：225 人の内数、中国地方整備局：172 人の内数、四国地方整備局：195 人の内数、九州地方整備局：426 人の内数（平成 25 年 4 月時点）</p>																																														
事務量（アウトプット）	<p>港湾改修（直轄）実施港数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20 年度</th> <th>H21 年度</th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際戦略港湾</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>国際拠点港湾</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>16</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>特定重要港湾</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>－</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>重要港湾</td> <td>58</td> <td>61</td> <td>58</td> <td>54</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>避難港</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>84</td> <td>87</td> <td>84</td> <td>80</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 22 年度までは国際戦略港湾及び国際拠点港湾は特定重要港湾として実施</p>						H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	国際戦略港湾	－	－	－	5	5	国際拠点港湾	－	－	－	16	16	特定重要港湾	21	21	21	－	－	重要港湾	58	61	58	54	52	避難港	5	5	5	5	5	計	84	87	84	80	78
	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度																																										
国際戦略港湾	－	－	－	5	5																																										
国際拠点港湾	－	－	－	16	16																																										
特定重要港湾	21	21	21	－	－																																										
重要港湾	58	61	58	54	52																																										
避難港	5	5	5	5	5																																										
計	84	87	84	80	78																																										
地方側の意見	<p>① 全国市長会・決議提言事項（平成 24 年 6 月 6 日、第 82 回全国市長会議決定） 2. 総合的な防災・減災対策の強化・促進 （2）大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。 3. 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、重要港湾及び地方港湾の物流機能の強化を図り、総合的な物流基盤施設及び幹線臨港道路の整備の推進をはかること。</p> <p>② 全国市長会港湾都市協議会「港湾関係事業の促進に関する提言」（平成 24 年 7 月 19 日） 1. 東日本大震災からの復旧・復興と今後の大規模地震・津波対策等安全・安心</p>																																														

	<p>の確保について (4) 大規模災害時における、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。</p> <p>2. 港湾の国際競争力の強化 (1) ターミナルの一体運営によるターミナルコストの低減、フィーダー網の抜本的な強化、ゲートオープン時間拡大による 24 時間化の推進等荷主サービスの向上及びコンテナ船の大型化に対応した大規模コンテナターミナルの形成の促進等国際コンテナ戦略港湾政策の推進を図ること。 (8) 港湾の国際競争力強化のため、港湾管理者との適切な役割分担のもと、民間の視点による港湾運営を担う港湾運営会社に対し、所要の支援制度を設けること。</p> <p>4. 港湾施設の適切な維持管理の推進について (2) 他分野では維持管理に係る負担金制度が廃止されたことを踏まえ、広域的な社会インフラとなる大規模国有港湾施設の維持管理については、国の責任と負担で行う制度を創設すること。</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>①「国際競争力強化に向けた港湾・輸出入諸制度の改革」(社)日本経済団体連合会(平成 24 年 3 月 21 日) 2. 港湾諸制度の改革 (2) 具体的な方策 ①港湾戦略の一貫性確保 政府は、選択と集中の考え方にに基づき国際コンテナ・バルク戦略港湾および日本海側拠点港湾を選定するなど、わが国港湾の国際競争力強化にむけた取り組みを着実に進めている。今後は、こうした戦略港湾、拠点港湾がネットワークとして機能し、その役割を十分に果たせるよう、政府は改めてわが国全体の港湾戦略に係るグランドデザインを策定する必要がある。 また、国際コンテナ戦略港湾に選定された京浜港、阪神港では、2015 年までに港湾運営の民営化を実現するとしている。これを前倒しし、他の港湾運営におけるモデルとして位置付けるとともに、個別自治体の垣根を超えた広域港湾管理者を実現すべきである。</p>
<p>平成 21 年工程表における見直しの内容</p>	<p>直轄事業の不断の見直しを進めるため、国際・国内海上輸送網の拠点として必要な港湾施設を限定する観点から、その全国的な配置の在り方をより明確化することとし、早急に詳細を検討の上、遅くとも平成 22 年度中に結論を得る。</p>
<p>平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>①投資の重点化を図り、港湾機能の早期発現を図るため、重要港湾 103 港のうち原則として、以下の観点から総合的に勘案して、新規の直轄港湾整備事業の対象となる港湾を 43 港に絞り込みを図った。(平成 22 年 8 月 3 日) ・基本的に 1 県に 1 港は拠点港を配置(各地域の産業や経済を支える拠点として機能) ・貨物取扱量実績を基にした国際・国内海上輸送網の拠点としての機能 ・地域からの提案 ・港湾の伸びしろ ・民の視点</p> <p>②「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律」により港湾法を改正し、港湾の種類として新たに「国際戦略港湾」(国際海上貨物輸送網の拠点であり、その国際競争力の強化を重点的に図るべき港湾)を設け、国際戦略港湾における高規格コンテナターミナルの係留施設について国費負担率の嵩上げ等を行い、集中投資を図ることとした。(平成 23 年 3 月 31 日公布)</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>①地方分権推進委員会第 5 次勧告(平成 10 年 11 月 19 日) 第 1 章 公共事業のあり方の見直し II 直轄事業等の見直し 2. 個別の直轄事業等の基準の明確化、範囲の見直し等 (5) 港湾 1) 直轄事業の実施基準 港湾法 52 条の国と港湾管理者との協議が調い実施される直轄事業は、下記 a 又</p>

はbの事業に限定することを基本とし、この判断を行うために必要な要件についての検討を含め、できる限り客観的な基準を具体化するよう検討する。

- a 国際・国内の基幹の海上交通ネットワーク形成のために必要な根幹的な港湾施設（港湾の骨格を形成する防波堤、主航路、大型外貨ターミナル、複合一貫輸送に対応した内貨ターミナル、幹線臨港道路等）の整備
- b 全国的な視点に立って配置整備する必要性が高い避難港及び当該施設の効用が一の港湾管理者の範囲を超えて広域に及ぶ港湾公害防止施設・廃棄物物理立護岸等の整備並びに技術的観点等から港湾管理者が自ら実施することが困難な事業

※なお、本勧告に対しては、平成11年及び平成12年に、港湾法を一部改正し、以下の措置を講じ済み。

・直轄工事の対象範囲の限定化

国が行う直轄事業の範囲を限定化するとともに、直轄事業の実施基準を明確にし、直轄事業の実施箇所数を削減。

・港湾の分類の定義の明確化

重要港湾の定義を「国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾」と明確化し、これに伴い港格の見直しを全ての重要港湾について実施。

②新成長戦略（平成22年6月18日、閣議決定）

第2章 新たな成長戦略の基本方針—経済・財政・社会保障の一体的建て直し—
政策の優先順位の判断基準

(i) 需要・雇用創出基準

P13 L24…グローバル化に対応し得る規制・制度の改革やハブ空港、ハブ港湾等への重点化した投資を進める。

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

(3) アジア経済戦略

P22 L15…羽田の24時間国際拠点空港化やオープン・スカイ構想の推進、ポスト・パナマックス船対応の国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備等により、外国人観光客やビジネスマン等のヒトの流れやモノの流れを作り出す。

(4) 観光立国・地域活性化戦略

P25 L23…投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。

《21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

フロンティアの開拓による成長

IV. 観光立国・地域活性化における国家戦略プロジェクト

P45 L15…アジア・世界からのヒト・モノ・カネの流れ倍増を目指し、羽田の「24時間国際拠点空港化」、首都圏空港を含めた徹底したオープンスカイを進めるとともに、港湾の「選択と集中」を進め、民間の知恵と資金を活用した港湾経営の実現等を図る。

③港湾法の改正（平成23年3月31日 公布）

②の新成長戦略を受け、港湾の種類として新たに「国際戦略港湾」（長距離の国際海上コンテナ運送の拠点であり国際・国内海上貨物輸送網の結節点として、その国際競争力の強化を重点的に図るべき港湾）を設け、国際戦略港湾における高規格コンテナターミナルの係留施設について国費負担率の嵩上げ等を行うとともに、港湾運営会社制度を創設する等の措置を規定した港湾法の改正を実施。

④日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日、閣議決定）

第3章 具体的施策

II. 成長による富の創出

1. 民間投資の喚起による成長力強化

(3) 国際競争力強化等に資するインフラ整備等

P10L12…首都圏空港、国際コンテナ戦略港湾等、我が国の国際競争力強化等に資する基幹的な交通インフラ等の整備に取り組むとともに、PFIの推進や耐震・環境性能を有する良質な不動産形成のための官民ファンドの創設等により、民間資金を活用したインフラ整備等を推進する。

<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; margin: 10px auto;">D</div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>平成 22 年度において、新規の直轄港湾整備事業の対象港湾の絞り込みを実施するとともに、港湾法を改正し、港湾の種類として新たに国際戦略港湾を規定し重点投資を行っており、国際・国内海上輸送網の拠点として必要な港湾施設を限定する観点からその全国的な配置の在り方を明確化したため。</p>
<p>備考</p>	

【国土交通省】

北海道開発局

事務・権限移譲等検討シート

	出先機関名：北海道開発局	No. 1
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	北海道の開発に関する総合的な政策に係る計画の調査及び調整、その他当該計画の推進	
事務・権限の概要	<p>【目的】 北海道の資源・特性を活かして、国の課題の解決に貢献する。</p> <p>【根拠法令・業務内容】 ・北海道開発法（第2条第1項）に基づき、北海道開発局において、北海道総合開発計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進等を実施している。</p> <p>【関係する計画・通知等】 ・地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日閣議決定）</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	北海道総合開発推進調査費（北海道開発計画調査等経費） 132百万円の内数	
関係職員数	269人の内数（平成25年4月1日現在）	
事務量（アウトプット）	平成21年度から23年度までの平均執行額 北海道総合開発推進調査費（北海道開発計画調査等経費）：158百万円	
地方側の意見	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、国に残す事務とされている。	
その他各方面の意見	「北海道局及び北海道開発局の存続による北海道総合開発の推進に関する要望書」（平成24年7月27日釧路市）において以下のとおり記述されているほか、他の地方公共団体等からも同様の意見が出されている。「北海道が我が国の問題解決に貢献するためには、今後も北海道総合開発計画、公共事業予算の一括計上、補助率の嵩上げによる特例措置といった現在の北海道開発の枠組みを堅持し、国策として北海道の開発を推進する総合開発体制が必要であります。」	
平成21年工程表における見直しの内容	北海道総合開発計画の策定からおおむね5年後の総合的な点検、必要に応じた見直し等に当たっては、分権的視点を持って取り組む。	
平成21年工程表決定又は平成22年見直し後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>北海道総合開発計画の中間点検を行うため、平成24年2月より北海道開発分科会を開催し、分科会の下に計画推進部会を設置して調査審議を進めてきた。中間点検報告書（案）においては、パブリックコメントや道内市町村の首長等との意見交換における北海道総合開発計画の施策の着実な実施を求める等の意見等を踏まえ、引き続き、北海道総合開発計画を推進していくことが重要であるとの方向性が示されている。</p> <p>なお、分科会の委員には北海道知事及び札幌市長を、計画推進部会の委員には北海道副知事、札幌市副市長、北海道市長会会長及び北海道町村会副会長を選任し、地域の立場から意見を頂いている。</p>	
その他既往の政府方針等	—	
検討結果（事務・権限の区分）	<p>（区分の理由等） 平成21年工程表を踏まえ、北海道総合開発計画の中間点検の実施に当たっては、地方の意見を聴取して反映させたところ。</p> <p>なお、北海道総合開発計画は、北海道の資源・特性を活かして我が国が抱える課題の解決に貢献するために国が策定する計画であり、また、道内地方公共団体等からも制度維持の要望が強いことにも鑑み、今後も国の責任において策定・推進する必要がある。このため、それに付随する調査等に係る事務は引き続き北海道開発局において実施することが適当である。</p>	
備考		

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：北海道開発局		No. 2													
事務・権限移譲等検討シート（個票）																	
事務・権限名	国営公園（イ号公園のうち、一の都道府県で完結する、整備が概成した公園に限る）の管理に関する事務（占用・行為許可等を含む）																
事務・権限の概要	<p>都市公園法（第35条）及び都市公園法施行令（第33条）に基づき、地方整備局において、広域的な見地から、国の設置に係る都市公園の管理に関する事務（占用・行為許可等を含む）を実施している。</p> <p>【具体的な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・快適な公園利用を確保し、適切な利用サービスを提供するための植物管理、建物・工作物管理、巡視・警備、清掃、入園料徴収等、多岐に渡る維持管理業務 ・公園管理者以外の者による公園施設の設置許可、工作物の設置等に係る占用許可、竹林伐採等の禁止、物品販売・競技会開催等の許可等、都市公園法に基づく公権力の行使に係る許認可事務 																
予算の状況 （単位：百万円）	23,701百万円の内数（平成25年度予算案計上額） （うち、国営公園整備費10,933百万円、国営公園維持管理費10,801百万円、国営公園事業工事諸費1,967百万円）																
関係職員数	（全国）294人の内数 ※地方整備局の管内を含む。 東北地方整備局：25人の内数、関東地方整備局：49人の内数、北陸地方整備局：22人の内数、中部地方整備局：21人の内数、近畿地方整備局：37人の内数、中国地方整備局：24人の内数、四国地方整備局：21人の内数、九州地方整備局：38人の内数（平成24年4月時点）、北海道開発局：57人の内数（平成25年4月時点）																
事務量（アウトプット）	<p>以下の数値の内数 （全国 ※イ号公園のみ）※地方整備局の管内を含む。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">開園面積</td> <td style="width: 25%;">2,680ha (H24)</td> <td style="width: 25%;">2,396ha (H23)</td> <td style="width: 35%;">2,309ha (H22)</td> </tr> <tr> <td>入園者数</td> <td>2,239万人 (H24)</td> <td>2,099万人 (H23)</td> <td>2,155万人 (H22)</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>13,989百万円 (H23)</td> <td>16,303百万円 (H22)</td> <td>22,094百万円 (H21)</td> </tr> </table>					開園面積	2,680ha (H24)	2,396ha (H23)	2,309ha (H22)	入園者数	2,239万人 (H24)	2,099万人 (H23)	2,155万人 (H22)	執行額	13,989百万円 (H23)	16,303百万円 (H22)	22,094百万円 (H21)
開園面積	2,680ha (H24)	2,396ha (H23)	2,309ha (H22)														
入園者数	2,239万人 (H24)	2,099万人 (H23)	2,155万人 (H22)														
執行額	13,989百万円 (H23)	16,303百万円 (H22)	22,094百万円 (H21)														
地方側の意見	<p>○全国知事会提言「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成20年2月8日）</p> <p>地方整備局については、（中略）国道事務所、河川事務所など、都道府県単位機関については、真に国が責任をもつべきもの等を除き地方に移譲し縮小・廃止することができる。</p> <p>※都道府県単位機関について、道路事業等を見直しても、なお国に残る事業の事例次の事例に対して真に国が責任を持つべき観点から意見があり、今後さらに検討が必要である。（公園：国家的記念事業等として整備された公園等）</p> <p>○平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。</p>																
その他各方面の意見	—																
平成21年工程表における見直しの内容	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。																

<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>地方自治体から、個別の国営公園の整備及び管理に関する事務について移譲を求める発意は無いことから、その後、国土交通省として個別の見直し・検討を進めていない。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>○「第2次勧告～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」（平成20年12月8日地方分権改革推進委員会）別紙2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表「見直しの内容」「都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県と調整の上で移管する。」</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 824 363 945" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">A—b</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、個別の都道府県の意向の確認を行った上で、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。</p>
<p>備考</p>	<p>○ 国営公園の管理に関する事務・権限の移譲に当たっての「職員の処遇のあり方や、事務・権限の移管に伴う財源のあり方」に関する政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：北海道開発局		No. 3
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施 河川等の利用、保全に関する許認可等	
事務・権限の概要	<p>【目的】 河川について、洪水、高潮等による災害の発生の防止、河川の適正利用、流水の正常な機能の維持、及び河川環境の整備と保全がされるよう総合的に管理することにより、国土の保全・開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進すること等</p> <p>【根拠法】 河川法、特定多目的ダム法等</p> <p>【業務内容（主要なもの）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画に関すること。 ・直轄河川事業等に関する工事の調査に関すること。 ・直轄河川事業等に関する工事の実施の調整に関すること。 ・直轄河川事業等に関する工事の実施設計、施工及び検査その他の工事管理に関すること。 ・指定区間外の一級河川における河川管理施設（多目的ダムを含む。）の操作規則に関すること。 ・国土交通大臣の管理に係る河川の維持及び修繕に関すること。 ・一級河川の利用、保全その他の管理に関する事務のうち、河川区域その他の区域の指定、水利使用の許可その他の規制に関すること。 	
予算の状況 （単位：百万円）	平成 25 年度水管理・国土保全局関係予算（一般公共事業費）635,227 百万円の内数【国費】	
関係職員数	<p>（全国）5757 人の内数 ※地方整備局の管内を含む。</p> <p>東北地方整備局：759 人の内数、関東地方整備局：976 人の内数、北陸地方整備局：431 人の内数、中部地方整備局：570 人の内数、近畿地方整備局：552 人の内数、中国地方整備局：491 人の内数、四国地方整備局：287 人の内数、九州地方整備局：794 人の内数（平成 24 年 4 月時点）、北海道開発局：897 人の内数（平成 25 年 4 月時点）</p>	
事務量（アウト プット）	<p>（全国）※地方整備局の管内を含む。</p> <p>一級水系 109 水系 直轄管理区間延長 10,588 km</p>	
地方側の意見	<p>○地方団体からの移管に関する提言</p> <p>・当面の地域主権改革の方向性に関する提言（平成 24 年 5 月 7 日 全国知事会）より抜粋</p> <p>直轄道路・直轄河川については、いわゆる三省合意（平成 20 年 9 月 17 日付）や全国知事会が提案した財源フレームを踏まえた早期に財源フレームを確定させ、平成 25 年度から同一都道府県内完結道路・河川を移管できるようにすること。</p> <p>・地域主権改革の推進について～自立した自治体の創造に向けて～（平成 24 年 7 月 19 日 全国知事会）より抜粋</p> <p>1 年以上実質的な進展が見られない直轄道路・直轄河川（中略）については、前向きに協議を進め、（中略）地方移管に向けた取組を進めること。</p> <p>・国の出先機関改革に関する重点提言（平成 24 年 11 月 15 日全国市長会）より抜粋</p>	

一の都道府県内で完結する直轄道路・直轄河川の移管については、関係市町村長の意見を十分に聴き適切に推進する（中略）

○一級河川における国管理区間への編入等に関する要望（平成24年4月以降の要望から抜粋）

・北上川水系の太田川・衣川の直轄管理区間の延伸について、平泉町長より国土交通副大臣へ要望（H24.8）

<要望書抜粋>

太田川・衣川直轄管理区間の延伸

一閑遊水池事業と一体管理の必要性から、太田川と衣川の区間について、工事完成後も引き続き遊水池と一体的に直轄管理をお願いします。

・信濃川水系千曲川下流域の直轄管理区間への編入について、千曲川改修期生同盟会（長野市、中野市、飯山市、須坂市、千曲市、上田市、坂城町、小布施町の首長）より国土交通大臣へ要望（H24.7）

<要望書抜粋>

千曲川下流の県管理区間についての、直轄編入及び河川改修の促進。

・信濃川水系千曲川、天竜川水系天竜川の県管理区間の直轄管理区間への編入について、長野県知事より国土交通大臣へ要望（H24.9）

<要望書抜粋>

河川管理、災害対応等を適時適切に行うため、県管理区間の直轄管理区間への編入をお願いします。

・大井川水系大井川の直轄管理区間の延伸について、大井川改修促進期生同盟会（島田市、藤枝市、焼津市、吉田町、川根本町の首長）より国土交通大臣へ要望（H24.8）

<要望書抜粋>

島田市神座地先から上流について、国の直轄管理区間としての区間延長をお願いしたい。

・新宮川水系熊野川の県管理区間の直轄管理区間への編入について、和歌山県知事より国土交通大臣へ要望（H24.6）

<要望書抜粋>

河川整備を推進するため、県管理区間の国直轄区間への変更や、流下を阻害している堆積土砂を緊急に撤去するために必要な予算の確保。

・新宮川水系熊野川（相野谷川含む）の県管理区間の直轄管理区間への編入について、三重県知事より国土交通大臣へ要望（H24.11）

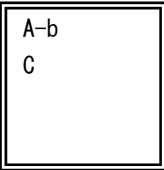
<要望書抜粋>

熊野川（相野谷川を含む）について、国において、利水ダムの治水目的での運用や直轄管理区間の拡大を含めた総合的な治水対策を関係機関と緊密な連携のもと、より一層の推進。

・斐伊川水系神戸川の県管理区間の直轄管理区間への編入について、島根県知事より国土交通省技監へ要望（H25.4）

<要望書抜粋>

神戸川については、上流から下流まで一貫した河川の整備、洪水時の適時的確な対応、河川環境の保全を行う必要があるため、直轄管理区間に挟まれた県管理

	区間を直轄管理に編入し、国により一元管理すること。 等
その他各方面の意見	—
平成21年工程表における見直しの内容	一級河川の地方への移管については、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、原則として一の都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管することとし、第1次勧告及び第2次勧告の方向に沿って、引き続き関係都道府県と調整を行った上で、できる限り早期に結論を得る。 【地方分権改革推進要綱（第1次）関連】
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	・第1回直轄道路・直轄河川チーム会合開催（平成23年2月24日） ・第2回直轄道路・直轄河川チーム会合開催（平成24年3月28日）
その他既往の政府方針等	—
検討結果（事務・権限の区分） 	（区分の理由等） 国土保全上・国民経済上重要な水系である一級水系に係る一級河川については、国が水系一貫の観点から、上下流、左右岸のバランスを図りつつ、管理を行っている。特にこのような重要な河川については、その管理に万全を期す必要があることから、全国レベルで集積した技術・経験を活用し、かつ時々刻々と変化する現場の状況を把握しつつ、自ら迅速かつ的確な対応をとっていくことが不可欠である。 地方移譲した場合は、各自治体の財政事情、組織体制等によって対応の相違等が生じ、上下流、左右岸の治水安全度の整合性等を損なう場合がある。また、緊急時を想定し、事前に河川管理施設の操作方法等の基準を定めたとしても、あらゆる事態を想定できるわけではなく、不測の事態が生じる可能性があるとともに、国の指示等を認めたとしても、国が管理を行う場合と同レベルの迅速・的確な対応を確保することは難しく、国民の生命・財産に重大な被害が生じる可能性がある。 また、日々の管理や大規模災害対応を通じて全国レベルで技術・経験を集積し、管理を行っていく仕組みを保持することが必要であり、国が唯一その役割を担っており、都道府県等に対しても、技術的支援を行っている。 大規模な水害等に対して迅速かつ的確な対応をするためには、応急対応や復旧・復興に関する技術や経験を有する相当規模の人員が必要であるが、個別の地域では、大規模な水害等は稀にしか発生せず、技術や経験を蓄積するには限界がある。 さらに、河川管理は、平常時においては、上下流、左右岸等で堤防の高さや整備の優先順位、地域や各利水者間で水利使用等をめぐり利害が対立することが多く、また、災害発生時等においては、排水機場や堰の操作等をめぐり、一刻を争う緊迫した局面での利害対立が生じる場合がある。このような場合に、一級河川について、国家的見地から調整・判断を行い、迅速に対応する必要がある。 このような特徴を有する一級河川についての事務・権限の見直しにあたっては、道州制や基礎自治体との関係、事務・権限の移管に伴う財源のあり方、職員の処遇のあり方など、政府全体として十分に議論頂くことが必要である。

	<p>こうした中においても、一つの都道府県で完結する一級河川については、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、できる限り都道府県に移管するとの考え方に基づき、平成 20 年 10 月より、都道府県への移管に係る個別協議を実施してきたところである。今後、東日本大震災や紀伊半島豪雨災害の教訓、社会資本の老朽化問題の顕在化、地方公共団体からの直轄編入の要望等の直近の状況変化を踏まえつつ、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、協議・調整を行っていく。</p>
備考	<p>一級河川に係る事務・権限の移譲に当たっての「事務・権限の移管に伴う財源のあり方や、職員の処遇のあり方」に関する政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

事務・権限移譲等検討シート（個票）	
出先機関名：北海道開発局	No. 4
事務・権限名	指定河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施
事務・権限の概要	河川法（第96条）及び河川法施行令（第41条）に基づき、道の総合開発計画のために特に必要があると認めるときは、北海道開発局において、道の区域内の二級河川のうちその指定した区域内の二級河川の改良工事、維持又は修繕を行う。 【具体的な業務内容（主なもの）】 ・河川事業等の実施に関すること。 ・河川等の既成工事の引渡しに関すること。
予算の状況 （単位：百万円）	0円
関係職員数	0人
事務量（アウトプット）	二級河川指定河川延長 43.6km（移譲済）
地方側の意見	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	—
平成21年工程表における見直しの内容	道州制特区制度による取組みを着実に推進する観点から、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定に基づき、平成22年度以降、指定河川に係る事務・事業を北海道に移譲する。
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」の規定に基づき、平成22年度から指定河川に係る事務・権限を北海道に移譲している。
その他既往の政府方針等	第二次勧告（平成20年12月8日地方分権改革推進委員会）より抜粋 ・道州制特区制度による取組みを着実に推進し、道の役割を拡大する。
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 40px;">D</div>	（区分の理由等） 「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」の規定に基づき、平成22年度から指定河川に係る事務・権限を北海道に移譲している。
備考	

事務・権限移譲等検討シート

	出先機関名：北海道開発局	No. 5
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	砂防等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	
事務・権限の概要	<p>【目的】 流域における荒廃地域の保全を行うとともに下流河川の河床上昇を防ぎ、土砂流出による災害から人命、財産等を守ること等</p> <p>【根拠法令】 砂防法、地すべり等防止法施行令等</p> <p>【業務内容（主要なもの）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防設備、地すべり防止施設に関する事業（以下「砂防事業等」という。）のうち地方公共団体が行う事業以外のもの（以下「直轄砂防事業等」という。）に関する工事の実施の全体計画及びその実施計画に関すること。 ・直轄砂防事業等に関する工事の調査に関すること。 ・直轄砂防事業等に関する工事の実施の調整に関すること。 ・直轄砂防事業等に関する工事の実施設計、施工及び検査その他の工事管理に関すること。 	
予算の状況 （単位：百万円）	平成 25 年度水管理・国土保全局関係予算（一般公共事業費）635,227 百万円の内数【国費】	
関係職員数	（全国）1459 人の内数 ※地方整備局の管内を含む。 東北地方整備局：164 人の内数、関東地方整備局：173 人の内数、北陸地方整備局：175 人の内数、中部地方整備局：181 人の内数、近畿地方整備局：165 人の内数、中国地方整備局：98 人の内数、四国地方整備局：55 人の内数、九州地方整備局：140 人の内数（平成 24 年 4 月時点）、北海道開発局：308 人の内数（平成 25 年 4 月時点）	
事務量（アウト プット）	（全国）※地方整備局の管内を含む。 39 水系・山系（砂防） / 12 地区（地すべり）	
地方側の意見	<p>国の出先機関の原則廃止に向けて（平成 22 年 7 月 15 日 全国知事会）より抜粋</p> <p>【事務・権限の仕分け結果（66 事務）】</p> <p>B 廃止・民営化等する事務（15 事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金支給事務（国道、河川、公営住宅等） ・地方に対する指導・助言、調整（国道、河川、公営住宅等）など <p>なお、仕分けに当たっての留意事項として、火山砂防など特殊な対応を要する事業については一定の考慮が必要である旨明記されている。</p>	
その他各方面の 意見	—	
平成 21 年工程表 における見直し の内容	直轄事業の要件を明確化する。	
平成 21 年工程表決定 又は平成 22 年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	直轄砂防事業等の採択基準について、通知を发出。	
その他既往の政 府方針等	—	
検討結果（事 務・権限の区分）	<p>（区分の理由等）</p> <p>直轄砂防事業等の採択基準について、通知を发出した。</p>	

D

備考	

事務・権限移譲等検討シート

事務・権限移譲等検討シート（個票）	
出先機関名：北海道開発局	No. 6
事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> ・直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施 ・直轄国道の管理に関する許認可等
事務・権限の概要	<p>【目的】 道路網の整備を図り、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進すること。</p> <p>【主な根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法 ・高速自動車国道法 ・共同溝の整備等に関する特別措置法 ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法 ・交通安全施設等整備事業の推進に関する法律 <p>【主な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄国道に係る道路の整備及び保全（除雪を含む。）に関する計画に関すること。 ・直轄国道に関する工事の実施設計、施工及び検査その他の工事管理に関すること。 ・直轄国道に係る環境対策及び交通安全対策に関すること ・直轄国道の保全（除雪を含む。）に関すること ・直轄国道の整備及び保全以外の管理に関すること
予算の状況 （単位：百万円）	道路事業費（直轄事業）1,202,927（百万円）の内数 [H25 国費]
関係職員数	<p>（全国）6461 人の内数 ※地方整備局の管内を含む。</p> <p>東北地方整備局：807 人の内数、関東地方整備局：1037 人の内数、北陸地方整備局：393 人の内数、中部地方整備局：711 人の内数、近畿地方整備局：631 人の内数、中国地方整備局：512 人の内数、四国地方整備局：328 人の内数、九州地方整備局：716 人の内数（平成 24 年 4 月時点）、北海道開発局：1326 人の内数（平成 25 年 4 月時点）</p>
事務量（アウト プット）	<p>※地方整備局の管内を含む。</p> <p>○事業箇所数（全国（H25））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業評価対象事業：471 箇所 ・事業評価対象外事業：1,081 箇所 <p>○管理の実施状況（H25）</p> <p>一般国道及び高速自動車国道のうち直轄管理区間（174 路線、管理延長約 22,640km）を対象に、以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回：2 日に 1 回 等、路面清掃：年間 12 回（三大都市圏）等、 除草：通行の安全確保や視認性の確保等を目的に実施、 剪定（高木・低木）：3 年に 1 回程度、 ・道路構造物の点検・補修補強：5 年に 1 回の橋梁定期点検、2～5 年に 1 回のトンネル点検、点検結果等に基づく補修・補強等 <p>○許認可等の実施状況（全国（H21-H23 平均））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊車両通行許可件数：約 31 万件 ・道路占用許可件数：約 6 万 2 千件
地方側の意見	<p>○地方団体からの移管に関する提言</p> <p>・当面の地域主権改革の方向性に関する提言（平成 24 年 5 月 7 日 全国知事会）より抜粋</p> <p>直轄道路・直轄河川については、いわゆる三省合意（平成 20 年 9 月 17 日付）や</p>

全国知事会が提案した財源フレームを踏まえた早期に財源フレームを確定させ、平成 25 年度から同一都道府県内完結道路・河川を移管できるようにすること。

・ 地域主権改革の推進について～自立した自治体の創造に向けて～（平成 24 年 7 月 19 日 全国知事会）より抜粋

1 年以上実質的な進展が見られない直轄道路・直轄河川（中略）については、前向きに協議を進め、（中略）地方移管に向けた取組を進めること。

・ 国の出先機関改革に関する重点提言（平成 24 年 11 月 15 日 全国市長会）より抜粋

一の都道府県内で完結する直轄国道・直轄河川の移管については、関係市町村長の意見を十分に聴き適切に推進する（中略）

○ 直轄国道の権限に関して、地方から国土交通省への要望があるもの（平成 24 年 4 月以降の要望から抜粋）

・ 国道 312 号 鳥取豊岡宮津自動車道の直轄国道としての整備について、京都府知事より国土交通副大臣へ要望（H24 年 6 月）

<要望書抜粋>

「全国的な自動車交通網を構成する道路」にもかかわらず、全国で当路線（鳥取豊岡宮津自動車道）だけが指定区間から漏れているが、日本海国土軸の形成のためには必要な路線であり、まず早急に直轄国道に指定し、ミッシングリンクの解消を図りたい。

・ 国道 121 号 会津縦貫道路の直轄指定区間編入について、福島県知事より国土交通大臣へ要望（H24 年 7 月）

<要望書抜粋>

大規模災害時において、広域的な避難や緊急物資等の輸送を可能にする災害に強い交通体系を確保するため、会津縦貫道路（北道路・南道路）の早期完成及び直轄指定区間へ編入すること。

・ 国道 168 号 五條新宮道路の国直轄指定区間への編入について、奈良県知事より国土交通副大臣へ要望（H24 年 11 月）

<要望書抜粋>

・ 国道 168 号「地域高規格道路五條新宮道路」の国直轄指定区間への編入

・ 国道 247 号 西知多道路の直轄国道の指定及び早期事業化について、愛知県知事より国土交通大臣へ要望（H25 年 1 月）

<要望書抜粋>

西知多道路は、国際拠点空港の中部国際空港と高速自動車国道の新東名高速道路（伊勢湾岸自動車道）を直結するとともに、（中略）ひいては日本経済を牽引する役割を果たすものであります。

そのため、次の事項の実現に特別のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 直轄国道に指定し、国による早期事業化を図ること。

・ 国道 153 号 長野県内の指定区間編入について、長野県知事より国土交通大臣へ要望（H25 年 3 月）

<要望書抜粋>

一般国道 153 号の本県内の区間全てについて十分な整備と管理水準を確実に実

	<p>現する必要があるため、道路法に基づく指定区間にして頂くとともに、緊急的に整備が必要な箇所の早期整備及び早期調査が図られるよう、特段のご支援をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道 106 号 宮古盛岡横断道路の直轄指定区間編入について、盛岡市長より国土交通大臣政務官へ要望（H24 年 7 月） <要望書抜粋> 災害時や冬期間の道路交通の確保を一段と確かなものとし、北東北地域の産業・文化の交流、観光開発等を一層促進するため、一般国道 106 号「宮古盛岡横断道路（復興支援道路）」の整備促進を図るとともに、一般国道 46 号に路線名を変更し、一体的に国が管理されますよう要望いたします。 ・国道 106 号 宮古盛岡横断道路の直轄指定区間編入について、宮古市長より国土交通大臣政務官へ要望（H24 年 10 月） <要望書抜粋> 災害時における緊急対応をはじめ、きめ細かな道路管理体制が整っている国が、国道 106 号を指定区間編入のうえ国道 46 号と一体的な管理を行うことにより、北東北を横断する幹線道路にふさわしい質の高い道路管理が求められます。（中略） 2. 一般国道 106 号を一般国道 46 号に路線名を変更するとともに、国土交通大臣管理の指定区間に編入すること
<p>その他各方面の意見</p>	<p>－</p>
<p>平成 21 年工程表における見直しの内容</p>	<p>一般国道の直轄区間の地方への移管については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、国は全国的なネットワークの形成を図ることを基本として、第 1 次勧告及び第 2 次勧告の方向に沿って、引き続き関係地方公共団体と調整を行った上で、できる限り早期に結論を得る。【地方分権改革推進要綱（第 1 次）関連】</p>
<p>平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回直轄道路・直轄河川チーム会合開催（平成 23 年 2 月 24 日） ・第 2 回直轄道路・直轄河川チーム会合開催（平成 24 年 3 月 28 日）
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>－</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="204 1738 370 1832" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">A - b C</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>直轄国道は、高速自動車国道と一体となって、経済・社会活動を支える全国的な大動脈としての役割を果たしており、我が国の国際物流の太宗を担っている。</p> <p>こうした役割を果たすためには、国際貨物の通行機能や災害時においても通行を確保できる機能、広域的な連携機能などの高い機能や、事故・災害に備えた 24 時間管理や被災した場合の迅速な応急復旧などの高い管理水準が必要である。</p> <p>このような高い機能や管理水準を保つためには、国による広域的な道路管理が効率的であり、例えば、現在においても、道路情報の集中管理と広域的な情報発信等を実施するとともに、広域的な管理体制を活かし、国際貨物などの車両通行の許可に対する連携、災害時の自治体への広域的な支援などを実施しているところである。</p> <p>このような特徴を有する直轄国道についての事務・権限の見直しに当たっては、</p>

	<p>道州制や基礎自治体との関係、事務・権限の移管に伴う財源のあり方、職員の処遇のあり方など、政府全体として十分に議論頂くことが必要である。</p> <p>こうした中においても、主に地域内交通を分担する道路については、できる限り地方に移管するとの考え方にに基づき、平成 20 年 10 月より、都道府県・政令市への移管に係る個別協議を実施してきたところである。今後、東日本大震災の教訓、社会資本の老朽化問題の顕在化、地方公共団体からの直轄編入の要望等の直近の状況変化を踏まえつつ、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、協議・調整を行っていく。</p>
備考	<p>直轄国道に係る事務・権限の移譲に当たっての「事務・権限の移管に伴う財源のあり方や、職員の処遇のあり方」に関する政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：北海道開発局	No. 7
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	開発道路の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施		
事務・権限の概要	<p>道路法（第 88 条）及び道路法施行令（第 32 条、第 34 条）に基づき、道道及び道の区域内の市町村道で国土交通大臣が開発のため特に必要と認めて指定したもの（開発道路）については、北海道開発局において、新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う。</p> <p>【具体的な業務内容（主なもの）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発道路の整備に関すること。 ・ 道路の既成工事の引き渡しに関すること。 		
予算の状況 （単位：百万円）	0円		
関係職員数	0人		
事務量（アウトプット）	事業箇所数 5箇所（移譲済）		
地方側の意見	平成 22 年 7 月 15 日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。		
その他各方面の意見	—		
平成 21 年工程表における見直しの内容	道州制特区制度による取組みを着実に推進する観点から、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定に基づき、平成 22 年度以降、開発道路に係る事務・事業を北海道に移譲する。		
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」の規定に基づき、平成 22 年度から開発道路に係る事務・権限を北海道に移譲している。		
その他既往の政府方針等	第二次勧告（平成 20 年 12 月 8 日地方分権改革推進委員会）より抜粋 ・ 道州制特区制度による取組みを着実に推進し、道の役割を拡大する。		
検討結果（事務・権限の区分）	<p>（区分の理由等）</p> <p>「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」の規定に基づき、平成 22 年度から開発道路に係る事務・権限を北海道に移譲している。</p>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">D</div>		
備考			

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：北海道開発局 No. 8

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名	港湾等の整備及び保全に関する計画並びに工事等に関する事務																																								
事務・権限の概要	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全すること。 <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 港湾法 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律 <p>【主な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道開発のため必要がある場合において、国と港湾管理者の協議が調ったとき、港湾管理者からの費用負担を受けつつ、国土交通大臣は港湾工事を自ら実施。 																																								
予算の状況 (単位:百万円)	【平成 25 年度予算案】 港湾関係予算【国費】183,713 百万円の内数																																								
関係職員数	257 人の内数（平成 25 年 4 月）																																								
事務量（アウト プット）	港湾改修（直轄）実施港数 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20 年度</th> <th>H21 年度</th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際戦略港湾</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>国際拠点港湾</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>特定重要港湾</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>重要港湾</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>地方港湾</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 22 年度までは国際戦略港湾及び国際拠点港湾は特定重要港湾として実施</p>						H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	国際戦略港湾	-	-	-	0	0	国際拠点港湾	-	-	-	2	2	特定重要港湾	2	2	2	-	-	重要港湾	10	10	10	10	10	地方港湾	19	19	18	18	18
	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度																																				
国際戦略港湾	-	-	-	0	0																																				
国際拠点港湾	-	-	-	2	2																																				
特定重要港湾	2	2	2	-	-																																				
重要港湾	10	10	10	10	10																																				
地方港湾	19	19	18	18	18																																				
地方側の意見	<p>① 全国市長会・決議提言事項（平成 24 年 6 月 6 日、第 82 回全国市長会議決定）</p> <ol style="list-style-type: none"> 総合的な防災・減災対策の強化・促進 <ol style="list-style-type: none"> 大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、重要港湾及び地方港湾の物流機能の強化を図り、総合的な物流基盤施設及び幹線臨港道路の整備の推進をはかること。 <p>② 全国市長会港湾都市協議会「港湾関係事業の促進に関する提言」（平成 24 年 7 月 19 日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 東日本大震災からの復旧・復興と今後の大規模地震・津波対策等安全・安心の確保について <ol style="list-style-type: none"> 大規模災害時における、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。 港湾の国際競争力の強化 <ol style="list-style-type: none"> ターミナルの一体運営によるターミナルコストの低減、フィーダー網の抜本的な強化、ゲートオープン時間拡大による 24 時間化の推進等荷主サービスの向上及びコンテナ船の大型化に対応した大規模コンテナターミナルの形成の促進等国際コンテナ戦略港湾政策の推進を図ること。 港湾の国際競争力強化のため、港湾管理者との適切な役割分担のもと、民間の視点による港湾運営を担う港湾運営会社に対し、所要の支援制度を設けること。 港湾施設の適切な維持管理の推進について <ol style="list-style-type: none"> 他分野では維持管理に係る負担金制度が廃止されたことを踏まえ、広域的な社会インフラとなる大規模国有港湾施設の維持管理については、国の責任と負担で行う制度を創設すること。 																																								

<p>その他各方面の意見</p>	<p>①「国際競争力強化に向けた港湾・輸出入諸制度の改革」(社)日本経済団体連合会(平成24年3月21日)</p> <p>2. 港湾諸制度の改革 (2) 具体的な方策</p> <p>①港湾戦略の一貫性確保</p> <p>政府は、選択と集中の考え方に基づき国際コンテナ・バルク戦略港湾および日本海側拠点港湾を選定するなど、わが国港湾の国際競争力強化にむけた取り組みを着実に進めている。今後は、こうした戦略港湾、拠点港湾がネットワークとして機能し、その役割を十分に果たせるよう、政府は改めてわが国全体の港湾戦略に係るグランドデザインを策定する必要がある。</p> <p>また、国際コンテナ戦略港湾に選定された京浜港、阪神港では、2015年までに港湾運営の民営化を実現するとしている。これを前倒しし、他の港湾運営におけるモデルとして位置付けるとともに、個別自治体の垣根を超えた広域港湾管理者を実現すべきである。</p> <p>②北海道港湾協会「緊急提言 北海道の地方港湾の整備促進」(平成24年6月5日)</p> <p>北海道の港湾管理者の多くが市や町であるという北海道の特殊性を踏まえ、北海道総合開発計画の着実な推進と予算の一括計上とともに、北海道の港湾整備に関する特殊制度及び国と地方の役割が適切に分担された現状の組織体制の存続・堅持をお願い申し上げます。</p>
<p>平成21年工程表における見直しの内容</p>	<p>直轄事業の不断の見直しを進めるため、国際・国内海上輸送網の拠点として必要な港湾施設を限定する観点から、その全国的な配置の在り方をより明確化することとし、早急に詳細を検討の上、遅くとも平成22年度中に結論を得る。 [地方整備局における対応する事務・権限の見直しと同じ。]</p>
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>投資の重点化を図り、港湾機能の早期発現を図るため、重要港湾103港のうち原則として、以下の観点から総合的に勘案して、新規の直轄港湾整備事業の対象となる港湾を43港、うち北海道では重要港湾10港のうち3港に絞り込みを図った。(平成22年8月3日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に1県に1港は拠点港を配置(各地域の産業や経済を支える拠点として機能) ・貨物取扱量実績を基にした国際・国内海上輸送網の拠点としての機能 ・地域からの提案 ・港湾の伸びしろ ・民の視点
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>①地方分権推進委員会第5次勧告(平成10年11月19日)</p> <p>第1章 公共事業のあり方の見直し</p> <p>II 直轄事業等の見直し</p> <p>2. 個別の直轄事業等の基準の明確化、範囲の見直し等</p> <p>(5) 港湾</p> <p>1) 直轄事業の実施基準</p> <p>港湾法52条の国と港湾管理者との協議が調い実施される直轄事業は、下記a又はbの事業に限定することを基本とし、この判断を行うために必要な要件についての検討を含め、できる限り客観的な基準を具体化するよう検討する。</p> <p>a 国際・国内の基幹的海上交通ネットワーク形成のために必要な根幹的な港湾施設(港湾の骨格を形成する防波堤、主航路、大型外貿ターミナル、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル、幹線臨港道路等)の整備</p> <p>b 全国的な視点に立って配置整備する必要性が高い避難港及び当該施設の効用が一の港湾管理者の範囲を超えて広域に及ぶ港湾公害防止施設・廃棄物埋立護岸等の整備並びに技術的観点等から港湾管理者が自ら実施することが困難な事業</p> <p>※なお、本勧告に対しては、平成11年及び平成12年に、港湾法を一部改正し、以下の措置を講じ済み。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄工事の対象範囲の限定化 <p>国が行う直轄事業の範囲を限定化するとともに、直轄事業の実施基準を明確にし、直轄事業の実施箇所数を削減。</p>

	<p>・<u>港湾の分類の定義の明確化</u> <u>重要港湾の定義を「国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾」と明確化し、これに伴い港格の見直しを全ての重要港湾について実施。</u></p> <p>②新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日、閣議決定） 第 2 章 新たな成長戦略の基本方針－経済・財政・社会保障の一体的建て直し－ <u>政策の優先順位の判断基準</u> (i) 需要・雇用創出基準 P13 L24…グローバル化に対応し得る規制・制度の改革やハブ空港、<u>ハブ港湾等への重点化した投資を進める。</u></p> <p>第 3 章 7 つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (3) アジア経済戦略 P22 L15…羽田の 24 時間国際拠点空港化やオープン・スカイ構想の推進、<u>ポスト・パナマックス船対応の国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備等により、外国人観光客やビジネスマン等のヒトの流れやモノの流れを作り出す。</u></p> <p>(4) 観光立国・地域活性化戦略 P25 L23…投資効果の高い大都市圏の<u>空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を</u>目指す必要がある。</p> <p>《21 世紀日本の復活に向けた 21 の国家戦略プロジェクト》 <u>フロンティアの開拓による成長</u> IV. 観光立国・地域活性化における国家戦略プロジェクト P45 L15…アジア・世界からのヒト・モノ・カネの流れ倍増を目指し、羽田の「24 時間国際拠点空港化」、首都圏空港を含めた徹底したオープンスカイを進めるとともに、<u>港湾の「選択と集中」を進め、民間の知恵と資金を活用した港湾経営の実現等を</u>図る。</p> <p>③日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日、閣議決定） 第 3 章 具体的施策 II. 成長による富の創出 1. 民間投資の喚起による成長力強化 (3) 国際競争力強化等に資するインフラ整備等 P10L12…首都圏空港、<u>国際コンテナ戦略港湾等、我が国の国際競争力強化等に資する基幹的な交通インフラ等の整備に取り組むとともに、PFI の推進や耐震・環境性能を有する良質な不動産形成のための官民ファンドの創設等により、民間資金を活用したインフラ整備等を推進する。</u></p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 100px;">D</div>	<p>(区分の理由等)</p> <p>新規の直轄港湾整備事業の対象港湾の絞り込みを実施し（平成 22 年 8 月 3 日）、国際・国内海上輸送網の拠点として必要な港湾施設を限定する観点からその配置の在り方を明確化したため。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：北海道開発局		No. 9
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良事業等の実施（直轄事業の調査、計画等） ・ 土地その他の開発資源の調査に関する事務 ・ 直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整 ・ 土地改良事業等の実施（直轄事業の実施） 	
事務・権限の概要	<p>我が国の優良農業地域を支える農地・農業用水は、ダムや頭首工等の水源施設から用水路、ほ場、排水施設に至るまでの一連の水利システムを形成。</p> <p>国は、地区全体の用排水計画の作成、営農・施設計画を含めたマスタープランを作成した上で、農業水利権の調整を行うとともに、大規模で高度な技術性を有する基幹的施設は国が、それ以下の末端施設は道営事業等により地方が役割分担して整備。</p> <p>国営事業については、農林水産大臣が我が国の食料供給力の確保を図るため、国内食料生産の中核を担う広域の優良農業地域を対象とした国営土地改良事業計画を決定し、採択した事業地区に予算を割当。</p> <p>北海道開発局（農業水産部、事務所等）は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①管内の土地・水資源及び国営造成施設の状況把握と事業実施に必要な基礎的調査の実施 ②国営土地改良事業計画案（営農計画、水利計画、施設計画等）の作成 ③土地改良法に基づく開始手続き ④事業計画に基づく事業の実施 ⑤農業水利権の取得及び更新に係る協議調整 ⑥期中評価や事後評価等の実施 ⑦国営土地改良財産の管理 等の事務を執行。 	
予算の状況 （単位：百万円）	50,587百万円の内数（H24度当初予算額）	
関係職員数	661人の内数	
事務量（アウトプット）	<p>（調査及び計画に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎調査、国土・環境保全調査等：9地区（H24） ・ 地質・地下水に関する現地指導15件（H24） ・ 新規地区に関する調査地区数33地区（H24） <p>（整備の実施に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施地区数：59地区（H24） ・ 総受益面積：30.7万ha（H24） ・ 受益者数：2.1万人（H24） ・ 法手続地区数：7地区（新規着工：7、計画変更：0）（H24） （平均法手続期間：概ね10カ月） ・ 契約工事件数：204件（うち共同工事件数：16件）（H24） ・ 設計業務等件数：443件（H24） <p>（農業水利権の調整に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄事業の水利権取得・更新（大臣水利権84件、総取水量約44億m³）に係る協議調整に関する事務：45件（H24） ・ 水利利用の確保等に係る他省庁から農水大臣への協議に関する事務：9件（H24） <p>（事業評価に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中再評価・事後評価地区数：8地区（H24） <p>（財産管理に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理委託協定の締結：126施設（H23） ・ 土地改良財産の他目的使用等の承認件数：185件（H23） ・ 土地改良財産の改築・追加工事の承認件数：70件（H23） 	
地方側の意見	<p>【全国知事会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方移管する事務（H22.7.15国の出先機関の原則廃止に向けて） ・ 食料安定供給は国・地方を通じた重要な事務。国は全国的な制度設計や研究開発に基づく技術指針の策定を担い、地方自治体は必要な財源と人員の移譲を受けた上 	

	<p>で、大規模で高度な技術性を有する基幹的水利施設の整備更新を担うことにより、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保と有効利用は可能であり、当該事務は地方に移譲すべき。なお、広域的かつ大規模で真に国が責任を負うべきものについては、国の業務として引き続き実施すべきという意見があり、今後さらに検討が必要（H20.10）</p> <p>【北海道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象条件が厳しく特殊土壌が広く分布する北海道においては、排水対策や土壌改良、農業用施設の適切な保全・整備等の計画的な農業生産基盤整備の実施が必要である。 ・我が国の食料供給地域として、本道の高い食料供給力や気象変動・災害時のバックアップ機能を高めるため、効率的な大規模経営体の育成を推進する地域の整備に対しては、国の施策として必要な予算を確保し、重点的な整備を促進 (H23.7 平成24年度国の施策および予算に関する提案・要望) <p>【全国市長会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災等において出先機関の果たしている役割を踏まえれば、特定広域連合に出先機関の事務等が移譲された場合、事業の実施やブロック内の利害調整等の面で大きな支障が生じることが危惧される（H24.11 全国市長会会長声明） ・東日本大震災を踏まえ、災害からの早期復旧・復興を図るため「農業・農村の復興マスタープラン」が効果的に実施されるよう必要な予算を確保すること（H23.11 全国市長会経済委員会） ・農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること（H23.11 全国市長会経済委員会） <p>【全国町村会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の基幹産業である農林水産業の復旧・復興が、一日も早く実現するよう「農業・農村の復興マスタープラン」に基づく取組を迅速に実施すること。農業については、農地・農業施設等のハード面の補修はもとより、ソフト面の支援にも万全を期すこと（H24.7 平成25年度政府予算編成及び施策に関する意見） ・農業農村整備事業は、食料自給率の向上に不可欠であるため、平成21年度水準の予算規模に復元すること。（H24.7 平成25年度政府予算編成及び施策に関する意見）
<p>その他各方面の意見</p>	<p>○施設を管理している土地改良区等からは、国による保全管理、更新について恒常的な要請がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料自給率の向上のため、「耕作放棄地の発生防止と解消のための生産基盤整備」「地域の中心となる経営体へ農地集積を図るための農地の区画整理」「戦略作物の生産拡大に向けた排水改良」を国策として推進すること。（H24.7 北海道国営農地再編整備事業推進連絡協議会：真狩村長、中富良野町長、士別市長、鹿追町長、長沼町長ほかで構成） ・日本人の食の安全・安心の確保のためには、国内生産の増大と食糧自給率の向上が不可欠であり、そのことは国の重要な責務であることから、基幹的な農業水利施設の整備保全・管理については、今後とも国が責任をもって対応することを求めます。（H24.11 北海道国営道央地区土地改良事業期成会：由仁土地改良区理事長、恵庭土地改良区理事長、ながめま土地改良区理事長、南幌町長ほかで構成）
<p>平成21年工程表における見直しの内容</p>	<p>土地改良区等の受益者や施設管理者及び関係地方公共団体の合意を得た上で、直轄事業の対象施設の見直しについて検討することとする。</p> <p>[地方農政局における対応する事務・権限の見直しと同じ]</p>
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限</p>	<p>平成21年工程表における見直し内容を踏まえ、平成22年度自己仕分けでは「B：国営土地改良事業については、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務について移譲するための個別協議を開始」するとしたところ。なお、国営土地改良施設は、市町村や土地改良区等が主体的に管理していることから、個別協議においては、都道府県から移管の発意があった場合、国、都道府県、施設管理者を含めた三者協議を行った上で、移譲の可否を判断するとの進め方も示しているところ。平成23年3月17日、自己仕分け結果において「A－b」又は「B」と判断されたもの等に関する相談窓口が内閣府</p>

<p>の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>地域主権戦略室に設置されているが、現在までに「土地改良事業」に関する特段の相談・要望は「無い」と認識している。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>【食料・農業・農村基本計画】（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）</p> <p>○優良農地の確保と有効利用を実現し得る政策の確立</p> <p>また、食料を安定して生産するためには、農地の量的な確保と併せて、農地や農業用水等の整備・保全管理をより効果的・効率的に行うことが欠かせない。このため、地域のニーズに応じて、農地の排水対策、水利施設の補修や更新など、必要な農業生産基盤の整備等を今後とも推進することとする。</p> <p>○国民の食料を支える基本インフラの戦略的な保全管理</p> <p>基幹的水利施設は、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラであるが、国や地方公共団体、管理者の財政のひっ迫等により、これらの機能の将来にわたる安定的な発揮に不安が生じている。このため、リスク管理を行いつつ、施設のライフサイクルコストを低減し、施設機能の監視・診断、補修、更新等を機動的かつ確実に行う新しい戦略的な保全管理を推進する。</p> <p>【土地改良長期計画】（平成 24 年 3 月 30 日閣議決定）</p> <p>我が国農業の体質強化と東日本大震災からの復旧・復興等に対応した新たな政策展開に資するため、今後の土地改良事業は、本計画に基づき、食料生産の体質強化、震災復興及び農村の防災・減災力の強化、農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生といった政策課題の解決に向けた施策を重点的に実施する。</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 100px;">B</div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>国営土地改良事業については、土地改良長期計画、大規模災害復旧における国の役割、地方からの意見等を踏まえつつ、引き続き、地方公共団体からの要望があれば、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務について移譲するための個別協議を試行的に行い、その状況を踏まえて移譲の可否について判断する。さらに、広域的な実施体制の進行に応じて、財産権等の追加的な移譲の課題を議論する。</p>
<p>備考</p>	

【国土交通省】

地方運輸局

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方運輸局	No. 1、3、4
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	①総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化施策の総括 ②旅客自動車運送事業の許認可等 ③自動車運送事業に対する助成		
事務・権限の概要	①関係 【目的】 地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与すること。 【根拠法令】 ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 【主な業務内容】 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく、地方運輸局において、市町村から地域公共交通総合連携計画の送付を受けたときの必要な助言等。 ②関係 【目的】 輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進すること。 等 【根拠法令】 ・道路運送法 等 【主な業務内容】 道路運送法等に基づく、自動車運転代行業、自家用有償旅客運送及び自動車道事業に係る許認可等の実施。 ③関係 【主な業務内容】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づき、生活交通が独立採算では確保できない地域の移動手段であるバス交通、デマンド交通、離島航路・航空路に係る路線維持等に対して助成を実施。地方運輸局においては、本事務の申請書類の受付・送付など国土交通本省の補助的事務を実施。 ※国土交通省本省において一元的に交付決定		
予算の状況 (単位:百万円)	【平成 25 年度予算案】 ③関係 30, 578 百万円の内数 ※国土交通本省において一元的に交付決定		

関係職員数	<p>①関係：312人の内数 北海道運輸局：59人の内数、東北運輸局：14人の内数、関東運輸局：109人の内数、北陸信越運輸局：10人の内数、中部運輸局：25人の内数、近畿運輸局：35人の内数、中国運輸局：15人の内数、四国運輸局：19人の内数、九州運輸局：26人の内数 (平成25年4月時点)</p> <p>②関係：283人の内数 北海道運輸局：23人の内数、東北運輸局：25人の内数、関東運輸局：57人の内数、北陸信越運輸局：15人の内数、中部運輸局：36人の内数、近畿運輸局：45人の内数、中国運輸局：32人の内数、四国運輸局：18人の内数、九州運輸局：32人の内数 (平成25年4月時点)</p>
事務量（アウトプット）	<p>①関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通総合連携計画の送付を受けたときの助言数 地域公共交通総合連携計画の件数（508件（平成24年3月末時点））の内数 <p>②関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転代行業に係る事務処理件数 20,102件（平成20～23年度の平均） ・自家用有償旅客運送に係る事務処理件数 3,252件（平成20～23年度の平均） ・自動車道事業に係る事務処理件数 32件（平成20～23年度の平均）
地方側の意見	<p><全国知事会意見(平成23年8月30日)「移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について」(抜粋)> 「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。 (3) 地方運輸局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利便性の高い交通体系の構築に関する事務 <p><第1回地方分権改革有識者会議(平成25年4月12日)古川議員提出資料(抜粋)> 「住民の移動手段を確保する」視点からの地方への権限移譲が必要。</p>
その他各方面の意見	<p><(公社)日本バス協会 平成25年度政府予算、税制等に関する重点要望事項(平成24年7月)> 平成25年度政府予算における「地域公共交通確保維持改善事業(交通サイバール戦略)等の予算を大幅に増額していただきたい。</p> <p><全国公営交通事業都市議長会 公営交通事業関係予算に関する要望書(平成24年7月)> 地方バス路線を維持するため、地域公共交通の確保・維持・改善について支援する地域公共交通確保維持改善事業の所要額を確保すること。</p>
平成21年工程表における見直しの内容	<p>自家用有償旅客運送及び自動車運転代行業に関する事務・権限を都道府県に移譲する。 また、一の都道府県内で完結する自動車道事業に関する事務・権限を都道府県に移譲する。</p>

<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>—</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>A-b （自家用有償旅客運送（市町村）に係る権限の移譲）</p> <p>B （地域公共交通に関する制度的枠組みの構築）</p> <p>A-a （自動車運転代行業に係る権限の移譲）</p> <p>A-b （自動車道事業に係る権限の移譲）</p> <p>C （自動車運送事業に関する助成）</p> <p>D （地域公共交通総合連携計画に係る地方運輸局の助言）</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 過疎地域の移動手段、介護等福祉を支える輸送といった地域住民の生活維持に必要な自家用有償旅客運送に関する事務・権限については、地域で判断できる裁量を拡大するため、希望する市町村に移譲する。（今後具体的な方法等につき検討） ○ また、上記に併せて、住民の移動手段の確保に係る課題の根本的な解決のためには、自家用有償旅客運送のみならず民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現していくことが必要である。地域の交通ネットワークの構築という観点においては、もともと自治体を中心とした地域の主体的な取組が期待されており、一部の自治体では望ましい交通ネットワークを形成しようとしているが、それを実現するための枠組が不十分となっている。このため、地域の交通ネットワークの形成に関する主体的な取組を可能とするよう、自治体、事業者等地域の関係者の適切な役割分担の下で、その実効性を高める新たな制度的枠組の構築を検討する。 ○ 自動車運転代行業については、都道府県公安委員会が事業者の認定を行い、地方運輸局は利用者保護の観点から認定に際して保険加入等を確認するために協議を受けること等とされているが、自動車運転代行業に関する事務を都道府県が自主的かつ総合的に実施できるようにするため、自動車運転代行業に係る地方運輸局の権限については、都道府県に移譲する方向で検討する。 ○ 自動車道事業については、観光道路など地域に密着した輸送サービスとして利用されていることから、一の都道府県内で完結する自動車道事業に係る地方運輸局の権限については、希望する都道府県に移譲する方向で検討する。 ○ 地域公共交通確保維持改善事業における業務については、本省で実施しており、地方運輸局は、本事業の執行に関し、申請者であるバス事業者等の便宜を図るため、申請書類の受付・送付など本省の補助的業務のみを行っているにすぎないことから、引き続き地方運輸局で実施する。 ○ これまでも、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第8項に基づく地域公共交通総合連携計画の送付を受けた時の地方運輸局の助言については、計画の作成主体である市町村の自主性・独立性が高められるよう、市町村から求めがなければ行わないこととしており、今後も従前どおりとする。

備考	自動車運転代行業、自家用有償旅客運送及び自動車道事業に係る地方公共団体への権限の移譲に際しては、法目的の適切な実現の観点から、当該地方公共団体における執行体制等を考慮しつつ、移譲の具体的な方法等について検討が必要。
----	---

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方運輸局		No. 2
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	観光振興等（民間に関する助成、国際観光振興、地域に対するコンサルティング等）	
事務・権限の概要	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与すること。 <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 等 <p>【主な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県の枠を越えて自治体等が広域で取組む訪日プロモーションについての国と地方による連携事業の実施（日本向け旅行商品造成のための旅行会社関係者等の招請、海外の旅行博への出展等） 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第8条第3項に基づく観光圏整備実施計画の認定 ※観光庁において実施している事務 	
予算の状況 （単位：百万円）	【平成25年度予算案】 25.7（百万円）	
関係職員数	80人の内数 北海道運輸局：9人の内数、東北運輸局：10人の内数、関東運輸局：9人の内数、北陸信越運輸局：8人の内数、中部運輸局：7人の内数、近畿運輸局：11人の内数、中国運輸局：9人の内数、四国運輸局：7人の内数、九州運輸局：10人の内数 （平成25年4月時点）	
事務量（アウトプット）	<ul style="list-style-type: none"> ビジット・ジャパン地方連携事業 161件（平成24年度） 観光圏整備実施計画の認定 1件（平成24年度） ※観光庁において実施している事務 	
地方側の意見		
その他各方面の意見	－	
平成21年工程表における見直しの内容	地域の観光振興に関する国の役割は、国際観光振興の観点から、地域が行うことのできない全国的視点に立った先端的、モデル的な取組みなどに限定する。【地方分権改革推進要綱（第1次）関連】	
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>○地域の観光振興について</p> <p>従来から、地域の観光振興に関する国の役割は、国際観光振興の観点から、地域が行うことのできない全国的視点に立った先端的、モデル的な取組などに限定しており、今後も従前どおり取り組んでいく。例えば、中部運輸局及び北陸信越運輸局においては、中部北陸9県を「昇龍道」と命名し、同観光エリアへの外国人旅行者誘致を推進するプロジェクトを平成24年1月に開始し、その推進母体として「昇龍道プロジェクト推進協議会」を創設することにより、一の都道府県では実施が困難な地域一体となった観光振興を行っている。</p> <p>○一の都道府県内の地域に係る地域振興的な取組について</p>	

	<p>従来から、専ら地域固有の発意による創意工夫が活かせる地域振興的な取組で一 の都道府県内の地域に係るものは、求めがなければ行わないこととしており、今 後も従前どおり取り組んでいく。</p> <p>○観光圏整備実施計画の認定に係る事務について</p> <p>平成 24 年度に、観光圏内の幅広い関係者の連携の強化等を図るため、観光圏の整 備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第 3 条第 1 項の基本方針の 見直しが行われ認定要件が厳格化された。これに合わせて、観光圏整備実施計画 が新たな認定要件に照らして適切か否かを全国的な見地から確認するため、地方 運輸局において実施していた観光圏整備実施計画の認定に係る事務を観光庁にお いて一元的に実施することとした。</p>
<p>その他既往の政 府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検 討 結 果（事 務・権限の区分）</p> <div data-bbox="194 786 363 936" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">D</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>これまでも、国際観光振興に関する施策については全国的観点から先進的取組等 を対象に行うとともに、一の都道府県内の地域に係る地域振興的な取組については 求めがなければ行わないこととしており、今後とも従前どおり真に国として行う必 要がある施策を対象を限定することとしているため。</p> <p>また、観光圏整備実施計画の認定に係る事務については、観光庁において一元的 に実施することとしたため。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方運輸局	No. 5
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	中小企業等協同組合法等の権限		
事務・権限の概要	<p>【目的】 中小企業者その他の者が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者とその営む事業の改善発達を図るために必要な組織を設けることができるようにすることにより、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もって国民経済の健全な発展に資すること。</p> <p>【根拠法令】 中小企業等協同組合法 中小企業団体の組織に関する法律</p> <p>【主な業務内容】 中小企業等協同組合等のうち、国土交通省の所管に属する事業が組合員の資格として定款に定められる事業又は組合の行う事業となっているものの一部に係る設立認可、報告受領等。</p>		
予算の状況 (単位:百万円)	—		
関係職員数	219 人の内数 北海道運輸局：24 人の内数、東北運輸局：20 人の内数、関東運輸局：32 人の内数、北陸信越運輸局：16 人の内数、中部運輸局：25 人の内数、近畿運輸局：40 人の内数、中国運輸局：22 人の内数、四国運輸局：16 人の内数、九州運輸局：24 人の内数 (平成 25 年 4 月時点)		
事務量（アウト プット）	○地方運輸局所管組合数 3,515 件（平成 23 年度末時点） ○地方運輸局における手続き件数 設立認可、定款変更認可等：674 件、決算報告書等各種報告受理：4,602 件（平成 23 年度）		
地方側の意見	—		
その他各方面の 意見	—		
平成 21 年工程表 における見直し の内容	—		
平成 21 年工程表決定 又は平成 22 年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	—		
その他既往の政府 方針等	—		

<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A-b</div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>地方運輸局は、中小企業等協同組合等のうち、国土交通省の所管に属する事業者が組合員の資格として定款に定められる事業又は組合の行う事業となっているものの一部に係る設立認可、報告受領等の事務を行っているが、その地区が都道府県の区域を超えないものについては、希望する都道府県に対する事務・権限移譲の対象とする。</p>
<p>備考</p>	

【環境省】

地方環境事務所

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方環境事務所				No. 1、2、3、 4、5																																											
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																	
事務・権限名	個別リサイクル法に基づく、報告徴収・立入検査等に関する事務 ・家電リサイクル法 ・容器包装リサイクル法 ・食品リサイクル法 ・自動車リサイクル法 ・小型家電リサイクル法																																																
事務・権限の概要	○家電リサイクル法 ・小売業者又は製造業者等に対する、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は再商品化等の実施の状況に関する報告徴収。（第 52 条） ・小売業者又は製造業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫への立入検査。（第 53 条） ○容器包装リサイクル法 ・特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対する、特定容器を用いる事業、特定容器の製造等の事業又は特定包装を用いる事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況に関する報告徴収。（第 39 条） ・特定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫への立入検査。（第 40 条） ○食品リサイクル法 ・食品関連事業者、登録再生利用事業者、認定事業者に対する報告徴収、又はその事務所、工場、事業場若しくは倉庫への立入検査。（第 24 条第 1 項から第 3 項） ○自動車リサイクル法 ・自動車製造業者等又はその委託を受けた者に対する、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等の実施の状況に関する報告徴収。（第 130 条第 3 項） ・自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫への立入検査。（第 131 条第 2 項） ○小型家電リサイクル法 ・認定事業者等に対する、使用済小型電子機器等の引取り又は再資源化の実施の状況に関する報告徴収。（第 16 条） ・認定事業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫への立入検査。（第 17 条）																																																
予算の状況 （単位：百万円）	地方環境事務所一般行政に必要な経費 70 百万円の内数 （北海道地方環境事務所 25 百万円、東北地方環境事務所 6.5 百万円、関東地方環境事務所 6.5 百万円、中部地方環境事務所 12.5 百万円、近畿地方環境事務所 6.5 百万円、中国四国地方環境事務所 6.5 百万円、九州地方環境事務所 6.5 百万円）																																																
関係職員数	廃棄物・リサイクル対策課又は環境対策課の当該事務担当官（ただし、職務の一部として実施）定員 11 名（北海道地方環境事務所 4 人、東北地方環境事務所 1 人、関東地方環境事務所 1 人、中部地方環境事務所 2 人、近畿地方環境事務所 1 人、中国四国地方環境事務所 1 人、九州地方環境事務所 1 人）の内数																																																
事務量（アウト プット）	○立入検査件数 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国</td> <td>495</td> <td>530</td> <td>579</td> <td>426</td> <td>430</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>33</td> <td>37</td> <td>39</td> <td>27</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>57</td> <td>69</td> <td>71</td> <td>38</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>関東</td> <td>117</td> <td>108</td> <td>127</td> <td>57</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>73</td> <td>68</td> <td>83</td> <td>75</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td>90</td> <td>95</td> <td>97</td> <td>106</td> <td>101</td> </tr> </tbody> </table>								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	全国	495	530	579	426	430	北海道	33	37	39	27	31	東北	57	69	71	38	42	関東	117	108	127	57	40	中部	73	68	83	75	69	近畿	90	95	97	106	101
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																												
全国	495	530	579	426	430																																												
北海道	33	37	39	27	31																																												
東北	57	69	71	38	42																																												
関東	117	108	127	57	40																																												
中部	73	68	83	75	69																																												
近畿	90	95	97	106	101																																												

	中国四国	74	78	91	56	74
	九州	51	75	71	67	73
地方側の意見	—					
その他各方面の意見	<p>○家電リサイクル法</p> <p>「小売業者が消費者から引き取った廃家電が、メーカー以外の者に、リユース品としてではなく引き渡されるといった引渡義務違反事例が続発している。その防止のためには、立入検査や報告徴収などを通じた行政による取締りを引き続き行う必要がある。」（「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」中環審・産構審合同会合、平成20年2月）</p>					
平成21年工程表における見直しの内容	一つの都道府県内等にのみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。					
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	平成25年4月、小型家電リサイクル法が施行。					
その他既往の政府方針等						
検討結果（事務・権限の区分）	<p>（区分の理由等）</p> <p>全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である。</p> <p>また、個別リサイクル法に基づくリサイクル制度は、国民や事業者等から全国一律のリサイクル料金を徴収して運用しており、当該料金に対するサービスの質を厳格かつ一律に維持する上で、国の責任ある対応が求められることから、引き続き国による実施が必要である。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県（※）にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限を付与することを検討。</p> <p>※小型家電リサイクル法においては、再商品化事業計画の認定の基準の一つとして事業者等が収集を行う区域が原則3都府県以上となることを定めており、例外として、北海道又は沖縄県については単一道県での事業計画認定をしようとしている。従って、小型家電リサイクル法において、「事業所が一の都道府県にある場合」が想定されるのは、北海道又は沖縄県のみである。</p>					
備考	<p>（一つの都道府県を超える場合） C</p> <p>（一つの都道府県を超えない場合） A-a</p> <p>共管省庁（経済産業省、農林水産省、財務省、厚生労働省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。</p>					

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方環境事務所	No. 6																																																								
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																											
事務・権限名	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査																																																										
事務・権限の概要	<p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「法」という。）第18条に基づく技術適合命令を行うため、同法第29条に基づき、当該命令の対象となる特定特殊自動車の使用者に対して、特定特殊自動車の使用状況その他の必要事項に関する報告、特定特殊自動車の所在すると認められる場所への立入、特定特殊自動車等の検査等（以下「報告徴収・立入検査」という。）ができることとなっている。</p> <p>なお、この報告徴収・立入検査に関する規定については、条文上、法第13条に規定する届出事業者に対する改善命令、法第14条に規定する表示の禁止の措置を講じるため、法第6条第1項の規定による特定原動機の型式指定を受けた者、届出事業者、法第12条第3項の規定による少数生産車の承認を受けた者に対する報告徴収・立入検査に関する規定と一体として規定されている。</p>																																																										
予算の状況 （単位：百万円）	地方環境事務所一般会計人件費（関係職員に係るもの）45.5百万円の内数 （北海道地方環境事務所 6.5百万円、東北地方環境事務所 6.5百万円、関東地方環境事務所 6.5百万円、中部地方環境事務所 6.5百万円、近畿地方環境事務所 6.5百万円、中国四国地方環境事務所 6.5百万円、九州地方環境事務所 6.5百万円）																																																										
関係職員数	環境対策課の当該事務担当官（ただし、職務の一部として実施）定員7名（北海道地方環境事務所1人、東北地方環境事務所1人、関東地方環境事務所1人、中部地方環境事務所1人、近畿地方環境事務所1人、中国四国地方環境事務所1人、九州地方環境事務所1人）の内数																																																										
事務量（アウトプット）	○報告徴収・立入検査件数 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関東</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国四国</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>九州</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	全国					1	北海道						東北						関東						中部						近畿						中国四国						九州					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																						
全国					1																																																						
北海道																																																											
東北																																																											
関東																																																											
中部																																																											
近畿																																																											
中国四国																																																											
九州																																																											
地方側の意見	—																																																										
その他各方面の意見	—																																																										
平成21年工程表における見直しの内容	法施行の状況を踏まえつつ、特定特殊自動車の使用者に対する権限を都道府県に付与することとし、平成23年度中を目途にその詳細を検討し、結論を得る。																																																										
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—																																																										

<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>A-a （製造業者の規制のために必要な使用者への立入等は除く。）</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査に関する権限については、地方環境事務所の事務から外し、地方公共団体に移管する。</p> <p>本省の事務である製造業者等への規制（法第13条の改善命令等）のために、使用者に対する報告徴収及び立入検査が必要な場合には、本省において行うものとする。</p>
<p>備考</p>	<p>管内の一部の行政区域のみに移管した場合、残る区域の対応のため引き続き環境事務所においても体制が必要となるため、全国一律・一斉の事業移管が必要。</p> <p>また、移管に当たっては、検査体制の構築（測定機器の整備、検査技術の習得、予算の確保等）が前提となる。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方環境事務所	No. 7																																																									
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																												
事務・権限名	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督																																																											
事務・権限の概要	<p>土壌汚染の調査は、試料の採取地点の選定、試料採取方法等により結果が大きく左右されるため、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の調査を行う者は、一定の技術的能力を有すると認められる者として土壌汚染対策法（以下「法」という。）第3条第1項の環境大臣が指定した者（指定調査機関）のみに限るとともに、この指定調査機関が行う調査業務の適性を確保するために、環境大臣は、法第39条による適合命令、法第42条による指定の取消し、法第54条第5項による報告徴収・立入検査等必要な監督や現況把握を実施している。</p> <p>現行では、指定調査機関が二以上の地方環境事務所の管轄区域に土壌汚染状況調査等を行う事務所を置く場合には本省で、事業所が一つの管轄区域のみにある場合には地方環境事務所、それぞれ指定及び監督に係る事務を実施している。</p>																																																											
予算の状況 （単位：百万円）	地方環境事務所一般会計人件費（関係職員に係るもの）45.5百万円の内数 （北海道地方環境事務所 6.5百万円、東北地方環境事務所 6.5百万円、関東地方環境事務所 6.5百万円、中部地方環境事務所 6.5百万円、近畿地方環境事務所 6.5百万円、中国四国地方環境事務所 6.5百万円、九州地方環境事務所 6.5百万円）																																																											
関係職員数	環境対策課の当該事務担当官（ただし、職務の一部として実施）定員7名の内数 （北海道地方環境事務所1人、東北地方環境事務所1人、関東地方環境事務所1人、中部地方環境事務所1人、近畿地方環境事務所1人、中国四国地方環境事務所1人、九州地方環境事務所1人）																																																											
事務量（アウトプット）	<p>○事務件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国</td> <td>1,446</td> <td>1,467</td> <td>1,471</td> <td>1,376</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>68</td> <td>68</td> <td>68</td> <td>68</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>111</td> <td>112</td> <td>119</td> <td>102</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>関東</td> <td>545</td> <td>540</td> <td>543</td> <td>534</td> <td>477</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>195</td> <td>209</td> <td>205</td> <td>193</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td>214</td> <td>227</td> <td>220</td> <td>205</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>中国四国</td> <td>154</td> <td>150</td> <td>152</td> <td>133</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>九州</td> <td>159</td> <td>161</td> <td>164</td> <td>141</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table>							20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	全国	1,446	1,467	1,471	1,376	1,260	北海道	68	68	68	68	68	東北	111	112	119	102	93	関東	545	540	543	534	477	中部	195	209	205	193	178	近畿	214	227	220	205	187	中国四国	154	150	152	133	127	九州	159	161	164	141	130
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																							
全国	1,446	1,467	1,471	1,376	1,260																																																							
北海道	68	68	68	68	68																																																							
東北	111	112	119	102	93																																																							
関東	545	540	543	534	477																																																							
中部	195	209	205	193	178																																																							
近畿	214	227	220	205	187																																																							
中国四国	154	150	152	133	127																																																							
九州	159	161	164	141	130																																																							
地方側の意見	—																																																											
その他各方面の意見	—																																																											
平成21年工程表における見直しの内容	一の都道府県内で調査を行う指定調査機関に係るものは、都道府県に移譲する。																																																											
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—																																																											
その他既往の政府方針等	—																																																											

<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>A-a （一の都道府県内で調査業務を行う場合）</p> <p>C （複数の都道府県内で調査業務を行う場合）</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>複数の都道府県内で広域的に調査業務を行う指定調査機関の場合、その指定・監督を都道府県が行うとすると、事業者は調査を行うすべての都道府県から指定・監督を受けることとなる。指定調査機関が一の都道府県において、土壌汚染対策法第42条の取消要件に該当することとなった場合、当然に他の都道府県でも指定の取消を行う必要があるが、そういった情報に関し、都道府県間及び都道府県と国との間の連絡調整に時間を要することになり、迅速かつ効率的な監督処分をすることが困難になることが予想され、例えば、他県において取消処分を受けた事業者が別の都道府県では指定を受け続けるような事態が生じてしまう可能性がある。また、事業者が各都道府県に指定の申請をすることとなると事業者に対して著しい負担を強いることとなる。</p> <p>従って、一の都道府県内で調査業務を行う場合は、地方公共団体に事務を移管。複数の都道府県内で調査業務を行う場合には、環境省において事務を行うこととする。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方環境事務所	No. 8			
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 3 号）第 25 条第 1 項に規定する申請等の経由に係る事務					
事務・権限の概要	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第 25 条第 1 項に規定する申請等の経由に係る事務					
予算の状況 （単位：百万円）	地方環境事務所一般会計人件費（関係職員に係るもの）45.5 百万円の内数 （北海道地方環境事務所 6.5 百万円、東北地方環境事務所 6.5 百万円、関東地方環境事務所 6.5 百万円、中部地方環境事務所 6.5 百万円、近畿地方環境事務所 6.5 百万円、中国四国地方環境事務所 6.5 百万円、九州地方環境事務所 6.5 百万円）					
関係職員数	環境対策課の当該事務担当官（ただし、職務の一部として実施）定員 7 名（北海道地方環境事務所 1 人、東北地方環境事務所 1 人、関東地方環境事務所 1 人、中部地方環境事務所 1 人、近畿地方環境事務所 1 人、中国四国地方環境事務所 1 人、九州地方環境事務所 1 人）の内数					
事務量（アウトプット）	○申請受付数					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	全国	110	80	79	70	58
	北海道	2	5	10	9	8
	東北	6	8	14	6	8
	関東	32	26	24	25	16
	中部	7	6	4	10	3
	近畿	9	5	7	6	3
中国四国	32	14	12	8	15	
九州	22	16	8	6	5	
地方側の意見	地方公共団体に移管 「地方」（全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（p. 64）、平成 22 年 7 月 15 日）					
その他各方面の意見	—					
平成 21 年工程表における見直しの内容	—					
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—					
その他既往の政府方針等	—					

<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 100px;">B</div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>○石綿健康被害救済法に基づく認定の申請については、同法施行規則第 25 条の規定に基づき、地方環境事務所を經由して、また、独立行政法人環境再生保全機構第 10 条の 2 第 1 項及び石綿健康被害救済法施行規則第 26 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が指定する者（各自治体の意向を聞き取り、各地の保健所の他、一部都道府県や政令市等を指定している）を經由して、環境再生保全機構に提出することができることとされている。</p> <p>○このうち、地方環境事務所が行う認定申請の受付・経由の事務については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康被害救済法は、国の責務で、行政的な石綿健康被害者の救済措置を講ずることとしたものであることから、その認定の申請の受け付けについても、まずは国の責務として行うべきであること。 ・申請者が迅速に救済（認定の可否の判断）を受けられるよう、申請者の便宜を第一義に考え、国・地方自治体を問わず、可能な限り幅広い行政窓口で認定申請を受け付けることが適切であること。 <p>から、引き続き、維持することが適当である。</p> <p>○地方環境事務所が認定申請を受け付けて經由するという制度を維持することを前提として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人環境再生保全機構第 10 条の 2 第 1 項及び石綿健康被害救済法施行規則第 26 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が指定する者として、より広く地方自治体や関係機関を指定することとするについては、積極的に協力させていただきたい。
<p>備考</p>	<p>施行規則第 26 条運用見直し</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方環境事務所	No. 9
出先機関名：地方環境事務所	

事務・権限移譲等検討シート（個票）	
事務・権限名	「循環型社会形成推進協議会」への参加
事務・権限の概要	<p><概要・出先機関が実施している具体的な業務内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進地域計画作成に当たっての協議会の設置の義務付けを廃止するとともに、交付手続を簡素化する。これらの措置を平成21年度から実施する。 ・循環型社会形成推進交付金の交付対象事業を実施しようとする市町村は循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）を作成し、当該計画を環境大臣に提出しなければならない。 ・環境省が定める「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」において、市町村は、地域計画の作成に当たり必要に応じて都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議（以下「循環型社会形成推進協議会」という。）を開催することとされている。 ・市町村からの要請等があった場合には、地方環境事務所及び都道府県は「循環型社会形成推進協議会」に参加し、意見交換を行う。 <p><根拠法令・関係通知等></p> <p>「循環型社会推進形成交付金交付要綱」 「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウト プット）	—
地方側の意見	—
その他各方面の 意見	—
平成21年工程表 における見直し の内容	循環型社会形成推進地域計画作成に当たっての協議会の設置の義務付けを廃止するとともに、交付手続を簡素化する。これらの措置を平成21年度から実施する。
平成21年工程表決定 又は平成22年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	<p>交付要綱及び取扱要領を改正し、以下の措置を平成21年度から実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進地域計画作成に当たっての協議会の設置の義務付けを廃止した。 ・市町村からの要請等があった場合には、地方環境事務所及び都道府県は「循環型社会形成推進協議会」に参加し、意見交換を行うこととした。 ・廃棄物処理法第6条に規定する一般廃棄物の処理に関する計画に、施設の具体的な立地計画等地域計画に必要な事項が位置づけられている場合は、これをもって地域計画に代えることができるよう、交付手続を簡素化した。
その他既往の政府 方針等	—
検討結果（事務・ 権限の区分）	<p>（区分の理由等）</p> <p>平成21年度から実施済み。</p>
<div style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">D</div>	

備考	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方環境事務所	No. 10
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	環境教育・環境保全活動の推進		
事務・権限の概要	<p>「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（平成 24 年 6 月 26 日閣議決定）において、「地方支分部局等では、環境教育等に関する情報の収集や提供を行うほか、事業を実施する際に民間団体等との協力を推進」と規定されており、地方環境事務所組織規則において環境対策課の所掌事務として「環境の保全に関する教育及び学習の振興に関する事務及び事業に関すること」とされている。</p> <p>これらに基づき、地方環境事務所においては、国民、民間団体、事業者等に対する環境教育・環境学習の振興が図られるよう、環境教育・環境学習において重要な役割を担う者への最新の知見の提供、「持続可能な開発のための教育（ESD）」の国際動向や全国的な優良事例を共有する場の提供等を実施している。</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	<p>・地方環境事務所一般会計人件費（関係職員に係るもの）45.5 百万円（北海道地方環境事務所 6.5 百万円、東北地方環境事務所 6.5 百万円、関東地方環境事務所 6.5 百万円、中部地方環境事務所 6.5 百万円、近畿地方環境事務所 6.5 百万円、中国四国地方環境事務所 6.5 百万円、九州地方環境事務所 6.5 百万円）の内数</p> <p>・環境教育推進事業費 5.5 百万円（北海道地方環境事務所 0.7 百万円、東北地方環境事務所 0.7 百万円、関東地方環境事務所 1 百万円、中部地方環境事務所 0.7 百万円、近畿地方環境事務所 1 百万円、中国四国地方環境事務所 0.7 百万円、九州地方環境事務所 0.7 百万円）</p>		
関係職員数	環境対策課の当該事務担当官（ただし、職務の一部として実施）定員 7 名（北海道地方環境事務所 1 人、東北地方環境事務所 1 人、関東地方環境事務所 1 人、中部地方環境事務所 1 人、近畿地方環境事務所 1 人、中国四国地方環境事務所 1 人、九州地方環境事務所 1 人）の内数		
事務量 （アウトプット）	—		
地方側の意見	—		
その他各方面 の意見	—		
平成 21 年工程表 における見直しの 内容	国の役割を、全国統一的に推進した方が効率的なもの又は地域が行うことのできない全国的視点に立った先端的、モデル的なものに限定する。		
平成 21 年工程表決定 又は平成 22 年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（平成 24 年 6 月 26 日閣議決定）において、「地方支分部局等では、環境教育等に関する情報の収集や提供を行うほか、事業を実施する際に民間団体等との協力を推進」と規定。		
その他既往の政府			

方針等	
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">D</div>	（区分の理由等） 措置済み
備考	